

滑川町告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第240回滑川町議会定例会を招集する。

令和6年2月22日

滑川町長 大塚 信 一

記

- 1 招集日 令和6年3月5日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和6年第240回滑川町議会定例会

令和6年3月5日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告並びに施政方針
町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度滑川町一般会計補正予算(第5号))
- 6 議案第 2号 滑川町コミュニティセンター建設委員会条例の制定について
- 7 議案第 3号 滑川町下水道事業審議会条例の制定について
- 8 議案第 4号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 5号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 6号 滑川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 7号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 8号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 9号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第10号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第11号 滑川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第12号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第13号 令和5年度滑川町一般会計補正予算(第6号)の議定について
- 18 議案第14号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

- 1 9 議案第 1 5 号 令和 5 年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 0 議案第 1 6 号 令和 5 年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- 2 1 議案第 1 7 号 令和 5 年度滑川町水道事業会計補正予算（第 3 号）の議定について
- 2 2 議案第 1 8 号 令和 5 年度滑川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）の議定について
- 2 3 議案第 1 9 号 令和 6 年度滑川町一般会計予算の議定について
- 2 4 議案第 2 0 号 令和 6 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- 2 5 議案第 2 1 号 令和 6 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- 2 6 議案第 2 2 号 令和 6 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 2 7 議案第 2 3 号 令和 6 年度滑川町水道事業会計予算の議定について
- 2 8 議案第 2 4 号 令和 6 年度滑川町下水道事業会計予算の議定について
- 2 9 議案第 2 5 号 小川地区衛生組合の規約変更について
- 3 0 議案第 2 6 号 工事請負変更契約の締結について
- 3 1 議案第 2 7 号 滑川町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 3 2 議案第 2 8 号 滑川町伊古の里の指定管理者の指定について
- 3 3 議案第 2 9 号 町道路線の廃上について
- 3 4 議案第 3 0 号 町道路線の認定について
- 総括質疑
- 3 5 請願第 1 号 国に対して「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」の提出を
求める請願
- 3 6 請願第 2 号 （仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求める請願

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一
代表監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華

録 音 吉 野 和 弘

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、改めましておはようございます。議員各位には大変ご多様のところ、第240回滑河町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、9番、赤沼正副議員より早退届が提出されました。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に足しておりますので、ただいまから第240回滑河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

3番 瀬上邦久議員

5番 阿部弘明議員

6番 西宮俊明議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） おはようございます。議長の命により、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る2月27日午前10時から開催しました。

出席者は、議長をはじめ議会運営委員7名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明をいただき、慎重に審議いたしました。

その結果、本定例会の会期は本日から3月18日までの14日間とし、本日は諸般の報告、行政報告

並びに施政方針、町長提出議案の一括上程、説明、総括質疑、予算審査特別委員会の設置、請願の審議を行います。

6日、7日は、午前10時から一般質問をそれぞれ5名ずつ行います。

8日は休会とし、午前9時から全員協議会を開催します。終了後に総務経済建設常任委員会、続いて文教厚生常任委員会を開き、請願の審査を行います。

9日、10日は、休日休会とします。

11日、12日は、休会とし、午前9時から予算審査特別委員会を開催し、付託事項を審査します。

13日は、午前10時から議案審議を行います。

14日、15日は、休会とします。

16日、17日は、休日休会とします。

18日は、午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定しました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月18日までの14日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、会議は本日から3月18日までの14日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日は吉野正和代表監査委員にご出席をいただいておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和5年12月、令和6年1月及び2月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は、事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛て提出のありました寄附報告書をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、比企広域市町村圏組合議会の報告を内田敏雄議員にお願いします。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） おはようございます。13番、内田敏雄です。議長の命により、令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を申し上げます。

2月8日に東松山市役所議場で令和6年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会が開催され、滑川町議会として吉野議長と内田が出席しましたので、報告させていただきます。

内容ですが、まず人事案件で、組合議会申合せ事項に基づきまして、副議長は小川町議会議長を指名推選の方法により選出することになっており、高橋功人議員が選任されました。総務常任委員会委員長に嵐山町の森一人議員が選任されました。

それから、専決処分について、物損事故に関わる和解について3件と、燃料不正に関わる和解について1件の計4件の報告がありました。

続きまして、比企広域市町村圏組合定例会議案は、人事案件1件、条例改正が3件、令和5年度補正予算が3件、令和6年度当初予算が5件の計12件が上程されました。

議案第1号は、人事案件で、比企広域公平委員会委員の任期満了に伴い、新たに嵐山町在住の中島秀雄さんが選任されました。

議案第2号は、比企広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例及び比企広域市町村圏組合一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、人事院勧告に鑑み、一般職員の給与、期末手当及び勤勉手当等の改正に関わる条例改正です。

議案第3号は、比企広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例制定についてで、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことによるものです。

第4号議案は、比企広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてで、ときがわ消防団の人員配置の適正化を図るため、団員定数の整備を行うものです。

議案第5号から第7号までは、令和5年度の補正予算で、議案第5号は令和5年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出の総額の補正はありません。

議案第6号は、令和5年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出に1億1,212万3,000円を減額し、総額35億7,178万9,000円としたものです。

議案第7号は、令和5年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出の総額に補正はありません。

議案第8号から第12号につきましては、令和6年度の各会計の当初予算でございます。全ての議案は、管理者から説明を受け審議され、原案のとおり可決されました。

一般質問につきましては、ときがわ町議会選出の田中紀吉議員から、ときがわ分署の物損事故について、2、地域手当について、嵐山町議会選出の川口浩史議員から、1、消防自動車の運転免許の補助について、2、消防団員確保について、吉見町議会選出の杉田しのぶ議員から、1、消防行

政について、2、介護認定審査会業務についての説明を求める質問がありました。

以上で比企広域市町村圏組合議会定例会の報告を終わります。

なお、関係資料につきまして事務局にありますので、後で御覧になっていただきたいと思えます。

以上で、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、小川地区衛生組合議会の報告を小澤実議員にお願いします。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） おはようございます。8番、小澤実です。議長の命により、報告いたします。令和6年小川地区衛生組合議会第1回定例会の報告を申し上げます。

去る2月19日、小川町の議場において、滑川町からは大塚町長、吉野議長、それに私の3名が出席いたしました。

提出された議案は、5議案について審議いたしました。

議案第1号は、小川町条例を準用する条例制定についてであります。提案理由につきましては、法令の規定により条例をもって定めるべき事項について、小川町条例を準用することにより、必要な条例を定めるものとするについて審議されました。議員全員の賛成により、原案のとおり可決いたしました。

議案第2号は、小川地区衛生組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決されました。

議案第3号は、小川地区衛生組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について審議され、こちらも議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第4号は、令和5年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第3号）、歳入歳出予算補正において、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,269万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,614万6,000円とするものです。審議の結果、議員全員の賛成により可決いたしました。

議案第5号は、令和6年度小川地区衛生組合一般会計予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億1,662万9,000円と定めることについて審議され、議員全員の賛成により可決いたしました。

以上で令和6年小川地区衛生組合議会第1回定例会の報告とします。

なお、詳細につきましては、議案書を事務局で保管しておりますので、随時閲覧をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに施政方針

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、行政報告並びに施政方針を行います。

大塚町長より、一般行政報告並びに施政方針をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、3月定例会の開会に当たりまして、一般行政報告並びに令和6年度の施政方針を申し上げます。

本日は、第240回滑川町議会を招集させていただきましたところ、年度末という何かとご多忙の中を議員各位にご出席を賜り開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、令和6年度一般会計予算の議定をはじめとした全30議案のご審議をお願いするものでございます。町民を代表する議員各位、町政運営に期待を寄せる多くの町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

さて、冒頭になりますが、令和6年1月1日発生した能登半島地震により、犠牲となられましたご遺族の皆様方に慎んでご冥福を申し上げ、さらには被災をされた皆様の一日も早い復旧、復興がなされますことを心よりご祈念を申し上げる次第でございます。

また、被災者の救済と被災地の復興支援にご尽力をいただく関係各位に、改めて深く敬意を表したいと思います。先月の2月19日、滑川町からも埼玉県との共同災害支援として、石川県の七尾市に総務政策課職員、野澤勇輝主事を派遣し、避難所支援活動を実施してまいりました。今後においても、要請に伴い支援を実施していく考えでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

昨年の12月2日から9日まで、障害者週間に合わせて、コミュニティセンターにおいて「ふくしのかたち展」を開催いたしました。町内の障害施設の紹介とともに、施設利用者の力強い作品などが数多く展示され、多くの方々が作品を御覧になられました。

次に、1月7日、同じくコミュニティセンターにおいて、今年度に二十歳になられた187名の皆さんを迎え、「二十歳（はたち）の祝い」を盛大に挙行いたしました。次代を担う若者の元気な姿を拝見し、大変心強く感じたところでございます。

1月9日には、新年賀詞交歓会をやはりコミュニティセンターにおいて、81名の皆様にご出席をいただき開催をいたしました。町のさらなる飛躍を祈りながら、町を代表し挨拶を申し上げ、さらには滑川町議会吉野議長をはじめ、来賓各位からご祝辞をいただき、各界の皆さんと交流をする中で盛大に開催することができました。当日は、議会の皆様におかれましても共同開催者としてご尽力を賜り、感謝を申し上げます。

次に、表彰関係でございますが、教育行政の発展に尽力された功績により、福田在住の権田哲雄さんが瑞宝双光章を受賞されましたので、ご報告を申し上げます。また、健康長寿に取り組む滑川町にとって誠に喜ばしいことに、3月2日には、羽尾在住の吉野ちよ子さんが100歳を迎えられま

した。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、昨日3月4日にお祝いを申し上げたところでございます。

なお、教育関係の行政報告につきましては、後ほど教育長より報告がございしますが、1点だけ報告をさせていただきます。

それは2月10日コミュニティセンターにおいて、滑川町青少年の主張大会が開催され、町内の小学5年生、6年生、滑川中学校の1年生、2年生から発表がされ、私も多くの議員の皆様と参加してまいりました。町の将来への提言、災害対策や家族、友人とのつながり、さらには動物や自然界を通じての我々へのアドバイスを発信していただき、今後の町政にも通じることも多くあり、大変感動を覚えた次第でございます。

さて、今年度も余すところ1か月を切りました。令和5年度において議決された事項、事業も最終段階を迎え、完了に向けて、職員一同鋭意努力をしているところでございます。

事業につきましては、昨年来町としては説明をしてきましたが、理解がいただけず、SNSや機関紙にて一部の方の反対を耳にしますが、職員と一丸となって議決をされた予算執行をすることが住民のためであると確信し、今後の町づくりに努めていきます。

以上、簡単でございますが、開会に当たっての挨拶並びに一般行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和6年度の滑川町の行政運営上の施政方針を申し上げます。

長い間、世界中を震撼させました新型コロナウイルス感染症も昨年5月8日から5類の感染症に位置づけられたことにより、コロナは消滅したわけではありませんが、従来の恐怖感から解放され、コロナ対策を含め、国民の考え方も大きく状況が変わってまいりました。町全体も解放感にあふれる中で、様々なイベント事業や学校行事の開催、各地域においても明るいコミュニティー事業の展開がなされ、活気が徐々に戻りつつあり、今年度もさらに元気な町づくりを目指して諸事業に取り組んでまいります。私も昨年は各地域へ出かけ、町の状況を自ら説明を申し上げ、さらには町民の皆様の声を直接聞く機会を得ることができました。

さらに、今年はその機会を増やし、積極的な活動を考えております。

さて、今年度は広報等でご案内のとおり、昭和59年滑川町が誕生して以来40周年の記念すべき年があります。公募により決定された40周年のキャッチフレーズは「笑顔に包まれ40年、好きですこの町 滑川町」です。私も誰よりも滑川町を好きだと公言する一人ですが、40年の歴史をいま一度振り返り、先人の功績に学びたいと、さらに皆さんと共に大いにお祝いをしたいと思っております。同じくロゴマークも40周年を記念し、すばらしい作品が完成しました。キャッチフレーズ、ロゴマーク、両方のコンセンサスを尊重しながら、新年度予算では40周年記念の機運の醸成を図るための様々な事業が用意され、住民参加の事業についても、冠事業として予算化も盛り込ませていただきました。40周年を機会として、新たな滑川町づくりが始まる記念事業として大いに期待されます。

話題は変わりますが、新年早々、1月26日夕方の4時30分から放映のテレビ埼玉に生出演させて

いただき、滑川町のPRを住民の皆様、農業団体の皆様とさせていただきました。冒頭の町の紹介では、町は町内に東武東上線の森林公園駅、つきのわ駅の2つの駅を有し、また東松山及び嵐山小川インターの2つのインターチェンジが隣接する関越道も通過する、交通利便の高い都市近郊型の町として発展してきたと紹介PRを申し上げます。加えて、一方では日本農業遺産に認定されたように、里山に囲まれた自然豊かな景観を残す首都圏のオアシスでもあることの紹介もいたしました。当日のすばらしい女性リポーターの方により、町の魅力を引き出していただき、県内の多くの皆様から滑川町の住環境や町を挙げての子育て政策など、高い評価をいただきました。私自身、生中継出演ですので、戸惑いと緊張もありましたが、画面から伝わる農業団体の皆様の素朴なコメントや農産物などに温かみや魅力を感じられたと、高評価を得ることができ、大変喜ばしい結果となりました。今後も積極的にマスメディアを通じたPR活動や、人を呼び込む観光事業に力を入れながら魅力発信していくことの必要性を改めて感じた次第です。

さて、その中でも触れました滑川町の人口ですが、今年の令和6年1月1日の人口が1万9,745人、去年の同時期より34人の人口増加となっており、増加数が鈍ってはいますが、それでも直近5年間で707人の増加、さらには合計特殊出生率が4年連続県下1位ということで、人口増加を続ける県内でもまれな自治体として視聴者の皆さんも驚かれたようです。しかし、現実には忍び寄る少子高齢化の波、あるいは農業者の高齢化や後継者問題、耕作放棄地問題等が山積する実情があります。今や農家でなくても農地を持てる時代となっておりますので、新規就農者開拓を積極的に進めなければと考えております。

このような状況で間もなく令和6年度が参ります。新年度予算の内容については、この後篠崎総務政策課長から詳細説明がありますので、これより総合振興計画に基づき、概略の事業を順にお話をいたします。

まず、総合振興計画第1章の「誰もが安心して暮らせる町づくり」、福祉の分野ですが、まず令和6年度新規事業として、令和7年度開始の第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画策定に取り組みます。第1期、2期の計画作成時と滑川町の子育て環境や社会状況が大きく変わる中で、今、国においても、子ども施策を社会全体で総合的にかつ推進していくための基本法であるこども基本法が昨年施行されました。同法律の理念の遂行義務は尊重しながら、国や県の動きに同調し、さらには町に合った計画作成作業に心がけていきたいと考えています。従来から行われている子育て支援政策の目玉の一つ、18歳までの医療費の無料化事業を公約どおり、本年もしっかりと継続してまいります。私は、右肩上がりに上がるこども医療費無料化の継続は公約であり、当然のごとく実施する考えですが、ほかの財源の影響への軽減を図るためにも、町長になった暁には、埼玉県での医療費補助の対象年齢引上げを実現させる活動をする強い覚悟でございました。現在、町長となり、県内の23町村長の中でもこども医療費町長と自負するくらいの自分ですから、去年は埼玉県には強く要望活動してまいりました。埼玉県の担当部署からの予算概要説明の会議、さらには知事との懇談会、

あるいは知事と町村会との正式な交渉など、折に触れ要望させていただきました。さらに、後押しをいただくためにも、地元選出の小久保憲一県議会議員と共にしっかり連携して活動をしてまいりました。おかげさまをもちまして、現在、埼玉県議会開会中ではありますが、未就学時までであった補助枠も、小学校3年生まで県の補助枠が拡大される予算が提出をされることとなりました。しかしながら、18歳までにはほど遠く、まだまだその要望活動の手を緩めることはできません。東京都をはじめとした近県並みに引上げを目指し、小学生、中学生へと拡大補助を求めてまいります。

また、昨年より議会で議論をいただきました（仮称）滑川町福祉センターの工事予算を計上し、着工する考えです。福祉の拠点としての社会福祉協議会、さらには子ども総合支援拠点、加えて子ども第三の居場所としての複合施設として、昨年いろいろな角度から議論をいただき、さらには現在パブリックコメントにおいて住民意見を聞いております。相当恣意的な力が加わる結果ではありますが、既に議決、執行済みのものにつきましては、従来どおりの同様の対応としていきたい考えであります。なお、建設的な新たな提案につきましては、議決をいただいた後にしっかりと検討し、粛々と執行していく考えであります。

また、先ほどありましたが、今日から新事業としてウエルシア薬局さんの地域貢献事業としての力強い後押しをいただいた、最小限の予算で実施する移動販売車がスタートしました。高齢者政策でもあり、デマンド交通等の連携をすることにより、免許返納対策や交通弱者の買物支援としての互いの事業が補完し合い、この事業から生まれる相乗効果は大きいと思います。お年寄りのひきこもりを防ぎ、さらには地域の方からの見守り、加えてウエルシアさんによる見守りがいただけるとともに、買物を通じての憩いの場所としての地域コミュニティにつながる大きな事業と捉え、成果を期待するものでございます。75歳以上全員に支給する敬老年金、長寿ふれあい温泉券補助なども従来どおり実施し、障害者福祉サービスも国や県の補助をいただく中で充実化をさせ、子どもから高齢者、障害者、障害児を含めて全ての方々が元気になれる町づくりを目指してまいります。

健康づくりの面では、各種予防接種の委託事業の一つである高齢者のインフルエンザ接種補助の継続、さらには昨年来より、議会において新たな議論、さらにはテレビコマーシャルなどで話題になっている带状疱疹ワクチンについても、国の動向、他市町村に照らし、補助方法、経費について、今後の研究としていきたい考えでございます。また、コロナ禍前に戻りつつある各地域の健康づくり事業ですが、健康づくり団体補助を本年度も実施し、地域からの元気づくりを目指していただき、私自ら町民の皆様との触れ合いを求める機会とできればと考えております。

次に、総合振興計画第2章である「豊かな心と文化を育む町づくり」、教育・文化についてですが、まずは町の子育て政策の2つ目の目玉であります、給食費の無償化事業を今年も公約どおり継続していきます。

給食費の無償化事業も数年前から副食費負担として保育園が対象に加わったため、始めた当初より相当予算が膨らんでまいりました。しっかりと予算を確保し、継続する一方で、話題に上りつつ

ある国による給食補助事業の実現についても早期に検討を進めるように、今年も要望活動をしっかりといたします。子育ての2点セット、こども医療費と給食費の無償化につきましては、今後も廃止の考えは全くなく、継続あるのみの考えであります。スクールバス事業につきましては、2年目を迎え利用児童も増え、バスを増発したことから予算も増えましたが、様々検証しながらしっかりと子どもの安全を確保していきたい考えであります。また、水泳指導業務委託の継続や、今年度児童数の増加により増築した宮前小学校のように、質の高い教育環境を教育委員会と協議しながら確保していきたい考えであります。また、今年度は図書館については、照明器具のLED化を図り、省エネ設備を導入することにより温室効果ガスの削減を図りたいと考えております。

このほかの詳細事業や考え方につきましては、この後教育長から説明がありますので、よろしくお願いいたします。

次に、総合振興計画第3章「暮らしやすい快適な町づくり」、都市基盤・生活環境について申し上げます。土地利用の推進については、住宅系土地利用について、市街化区域内では、既存の住宅地において良好な居住環境を図りながら利便性の高い住宅地を形成することとし、森林公園駅周辺の市街化調整区域については、土地区画整理事業も難しい見通しの状況が続いているため、新たな構想を第6次総合振興計画に向けて再検討する考えで準備を進めます。産業系、商業系土地利用については、引き続き地域ごとの周辺と調和した土地利用の誘導を図り、総論的に企業進出を目指します。新年度の土木費として、公共施設等適正管理推進事業として、みなみ野地内の駅前から割烹神楽さんまでの町道116号線舗装修繕工事、上福田の福田上湯谷町道131号線の道路側溝整備、さらには国庫補助金である防災・安全社会資本整備交付金を使つての町道108号線（月の輪地内）及び町道109号線（羽尾地内）の路盤改良・舗装工事を実施し、安全な通行ができるよう道路整備を実施いたします。さらには、昨年引き続き、東武鉄道車庫と隣接した月輪流末排水路（月輪新道下）修繕工事を実施します。

次に、第4章である「特性を生かした活力ある産業の町づくり」、産業経済については、まずは、安定した農業を図るためにも、農作業の効率化、遊休農地の解消、農業後継者の育成に尽力をいたします。さらには、日本農業遺産登録を期して、谷津田米のさらなるブランド化の推進、農産物（ころ柿、ポロタン）の加工品開発の推進をさらに推進していきます。また、産業振興の新規事業として、町の観光資源である二ノ宮山展望台点検業務、さらには今後の有効利用についての管理方法の方針を検討する業務委託を実施いたします。また、農業施設整備として、老朽化した市野川の平堰のラバー堰改修工事をはじめ、補助事業である土地改良施設維持管理適正化事業で実施し、さらに県営ため池整備事業での伊古神戸沼のため池整備を実施いたします。工業、商業、サービス業においては、引き続き企業誘致の推進、新規事業者の支援を図り、町内事業者支援としては商工会と連携し、経営指導、相談事業による支援を実施してまいります。また、特に弱いと感じています観光の振興についても、町の職員体制を充実することにより、農産物や自然環境を生かした観光資源開

発、さらにはさくら祭りや滑川まつりを中心としたイベントを活用した来客者への町PR活動、比企管内の観光協会との交流・連携事業により積極的に取り組んでまいります。

続いて、第5章の行財政・コミュニティ関係については、行財政運営につきましては現状の把握に努め、短期、長期の両面から適正な財政運営を目指していきます。そのような中、令和6年度において、今回の定例会予算成立をいただいた後に、念願でありますコミュニティセンター施設計画の準備に入ります。滑川町コミュニティセンターは、昭和54年オープン以来、長く地域コミュニティの拠点である各地域集会所の総括的な場所に位置づけられ、さらには滑川町中央公民館として生涯学習の拠点でもあり、今の滑川町の生涯学習の礎をつくった施設でもあります。老朽化もありますが、私も職員として勤務した経験があり、以前から施設の使い勝手の悪さは利用者が多様化する中で指摘もされ、さらには建設当時にはなかったバリアフリーの概念からしても、非常に不備のある施設でもあります。

現在、令和5年度予算を執行中のコミュニティセンター施設整備基本計画に基づき、新たな建設場所及び基本設計金額等が確定しますので、令和6年度予算成立後、基本計画に基づいた基本設計業務並びに決定した候補地の用地測量、地質調査に直ちに入りたい考えであります。さらに、将来の目標として、現在コミュニティセンターは指定管理により施設維持をしておりますが、完成後は過去に戻り職員を配置し、各地域の地域コミュニティの町の中心として、その総括拠点として、さらには生涯学習拠点として滑川町中央公民館として位置づけ、単なる貸し館、貸し施設としてではなく、職員が管理をし、さらには運営企画する生きた施設としたい考えでございます。

また、建設費等の財源確保については、現在は町単独予算で考えてありますが、建設着工のぎりぎり段階まで国予算の導入を模索し、国政に明るい国会議員や、さらには政党への要望活動として挙げてありますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、冒頭に申し上げたとおり、今年は町制施行40周年記念の年であります。40周年に合わせた町勢要覧の作成業務や、令和8年度から始まる町の将来設計である第6次滑川町総合振興計画・前期計画策定業務に関するアンケートやワークショップ業務、計画策定の基礎資料作成の業務委託を、来年度新規に行う予定です。40周年記念事業としては、今年行われます各種イベント事業に町制施行40周年記念の冠をつけ、町民の皆様とお祝いムードをつくり上げ、秋の式典に向かいたい考えであります。さらには、40年ぶりに予算の範囲ではありますが、花火大会を企画し、記念事業のフィナーレを町民の皆様と迎えたい考えであります。

令和6年度も諸事業をしっかりと執行し、昨年にも増して「ピカッと輝く」町になるようご祈念申し上げまして、大変長くなり、また雑駁な説明で恐縮ではありますが、私の施政方針といたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 続きまして、馬場教育長より教育行政報告並びに施政方針をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告、方針について申し上げさせていただきます。

令和5年度は、コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、様々な事業等を見直し、再構築しながら進めてまいりました。しかしながら、コロナ禍において事業を制限したり、中止したりしたことによる事業執行や事務手続等への影響は、改めて大きなものであったと感じております。

そのような中、関係各位や関係機関のご理解とご協力を得て、十分とは言えませんが、多くの事業が可能な範囲で達成できたことに深く感謝をしているところでございます。また、学校関係につきましては、各校園が校園長を中心に一致団結し、教育委員会の方針の下、子どもたちのためにと様々な取組に尽力し、子どもの成長へとつなげていただきました。このことにも改めて感謝しているところでございます。

本年度の反省を踏まえまして、アフターコロナの教育行政を社会の動向を踏まえ、推進してまいります。学んでよかったまちとなるよう尽力してまいります所存でございます。

今年度の卒業式、卒園式は、コロナ禍前の対応に準じまして、多くの皆様のご臨席の下、挙行できることを大変うれしく思うとともに、卒業生、卒園生にとって新たな旅立ちにふさわしい式典となるよう工夫を凝らして実施する予定でございます。

議員の皆様にも出席を賜り、議会からのご挨拶も頂戴いたします。子どもたちの旅立つ姿を御覧いただき、今後も学校教育へのご指導、ご鞭撻をいただければ幸いに存じます。

それでは、学校教育関係でございます。初めに、町制40周年の記念ロゴ、キャッチフレーズを応募したところ、小中学生の子どもからの多くの応募がありました。町を思う子どもたちの多さ、その気持ちを大変うれしく思いまして、現在ロビー1階におきまして展示をさせていただいております。御覧をいただければ幸いに存じます。

令和5年度も残り1か月となりました。幼稚園、小中学校におきまして、子どもたちの学びをさらに来年へつなぐよう、現在活動のまとめと評価を行っているところでございます。

2月初旬には、自己評価シートに基づき、各校園長と教育長面談を実施したところでございます。年度当初に設定した目指す学校像の実現に向けた目標、方策について、その達成状況を申告し、それを評価するものでございます。

その結果、町民の期待に応えるべく、各学校において全職員が一丸となり、保護者、地域の方々のご理解とご協力を得ながら、意欲的に日々の教育活動に取り組んでいる様子がうかがえました。なお、校長、教頭以外の教職員につきましては、校長、教頭が同様に達成面談を実施し、学校課題の克服と教育活動の充実に努めております。

また、開かれた学校づくりを実現するために、各校様々な工夫を凝らし、教育活動の継続を図っております。学校行事に関しましては、可能な限り保護者や地域に開くことを目指し取り組んでおります。また、GIGAスクール構想による学校現場の情報化の拡大に伴い、引き続き利活用の場

面の精選、情報モラル教育の推進等、より効果的な教育活動となるよう、各小中学校の教職員と協力をして進めております。次年度以降もより情報化の進展や情報モラル教育について、町全体で進めてまいります。

また、幼稚園も含めた各学校におきまして、地域に根ざした「地域とともにある学校」を目指し、学校関係者評価を実施しております。本年度の学校評価は、町ホームページに掲載いたします。評価を生かし、今年度も絶えず取組の改善を行います。来年度は、全ての学校をコミュニティスクールにする予定でございます。

続いて、中学校の進路関係でございますが、私立高校、国立高校、サポート校につきましては、1月下旬を中心に入試が行われ、2月中旬に54名の生徒の進路が決定しておりました。県公立高校は、1日に合格発表がございました。現段階での進路状況を机上に配付をさせていただきました。最終決定に至っていない生徒もあり、現段階の状況でございます。現在、卒業生全員の進路決定に向け、保護者と共に全力で取り組んでおります。

教職員の人事につきましてはほぼ終了し、教育委員会で議決、承認をいただき、県へ内申を上げたところでございます。今後、3月13日に一般教職員、22日に管理職等への内事が行われる予定でございます。

今後の予定といたしましては、幼稚園、小中学校の卒園式、卒業式、そして4月には入園式、入学式がございます。議員の皆様にもご出席を賜ります。今後とも学校園のご理解、ご指導をよろしくお願いいたします。

次に、施設・設備関係についてでございます。9月補正で計上いたしました幼稚園の遊具等の修繕工事、トイレ改修工事は既に完了しております。また、12月補正予算で計上しました宮前小学校の事務室新設工事につきましては、年度内に完了する予定でございます。滑川中学校の浄化槽のマンホールの蓋の交換修繕につきましても、年度内に完了する予定でございます。

今回の補正につきましては、精算よる不用額の減額を中心に補正させていただき、併せて学校備品や令和6年度の滑川中学校のクラス増の対応のため教育振興備品、幼稚園費の保育指導備品の購入費、要保護・準要保護生徒援助費の増額予算を計上させていただいております。

また、学校給食費では、食材費高騰のため給食用品費を計上させていただいております。

さらに、教職員の負担軽減と情報管理の観点から、本町では各校の共通の校務支援システムを導入しており、今年度、その入替えとネットワークの再構築を行っております。今後もICT機器設備の維持管理やセキュリティー等に留意しながら、学校現場における教育の情報化の推進と負担軽減を図っていきたいと思っております。

幼稚園、小中学校の施設整備につきましては、子どもたちが安全で安心して生活、学習ができる環境を提供すべき建物、設備、備品等の整備を進めてまいります。

次に、生涯学習関係でございます。5、6年生を対象にいたしました「子ども大学くまがや・な

めがわ」を11月より4回開催いたしました。「不思議なコマを作って遊ぼう!」、「プログラミングでドローンレース!」等の内容で、熊谷市と合わせて37名が参加をいたしました。

1月7日に二十歳の祝いを、議長様をはじめとした来賓の方々にご臨席を賜り、開催をさせていただきました。

本年度も、二十歳の皆さんに実行委員となっていただき、当日の運営を担っていただきました。粛々とした中にも爽やかな式典を実施することができました。式典直前に発生した能登半島地震の被災者への言葉が入った実行委員長の挨拶を聞き、これからの町を担う若者の成長に感銘を大変受けました。

1月の事業でございますが、13日に第29回なめがわ郷土かるた大会を小学校1年生から6年生を対象に実施しました。参加者は、個人選、団体選を合わせて187名でございます。町を知る貴重な資料である郷土かるたに、多くの子どもたちが触れていることに大変うれしく思っております。

28日には新春囲碁将棋大会を実施し、囲碁に6名、将棋に22名の参加をいただき開催いたしました。将棋の部では小学校の参加が多く、一般の部、小学生の部に分かれまして、世代間交流ができ、大変すばらしい大会になりました。

2月でございますが、先ほど町長からもあったとおり、10日に「十代からのメッセージ 滑川町青少年の主張大会」を開催いたしました。小学生10名、中学生6名の計16名の発表者は、それぞれの考えに基づく熱い思いを発表し、会場は終始大きな拍手に包まれておりました。校長会長の講評、PTA会長の閉会の言葉からも、子どもに気づかされたことが多く、本気で子どもに寄り添う意味が分かったという言葉も聞かれるなど、有意義な会となりました。子どもたちの思いをたくさんの議員の皆様にお聞きいただきました。本当にありがとうございました。

最後に、高齢者を対象とした寿学級でございますが、町内13か所で2回目を実施いたしました。2回目は誤嚥予防体操等を主に行いました。今年度は、延べ504名の参加をいただきました。これからも町民の居場所となるよう努力してまいります。

3月でございますが、2日にコミセンの利用団体による文化活動発表会を開催いたしました。参加団体は14団体で延べ108名が出演し、日頃の活動の成果を発表しました。制限のない中で発表会に、出演者を含め延べ245名の参加をいただき、たくさんの笑顔を見ることができました。これからも皆が集える居場所事業、居場所のつながり、居場所づくりを進めてまいります。

次に、図書館事業でございます。読書活動推進のためにクリスマスおはなし会を、2つの読み聞かせボランティア団体に協力をいただき、2日間に分けて開催し、合計55名の参加がございました。

また、絵本の読み聞かせや読み聞かせボランティアの活動に興味がある人を対象にした絵本の読み聞かせ講座を2月14日に開催し、10名の方に受講していただきました。

今年の滑川さくらまつりに、図書館の広報活動としてイベントを行います。内容は、ワークショップとして、しおり作りと青空おはなし会を実施予定です。より多くの方に図書館活動を知ってい

ただき、利用者の拡大につながるよう努めたいと思っております。

さらに、令和4年9月に7市町合同で開館した比企eライブラリの3月1日現在の状況でございます。電子書籍の蔵書数は2,932件にコンテンツとなっております。また、登録者数につきましては、7市町で昨年度より1,000人以上増え、昨年度の1.7倍増の2,586名、滑川町につきましては1.6倍増の351名となっております。今後も7市町協力して電子図書館を盛り上げて、読書活動の活性化につながるよう工夫してまいります。

令和5年4月から令和6年2月までの図書館の利用状況でございますが、新規利用登録者は365名となっており、利用者数は1万955名です。貸出し数は8万1,019点となっております。今後も幅広い世代の方に図書館を利用いただけるように、読書環境の整備と資料の提供及び様々な事業に取り組んでまいります。

生涯スポーツ関係でございます。1月27日に日帰りで町スキー・スノーボード教室を4年ぶりに開催し、41名の参加をいただきました。

インストラクターによる講習会を受講した参加者は、個々のスキルアップを目指し、またフリー活動の方は、家族や仲間とのゲレンデ滑走を楽しみました。積雪も多く、参加者が満足できるスキー・スノーボード教室が開催できました。

2月18日に嵐山町総合運動公園を会場とし、第40回比企郡駅伝競走大会を開催いたしました。

滑川町からは埼玉滑川走友会α・βの2チームが出場し、東秩父村を含む郡内から13チームが参加する中、第2位と第7位の結果でございました。滑川チームはゴール前で優勝争いをする等、大会を盛り上げていました。

表彰関係でございますが、令和5年度比企郡スポーツ協会功労賞を滑川町ソフトテニス連盟、宮島清氏、令和5年度埼玉県スポーツ賞に滑川町公式テニスクラブ、雨宮仁氏の受賞が決定しております。

今後もスポーツを愛し、健康づくりに寄与できるよう事業を進めてまいります。

最後に、文化財保護担当でございますが、まず文化財関係でございます。12月から2月にかけて開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査につきましては、福田地区寺前古墳群・山際Ⅱ遺跡隣接地区の2件となっております。また、10月20日より12月中旬まで、羽尾地区興長禅寺裏にあります寺谷廃寺の学術発掘調査を行いました。12月6日には、駒澤大学の酒井清治名誉教授にお越しいただき、発掘調査の最終評価指導を受けました。今後、遺物整理や報告書刊行等に向け、まとめをしてまいります。

また、12月1日から1月31日まで、令和5年度に新指定された太政官高札の展示をエコミュージアムセンターにて行いました。明治元年に発せられた太政官布告の高札でございます。高札の裏には、武蔵比企郡土塩村の墨書があることから、当時土塩村の高札場に掲示されていたものと考えられております。町の歴史を知る上でも貴重な資料であり、2か月間で約288名の方に御覧をいただ

きました。

1月28日は、伊古神社におきまして文化財防火デー消火訓練を実施させていただきました。

続きまして、エコミュージアムセンター関係でございます。ミヤコタナゴの自然繁殖に必要なドブガイの生育調査を1月に実施し、5検体の生育を確認いたしました。2月14日には福田小学校5年生12名と谷津の里管理組合と産業振興課のご協力により、谷津沼農業を支える沼環境整備として鳥井沼周辺にたまっていた落ち葉掃きを行いました。

2月24日に、「地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクト」の一環として、毎月定期的に行っている生き物水質調査の1年間の活動のまとめとして、発表会を開催いたしました。発表会は、福田小学校、滑川中学校のボランティア16名が沼の調査を通じて興味関心を持った沼の水質変化、クロダハゼや外来種について、ミヤコタナゴと二枚貝について等調査した内容を発表しました。また、所沢市埋蔵文化財調査センターの泉研究員による「里山と私たちのこれからを考えるーミヤコタナゴや生き物と一緒にー」を演題として講演を実施いたしました。最後に、魚類研究者の金澤光先生に、「将来的にはボランティアの数をもっと増やして、中学生の子が小学生の子にいろいろ教えられるようになって、この活動を通じて地域と実践を両立できる人になってほしい」との講評をいただき、ボランティアの子どもたちと、今後の取組のさらなる充実を誓い合いました。当日は、森林公園管理センター、立正大学、環境省、かながわ淡水漁復元研究会、井の頭自然文化園、上福田・土塩区町さんなど総勢56名にお越しをいただきました。また、同日午後には、ミヤコタナゴに関する意見聴取会を開催し、今後のミヤコタナゴ保護繁殖活動の方針について活発な協議をさせていただきました。

最後になりますが、令和6年度の幼稚園、小中学校の概要でございます。幼稚園につきましては、園児144名、6学級で5名増が見込まれ、3歳児は49名の入園予定でございます。宮前小学校は534名、20学級で17名の増、福田小学校は103名、8学級で13名の減、月の輪小学校は634名、25学級で増減なし、中学校につきましては595名で、19学級8名の増の予定でございます。

このほか、生涯学習、生涯スポーツ、文化財関係等の来年度の取組につきましては、今年度の事業をベースに創意工夫を加え、町民ニーズに応えるべく、積極的な事業展開に努めてまいります。

議員の皆様にも、令和6年度も引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。雑駁ではございますが、教育関係の報告、方針とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で行政報告並びに施政方針を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

休 憩 （午前11時00分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第1号から日程第34、議案第30号まで30議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 本定例会に提出させていただきます議案の提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会は、条例の改正、補正予算、新年度予算が主な議案になります。それでは、議案の提案理由の説明をいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、令和5年度滑川町一般会計補正予算（第5号）ですが、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億743万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ82億7,098万円としたものでございます。国の物価高騰対応重点支援交付金事業の実施に伴うもので、令和5年12月2日に専決処分をしたものでございます。

議案第2号 滑川町コミュニティセンター建設委員会条例の制定については、滑川町コミュニティセンター建設に際し、必要な事項を調査及び審議する会議体を設置するため、条例を制定するものでございます。

議案第3号 滑川町下水道事業審議会条例の制定については、下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴い、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の各審議会を統合し、円滑な運営を図るため、条例の制定を行うものでございます。

議案第4号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第5号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町の附属機関の廃止及びコミュニティセンター建設委員会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第6号 滑川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、受給者及び現物給付の定義等についての規定の追加等に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第7号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、民法等の一部を改正する法律の一部の施行及び特定地

域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第8号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、民法等の一部を改正する法律の一部の施行及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第9号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険税水準統一及び国民健康保険財政の適正化を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第10号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、第9期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において介護保険料の改定を行ったことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第11号 滑川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第12号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第13号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定については、既定の歳入歳出の総額から2,370万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ82億4,727万3,000円とするものです。低所得子育て世帯への子ども加算給付金給付事業や国民健康保険特別会計繰出金等が主なものでございます。

議案第14号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、歳入歳出の総額に3,461万円を追加し、歳入歳出それぞれ15億8,585万円とするものです。歳入については、繰入金及び諸収入の増額補正、国民健康保険税の減額、歳出については、基金積立金及び諸支出金の増額補正、保険給付費及び保険事業費の減額が主なものでございます。

議案第15号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額から1億9,800万円を減額し、歳入歳出それぞれ12億2,712万1,000円とするものです。保険給付費の減額が主なものでございます。

議案第16号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額から738万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億1,912万8,000円とするものです。歳入については、後期高齢者医療保険料の減額、歳出については、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものでございます。

議案第17号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定については、既定の収益

的収入を3億8,022万4,000円とし、支出を3億6,452万円とするものです。また、資本的収入を2億4,041万9,000円とし、支出を3億2,773万8,000円とするものでございます。

議案第18号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算(第4号)の議定については、既定の収益的収入を5億1,525万1,000円とし、支出を5億947万2,000円とするものです。また、資本的収入を2億6,811万8,000円とし、支出を1億5,816万9,000円とするものでございます。

議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定については、歳入歳出の総額を78億3,040万円とするものです。前年度比8,980万円の増額となっております。

議案第20号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定については、歳入歳出の総額を14億7,489万4,000円とするものです。前年度比6,108万4,000円の減額となっております。

議案第21号 令和6年度滑川町介護保険特別会計予算の議定については、歳入歳出それぞれ14億5,000万円とするものです。前年度比7,000万円の増額となっております。

議案第22号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定については、歳入歳出それぞれ2億4,673万7,000円とするものです。前年度比2,767万5,000円の増額となっております。

議案第23号 令和6年度滑川町水道事業会計予算の議定については、収益的収入を3億7,882万9,000円とし、支出を3億6,534万3,000円とするものです。また、資本的収入を3億3,374万8,000円とし、支出を4億1,674万3,000円とするものです。

議案第24号 令和6年度滑川町下水道事業会計予算の議定については、収益的収入を4億8,043万9,000円とし、支出を5億3,362万6,000円とするものです。また、資本的収入を2億2,194万4,000円とし、支出を2億2,578万2,000円とするものです。

議案第25号 小川地区衛生組合の規約変更については、小川地区衛生組合の共同処理する事務の表記見直しにより、同組合格約を変更するため、規約の変更の協議をお願いするものです。

議案第26号 工事請負変更契約の締結については、宮前小学校校舎増築工事における請負契約の変更したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号 滑川町コミュニティセンター指定管理者の指定については、公益社団法人滑川町シルバー人材センターを滑川町コミュニティセンターの指定管理者とするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

議案第28号 滑川町伊古の里の指定管理者の指定については、伊古の里管理組合を滑川町伊古の里の指定管理者とするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

議案第29号 町道路線の廃止については、土地改良事業地内等の道路台帳整備に伴い、道路法の規定に基づき、廃止をお願いするものでございます。

議案第30号 町道路線の認定については、土地改良事業地内等の道路台帳整備に伴い、認定をお

願いするものでございます。

以上、議案30件を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げます。簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程の変更

○議長（吉野正浩議員） ここで、議事の都合により、日程第23、議案第19号から日程第28、議案第24号までの6議案を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第19号から日程第28、議案第24号までの6議案を先に審議することに決定しました。

◎議案第19号から議案第24号までの説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第23、議案第19号から日程第28、議案第24号までの6議案を一括議題とします。

事務局長、朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

議案第19号については、篠崎総務政策課長に、議案第20号及び22号については會澤町民保険課長に、議案第21号については、篠崎高齢介護課長に、議案第23号及び24号については、宮島上下水道課長にそれぞれ提出議案の説明を求めます。

最初に、篠崎総務政策課長から議案第19号の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定についてご説明申し上げます。

予算概要につきましては、町長施政方針でも触れられておりますので、重複する部分も多いわけですが、この場合は予算書を用いて順次説明を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

令和6年度埼玉県比企郡滑川町予算書を御覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきますと、目次がございます。令和6年度滑川町一般会計予算は、1ページから129ページまでの間に掲載されております。なお、131ページ以降につきましては、令和6年度の3つの特別会計予算が掲載されております。

それでは、1 ページを御覧ください。

議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算

令和6年度滑川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億3,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

次に、2 ページを御覧ください。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、3 ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算でございます。こちらは、後ほど11ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を使用して、順次ご説明申し上げます。

次に、8 ページを御覧ください。第2表、継続費でございます。こちらは令和6年度に設定する継続費として、第6次滑川町総合振興計画策定事業を令和6年度及び令和7年度の2か年にわたり設定するものでございます。本事業の総額は1,628万円、そのうち令和6年度分については682万円、令和7年度分については946万円となっております。

次に、9ページを御覧ください。第3表、債務負担行為でございます。内容といたしましては、埼玉県信用保証協会に対する損失補償の設定でございます。期間及び限度額については記載のとおりでございます。

次に、10ページを御覧ください。第4表、地方債でございます。令和6年度は11件予定しております。コミュニティセンター整備事業債を1,320万円、(仮称)滑川町福祉センター整備事業債を1億2,400万円、保健センター照明器具LED化事業債を940万円、土地改良施設維持管理適正化事業債を2,070万円、防災・安全社会資本整備交付金事業債を4,500万円、地方道路等整備事業債を2,820万円、公共施設等適正管理推進事業債を3,150万円、緊急自然災害防止対策事業債を9,500万円、道路橋梁整備事業債を1,780万円、図書館照明器具LED化事業債を200万円、臨時財政対策債を3,200万円予定しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。令和6年度の予算の総額は、先ほど申し上げましたとおり78億3,000万円でございます。この額につきましては、前年度より8億9,800万円の増額で、率にいたしまして13.0%増額となり、過去最大の予算額となっております。

それでは、歳入の主な内容について、款別にご説明申し上げます。

13ページを御覧ください。初めに、款1町税についてご説明申し上げます。町税につきましては、本年度予算額31億3,396万2,000円、前年度比1,989万6,000円の増額、率にいたしまして0.6%の増額を見込んでおります。

項1町税、目1個人では、本年度予算額10億8,923万2,000円、前年度比1,811万7,000円の増額でございます。個人のうち、所得割においては10億5,513万8,000円を見込んでおります。個人町民税については緩やかな経済回復を見込み、前年度予算額から増額となっております。

目2法人では、本年度予算額2億4,092万1,000円、前年度比1,358万7,000円の減額でございます。法人のうち、法人税割においては1億7,602万8,000円を見込んでおります。

次に、項2固定資産税でございますが、目1固定資産税については、本年度予算額15億7,200万円、前年度比1,100万円の増額でございます。土地5億5,400万円、家屋6億3,500万円、焼却資産3億7,400万円をそれぞれ見込んでおります。

次に、項3軽自動車税でございます。目1種別割に本年度予算額5,990万7,000円、前年度比360万7,000円の増額でございます。課税台数の増加に伴いまして、前年度予算額と比較し増額となっております。

次に、14ページを御覧ください。目2環境性能割でございますが、本年度予算額300万円、前年度比100万円の増額でございます。

次に、項4町たばこ税ですが、本年度予算額1億6,692万3,000円、前年度比24万1,000円の減額でございます。

次に、款2地方譲与税から17ページ上段の款12交通安全特別対策交付金まで、主に国や県からの交付金でございますが、それぞれ予算科目、本年度予算額、前年度比について申し上げます。

款2地方譲与税のうち、項1地方揮発油譲与税2,200万円、145万2,000円の減額、項2自動車重量譲与税7,400万円、702万4,000円の増額、項4森林環境譲与税407万円、67万8,000円の増額。

次に、15ページになります。款3利子割交付金80万円、5万3,000円の減額、款4配当割交付金1,200万円、1,390万1,000円の減額、款5株式等譲渡所得割交付金1,600万円、398万4,000円の増額、款6法人事業税交付金4,600万円、674万6,000円の減額、款7地方消費税交付金4億6,800万円、5,457万3,000円の減額。

次に、16ページになりますが、款8ゴルフ場利用税交付金9,200万円、325万3,000円の減額。なお、ゴルフ場利用税交付金につきましては、大塚町長をはじめ、地方自治体の積極的な陳情努力により堅持されている交付金ございまして、令和6年度も堅持される見込みとなっております。

続きまして、款9環境性能割交付金2,100万円、968万9,000円の増額、款10地方特例交付金3,500万円、742万2,000円の減額、款11地方交付税7億9,000万円、1億1,200万円の増額。なお、地方交付税については、普通交付税と特別交付税がございますが、普通交付税については7億2,600万円、特別交付税については6,400万円を見込んでおります。

次に、17ページになりますが、款12交通安全対策特別交付金220万円、58万3,000円の減額でございます。

以上が、主に国税や県税を原資といたしまして、国や県から交付される交付金等の予算でございます。

次に、款13分担金及び負担金でございます。主な予算としては、項2負担金、目1総務費負担金に、町制施行40周年記念式典の実施に当たり、水道事業会計及び下水道事業会計からの負担金として、町制施行記念式典負担金100万円を新規で計上させていただいたほか、目2民生費負担金ですが、保育無償化の対象外の保護者負担金として、保育所入所児童保護者負担金に7,488万円を計上しております。また、目5教育費負担金でございますが、比企広域電子図書館サービス事業の一環として、参加市町からの負担金といたしまして、節1教育振興費負担金に新たに比企広域電子図書館コンテンツ使用料学校連携負担金191万7,000円を計上し、また節3図書館費負担金に比企広域電子図書館サービス事業負担金に475万9,000円を計上しております。

次に、18ページを御覧ください。款14使用料及び手数料についてご説明申し上げます。主な予算としては、目1総務使用料のうち、資材置場使用料1,403万4,000円、目2土木使用料では、町道占用使用料1,336万5,000円、駅前広場等使用料348万8,000円、目3教育使用料では、スクールバス利用料171万6,000円等の使用料を見込んでおります。

次に、項2手数料ですが、19ページに入りまして、目1総務手数料のうち、節3戸籍住民基本台帳手数料では、戸籍事務手数料175万3,000円、住民登録事務手数料188万2,000円等を見込んでおり

ます。

次に、19ページの下段を御覧ください。款15国庫支出金についてご説明申し上げます。目2民生費国庫負担金でございますが、本年度予算額9億2,660万円、前年度比1億2,819万6,000円の増額でございます。主な予算について申し上げますと、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金1億8,214万5,000円、20ページになりますが、子どものための教育・保育給付交付金4億810万3,000円、児童手当負担金2億7,068万3,000円を計上しております。

次に、項2国庫補助金でございます。目1総務費国庫補助金のうち、節9戸籍住民基本台帳費国庫補助金として、マイナンバーカード交付事務費補助金703万1,000円、目2民生費国庫補助金のうち、節3児童福祉総務費国庫補助金として、子育てのための施設等利用費交付金862万5,000円、子ども・子育て支援事業費補助金1億852万8,000円を計上させていただきました。

次に、21ページになりますが、目4農林水産業費国庫補助金に、農村地域防災・減災事業等補助金3,950万円を計上し、町内の防災重点ため池の整備事業による国庫補助金を計上したほか、新規といたしまして町道の舗装整備に当たる国庫補助金として、節6道路維持費国庫補助金に防災・安全社会資本整備交付金5,000万円、道路橋梁整備に当たる国庫補助金として、節7道路維持費国庫補助金に道路メンテナンス事業補助金2,420万円を計上しました。

次に、22ページを御覧ください。款16県支出金についてご説明申し上げます。先ほどの款15国庫支出金と重複するものもございますが、項1県負担金、目2民生費県負担金に障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金9,107万2,000円、子どものための教育・保育給付交付金1億6,269万8,000円、児童手当負担金5,800万3,000円等を計上しております。

次に、23ページを御覧ください。

続いて、項2県補助金ですが、目1総務費県補助金に、新たに埼玉県内方線付き点状ブロック整備事業費補助金22万5,000円を計上し、また目2民生費県補助金、節1社会福祉総務費県補助金として民生委員及び児童委員活動費補助金に176万円、また節2障害福祉費県補助金として地域生活支援事業費補助金194万6,000円、障害者生活支援事業補助金522万2,000円、重度心身障害者医療費支給事業補助金1,729万4,000円、節3児童福祉総務費県補助金として、放課後児童対策事業費補助金6,981万8,000円、乳幼児医療費支給事業補助金1,308万8,000円、埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金1,790万9,000円等の予算を計上しております。

次に、24ページを御覧ください。目3衛生費県補助金、節3環境衛生費県補助金でございますが、新規といたしまして、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金137万8,000円を計上し、町内の桜の木における特定外来生物防除のための事業実施に当たる県補助金でございます。

次に、26ページを御覧ください。款17財産収入についてご説明申し上げます。項1財産運用収入、目1財産貸付収入として、土地貸付収入を1,390万5,000円見込んでおります。主なものとしては、おおむらさきゴルフクラブ、東松山工業団地組合等への土地貸付に係る収入でございます。

次に、款18寄附金についてご説明申し上げます。項1寄附金、目2総務費寄附金ですが、まちづくり応援寄附金にふるさと納税による寄附金を1,000万円見込んでおります。

次に、款19繰入金についてご説明申し上げます。項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金に、年度の財源不足額の補填といたしまして、財政調整基金繰入金に2億9,063万5,000円の計上や、令和6年度の起債償還に係る繰入金として、目2減債基金繰入金に1,085万3,000円、また目3公共施設整備基金繰入金では、(仮称)滑川町福祉センターの整備に当たり3,100万円の基金繰入金を見込んでおります。

次に、27ページを御覧ください。款20繰越金でございますが、本年度予算額2億円、前年度比1億円の増額でございます。

次に、28ページを御覧ください。款21諸収入につきましては、項6雑入、目1雑入ですが、本年度予算額1億2,880万円、前年度比8,561万1,000円の増額でございます。主なものとして、節4に埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,423万円、節15雑入に資源物売却代金381万4,000円、29ページになりますが、広報広告料収入150万円、土地改良施設維持管理適正化事業交付金4,521万1,000円、新規といたしましては、(仮称)滑川町福祉センター整備事業に当たり、B&G財団からの助成費としてB&G子ども第三の居場所開設助成金5,000万円、また町制施行40周年事業の関連として町制施行40周年記念ターナちゃんグッズ販売255万5,000円、町制施行40周年記念事業記念切手販売代金55万8,000円等の予算を計上させていただきました。

次に、款22町債についてご説明申し上げます。本年度予算額は合計で4億1,880万円、前年度比9,470万円の増額となっております。主な内訳としては、目1総務債としてコミュニティセンター整備事業債1,320万円、目2民生債として(仮称)滑川町福祉センター整備事業債1億2,400万円、30ページになりますが、目6土木債として節6の防災・安全社会資本整備交付金事業債4,500万円、節10の緊急自然災害防止対策事業債9,500万円、また目11臨時財政対策債3,200万円でございます。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただき、続きまして歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

○議長(吉野正浩議員) 提出議案の説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 (午前11時56分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

◎発言の訂正

○議長(吉野正浩議員) ここで、午前中の議案説明において、大塚町長より発言を求められており

ますので、これを許可します。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） お許しいただきましたので、町長午前中の議案提案の際に数字を読み間違えましたので、提案を申し上げたいと思います。

「議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定については、歳入歳出の総額を78億3,000万円とするものです。前年比8億9,800万円の増額となっております」と訂正をお願いしたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） それでは、篠崎総務政策課長から、午前中に引き続き議案第19号の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、続きまして歳出予算の主な内容についてご説明申し上げます。

なお、歳出予算の計上に当たっては、年間を通じた所要額を見込ませていただいているため、予算の編成方法が前年度と異なっている点から予算額が増加していることを申し上げておきます。

最初に、31ページを御覧ください。款1 議会費についてご説明申し上げます。本年度予算額9,148万6,000円、前年度比76万7,000円の増額でございます。議会事務局の職員人件費のほか、その他につきましては前年度から内容的に大きな変更はございません。

次に、32ページを御覧ください。款2 総務費についてご説明申し上げます。項1 総務管理費、目1 一般管理費でございます。本年度予算額2億5,310万6,000円、前年度比4,555万2,000円の増額でございます。主な予算でございますが、33ページの節7 報償費のうち、法律相談料92万4,000円、産業医報奨60万円、困りごと相談員報奨219万6,000円等でございます。

また、34ページになりますが、節12委託料には行政バス運行業務委託料200万円、例規支援総合システム業務委託料375万1,000円等を計上しております。新規といたしましては、町制施行40周年記念事業に係る記念式典実施のための委託料として記念式典委託料500万円を計上させていただきました。

節18負担金補助及び交付金ですが、総額6,710万3,000円を計上し、主なものとして、退職手当組合負担金、職員衛生委員会補助金等となっております。

次に、35ページを御覧ください。目2 文書広報費でございます。本年度予算額1,524万8,000円、前年度比89万9,000円の減額でございます。主な内容ですが、中段の節10需用費のうち、印刷製本費ですが、「広報なめがわ」の印刷代として829万7,000円を計上させていただいております。

また、節12委託料に町勢要覧作成委託料165万円を計上しております。こちらについては、令和5年度及び令和6年度の2か年の継続費を設定した事業でございます。令和6年度分の予算で

ございます。

次に、36ページを御覧ください。目4会計管理費でございます。本年度予算額3,958万2,000円、前年度比156万7,000円の減額でございます。会計課職員に係る人件費が前年度より減額となっているほか、節10需用費のうち、消耗品費に338万7,000円を計上させていただきました。主に印刷等で使用する紙や封筒を購入するための予算でございますが、紙代の高騰に伴いまして前年度より増額しております。なお、本予算において、町制施行40周年事業である記念封筒の作成費も見込んでおります。

次に、目5財産管理費でございます。本年度予算額5,065万3,000円、前年度比2,505万4,000円の減額でございます。令和5年度に実施した庁舎等照明器具LED化工事や庁舎蓄電池更新工事の終了に伴い、前年度から大きく減額となっております。

次に、37ページを御覧ください。節12委託料については合計2,020万9,000円ですが、警備委託料や消防用設備維持点検委託料などの役場庁舎の維持管理等に関する委託料を中心に計上しております。

節13使用料及び賃借料については合計1,395万9,000円を計上し、主な予算としては公用車リース料1,162万5,000円等を計上しております。

次に、目6企画費でございます。本年度予算額1億4,236万4,000円、前年度比2,271万6,000円の増額でございます。

38ページを御覧ください。主な予算といたしましては、総務政策課職員人件費のほか、節12委託料でございますが、総額で2,460万1,000円を計上し、主なものといたしまして、総合振興計画推進業務委託料99万円、総合行政ネットワーク保守委託料865万6,000円等を計上しました。新規といたしましては、継続費で設定させていただきました第6次滑川町総合振興計画・前期基本計画策定業務委託料682万円がございます。令和8年度から第6次滑川町総合振興計画・前期基本計画の開始が予定されていることから、令和6年度においては町民アンケートや町民ワークショップ等を実施するため、その所要額を見込んでおります。

また、39ページになりますが、新規といたしましてふるさと納税の事務の委託料としまして、ふるさと納税事務委託料350万3,000円を計上させていただきました。

次に、節13使用料及び賃借料についてですが、電算機関連の使用料及び借上料として合計6,181万2,000円の計上でございます。主な内容として、総合行政システムI B C使用料204万8,000円、電算機借上料3,543万1,000円、情報系ネットワークシステム機器等借上料1,890万7,000円等を計上しております。

次に、節16公有財産購入費として、過去に土地開発基金において購入した土地購入費に係る当該基金への償還費でございますが、月の輪六軒集会所用地取得費として240万8,000円を計上しております。

次に、節18負担金補助及び交付金でございますが、主な内容について申し上げますと、比企広域市町村圏組合管理費等負担金800万5,000円、埼玉県町村会の情報システム共同化推進協議会負担金136万8,000円等の予算を計上しました。

次に、40ページを御覧ください。目9人権政策費でございます。本年度予算額76万6,000円、前年度比153万9,000円の減額でございます。主なものとして人権政策に係る事務費や職員研修参加負担金、比企郡市人権政策協議会等の負担金を計上させていただきました。

次に、41ページを御覧ください。目10コミュニティセンター費でございます。本年度予算額5,674万7,000円、前年度比3,807万2,000円の増額でございます。

節12委託料として指定管理者への委託料とし、コミュニティセンター運営管理委託料2,264万7,000円のほか、新規としてコミュニティセンター施設整備基本設計策定等業務委託料3,410万円を計上させていただきました。現在整備を進めているコミュニティセンターの建設に当たり、コミュニティセンター建設に係る基本設計業務を実施するとともに、本委託料の中で地質調査業務及び用地測量業務も実施させていただく予定でございます。

次に、目15諸費でございます。本年度予算額2,933万5,000円、前年度比16万9,000円の減額でございます。主な内容でございますが、節7報償費の交通指導員報奨463万5,000円、区長等報奨1,494万円等でございます。

また、節18負担金補助及び交付金のうち、自治振興団体活動費各区活動費補助金として328万7,000円、42ページになりますが、交通安全対策協議会補助金として170万円の予算を計上しております。新規といたしまして、東武東上線内方線付き点状ブロック整備事業費補助金45万円を計上し、令和6年度に東武東上線つきのわ駅構内の点状ブロックの整備が予定されているため、事業費の一部を町が補助金として支出するものでございます。

次に、項2徴税费、目1税務総務費でございます。本年度予算額9,972万1,000円、前年度比902万円の減額でございます。主な予算として、税務課職員人件費のほか、43ページを御覧いただきますと、節10需用費に町制施行40周年記念事業、記念切手代52万8,000円を新たに計上させていただいたほか、節12委託料に固定資産経年異動修正委託料354万2,000円、44ページになりますが、節22償還金利子及び割引料に法人税還付のための町税還付金1,000万円を計上しております。

次に、目2賦課徴収費でございます。本年度予算額2,819万円、前年度比38万4,000円の減額でございます。主な予算としては、税務課会計年度任用職員の人件費や消耗品費、電算システム使用料等となっております。

次に、45ページを御覧ください。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。本年度予算額6,517万3,000円、前年度比33万7,000円の減額でございます。主に町民保険課職員人件費や住民基本台帳ネットワークシステムに係る委託料や使用料のほか、マイナンバーカードを活用し、コンビニエンスストアで住民票等の取得のための事業予算として、節11役務費にコン

ビニ交付システム手数料に35万1,000円、また46ページになりますが、節12委託料にコンビニ交付システム委託料136万円を計上しております。また、自動交付機につきましては令和6年11月末をもって廃止するため、その関連として、節14工事請負費に新たに自動交付機ブース解体撤去工事159万円を計上させていただきました。

次に、款2総務費、項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費でございますが、本年度予算額967万5,000円、前年度比128万6,000円の増額でございます。主に選挙管理委員会の運営費や職員人件費等を計上させていただいております。

次に、48ページの中段を御覧ください。項5統計調査費、目2指定統計調査費でございます。本年度予算額279万3,000円、前年度比173万7,000円の増額でございます。節1報酬において全国家計構造調査員等報酬77万9,000円、農林業センサス調査員等報酬123万6,000円等を計上しております。

次に、49ページを御覧ください。項6監査委員費、目1監査委員費でございます。本年度予算額76万9,000円、前年度比2,000円の増額でございます。前年度から予算額の大きな増減はございません。

続きまして、款3民生費についてご説明申し上げます。最初に、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。本年度予算額1億855万5,000円、前年度比771万3,000円の増額でございます。主な内容としては、福祉課職員人件費のほか、50ページを御覧いただきますと、節10需用費には町制施行40周年記念ターナちゃんグッズ作成費として350万円を新たに計上し、節13使用料及び賃借料にはデマンド交通の車両に係る車両リース料87万2,000円、51ページになりますが、節18負担金補助及び交付金に社会福祉協議会補助金4,918万3,000円や、民生児童委員協議会補助金389万8,000円等の補助金をそれぞれ計上させていただきました。

次に、目3障害福祉費でございます。本年度予算額4億7,813万1,000円、前年度比4,585万2,000円の増額でございます。主な内容としては、52ページになりますが、節18負担金補助及び交付金に障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費3億6,010万1,000円、自立支援医療費負担金3,209万円、相談支援事業負担金923万8,000円等の予算を計上しております。

また、節19扶助費には合計5,841万7,000円を計上しております。主なものとしたしましては、日常生活用具給付等事業給付費567万7,000円、在宅重度心身障害者手当844万5,000円、重度心身障害者医療費助成3,748万円、自動車燃料費助成事業給付費370万円等の予算を計上しております。

次に、53ページを御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。本年度予算額18億2,028万5,000円、前年度比2億4,075万円の増額予算を計上しております。主な予算でございますが、55ページ上段になりますが、節12委託料に放課後児童対策事業委託料として2億945万4,000円、保育所保育実施委託料については8億2,901万7,000円の計上でございます。また、新規として令和5年度に実施した子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査事業に関連し、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料に350万円を計上させていただきました。

また、節18負担金補助及び交付金に計2億909万8,000円の予算を計上しております。主な内容としては、民間保育所運営改善費補助金に600万円、地域子育て支援拠点事業費補助金に5,372万8,000円、保育所等給食費補助金に2,628万3,000円、障害児通所支援事業給付費負担金に5,675万1,000円等でございます。

また、節19扶助費においては、こども医療費に1億1,055万9,000円、児童手当費に3億8,669万円、56ページになりますが、子育てのための教育・保育給付費に1,590万円等の予算を計上しております。

次に、目2児童福祉施設費でございますが、本年度予算額2億1,003万5,000円、前年度比2億726万6,000円の増額でございます。新規といたしまして、節14工事請負費に（仮称）滑川町福祉センター建設工事2億500万円を計上させていただき、子ども第三の居場所、子ども家庭センター、社会福祉協議会事務局の整備を進めてまいります。あわせて、節12委託料において令和5年度に継続費で設定させていただきました（仮称）滑川町福祉センター設計・施工監理委託料に、令和6年度の支払い分として258万5,000円を計上しております。

次に、項3老人福祉費、目1老人福祉総務費でございます。本年度予算額6,254万6,000円、前年度比83万4,000円の減額でございます。主な内容として、57ページになりますが、節7報償費、敬老年金に1,250万円、100歳のお祝いの一世紀長寿祝金に45万4,000円等を計上させていただきました。

また、節18負担金補助及び交付金でございますが、老人クラブ連合会や各地区単位老人クラブへの補助金、シルバー人材センターへの活動費補助金、長寿ふれあい温泉入浴券補助金など合計1,045万3,000円を計上させていただきました。

次に、58ページになりますが、目2老人福祉施設費でございます。本年度予算額188万9,000円、前年度比95万5,000円の増額でございます。こちらについては、主にマレットゴルフ場の整備に係る予算としてマレットゴルフ場の植栽管理作業員手数料や材料搬入作業員手数料、備品購入費等を計上しております。

次に、59ページを御覧ください。項5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございます。本年度予算額1億1,588万円、前年度比1,762万1,000円の増額でございます。主な内容につきましては、国民健康保険運営協議会委員報酬や町民保険課職員人件費のほか、節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金に9,260万9,000円を計上しております。

次に、60ページを御覧ください。項7介護保険費、目1介護保険費でございます。本年度予算額2億1,751万4,000円、前年度比20万7,000円の増額でございます。高齢介護課職員人件費のほか、節19扶助費の介護保険利用者負担額支給費に500万円、節27繰出金の介護保険特別会計繰出金に1億8,754万円等を計上しております。

次に、61ページを御覧ください。項8後期高齢者医療費、目1後期高齢者医療費でございます。

本年度予算額 2 億4,368万2,000円、前年度比2,821万5,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、節18負担金補助及び交付金に後期高齢者医療広域連合市町村負担金 1 億7,929万円、節27繰出金に後期高齢者医療特別会計繰出金4,002万2,000円等を計上しております。

次に、62ページを御覧ください。款 4 衛生費についてご説明申し上げます。最初に、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費でございます。本年度予算額7,917万7,000円、前年度比282万5,000円の増額でございます。主な予算は健康づくり課職員人件費や、63ページになりますが、節12委託料のうち、保健センターの施設維持管理に係る委託料を中心に計上しました。

節14工事請負費につきましては、新規の予算として保健センター照明器具LED更新工事に1,045万円を計上いたしました。保健センター内の照明器具につきましてLED工事を行うものがございます。

また、節18負担金補助及び交付金に病院群輪番制病院事業負担金351万2,000円等を計上させていただきました。

次に、目 2 予防費でございますが、63ページの最下段でございますが、本年度予算額 1 億7,628万3,000円、前年度比2,021万9,000円の増額でございます。64ページに移りまして、主な予算といたしましては健康づくり課職員人件費のほか、節 7 報償費に母子保健事業講師等報奨に761万2,000円、節12委託料では妊婦健康診査業務委託料に1,839万円、予防接種委託料に8,675万4,000円、65ページになりますが、高齢者インフルエンザ予防接種委託料1,306万1,000円等の予算を計上しております。委託料の新規といたしまして、産後ケア事業委託料204万9,000円を計上し、出産後の母親及び乳児に対する保健指導や相談業務を行うものがございます。

また、節18負担金補助及び交付金でございますが、妊娠及び出産時に係る給付金事業として妊娠・出産・子育て応援交付金1,840万円を計上させていただいております。

次に、65ページの最下段を御覧ください。目 3 環境衛生費でございますが、本年度予算額4,529万2,000円、前年度比448万6,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、66ページになりますが、節 7 報償費に環境委員等報酬81万6,000円のほか、町制施行40周年事業として節12委託料に町制施行40周年記念花火委託料400万円を新たに計上させていただきました。

また、67ページになりますが、節18負担金補助及び交付金に比企広域市町村圏組合斎場及び霊柩車事業負担金1,389万3,000円、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金150万円等を計上しております。

次に、項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費でございます。本年度予算額 3 億6,771万3,000円、前年度比1,703万8,000円の増額でございます。

68ページを御覧いただきますと、節12委託料に一般廃棄物収集運搬委託料として 1 億1,825万円、節18負担金補助及び交付金に小川地区衛生組合塵芥処理費負担金として 2 億4,338万円等が主な予算でございます。

次に、同じページ、中段を御覧いただきますと、目3し尿処理費がございます。本年度予算額4,582万6,000円、前年度比57万1,000円の増額でございます。こちらは節18負担金補助及び交付金の小川地区衛生組合し尿処理費負担金4,570万2,000円が主な予算でございます。

また、その下、目4浄化槽事業費でございます。本年度予算額1,474万円、前年度比355万9,000円の減額でございます。節18負担金補助及び交付金の浄化槽事業補助金192万9,000円、節27繰出金の浄化槽事業繰出金1,281万1,000円が主なものでございまして、下水道事業公営企業会計への補助金及び繰出金でございます。

次に、69ページの下段を御覧ください。款6農林水産業費についてご説明申し上げます。初めに、項1農業費、目1農業委員会費でございます。本年度予算額2,517万3,000円、前年度比36万6,000円の増額でございます。農業委員会報酬や費用弁償、農業委員会関連の負担金等の予算が主なものでございます。

次に、70ページの最下段を御覧ください。目3農業振興費でございますが、本年度予算額1,780万7,000円、前年度比273万3,000円の増額でございます。71ページになりますが、節12委託料といたしまして谷津の里運営管理委託料として197万9,000円、伊古の里運営管理委託料として391万6,000円のほか、新規といたしまして伊古の里二ノ宮山展望台点検委託料180万4,000円を計上させていただき、伊古の里展望台の老朽化が進んでいることから点検業務を行うとともに、今後の管理方針等を含めた計画策定を実施するものでございます。

次に、72ページを御覧ください。目5農地費でございますが、本年度予算額1億5,879万6,000円、前年度比8,657万6,000円の増額でございます。主な予算といたしまして、産業振興課会計年度任用職員の人件費のほか、節12委託料の農村地域防災・減災事業等委託料4,025万1,000円を計上させていただき、引き続き国庫補助金を活用しながら町内の防災重点ため池の整備に努めてまいります。

また、節12委託料の適正化事業工事設計業務委託料250万円及び73ページになりますが、節14工事請負費に適正化事業工事6,500万円を計上させていただき、こちらは羽尾平堰の改修工事を行うものでございます。

その下の節16公有財産購入費につきましては、土地開発基金への償還金として羽尾表前道路用地取得費537万5,000円、両表農村公園用地取得費486万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、目7農業集落排水費でございますが、本年度予算額9,603万円、前年度比1,374万4,000円の減額でございます。節18負担金補助及び交付金に農業集落排水事業一般会計補助金1,947万円、節27繰出金に農業集落排水事業繰出金7,656万円を計上し、下水道事業公営企業会計への補助金及び繰出金でございます。

次に、74ページを御覧ください。款7商工費についてご説明申し上げます。目2商工振興費ですが、本年度予算額2,062万2,000円で、前年度比501万4,000円の増額でございます。主な予算としては、産業振興課職員人件費のほか、節12委託料に創業支援事業委託料100万円、節18負担金補助及

び交付金のうち商工会補助金727万5,000円等でございます。

次に、目3観光費ですが、本年度予算額558万7,000円で、前年度比246万8,000円の増額でございます。主な予算といたしましては、新たに町制施行40周年記念イベント事業委託料50万円や、節18負担金補助及び交付金に森林公園年間パスポート券購入補助金69万9,000円、滑川まつり事業補助金274万円等でございます。

次に、77ページを御覧ください。款8土木費についてご説明申し上げます。項2道路橋梁費、目2道路維持費でございます。本年度予算額2億35万4,000円、前年度比1億1,652万円の増額でございます。内容といたしましては、節11役務費に町道の維持補修に係る町道補修作業員手数料1,456万1,000円、節13使用料及び賃借料にLED街路灯賃貸借料856万7,000円のほか、節14工事請負費に防災・安全社会資本整備交付金事業道路等工事1億円を計上させていただきました。本工事は国庫補助金を活用し、町道108号線及び109号線の舗装修繕を行うものでございます。

また、78ページになりますが、公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事には3,500万円を計上させていただき、町道116号線の舗装修繕工事を行うものでございます。

次に、目3道路新設改良費でございますが、本年度予算額2,682万1,000円で前年度比1,350万円の減額でございます。節14工事請負費に町道1047号線福田両表道路改良工事2,000万円、町道131号線ほか福田上湯谷側溝整備工事540万円でございます。

次に、目4橋梁維持費でございます。本年度予算額5,000万円で前年度比4,510万円の増額でございます。節14工事請負費に道路橋梁修繕等工事5,000万円を新規で計上し、町道103号線の田尻橋の修繕を行うものでございます。

次に、79ページを御覧ください。項5都市計画費、目1都市計画総務費でございます。本年度予算額2,661万4,000円、前年度比183万3,000円の増額でございます。主な予算として、80ページになりますが、町制施行40周年記念事業のイルミネーション事業の予算を計上させていただきました。節12委託料には森林公園駅前広場等植栽管理委託料45万円やイルミネーション等業務委託料500万円のほか、節14工事請負費にイルミネーション事業の電気配線工事に伴う予算として電気配線接続工事21万円、節18負担金補助及び交付金にイルミネーション協力団体補助金25万円をそれぞれ計上させていただきました。

次に、81ページを御覧ください。項5都市計画費、目4公共下水道費でございます。本年度予算額1億9,483万1,000円、前年度比639万2,000円の減額でございます。節18負担金補助及び交付金に公共下水道事業一般会計補助金6,879万円、節27繰出金に公共下水道事業繰出金1億2,604万1,000円を計上し、下水道事業公営企業会計への補助金及び繰出金でございます。

次に、81ページを御覧ください。目6公園費でございます。本年度予算額2,340万9,000円、前年度比878万円の増額でございます。主な内容としては、節12委託料に公園等植栽管理委託料318万5,000円、駅前広場等清掃委託料478万5,000円のほか、新規に町内の桜の木に係るクビアカツヤカ

ミキリの駆除等を目的に害虫駆除業務委託料845万円を計上しております。

次に、82ページを御覧ください。款9消防費についてご説明申し上げます。目1常備消防費に比企広域消防組合常備消防費負担金として3億3,131万円、目2非常備消防費に比企広域消防組合非常備消防費負担金として2,265万3,000円の予算を計上させていただいたほか、目3消防施設費では、上下水道課実施の水道管敷設工事における消火栓の設置等に係る一般会計の負担金として消火栓設置工事負担金1,244万4,000円を計上させていただきました。

83ページになりますが、目4防災費では、節12委託料に防災行政無線保守点検委託料817万円や、防災メール配信システム業務委託料62万1,000円等を計上させていただきました。

次に、84ページを御覧ください。款10教育費についてご説明申し上げます。項1教育総務費、目2事務局費でございます。本年度予算額1億2,165万1,000円、前年度比304万円の減額でございます。こちらでは主に教育委員会事務局の職員人件費等を計上させていただいております。

次に、85ページを御覧ください。目3教育振興費でございます。本年度予算額2億2,526万4,000円、前年度比4,639万6,000円の増額でございます。主な予算としては、節1報酬に会計年度任用職員の給料に相当する報酬に4,271万4,000円、86ページに移りまして、節12委託料に英語指導助手派遣委託料2,006万4,000円のほか、スクールバス運行业務委託料4,859万6,000円、町立小学校水泳指導業務委託料746万9,000円等をそれぞれ計上いたしました。

87ページになりますが、節13使用料及び賃借料には児童生徒用のタブレットパソコン等のリース料として、公立学校情報機器タブレットパソコン等賃借料1,769万2,000円、また小中学校、幼稚園の空調機器の借上料として空調設備等借上料2,756万9,000円を計上しております。新規といたしましては、比企広域電子図書館の学校連携のための電子書籍関連として、比企広域電子図書館学校連携用電子書籍コンテンツ使用料231万円、また校務支援システムのリース料として町立小中学校校務支援システム賃借料1,536万5,000円を計上させていただきました。

次に、89ページを御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費ですが、本年度予算額8,583万5,000円、前年度比1,441万6,000円の増額でございます。主なものを申し上げますと、89ページ下段の節10需用費には各小学校の光熱水費、燃料費、医薬材料費、消耗品等、そして90ページから91ページまでにかけて、各小学校の施設管理に伴う委託料等をそれぞれ計上しております。

また、92ページになりますが、節13使用料及び賃借料には、各小学校におけるバス借上料やパソコン機器借上料等をそれぞれ計上しております。

93ページになりますが、節16公有財産購入費においては、土地開発基金への償還費としてプール等移設等用地取得費、宮小172万円を計上しております。

次に、94ページを御覧ください。項3中学校費、目1学校管理費でございます。本年度予算額2,929万2,000円、前年度比178万1,000円の減額でございます。主な内容でございますが、先ほど小学校費においてご説明申し上げた内容と重複しますが、中学校の施設維持管理に要する経費を節

10需用費、節12委託料、節13使用料及び賃借料を中心に計上しております。

95ページを御覧いただきますと、節12委託料には、中学校の施設管理に伴う委託料を合計713万5,000円計上させていただいたほか、節13使用料及び賃借料には、バス借上料360万円をはじめ、合計459万1,000円を計上しております。

次に、96ページを御覧ください。目2教育振興費でございます。本年度予算額1,234万7,000円、前年度比425万8,000円の増額でございます。講演会等の講師謝礼や消耗品を購入するための需用費等を中心に予算を計上しております。

次に、97ページを御覧ください。項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます。本年度予算額1億1,975万8,000円、前年度比400万円の増額でございます。幼稚園職員に係る人件費のほか、98ページを御覧いただきますと、節12委託料に幼稚園の施設管理に係る委託料や園児バス運転業務等委託料1,311万5,000円、園児医療ケア委託料136万円等を計上しております。

次に、99ページを御覧ください。項5社会教育費、目1社会教育総務費でございます。本年度予算額987万1,000円、前年度比85万6,000円の増額でございます。社会教育委員や教育委員会事務局の会計年度任用職員人件費の計上や、社会教育活動実施のための報奨費や補助金を計上しました。また、100ページを御覧いただきますと、令和4年度から実施している放課後子ども教室事業に関連する予算として、節7報償費の教育活動推進員謝礼、統括コーディネーター報奨等をこちらの項目で計上しております。

次に、101ページを御覧ください。目2文化財保護費でございます。本年度予算額1,909万円、前年度比78万4,000円の増額でございます。本項目では、文化財保護委員報酬や会計年度任用職員人件費、エコミュージアムセンターの施設管理に要する経費、またミヤコタナゴの保護繁殖に係る経費、発掘調査に係る経費等について計上しております。町制施行40周年記念事業といたしまして、節7報償費に散策ツアー講師謝礼として10万円を計上し、記念事業として実施予定の史跡散策ツアーに係る講師謝礼を計上させていただきました。

次に、102ページの下段を御覧ください。目3公民館費でございます。本年度予算額1,497万3,000円、前年度比310万8,000円の増額でございます。主に公民館教室や子ども祭りなどの公民館事業に係る経費を計上しております。

町制施行40周年記念事業といたしまして、103ページになりますが、節7報償費に公民館講演会講師謝礼として240万円を計上させていただいております。

次に、目4図書館費でございます。本年度予算額4,720万1,000円、前年度比508万7,000円の増額でございます。図書館職員人件費や図書館の施設管理のための予算のほか、105ページを御覧いただきますと、節13使用料及び賃借料においては、比企広域電子図書館サービス事業の実施に伴い、電子書籍コンテンツ使用料308万円、比企広域電子図書館システムクラウド利用料231万円を計上しております。また、節14工事請負費でございますが、図書館内の照明器具のLED化改修を実施し

たいため、その予算として、図書館丸型照明器具LED化改修工事224万5,000円を新規で計上し、また節17備品購入費にDVDやCD等の購入費である視聴覚に40万円、図書の購入費である図書に300万円を計上しております。

次に、項6 保健体育費、目1 保健体育総務費でございます。本年度予算額714万7,000円、前年度比27万1,000円の減額でございます。節1 報酬としてスポーツ推進委員報酬121万6,000円のほか、106ページを御覧いただきますと、節7 報償費に部活動在り方検討委員会委員報酬21万6,000円、節18負担金補助及び交付金として、スポーツ協会補助金に345万3,000円等の補助金及び負担金を計上しております。

次に、目2 体育施設費でございます。本年度予算額1,529万2,000円、前年度比41万4,000円の増額でございます。主に社会体育施設の施設管理に係る需用費や委託料等が主な予算計上となっております。節10需用費には、光熱水費をはじめ合計508万5,000円、節12委託料には、社会体育施設の維持管理経費として合計952万3,000円を計上させていただきました。

次に、107ページを御覧ください。目3 学校給食費でございます。本年度予算額2億1,414万2,000円、前年度比2,984万円の増額でございます。学校給食費に係る予算として、節10需用費の給食用品費に1億1,720万6,000円、節12委託料の給食委託料に9,406万9,000円が主な予算となっております。

次に、107ページから109ページにかけて、款1 災害復旧費についてご説明いたします。こちらの科目については、災害に備えて、項1 農林水産施設災害復旧費及び項2 公共土木施設災害復旧費を科目設定のみ計上させていただいております。

次に、109ページを御覧ください。款12公債費についてご説明申し上げます。これは借金の返済額に当たりますが、令和6年度の償還金額は、元金で5億3,044万円、利子が1,959万7,000円、合計5億5,003万7,000円でございます。前年度と比較して809万3,000円の増額でございます。

次に、款13諸支出金についてご説明申し上げます。項2 基金費でございますが、目1 財政調整基金費から目12森林環境基金費まで6つの基金への積立金額を計上しております。計上予算については、主に利子分の積立金でございますが、110ページになりますが、目8 町づくり応援基金費については、ふるさと納税による寄附金の積立といたしまして1,000万円、目12森林環境基金費については407万円の積立金をそれぞれ計上しております。

最後に、款14予備費でございます。本年度予算額は1,492万円、前年度比106万8,000円の減額でございます。

次に、111ページからは給与費明細書を掲載しております。112ページからが一般職の給与費でございます。本年度と前年度を比較すると、主に会計年度任用職員の給料相当分となる報酬については1,780万7,000円の増額、常勤職員の給料については194万2,000円の増額、職員手当については2,981万5,000円の増額。なお、このうち令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当支給が開始

されることに伴う手当額が2,498万2,000円、共済費については1,434万1,000円の増額となり、合計で6,390万5,000円の増額となります。詳細については、113ページ以降に記載させていただきましたので、後ほどご確認をいただければと思います。

次に、大きく飛びまして121ページを御覧ください。継続費に係る調書となっておりますが、令和6年度に継続費の設定を予定している事業も含め、現在継続費の設定期間中の事業が合計3事業ございますので、各事業につきましては、年度ごとの支出額及び支出予定見込額等の調書となっております。

次に、122ページを御覧ください。債務負担行為の調書の令和6年度に係る分でございます。これは冒頭9ページでご説明させていただきましたが、債務負担行為に係る調書でございます。

また、123ページには令和5年度以前に設定し、現在支払いが予定されている債務負担行為のもので、過年度分として20事業を掲載しておりますので、ご確認ください。

次に、124ページを御覧ください。地方債の調書でございます。左から3列目の令和5年度末現在高見込額の合計を御覧いただきますと49億8,880万7,000円に、1つ右側の令和6年度中増減見込額の中の令和6年度中起債見込額の4億1,880万円を加え、その右側の令和6年度中元金償還見込額の5億3,044万円を差し引きますと、一番右列の令和6年度末現在高見込額の合計が48億7,716万7,000円となります。

次に、1枚おめくりいただき126ページから129ページまでは、滑川町一般会計歳入歳出予算比較増減表でございます。大枠の款ごとの前年比較は、こちらの資料を申し上げさせていただきました。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明で申し訳ありませんでしたが、令和6年度一般会計予算説明に代えさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） お疲れさまでした。

暫時休憩します。再開は2時10分をお願いします。

休 憩 （午後 1時58分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

次に、會澤町民保険課長から、議案第20号の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第20号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてご説明申し上げます。

それでは、予算書131ページをお開き願いたいと思います。

議案第20号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計予算

令和6年度滑川町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,489万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

続いて、135ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書からご説明申し上げます。令和6年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億7,489万4,000円で、前年度比6,108万4,000円の減、率にして約4%の減額予算となっております。歳入については、国保被保険者数の減少に伴い、款1国民健康保険税の減収と款6県支出金の減額を見込んでおります。また、款10繰入金にあっては、一般会計からの繰入金の増額を見込んでおります。

次の136ページ、歳出ですが、款2保険給付費、款3国民健康保険事業費納付金の減額予算については、被保険者の減少等の要因により相対的には減額となっておりますが、1人当たりの医療費については増額傾向にあり、1人当たりの納付額でいえば、実質的には上昇する見込みとなっております。款6保健事業費については、前年度の実績により減額の予算となっております。

それでは、歳入歳出の主な項目についてご説明申し上げます。初めに、全般を通して令和6年度の予算編成に当たり、備考欄を見ていただくと、廃目整理として予算額をなくしたものが目につくと思います。こちらは、退職者医療制度が平成20年度の医療制度改革に伴い廃止され、その後の経過措置期間が令和5年度で終了することによる措置が大半であります。そのほか、実績上運用のない予算項目等についても併せて整理させていただきました。これらについての説明については、割愛をさせていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、改めて歳入の主な項目からご説明申し上げます。予算書の137ページをお開き願います。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1国民健康保険税は、本年度予算額3億634万6,000円で、前年度比4,950万4,000円の減額となっております。

減額の理由といたしましては、まず算定方法を変えました。前年度までは、県が示す標準課税税率を基に計上しておりましたが、本年度は滑川町の保険税率を基に計上したために、差分が減額となりました。また、現実的な要因として、国保被保険者数の減少状況が続いております。現在、段

階的に被用者保険適用の拡大が行われており、令和4年に引き続き令和6年もさらに拡大される予定となっていることや、団塊の世代の年齢到達による後期高齢者医療への移行が進んでいることなども考慮した算出をしております。

主な内訳として、節1医療給付費分現年課税分は2億116万1,000円、前年比2,519万4,000円の減、節2介護納付金分現年課税分は2,094万1,000円、前年比657万1,000円の減、節3後期高齢者支援金分現年課税分は7,315万9,000円、前年比1,696万3,000円の減となっております。

続く下段の退職被保険者等国民健康保険税は、先ほどご説明いたしました制度廃止に伴う廃目整理となります。

次に、138ページをお願いします。2段目の款6県支出金、項1県補助金、目1健康給付費等交付金でございますが、本年度予算額10億3,663万5,000円を計上いたしました。前年度比4,452万5,000円の減額となります。

減額の理由としましては、被保険者数の減少を要因として、保険給付費は前年度実績から見て縮小しており、節1普通交付金は10億299万5,000円で、前年度比3,876万2,000円の減を見込んでおります。

また、節2特別交付金分は3,364万円で、前年度比576万3,000円の減額見込みとなりました。主なものは、保険者努力支援金分872万7,000円、県繰入金2号分1,805万2,000円となります。

次に、同じページの下段から次の139ページにかけて、款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額9,260万9,000円を計上し、前年度比1,570万9,000円の増額となります。こちらは、被保険者の保険税負担の軽減、町国保の財政基盤の安定を図るため、法定負担率で一般会計から繰り入れます。

次に、139ページ下段、款10繰入金、項2基金繰入金、目4財政調整基金繰入金ですが、本年度予算額3,000万円を計上します。歳入に不足が生じるおそれがあり、国保財政の安定化を図るため、基金を取り崩して繰り入れます。

続いて、140ページ、款11繰越金になりますが、前年度からの繰越金として、前年度より400万円少ない600万円を計上いたしました。

以上が、歳入の説明となります。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明いたします。142ページを御覧ください。款1総務費、項1総務管理費ですが、目1一般管理費には総額で534万8,000円を計上いたしました。前年度比で21万6,000円の増となります。

主なものは、節11役務費の通信運搬費に109万7,000円で、こちらは主に被保険者証の郵送代となり、昨年と同額を計上させていただいております。

次の節12委託料のうち共同電算処理委託料に157万8,000円、レセプト点検委託料に90万3,000円を計上しております。

次に、その下段の款1総務費、項3運営協議会費ですが、本年度総額8万4,000円を計上いたしました。前年度比24万円の減になります。

次の143ページの中段、項4趣旨普及費ですが、昨年と同額で計上しております。節10需用費として、国保制度周知用パンフレット及びエイズパンフレットなどの購入費です。

続いて、その下段、款2保険給付費、項1療養諸費でございますが、目1療養給付費、目3療養費、目5審査支払手数料を合わせまして合計で、144ページ中ほど、計の欄、本年度予算額8億8,221万4,000円で、前年度比3,531万7,000円減の支出を見込んでおります。減額については、先ほど来お話ししたとおり、前年度支払い実績から医療費の支払い額の減少が見込まれるため、減額の予算といたしました。

続いて、その下段、款2保険給付費、項2高額療養費でございますが、145ページ、本年度予算額の計1億2,077万2,000円の歳出を見込んでおります。前年度比344万4,000円の減となっております。こちら、先ほどの療養諸費と同様の理由による減額予算となっております。

続いて、同じ145ページの下段、款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金に、昨年度と同額の750万円を計上しております。

続いて、146ページの中段に移りまして、款2保険給付費、項5葬祭諸費、目1葬祭費ですが、こちらについても前年度と同額の150万円を計上いたしました。

次の款2保険給付費、項6傷病手当諸費については、新型コロナウイルス感染症による休業に対する適用期間の終了に伴い、申請、支払いともに現時点で実績がないため、一旦予算項目から廃目整理として削除させていただきます。保険の給付関連費については、昨年ほどではありませんが、実績等から減額予算の項目が多くございますが、被保険者が安心して医療を受けられるよう、状況に応じてその都度補正をしまして対応してまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、147ページをお願いします。款3国民健康保険事業費納付金でございますが、項1目1医療給付費分2億8,476万5,000円、項2目1後期高齢者支援金等分1億918万6,000円。

次ページになりますが、148ページの項3目1介護納付金分3,091万5,000円の3項目を合算した額4億2,486万6,000円を国保財政主体である埼玉県へ支払います。1人当たりの保険税必要額は伸びているものの、被保険者数の減少等の要因により、前年度比1,840万円の減額となりました。

続いて、同ページ下段の款6保健事業費、項1保健事業費でございますが、目1保健衛生普及費に本年度予算額1,211万6,000円を計上いたしました。

主なものですが、節12委託料のうち、ヘルスアップ対策事業実施業務委託料として502万4,000円を計上いたしました。埼玉県で行っていた事業を、新たに町単独事業に振り替えて実施しているものです。

また、節18負担金補助及び交付金では、人間ドック補助金に460万円、次ページ記載の糖尿病性腎症重症化予防共同事業負担金に147万7,000円を計上いたしました。

目2 保養事業費には、保養所利用補助金として36万円を計上して、被保険者の健康維持増進に努めます。

続いて、149ページ下段の款6 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費につきましては、本年度予算額1,310万8,000円を計上いたしました。令和6年度も被保険者の疾病予防、生活習慣病を未然に防ぐため、特定健康診査による集団健診及び個別健診を実施してまいります。

最後に、少し飛びまして151ページですが、款10予備費になります。前年度より200万円減額の本年度予算額438万4,000円を計上いたしました。

以上で、令和6年度国民健康保険特別会計に関する予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎高齢介護課長から、議案第21号の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第21号 令和6年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてご説明申し上げます。

153ページをお開きください。

議案第21号 令和6年度滑川町介護保険特別会計予算

令和6年度滑川町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

157ページを開きください。歳入歳出予算事項別明細書から説明させていただきます。本年度予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5,000万円で、前年度比7,000万円の増、率にして5.07%の増額予算となっております。増額の要因としましては、歳入では国、県からの支出金及び社会保険診療報酬支払基金からの交付金の増額、また今年度介護保険給付費準備基金から1億4,000万円の繰入れを行うことによるものでございます。

158ページをお開きください。歳出では、各種介護サービス事業費の確保のための予算措置として、増額予算となっております。

歳入の項目から説明いたします。159ページをお願いいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料として2億8,886万3,000円、前年度比255万1,000円の増額となっており、被保険者の増加に伴い保険料を見込んでおります。

次に、1つ飛ばしまして、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金として2億3,252万9,000円、前年度比93万1,000円の増額となっており、各種介護サービス費等の増額を見込んだ国庫負担分となります。

その下段、項2国庫補助金になります。160ページをお開きください。中段にあります計3,808万9,000円、前年度比37万9,000円の増額となっており、介護サービス費に充てるもので、介護給付費や地域支援事業費の増額によるものです。

その下段、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、計3億5,562万8,000円、前年度比149万6,000円の増額。こちらも介護サービス費に充てるもので、介護給付費の増額、地域支援事業費の増額によるものです。

161ページを御覧ください。款6県支出金、項1県負担金と、その下段、項3県補助金を合わせまして計1億9,128万円、前年度比54万4,000円の増額となっており、保険給付費の増額に伴うものです。

162ページをお開きください。款9繰入金、項1一般会計繰入金として、目1介護給付費繰入金から目5その他一般会計繰入金までの計1億8,754万円を一般会計から繰入れいたします。前年度比185万円の減額となり、保険給付費の減額によるものです。

その下段、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として、1億4,000万円を特別会計に繰り入れます。第9期の保険料改定に合わせて保険料上昇を抑制し、介護給付費の充当に充てるものです。

163ページを御覧ください。款10繰越金につきましては1,579万4,000円、前年度比7,405万1,000円の減額となり、前年度の余剰金を見込んだ額となっております。

歳入については以上となります。

続いて、歳出の項目についてご説明いたします。164ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費380万9,000円、前年度比53万1,000円の減額となっており、令和5年度実施しました介護保険制度改正に伴うシステム改修業務に係る予算分の減額となります。

165ページを御覧ください。項3介護認定審査会費として866万1,000円計上しまして、主な支出として、節18負担金補助金及び交付金、比企広域市町村圏組合介護保険事業負担金に481万円、節11役務費、主治医意見書手数料に300万円となっております。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、目1居宅介護サービス給付費

から、166ページ、目9居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要介護5の方を対象とした6つの介護サービスの合計としまして、167ページ上段、11億9,030万8,000円、前年度比552万円の増額となり、これは被保険者数の増加によるものです。

下段、項2介護予防サービス等諸費として、目1介護予防サービス給付費から、168ページ目7介護予防サービス計画給付費まで、予防給付としての5つの介護予防サービスの合計としまして計2,941万円、前年度比129万円の減額となります。令和5年度実績に基づくものでございます。

下段の項3その他諸費から171ページの項6特定入所者介護サービス費までは、前年度と同額になります。これは、介護サービス費の支払いが一定の額以上の高額になった場合、超過分を利用者に支給するものと、介護施設サービス利用時の自己負担限度額を超える利用額を補助するものです。

次に、下段の款5地域支援事業費に移ります。主に地域包括支援センターが中心となって行う事業になります。

項1介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費2,382万4,000円、前年度比153万6,000円の増額となります。通所型サービス利用者の増加によるものです。

172ページ、中段を御覧ください。項2一般介護予防事業費として315万7,000円を計上し、体操教室や料理教室、認知症予防の頭の体操、また自主グループの支援などを計画しております。

173ページを御覧ください。項3包括的支援事業、任意事業として7つの事業を挙げております。目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費から、175ページ目10その他の事業まで、合計610万8,000円を計上しており、前年度とほぼ同額の予算となっております。

最後に、176ページをお開きください。下段、款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として4,300万円、前年度比1,000万円の増額となります。

今後も保険給付費及び地域支援事業費の増額により保険料の上昇が見込まれますので、基金への繰入れにより準備を進めてまいります。

以上、令和6年度滑川町介護保険特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、會澤町民保険課長から議案第22号の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第22号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてご説明申し上げます。

予算書の179ページをお開き願います。

議案第22号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度滑川町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,673万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

予算書の183ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書からご説明申し上げます。令和6年度の後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ2億4,673万7,000円で、前年度比2,767万5,000円の増、率にして約12.6%の増額予算となっております。主な増額の理由といたしまして、歳入では被保険者数の増加に伴う款1後期高齢者医療保険料及び款4繰入金の増収、次ページ歳出では、款2後期高齢者医療広域連合納付金を増額とした予算措置となっております。

それでは、初めに歳入の主な項目についてご説明申し上げます。185ページをお願いします。最初に、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料ですが、目1特別徴収保険料として1億1,472万9,000円、目2普通徴収保険料として8,338万円を計上いたしました。合計で1億9,810万9,000円、前年比2,357万9,000円の増となります。主な増額の理由といたしまして、団塊の世代の年齢到達による後期高齢者医療への移行による要因を含めた被保険者数の増加と、2年ごとに見直しを行っている保険料率の改定が令和6年度にあるため、それを見込んだ算定試算額を計上したことによるものです。

続きまして、ページの下段、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額4,102万2,000円を計上いたしました。内訳は、節1事務費繰入金に208万1,000円、節2保険基盤安定繰入金に3,894万1,000円を計上いたしました。前年比309万6,000円の増額となっております。

なお、保険基盤安定繰入金については、低所得者の保険料軽減を行うための一般会計からの繰入れとなります。

続きまして、186ページ、款5繰越金につきましては700万円を計上いたしました。

歳入については以上となります。

続いて、歳出の主な項目についてご説明申し上げます。188ページをお願いいたします。款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費ですが、本年度予算額184万4,000円を計上しまして、前年度比50万3,000円の減額となっております。こちらは、保険料徴収のための納付書発送等の事務費になります。

続いて、款1 総務費、項3 保健事業費、目2 保健事業費として272万円を計上いたしました。内訳ですが、人間ドック補助金に200万円、保養所利用補助金に72万円の予算計上いたしました。被保険者の健康保持増進を図るための事業であり、利用実績に応じて前年比で若干増額いたしました。

款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本年度予算額として、次ページ189ページの合計欄 2億3,974万9,000円を計上いたしました。前年度比2,745万8,000円の増額となります。こちらは、歳入の保険料の徴収分及び保険基盤安定負担金分を合わせまして、埼玉県広域連合へ納付する金額となっております。

次に、189ページ中段の款3 諸支出金、項1 償還金は、前年度同額の本年度予算額60万5,000円を計上いたしました。

最後に、下段の款4 予備費ですが、前年度より49万円増額の181万9,000円を計上させていただきました。

以上、後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、宮島上下水道課長から、議案第23号及び24号の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、まず議案第23号 令和6年度滑川町水道事業会計予算の議定についてご説明申し上げます。

説明に入ります前に、予算書の表紙をめくっていただき、目次を御覧いただきたいと思います。令和6年度予算書も水道事業と下水道事業を1冊にまとめて製本してございます。1ページから37ページが水道事業会計、38ページから77ページまでが下水道事業会計の予算書となっておりますので、ご了承をお願いします。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度滑川町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和6年度滑川町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水世帯8,326世帯。

（2）年間総配水量241万19立米。

（3）1日平均配水量6,602立米。

（4）主な建設改良工事等重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新事業設計業務委託、重要給水施設配水管路耐震化工事、老朽管更新工事。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款事業収益3億7,882万9,000円、第1項営業収益3億6,643万4,000円、第2項営業外収益1,239万5,000円。

支出、第1款事業費3億6,534万3,000円、第1項営業費用3億5,357万8,000円、第2項営業外費用2,016万5,000円、第3項特別損失60万円、第4項予備費100万円。

2ページを御覧ください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,299万5,000円は、当年度消費税資本的支出調整額3,759万8,000円、建設改良積立金3,539万7,000円、当年度損益勘定留保資金1,000万円を補填するものとする。)

収入、第1款資本的収入3億3,374万8,000円、第1項負担金1,365万9,000円、第2項加入金822万8,000円、第3項企業債及び他会計借入金2億8,000万円、第4項国庫補助金3,186万1,000円。

支出、第1款資本的支出4億1,674万3,000円、第1項建設改良費3億9,312万9,000円、第2項企業債及び他会計償還金2,361万4,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、重要給水施設配水管路及び耐震化及び老朽管更新事業、限度額2億8,000万円、起債の方法、普通貸付(証書借入又は証券発行)、利率4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費3,760万8,000円。

(2) 交際費5万円。

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、500万円と定める。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、水道事業会計予算に対する説明になります。初めに、4ページから6ページの実施計画でありますが、これにつきましては、27ページからの事項説明書で詳しくご説明をさせていただきます。

次に、7ページの予定キャッシュフロー計算書でありますが、この計算書は、当初予算が計画どおり執行された場合の予定額を記載しております。資産や負債の増減に着目し、現金の動向を捉えていく役割を持っています。

次に、8ページから13ページまでは、給与費明細書等として人件費に係る説明となっております。

次に、14ページでありますが、債務負担行為に関する調書でありますが。公用車借上料2台分と水道料金システム借上料の3件について記載をしてございます。

続く15ページから18ページにかけて、令和6年度の予定貸借対象表を掲載しております。予定キャッシュフロー計算書同様に、当初予算が計画どおり執行された場合の年度末における資産の部と、その対象となる負債の部、資本の部とに分けて整理をしているものでございます。双方の合計が一致し、貸借が対照となっていることが確認できる表となっております。

次に、19ページから24ページにつきましては、令和5年度予算の現時点での予定される損益計算書及び予定貸借対照表を記載しており、続く25ページから26ページまでは令和6年度滑川町水道事業注記事項として、総務省の基準に基づきまして、公営企業として記載することが望ましいものとされているものについて記載しております。これらの項目に関する説明につきましては、割愛をさせていただきますので、後ほど御覧をいただきたいと思っております。

続きまして、予算書の27ページをお開き願いたいと思っております。令和6年度滑川町水道事業会計事項別明細書を御覧ください。収益的収入及び支出の表より、収入についてご説明をいたします。

款1事業収益は、前年当初より503万9,000円減額の3億7,882万9,000円を計上いたしました。内訳でありますが、項1営業収益、目1給水収益、節1水道料金については3億5,600万円で、前年度より442万2,000円の減額を見込みました。実績から想定した総配水量より有収率を93.9%として、有収水量を226万3,007立米と見込んで収益を算出しております。総配水量の見込みは、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う外出自粛の解除や近年の節水意識の高まり、それに伴う節水器具の普及の影響から、前年度からの減少を想定し計上いたしました。

次に、目3その他の営業収益は、住宅建築等の新規申込みも一時に比べ落ち着いてきたため、前年度実績に現状を加味し、前年当初より295万1,000円減額の1,043万4,000円を計上いたしました。

28ページを御覧いただきたいと思っております。項2営業外収益は、前年当初より283万4,000円増額の1,239万5,000円を計上しました。おおむね例年どおりの算定となっておりますが、目5雑収益、節1雑収益の下水道料金徴収事務負担金が増額となったことが主な要因でございます。

続きまして、支出について説明いたします。29ページを御覧ください。款1事業費は、前年度より253万1,000円減額の3億6,534万3,000円を計上しました。主なものとして、項1営業費用、目1

原水及び浄水費 1 億7,058万5,000円は、配水機器の維持管理や県から水道用水を購入するための費用でございます。

節 3 委託料は、各種点検、清掃等の費用で532万1,000円を計上いたしました。

節 6 受水費は、県から水道水を購入するための費用でございます。総配水量の予想水量から漏水等での流出分も勘案し、1 億6,310万円を計上いたしました。

なお、購入単価は本年度も変動なく、1 立米当たり税別61.78円に据置きとなっております。

次に、目 2 配水及び給水費は、主に配水場や配水管路の維持管理、点検修繕等に関する費用で、前年当初より1,112万8,000円減額の2,897万円を計上いたしました。

30ページをお願いいたします。主なものとして、節 4 委託料は1,706万6,000円の減額となっております。昨年度は、記載の業務のほかに水道橋等点検業務委託、配水場カメラ監視システム委託、仕切り弁等開閉状況調査業務委託を計上していましたが、6 年度ではそれらの業務がなくなったためと、検満メーターの取替えを5 年度まで委託料で計上しておりましたが、6 年度より節 9 の手数料に組み替えたことによる減額となっております。検満メーター取替えは、計量法で定められた期限を迎えるメーター数から算出をしております。

節 5 賃借料の水道事業支援システムレンタル業務委託は、水道管渠の地図データや工事記録等の資産管理、予算決算等の会計管理を行うためのシステム費用で、前年度同様の計上となっております。

節 6 修繕費は、年度当初であるため前年並みの計上といたしましたが、昨今経年劣化による漏水等の修繕も増えており、経費も状況により様々なため、予算の執行状況によっては、固定による予算対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、目 3 は前年当初より90万2,000円減額の2,493万円を計上いたしました。水道料金の賦課徴収に伴う経費が主なものです。

31ページを御覧ください。節 8 委託料は、毎月水道メーターの検針を検針員によって実施するための人件費と、その管理のための検針業務委託料や水道メーター検針後の料金の算定、お支払いいただいた料金の管理を行うためのシステム費用などとなっております。また、コンビニ収納委託料の中に、前年度予算書に計上のスマホ決算収納委託料を含めての予算となっております。

続きまして、32ページを御覧ください。目 4 総係費は5,026万3,000円で、前年度より135万3,000円の増額となっております。

節 2 給料から次ページの節 7 旅費までは、職員の人件費、その他庶務的経費となっており、項目によって多少の増減がありますが、例年どおりの算出に基づいたものとなっております。

続きまして、34ページを御覧ください。目 5 減価償却費は、配水場の建物、水道タンク、配水本管等の構造物等の固定資産減価償却分として7,882万6,000円を計上いたしました。

項 2 営業外費用は2,016万5,000円で、前年度より70万4,000円の減額となりました。

目1 支払利息及び企業債取扱諸費232万6,000円は、公的資金の企業債及び民間金融機関からの借入金に対する利息分の償還金です。元金分につきましては、4条予算の資本的支出にて計上しています。

また、次ページになりますが、目3 消費税に783万8,000円、前年度より73万円の増額を計上いたしました。

続きまして、36ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入についてご説明をいたします。

款1 資本的収入は、前年度より9,470万5,000円増額の3億3,374万8,000円を計上しました。主な増額の要因は、消火栓設置工事に伴う負担金及び管路更新工事のための借入金と補助金の増額によるものです。

項1 負担金は、主に消火栓設置工事費負担金として1,199万4,000円増の1,365万9,000円を計上いたしました。

項2 加入金は、882万8,000円を計上いたしました。加入金につきましては、先ほど説明いたしました3条予算、収益的収入と4条予算、資本的収入で2分の1ずつの計上とさせていただいているものでございます。

続きまして、項3 企業債及び他会計借入金として2億8,000万円、項4 国庫補助金として3,186万1,000円をそれぞれ計上いたしました。補助額については、対象工事費のうち補助対象となるものの4分の1になります。

次に、37ページをお願いいたします。支出について説明いたします。款1 資本的支出は、前年より1億96万8,000円増額の4億1,674万3,000円を計上いたしました。

項1 建設改良費、目1 配水施設拡張費より節1 委託料につきましては、前年と同額の2,200万円を計上いたしました。これは、令和7年度に実施する重要給水施設配水管路及び老朽管更新工事の詳細設計費等となっております。

節2 工事請負費ですが、重要給水施設配水管路耐震化工事費として1億7,797万7,000円を、老朽管路更新工事費として8,861万4,000円を、今年度実施した重要給水施設配水管路耐震化工事1か所の舗装本復旧工事費として8,436万2,000円を計上しており、増額の主な要因となっております。長期計画の耐震化や老朽管の布設替え工事については、今後も高額の工事費の負担が継続して必要となりますが、更新の対象年度がかなり先のものもあるため、計画等の整合調整を図りながら、別件で老朽管の補修や配水管路の循環化、民地解消なども効率よく行っていきたいと考えております。

次に、目2 営業設備費、節1 量水器費は、新規加入者分、検定満期交換分の購入及び設置交換のための費用として417万6,000円を計上しました。

次の項2 企業債及び他会計償還金2,361万4,000円は借入償還金で、起債と民間からの借入金の元金分の償還金です。前年度比で1,234万8,000円の減額となっております。先ほどご説明したとおり、利息分は3条予算で計上しております。

以上、雑駁ではございますが、水道事業の令和6年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第24号 令和6年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてご説明をさせていただきます。

予算書の38ページを御覧いただきたいと思います。

令和6年度滑川町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度滑川町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業。ア、処理戸数5,746世帯。イ、有収水量127万2,000立米。ウ、1日平均有収水量3,485立米。

(2) 農業集落排水事業。ア、処理戸数458世帯。イ、有収水量12万立米。ウ、1日平均有収水量329立米。

(3) 浄化槽事業。ア、処理戸数175世帯。イ、有収汚泥量465立米。ウ、1日平均有収汚泥量1.3立米。

第3条、第4条につきましては、項目が多いため、款のみの読み上げとさせていただきます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次に定めるところとする。

収入、第1款公共下水道事業収益3億4,669万円。

39ページをお願いいたします。第2款農業集落排水事業収益1億512万5,000円。

第3款浄化槽事業収益2,862万4,000円。

支出、第1款公共事業費3億9,232万4,000円。

第2款農業集落排水事業費1億1,263万1,000円。

第3款浄化槽事業費2,867万1,000円。

続きまして、40ページを御覧ください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額383万8,000円は、当年度消費税資本的収支調整額383万8,000円で補填するものとする。

収入、第1款公共下水道事業資本的収入1億5,556万4,000円。

第2款農業集落排水事業資本的収入3,767万9,000円。

第3款浄化槽事業資本的収入2,870万1,000円。

支出、第1款公共下水道事業資本的支出1億5,933万9,000円。

第2款農業集落排水事業資本的支出3,768万1,000円。

41ページを御覧いただきたいと思います。

第3款浄化槽事業資本的支出2,876万2,000円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水洗化促進改造資金融資に伴う利子補給(令和6年度分)。期間、令和6年度から令和9年度まで。限度額、利子補給相当額。

水洗化促進改造資金融資に伴う金融機関に対する損失補償(令和6年度分)。期間、令和6年度から令和10年度まで。限度額、元金利子及び延滞利子に対する損失補償額。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、流域下水道事業、限度額4,300万円。起債の方法、普通貸付又は証券発行。利率4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

下段になります。起債の目的、浄化槽事業、限度額380万円。起債の方法、同上。利率、同上。償還の方法、同上。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失の間。

すみません。42ページを御覧いただきたいと思います。

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費3,186万円。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計への補助を受ける金額は9,018万9,000円と定める。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、下水道事業会計予算に関する説明になります。初めに、43ページから47ページの実施計画でございますが、これにつきましては、68ページからの事項別明細書でご説明させていただきます。

次に、48ページの予定キャッシュフロー計算書でございますが、水道事業同様、当初予算が計画

どおり執行された場合の予定額を記載しており、資産や負債の増減に着目し、現金の動向を捉えていく役割を持っています。

次に、49ページから53ページまでは、給与費明細書等として人件費に係る説明となっております。

次に、54ページは債務負担行為に関する調書でございます。6年分として先ほど読み上げた2件と、過年度分として下水道使用料と改定検討業務委託の1件が記載されております。

続く55ページから58ページにかけて、令和6年度の予定貸借対照表を記載しております。予定キャッシュフロー計算書同様に、当初予算が計画どおりに執行された場合の年度末における資産の部と、その対象となる負債の部、資本の部とに分けて整理をしているものでございます。双方の合計が一致し、貸借が対照となっていることが確認できる表になっております。

次に、59ページから64ページは、令和5年度予算の現時点での予定される損益計算書及び予定貸借対照表を記載しており、続く65ページから67ページまでは、令和6年度滑川町下水道事業注記事項として、総務省の基準に基づき、公営企業として記載することが望ましいものとされているものについて表記をさせていただきます。これらの項目に関する説明につきましては、水道事業同様割愛をさせていただきますので、後ほど御覧をいただきたいと思います。

それでは、予算内容の主なものについて、ご説明をさせていただきます。68ページからの令和6年度滑川町下水道事業会計事項別明細書を御覧いただきたいと思います。収益的収入及び支出の表により、収入についてご説明いたします。

第1款公共下水道事業収益は、前年度より1,269万円減額の3億4,669万円を計上いたしました。

項1 営業収益、目1 下水道使用料1億9,700万円は、各ご家庭から下水管に流された汚水量によって算定し、お支払いいただいている使用料で、前年度より150万円の増額を見込みました。

項2 営業外収益は1億4,963万円で、前年度より1,419万円の減額となっております。こちらは、目2 他会計負担金、目3 他会計補助金の一般会計からの負担金、補助金の減額が主な要因でございます。

次に、款2 農業集落排水事業収益は、前年度より1,873万3,000円減額の1億512万5,000円を計上いたしました。

項1 営業収益、目1 農業集落排水使用料は1,700万円で、接続件数に大きな変動の想定がないために前年度並みといたしました。

69ページを御覧ください。項2 営業外収益は8,812万5,000円で、前年度より1,893万3,000円の減額となっております。下水道事業と同様、目2 他会計負担金、目3 他会計補助金の一般会計からの負担金、補助金の減額が主な要因でございます。

次に、第3款浄化槽事業収益は、前年度より285万5,000円減額の2,862万4,000円を計上いたしました。

項1 営業収益1,178万8,000円は、処理戸数は減少を見込みましたが、汚泥処理量については増加

の見込みとなり、前年度より50万4,000円の増額となりました。

第2項営業外収益1,683万6,000円は、前年度より335万9,000円の減額となっております。こちらにつきましても、前述の2事業と同様、目2他会計負担金、目3他会計補助金の一般会計からの負担金、補助金の減額が主な要因でございます。

続いて、支出について説明いたします。款1公共下水道事業費用は、前年度より3,594万3,000円増額の3億9,232万4,000円を計上いたしました。

項1営業費用、目1管渠費は5,010万4,000円で、前年度より1,295万5,000円の増額でございます。

70ページを御覧ください。目2流域下水道維持管理負担金1億2,300万円は、県に支払う市野川流域下水道維持管理負担金で、前年度より300万円の増額となっております。

目3業務費2,346万円は、前年度より1,596万2,000円の増額です。こちらは、下水道供用開始30周年記念事業に係る経費及び5年度に債務負担行為を行った下水道使用料等改定検討業務委託料1,210万円を6年度に支出をするためのものがございます。

目4総係費2,485万7,000円は、前年度より344万9,000円の増額となりました。総務政策課で算出をしていただいた人件費と、例年計上しております事務的経費等になります。また、6年度は下水道使用料等の改定を検討いただくために、下水道事業審議会委員の報酬及び費用弁償を増額させていただきました。

72ページを御覧ください。目5減価償却費は、下水道施設の固定資産減価償却費として1億3,414万9,000円を計上しました。

第2項営業外費用は2,965万4,000円で、前年度より397万4,000円の増額となっております。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費1,575万4,000円は、起債等の借入金償還に係る利子分の償還金で、前年度より192万6,000円の減額です。元金は4条予算に計上いたします。

目2消費税は1,390万円で、前年度より590万円の増額となりました。6年度から3事業分をまとめて申告して納付をするものがございます。

款2農業集落排水事業費用は、前年度より1,121万5,000円減額の1億1,263万1,000円を計上いたしました。

項1営業費用1億260万4,000円は、前年度より815万円の減額です。処理場の維持管理や汚泥引き抜き等の維持管理業務の費用で、業務内容は前年度と同様ですが、コストカット等による予算の見直しにより減額となりました。

続きまして、73ページを御覧ください。目3業務費85万円は、使用料徴収に係るシステム等に係る共有利用部分についての負担割合を案分し、水道事業へ支払う経費でございまして、前年度より24万1,000円の減額となりました。

目4総係費969万1,000円は、下水道事業同様、総務政策課で算出をしていただいた人件費と、例年計上しております事務的経費等になります。前年度より411万5,000円の増額となっております。

74ページを御覧ください。目5減価償却費は、農業集落排水施設の固定資産減価償却費として4,644万3,000円を計上いたしました。

項2営業外費用は592万7,000円で、前年度より292万3,000円の減額となっております。

目1支払利息及び企業債取扱諸費592万7,000円は、起債等の借入金償還金に係る利子分の償還金でございます。元金は4条予算で計上いたします。

目2消費税は、公共下水道事業費用から一括の納付とすることから、令和6年度から廃目とさせていただきます。

款3浄化槽事業費用は、前年度より81万2,000円減額の2,867万1,000円を計上いたしました。

項1営業費用、目1浄化槽費1,326万2,000円は、前年度170万円の増額でございます。町が本事業によって設置した浄化槽の維持管理に係る費用でございまして、算定基礎となる汚泥引き抜き料、対象基数につきましては、収入の浄化槽使用量の数量と同じでございます。

節1の委託料が前年度より160万円ほど増額となりますが、その他の費用につきましては、ほぼ前年度並みとなっております。

目2総係費619万6,000円は、前年度より293万円の減額でございます。こちらも総務政策課から算出していただいた人件費と、例年計上しております事務的経費等になっております。

続きまして、75ページをお開きください。目3減価償却費は、公設浄化槽施設の固定資産減価償却費として662万4,000円を計上いたしました。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費48万9,000円は、起債等の借入金償還に係る利子分の償還金でございまして、元金は前述2事業と同様、4条予算で計上いたしております。

76ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入についてご説明いたします。

款1公共下水道事業資本的収入は、前年度より1,404万3,000円増額の1億5,556万4,000円を計上いたしました。

項2企業債は、市野川水循環センターの建設負担金の滑川町分の支払いに充てる財源として起債を起こすものでございます。令和6年度の当町の負担額として、県より示されております算定額として4,300万円を計上いたしました。前年度より800万円の増額となります。

項3他会計負担金は、企業債償還元金分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分で、前年度より634万3,000円増額の1億1,056万3,000円を計上させていただきました。

続きまして、款2農業集落排水事業資本的収入は、前年度より76万1,000円減額の3,767万9,000円を計上しました。

項1他会計負担金は、下水道事業同様、企業債償還元金分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございまして、前年度より76万1,000円減額の3,487万9,000円を計上させていただきました。

続きまして、項3浄化槽事業資本的収入は、前年度より154万9,000円増額の2,870万1,000円を計

上いたしました。

項1 負担金及び分担金222万6,000円は、公設浄化槽を設置する際の個人負担分でございます。人槽ごとに定めてあり、令和6年度は各人槽を合わせて20基分を計上いたしております。

項2 他会計負担金260万円は、下水道事業同様、企業債償還元金分を一般会計より資本的収入へ繰り入れていただく分でございます。

項3 企業債380万円は、公設浄化槽を設置し、事業の町負担分の浄化槽事業債として起債を起すものでございます。

項4 国庫補助金1,257万5,000円は、公設浄化槽設置事業の国庫補助金が、循環型社会形成推進交付金として交付されるものでございまして、補助率は2分の1となっております。

項5 県補助金750万円は、県より浄化槽整備事業補助金として交付されるもので、本体設置費用1基につき50万円が補助されるものでございます。浄化槽1基に係る費用は、これら国、県の補助金、個人の負担金、町の補填額で財源の確保をしております。

続いて、支出についての説明をいたします。77ページを御覧いただきたいと思います。款1 公共下水道事業資本的支出は、前年度より894万1,000円増額の1億5,933万9,000円を計上しました。

項1 建設改良費、目1 公共下水道管渠建設改良費570万2,000円には、十三塚集会所周辺の下水道管渠整備を行うため、節1 工事請負費に500万円を計上いたしました。

目2 流域下水道建設負担金4,307万3,000円は、先ほど収入でご説明をしたとおり、県への負担金でございます。財源は起債で充当いたします。

項2 企業債償還金1億1,056万4,000円は、起債等の借入金償還に係る元金分の償還金でございます。前年度から409万8,000円の減額でございます。

次に、款2 農業集落排水事業資本的支出は、前年度より76万円減額の3,768万1,000円を計上いたしました。

項1 建設改良費、目1 建設改良費は、主に公共ますのない土地に新設するための費用が主なもので、節1 工事請負費に4か所相当分の280万円を計上いたしました。

項2 企業債償還金3,488万円は、起債等の借入金償還に係る元金分の償還金でございます。前年度より76万円の減額です。

次に、款3 浄化槽事業資本的支出は、前年度より115万5,000円増の2,876万2,000円を計上いたしました。

項1 建設改良費は2,616万1,000円で、前年度より100万1,000円の増額となりました。公設浄化槽の設置工事の費用が主なもので、令和6年度は各人槽合計で20基設置を想定しており、それに伴う浄化槽本体の購入費と設置工事費を合わせた額2,126万1,000円を、節1の工事請負費として計上させていただきました。また、設置者への補助金として、節2補助金に490万円を計上しました。

項2 企業債260万1,000円は、起債等の借入金償還に係る元金分の償還金でございます。前年度よ

り15万4,000円の増額となっております。

以上、雑駁ではございますが、下水道事業の令和6年度当初予算の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時35分といたします。

休 憩 （午後 3時22分）

再 開 （午後 3時35分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎総括質疑

○議長（吉野正浩議員） これより、町長、教育長の施政方針並びに議案第19号から議案第24号までの予算議案6議案に対する総括質疑に入ります。

総括質疑時間は、質問者1人につき原則一括質問、一括答弁とし、答弁を含み30分以内とします。

なお、再質問はできるだけ避けてください。

なお、総括質疑に対しましては、滑川町議会における先例事例におきまして、総括質疑は総括的な質疑とし、詳細な個別質問は行わないことになっておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

それでは、質疑ありますか。

阿部議員。

◎会議時間の延長

○議長（吉野正浩議員） すみません。質問があったところで、一言だけ言わせてください。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

○議長（吉野正浩議員） では、阿部議員、よろしく申し上げます。

質問申し上げます。演壇へ登壇でお願いします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。総括質疑を行っていきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

私は、第6次滑川町総合振興計画など町の重要施策の決定過程に住民の参加を求めるものであります。2021年から2025年にわたって進められている第5次総合振興計画後期計画が終了し、その後の第6次総合振興計画の策定作業の方針についてお伺いしたいというふうに思います。第5次総合振興計画は、計画策定に当たって、2年前の2019年から町民アンケート、町づくりワークショップ、職員アンケート、グループヒアリングなどを行い、2020年に総合振興計画審議会、まち・ひと・しごと推進審議会を開催し、最終的にパブリックコメントを実施し、答申が行われ、2021年3月議会で可決をされました。この計画の策定に関わったのが総合振興計画審議会14名、まち・ひと・しごと推進審議会審議委員14名、そのメンバーへ町民から公募された総計で7名であります。最後のパブリックコメントへの応募には、意見が9件だったということでもあります。

素案づくりで中心的な役割を果たしたのが、町づくり研究会の若手職員10名、幹事会の副課長、次長級17名でありました。私もまち・ひと・しごと推進審議会に参加をしましたが、町職員からの提案に対する意見も述べましたが、十分な議論ができないまま時間切れになるということもありました。町に対する委員それぞれの思いはあっても、非常に範囲が広く、意見がかみ合わないことが多かったことを記憶しております。もっと一つ一つのテーマで深まった議論が必要だったのではないかというふうに思います。農業委員会や商工会、教育委員会、学識経験者、議員などから選出された委員や公募の委員だけでは、住民の声を十分反映できないというふうにも感じております。

第5次総合振興計画の中でも、住民参加についてこういうふうに述べております。住民と行政の情報の共有化の推進として、住民参加機会の拡充についてということで、住民の行政に対する期待や要望が多様化している中、様々な町づくりの課題に適切に対処していくためには、町民の意見や意向を的確に把握するとともに、町政や町づくりの参加を図ることがますます重要になっているというふうに述べています。

今、多様化する住民の声を聞き、それを町政に生かす、さらに住民の力を町政に生かすことが求められているのではないのでしょうか。新しく入ってきた住民が多いこの町にとって、住民の自治意識を高めること、我が町のことを我が事として考えられるように進めていくことは、今後の行政運営にとって大きな課題だというふうに考えます。

次期計画の策定に当たって、町民の声をどう聞いていくか、町民参加の計画づくり、町民の声を直接聞く、そういった懇談会を提案したいというふうに思います。参考にしたいというふうに思うのが、杉並区が実施をしております聴くオフ・ミーティング、「聴く」というのは「聴く」というふうに漢字で書くのですけれども……であります。岸本区長は区長就任後、一昨年9月から昨年末まで8回の区民との懇談会を様々な行政課題、テーマで行っております。参加者は、一般公募と無作為で抽出した2,000名から参加した17名から40名、そして区長と担当課であります。

ご紹介したいのは、昨年12月に行った「杉並のみどりをどう守る？ どう創る？」という緑の基本

計画を策定するに当たって開催した懇談会です。担当課からこれまでの経過や策定の意義、住民参加の重要性などが説明され、その後住民の中から、緑の所有者である代々の農家で屋敷林の所有者から苦勞していることが語られております。落ち葉や倒木の対応、生け垣の手入れ、緑を守るためどれだけお金がかかることなのかなどの苦勞が語られました。その緑の所有者の方は、こう言っておられました。区からの補助も受けていますが、とても足りない。だからといって、区にもっと補助をしてくれという気持ちではなく、何か工夫してやっていかなければと思っています。これからも自分でできることはやりながら、子どもや近所の皆さんに屋敷林や農地を見てもらい、応援してもらえればというふうに話をしておりました。その後、少人数に分かれてグループトーク、さらに全体トークを行います。

参加者からは、落ち葉掃きへの支援、子どもたちに緑の大切さを教え、体験してもらうなどの意見がたくさん出されておりました。結論を出すのではなく、様々な意見を出し合うことで、その担当課の課長さんは区民主役の杉並区緑の基本計画に改定をして、区民共有の財産である緑を将来にわたって守り育て、創出していくというふうに述べていらっしゃいました。こういった直接声を聞くやり方は、いろいろあるというふうに思います。アンケートやパブリックコメントなど。しかし、大枠が策定されてからのパブリックコメントでは、住民から言えば、今さらという声になってしまうのではないのでしょうか。

今回提案されております福祉センター建設も、発案の初めから住民の声を聞いていくべきではなかったかと思います。子どもの居場所づくりの意義、当事者や子育て世代の声、社会福祉協議会が抱える問題点などなどの実態や課題を明らかにしながら、今何が必要かを話し合う、行政と住民が膝突き合わせて話し合う。その中から行政と住民の信頼関係が生まれ、住民本位の行政が行われ、住民参加の町づくりが一步前に進むのではないかというふうに考えます。来年度具体化が図られようとしておりますコミュニティセンター建設についても、同様の住民参加を進める姿勢が必要かというふうに考えます。

したがって、町の重要施策の決定に当たっては、どう住民参加を促していくのか、本当に町の姿勢が必要だというふうに考えております。ぜひ、町の姿勢をこういった方向に改めていただきたいということを訴えまして、総括質疑とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 総務政策課長、よろしいですか。篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の総括質疑に答弁をさせていただきます。

総合振興計画は町政の根幹となる計画であり、町民の意見を十分踏まえて策定しなければなりません。現在の第5次総合振興計画においては、基本構想を平成28年度から令和7年度までの10か年計画とし、さらに平成28年度から令和2年度までを前期基本計画、令和3年度から令和7年度までを後期基本計画としています。特に、現在の後期基本計画策定の際には、町全体の町づくりを包括

的に進めるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定しました。

これまで総合振興計画を策定する際に、住民意見を反映できるように様々な形で意見を聞く場を設けてきました。現在の後期基本計画の策定に当たっては、令和元年度に町民アンケート、町民ワークショップ、グループヒアリングを実施し、令和2年度にはこれらの基礎調査を踏まえて、総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと推進審議会で審議いただいた上で計画案を作成し、パブリックコメントにて広く意見を募りました。

町民アンケートにおいては、20歳以上の方と中学生以上20歳未満の方とに対象を分けて実施しました。20歳以上の方の有効回答数は931人、回収率46.6%、中学生以上20歳未満の方の有効回答数は242人、回収率は48.4%でございました。

町民ワークショップでは、公募の町民8名と町の若手職員10名とでグループに分かれて、暮らしやすい町づくり、こうなったらいいな滑川町、こうなってほしい未来の滑川町について意見を出し合いました。参加者からは、町づくりに関する率直な意見を聞くことができました。

グループヒアリングでは、福祉団体や産業団体、教育団体等の各分野において、町で活躍されている団体にヒアリングを実施しました。計20団体に参加いただき、現場から見える専門的な意見を聞くことができました。

計画案に対するパブリックコメントは、9件の意見をいただきました。広報、ホームページの掲載のほか、チラシを作成し、募集の周知に努めました。

策定体制について、庁内では若手職員にて構成される町づくり研究会を組織し、枠にとらわれない先進的な政策の研究が重ねられました。審議会は2つの審議会にて、別々の視点で審議いただきました。総合振興計画審議会では、各分野を代表する団体の方に委員になっていただき、まち・ひと・しごと推進審議会では、国の地方版総合戦略策定の手引きに従い、産業界、金融機関、メディアなどの専門家の方に委員になっていただき、広く関係者の意見を反映できるような体制としました。確かに計画全般を見ていただくということから、深い議論まで至らない点もあったかと思いますので、会議の進め方やテーマの設定については課題であると考えております。

現在の第5次総合振興計画は令和7年度で完了するため、令和6年度、7年度の2か年で第6次計画を策定する予定です。10年計画となる基本構想を見直す節目となる時期に当たります。さらに、デジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案したまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定も求められております。令和6年度では、町民アンケート、町民ワークショップ、グループヒアリング等の基礎調査を実施し、令和7年度に調査結果を踏まえて計画作成に取り組んでいく予定でございます。令和6年度予算については、前回と同様の調査を見込んで予算額を計上しました。多様化する町民の意見をできるだけ深く広くお聞きした上で、町民の皆さんと滑川町の10年後を描いていくことが最も重要なことであると考えます。

町民の意見を聞くに当たり様々な方法があり、人によっても意見の出しやすい方法は異なります。

議員の提案される懇談会については、町民の声を直接聞くという点で町民ワークショップが最も近い取組であると考えます。杉並区の聴く・ミーティングをはじめ、他自治体には住民参加のすばらしい取組がございます。これまでも町民のための計画となるよう工夫を重ねてきましたが、参加者の集め方やテーマの設定、会議の進め方等について、先進的な取組を参考にして、一人でも多くの町民の意見を反映できるよう計画策定を進めてまいります。

コミュニティセンター、中央公民館建設について、来年度は基本設計に入ります。町民が利用しやすい施設として利用者目線での意見をいただき、設計に反映していきたいと考えます。令和6年度予算として、コミュニティセンター建設委員会の委員報酬、費用弁償を計上しました。建設委員会では、町議会議員、学識経験者、公募にて選ばれた町民に委員となっただき、施設の建設や運営について審議いただきます。コミュニティセンターが文化振興と生涯学習の拠点として、多くの方に長くご利用いただけるような施設となるよう、建設委員会にて検討を進めてまいります。

以上、総括質疑に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございますか。

阿部議員、確認ね。

○5番（阿部弘明議員） ご答弁ありがとうございます。

次期の総合振興計画について、前回のを踏まえてやるというようなお話と、もう一つは町民の直接意見を聞くということも触れられましたけれども、直接そういったようなことをやるということはあるということで確認させていただいてよろしいのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をさせていただきます。

計画を進めていく中で、意見を聞く場を設ければというふうな考えもございます。そういった場合には、意見を聞く場として検討させていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ないようなので、これをもちまして総括質疑を終結します。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第24号 令和6年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまで6議案については、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査に付することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査に付することに決定しました。

◎予算審査特別委員会委員の選任

○議長（吉野正浩議員） 引き続いて、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長を除く13人全ての議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く13人全ての議員とすることに決定しました。ただいま設置されました予算審査特別委員会は、3月11日及び12日午前9時から議場で開きます。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（吉野正浩議員） 日程第35、請願第1号 国に対して「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

本議案は、上野葉月議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

登壇をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 請願第1号。

滑川町議会議長、吉野正浩様。

国に対して「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」の提出を求める請願。

代表提出者、住所、埼玉県東松山市東平1349-2、団体名、比企地域労働組合連合会、議長、島田悦夫。

もう一つの提出団体名、埼玉土建一般労働組同比企西部支部、支部長、岩澤和男。

紹介議員、上野葉月。

請願要旨

中央最低賃金審議会は、2023年度の最低賃金について、全てのランクで同額のプラス41円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。それを受けて、各地方審議会でも審議が進められ、19の県で目安を上回る引上げが行われ、加重平均では最低賃金は1,004円となりましたが、最高額の東京都と最低額の地方とでは、前年と同じ220円もの格差があり、納得できるものではありません。東京と隣接しAランクに位置づけられている埼玉県の最低賃金は、1,028円と引き上げられましたが、

東京都との格差は依然として85円と大きくなったままです。

政府の経済財政諮問会議でも、東京の一極集中の是正や地方の最低賃金の底上げを通じた地域経済の活性化が提言されているとおり、最低賃金の地域間格差の是正は喫緊の課題です。賃金の水準が異なると、交通が便利な日本では、賃金の高い東京に一極集中することとなるのは当然のことです。まして隣接する埼玉県では、当然のように仕事を求めて東京に若者が出ていくことになります。これを防ぐ意味でも、地域間格差の是正は有効であるといえます。

全労連と地方組織は全国で「最低生計費試算調査」に取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円、時給に換算すると1,500円以上必要であることを明らかにしてきました。埼玉県でもさいたま市浦和区に住む単身25歳で、時給1,600円余りが必要という結果になっています。

コロナ禍で明らかになったように、地方では人口減少と高齢化の進行で地域経済の衰退が続いています。地域経済を活性化させる手段として、個人消費の拡大につながる最低賃金の引上げと格差の是正が求められています。

他方で、最低賃金の格差是正を行った場合、地方の中小企業をはじめ雇用者がその負担に耐えられるかという議論もあります。その際、安定的で継続的な中小企業支援策が求められます。国は、社会保険料の事業主負担分の軽減の実施など中小企業への厚い支援を行い、地方の活性化を図るべきではないでしょうか。

(請願事項)

国に対して最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書の提出をすること。

以上です。

○議長(吉野正浩議員) お諮りします。

会議規則第39条第1項の規定により、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(吉野正浩議員) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査にすることに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、委員会付託

○議長(吉野正浩議員) 日程第36、請願第2号(仮称)滑川町福祉センター建設計画の見直しを求める請願を議題とします。

本請願は、上野葉月議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 請願第2号 （仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求める請願です。

滑川町議会議長、吉野正浩様。

提出者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、滑川町の「公共」を考える会、代表、金井美彦。

紹介議員、上野葉月。

裏をめぐっていただいて、請願賛同者、黒田渉、梶紀子、島野絵梨子、西山日輪子、三鬼恵美子、大久保光枝、橋本広、浜地稔、主山しのぶが賛同者になっております。

願意

町に対して、（仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求めること。

理由

（仮称）滑川町福祉センター建設予定地の役場庁舎東側駐車場は、滑川町ハザードマップで浸水区域に指定されています。滑川町は比企丘陵地域に属し、浸水想定区域は滑川・市野川・和田吉野川・中堀川の河川沿いのみで、町の大半は浸水区域から外れています。2019年の台風19号による被害を拡大させた大きな要因としてバックウォーター現象があげられていますが、役場周辺は滑川（本流）に中堀川（支流）が合流する地点の上流にあり、支流の逆流・氾濫の可能性もある地点です。

町民の安全を守るため、また公共施設の長期利用を実現するため、水害・地震等の被害想定がより少ない地域を選んで公共施設を建設することは町の責務です。そこで、より安全性の高い場所を選定するために、現在進めている（仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求めます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 請願の内容説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 明日6日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時06分)

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第240回滑川町議会定例会

令和6年3月6日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	岩附利昭
書記	田島百華
録音	大林具視

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第240回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、9番、赤沼正副議員より早退届が提出されました。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は、演壇にて通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位1番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、通告に基づき質問をさせていただきます。

その前に、元旦に発生をいたしました能登半島地震、震災によって亡くなられた全ての方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。また、災害に見舞われ厳しい生活を送っておられる被災者の方々に、改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く穏やかな日常が迎えられることを願っております。

それでは、質問をさせていただきます。質問事項の1、町史編さんについてでございますが、昭和59年10月31日に滑川村史が発刊され、その年の11月3日に町制が施行されました。本年が町制施行40周年記念になります。そして、滑川村史発刊から40年がたちます。そこで、町史編さん事業の今後の在り方について質問をさせていただきます。

滑川町の歴史を記録、保存し、広く理解をしてもらうため、昭和59年に発刊した「滑川村史」は、昭和58年までの史実が記載されています。しかし、その後の埋蔵文化財発掘調査や研究により様々な新しい史実の発見があり、村史の見直しが必要です。また、昭和59年以降の滑川町の歴史を記述した書物等はなく、新たな歴史を書き加える必要もあります。滑川町の歴史について調査、研究し、資料を収集、整理することは、滑川町としての重要な責務であると思います。また、滑川町固有の歴史や文化を町民に広め、後世に伝えていくためにも、町史の編さん事業を確実に進めることが大切であると考えます。

それは、これまでに先人たちが積み重ねてきた努力の跡を、目に見える形で残したいという思いから発するものであります。そして、将来町民に対し、輝ける未来を切り開いてほしいという希望を伝えるものとしたがための取組でもあると思います。町史の編さん事業では、その地域で過去にどんなことがあったのか、住んでいた人々がどんな暮らしをしているのか、どのようにして現在の町になってきたのかなどを詳しく調べて検証し、それを歴史書としてまとめることとなります。長い年月と費用もかかります。そこで、お尋ねをいたします。

- ①、町史にどのような考えを持っているのか。
- ②、今後町史の編さんについてどのように考えているのか。

以上、2点について伺います。

続きまして、質問事項の2、町道整備（補修等）についてでございますが、道路には、地域の活性を支え、住民生活の安全安心の確保、地域間交流の円滑化、充実した暮らしと良好な生活環境をつくるという大きな役割があります。近年、車両の通行量の増加や舗装の老朽化により、道路が凸凹となっているところが見受けられます。また、町民意識の変化に伴い、補修箇所が年々増加していると思われます。町は、道路パトロールの実施により破損箇所の早期発見、早期修繕を行い、そして自治会からの要望や町民からの情報提供も含め、部分的に危険なところについては速やかに補修を行って、町道の適正な維持管理に努めていることと思います。そこで、お尋ねをいたします。

- ①、道路の整備（補修等）についての基本的な考え方について。
- ②、老朽化が進んだ道路の補修計画について。
- ③、道路補修の効率化について。

以上、3点について伺います。答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、町史編集についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、町道整備（補修等）についてを稲村建設課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、赤沼議員のご質問に答弁をさせていただきます。

きます。

質問の1、町史編さんについての質問①、町史にどのような考えを持っているかでございますが、町史は赤沼議員のご質問にもあったように、過去にどのような経緯を経て現在に至ったかの功績を形として残し、町民に対し、将来どのように進んでいくべきかを考える際の重要な手がかりとなります。町史などのいわゆる自治体史は、先人の知恵、経験を伝え、郷土を愛する心を育むため、各自治体の個性をひもとき、象徴するようにまとめられているものでございます。

平成12年4月の地方分権一括法施行以来、自治事務について地域独自の政策立案や判断が要求されるようになる中、その課題を解決する鍵として、公文書などを含めた資料が着目されました。また、昭和62年の公文書館法でも、資料としての公文書の保存、整理、活用は国と自治体の責務であるとされております。住民が自らの地域を知り、誇りを持ち、地域の課題解決や将来像を描くツールとしても重要な役割を果たし、住民、行政が共に活用できる重要な知的財産になるとも考えています。

県内でも市町村制施行以来、多くの自治体がおおむね平成10年代までに刊行をしています。最近では、和光市が令和5年3月に「和光市史平成版」を刊行しており、ほかにも松伏が町市編さん、ふじみ野市が市史編さんを進めております。近隣では、東松山市が市制施行70周年に向け、市史の補完をするものとして、令和元年度から5年度までの事業として、東松山市の歴史続巻、これはまだ仮称だそうです、を編さんしております。また、熊谷市でも平成20年度から資料編、通史編、民俗、自然等の別編などの市史編さんを継続して行っており、徐々に新たな知見や見直しなどによる編さんが進んでいます。

滑川町としても、村史刊行から40年が経過していることも踏まえ、村史発刊以降における町の発展や発掘調査などによる新たな歴史について広く資料を収集し、他自治体史を参考にしながら、最新の成果、功績を反映させて編さんを行っていく必要があると考えております。

続いて、質問の2、今後の町史編さんについての考え方です。滑川町の町史編さんについては、町制施行50周年記念事業として検討し、進めていきたいと考えております。町史の編さんは、ご質問にもありましたとおり、昭和59年以降の新たな町の歴史を書き加えるための調査研究、また発掘調査等による新たな成果の記載、新しい知見に基づく村史の見直しなど、膨大な時間と費用がかかる事業であると認識をしております。

そのため、町史編さんのための人員や組織など体制を整備しつつ、令和7年度からの事前着手として調査研究、村史の見直し等を少しずつスタートさせたいと考えております。その後、条例に基づく町史編さん委員会の設置を行い、他自治体の例を参考に5年程度を目安に編さんをし、その後印刷製本も含め、令和9年から15年度にかけて本格的な事業化を行い、町制施行50周年である令和16年度に合わせて刊行したいと考えております。

内容としては、通史や民俗を中心としながら編さんし、町民が親しみやすい町史とするために、

普及版としてダイジェスト版のようなものも作成するなど、刊行形態についても工夫をし、住民にも手に取って見ていただきやすいものを刊行できればと考えております。村史刊行以降の50年間は、滑川町が発展した時期であり、様々な事業を実施した50年間になると思います。新たな町の歴史、町の姿を町史に刻み、滑川町をより深く知っていただけるよう、町史の編さんの事業を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、赤沼議員の質問事項2、町道整備（補修等）について答弁いたします。

初めに、道路とは、道路法第2条で、「道路」とは、一般交通の用に供する道」と定義されております。町が認定している全ての道路が道路法の対象となります。町では、議会の議決をいただいて町道の認定をしている道路について、道路管理者として管理しております。

そこで、①、町道の整備（補修等）についての基本的な考え方についてのご質問ですが、町道の整備、補修の基本的な考え方について申し上げます。中長期的であって予算を必要とする補修や整備は、地域の住民の代表である区長から要望をいただき、対応することとしております。しかし、道路の陥没やカーブミラーの破損などの緊急を要する補修等の場合は、電話などで依頼を受けて対応しております。

なお、道路の穴埋めやコンクリート破損などの簡易な舗装については、経費の節減のため、職員が直接現地で補修を行うこともございます。しかし、建設機械や大規模な材料等を必要とする補修の場合には、町内の建設会社をはじめとした専門の建設業者へ依頼をしております。

また、撤去や回収したガードレール、側溝等の建設資材は、可能な限り有効利用しております。さらに、再生材や再生アスファルト合材を使用し、SDGsの観点からも再生資源の活用を積極的に図っております。

次に、②、老朽化が進んだ道路の補修計画のご質問であります。現在、町では舗装の個別施設計画（舗装編）や町道橋梁長寿命化修繕計画、滑川町横断歩道橋長寿命化修繕計画の3つの修繕計画により修繕を進めております。

1つ目の舗装の個別施設計画（舗装編）では、直近では令和5年1月に策定しております。滑川町が管理する道路の実延長402.96キロメートルのうち、1級、2級町道を中心に66.9キロメートルの路面性状調査を実施し、これに基づき計画を策定しております。この路面性状調査は、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性を測定し、定量的に10段階で評価したMCI（舗装の維持管理指数）を測定する調査により、客観的に数値化しております。MCI数値が低いほど舗装の状況が悪いことから、MCI数値や路線の重要性、住民要望の有無を点数化し、優先順位を決めております。基本的には、

この計画に基づいて舗装の修繕を実施しております。

2つ目の滑川町橋梁長寿命化修繕計画は、平成25年3月に策定し、令和4年3月に更新をしております。滑川町が管理している橋梁86橋あります。その判定区分の内訳としては、健全な状態の判定区分1が52橋、予防保全段階の判定区分2は35橋、早期措置段階の判定区分3は1橋、緊急措置段階の判定区分4はゼロ橋となっております。橋梁につきましても、基本的にこの計画に基づいて修繕を実施しております。

3つ目の滑川町横断歩道橋長寿命化修繕計画は、平成29年に策定し、令和4年3月に更新をしております。滑川町が管理する横断歩道橋は2橋あり、判定区分は、健全な状態の判定区分1が1橋、予防保全段階の判定区分2が1橋となっており、歩道橋についても基本的にこの計画に基づいて実施しております。道路等の公共物の安全安心等を確保するため、点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを計画的、継続的に実施していくことが重要であります。

次に、3の道路補修の効率化についてのご質問でございますが、町では道路パトロールを滑川町シルバー人材センターに委託し、年間100日実施しております。それ以外にも、建設課職員により道路循環等をほぼ毎日実施しております。特に雨が降った後は、舗装の状況と水路の点検等を重点的に確認しております。また、これらの循環により、道路陥没等の緊急対応について迅速に実施しております。

舗装面は、先ほど②の質問で答弁したように、路面性状調査により数値化して、計画的、効率よく補修を図っております。また、一昨年より路面下の空洞調査を実施し、路盤の空洞化を事前に確認、発見し、陥没事故等の事前対策を実施できるように努めております。今後も道路の整備や維持修繕につきましては、緊急性、危険度、利用状況等を総合的に判断し、町全体の整備状況を見ながら、引き続き道路整備計画に基づいて効率的に事業を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、お願いします。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。

まず、町史の編さん事業についてなのですけれども、町制施行50周年記念事業として検討し、進めていきたいと考えているという答弁をいただきました。前向きな答弁ありがとうございます。地域に残されている歴史的な資料を調査研究して収集、整理することは、これは町の責任だと思いません。継続して推進していく必要があると考えております。

また、町史の資料については、町固有の歴史や文化等を示すものであり、今後ともこういったものを大切に確実に次世代に継承するとともに、今を生きている大人たち、そして将来を担う子どもたちに夢や生きる力を与える糧としていくことは大切だと考えております。そしてまた、この町史の編さんには、本当に長い年月や費用がどうしてもかかります。そういったことの中で、町制施行50周年に向けての編さんに当たり、研究を重ねて専門職の配置や、あるいは有識者の参加等、

そういったものを検討して、計画的に実施されることを期待をしておるところなのですが、もし答弁があればお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、赤沼議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ただいま赤沼議員がおっしゃったとおり、町史につきましては、町の歴史を後世に、また広く伝えるための重要な資料、貴重な財産だというふうに思っております。予算措置、それから人員配置、人材確保など、計画的、組織的に体制を整えて、町制施行の50周年、こちらのときの記念事業の刊行に向けて、教育委員会としてもしっかりやっていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。50周年のときにすばらしいものができている、そういったことを夢見て期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、町道整備の補修等につきましてはですが、道路等の安全安心、そういったものを確保するために点検や診断、修繕等を継続的に実施していくための計画、いろいろと詳細にご説明をいただきましてありがとうございます。計画の内容の詳細について、分からないことにつきましては、後日窓口等で担当から説明を受けたいというふうに思っております。

それから、道路整備（補修等）についての基本的な考え方については、理解をいたしました。それで、町内を見ても、行政区で言うと羽尾3区、あるいは旧の六軒地区、セキのドラッグストアの西側ですか、統計から拾い出したわけではないのですが、高齢者の世帯が多いように思われます。そのためか、空き家等もこの2地区についてはかなり多く見受けられます。このような地域では、少しの路面等の凸凹でも高齢者が足を取られて転倒する危険、そういったものも考えられます。実際に転倒し、大けがをするのが怖いというような住民のお話も伺っております。

そしてまた、羽尾3区地域におきましては、道路が坂にあそこはなっていますので、転倒の危険度が増すというふうにも思います。緊急性や危険度、利用状況等を総合的に判断しての道路整備事業の実施という形になろうかと思っておりますけれども、道路の破損状況はもとより、高齢者等の居住状況、そういったものを十分加味して判断をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、赤沼議員の再質問に答弁いたします。

町道の整備の基本的な考え方について、ご理解いただき大変にありがとうございます。道路は、

子どもから高齢者まで不特定多数の方が利用する、日常生活や経済活動を支える上で非常に重要なインフラ、公共物でございます。赤沼議員ご指摘のとおり、高齢者が多い地域や居住性、居住状況、また通学路、高低差、狭隘など、地域性や現況もしっかり把握しながら、緊急性や危険度、利用状況を総合的に判断して、町全体の整備状況を見ながら、引き続き計画的に整備を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。ひとつよろしく願いをいたします。

それで、建設課長の答弁の中で空洞化調査の話が出たのですけれども、今現在、その調査をしてみて何か分かっている点というか、こんなような形でどこかかの地域はなっているというようなことがもしありましたらお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

路面下空洞調査につきましては、令和4年から実施をさせていただいております。こちらにつきましては、全国的な陥没事故等の発生を契機として、町道の路面下の空洞を早期、事前に発見して陥没事故を未然に防ぎ、安全安心、円滑な通行を確保するために、この調査を開始いたしました。現時点までに大きな空洞の箇所ということは見つかっておりません。昨年、1か所、宮前小学校に上がっていく坂道の上り口のところに陥没の箇所がありました。そこにつきましては、早急に対応して整備のほうをさせていただきました。それ以外にも、雨水等による引き抜きが見られる場所等があります。そういった箇所につきましても、早急に対応させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 私の2点の質問に対しまして、本当に詳細に前向きなご回答をいただきましてありがとうございます。

私の質問は、以上で終わりとさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午前11時とします。少々お待ちください。時間につきまして訂正します。10時50分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

休 憩 （午前10時30分）

再 開 （午前10時50分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位2番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 議席番号6番、西宮俊明、議長のお許しを得て質問させていただきます。

冒頭に、能登半島地震でお亡くなりになられた方々へ、心からお悔やみ申し上げます。また、被災された方々へお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を祈念いたします。

それでは、質問事項4つあります。一つ一つ質問をさせていただきます。まず、1点目、小中学校体育館へエアコンの設置について。9月議会において、重要性は認識しているが、多額の予算がかかるという答弁から、12月議会においては緊急防災・減災事業債について、大変有利な地方債であり、充当率が100%、交付税措置が70%で、借入れ後の償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入できる借入れとなる。また、事業債が令和7年度までの期限つきであることも認識しているという趣旨のかなり進んだ答弁をいただきました。

また、技術革新も進み、非常に高性能な体育館に特化したエアコンを設置することにより、光熱水費などのランニングコストを抑え、現在の町内の小中学校に設置できる可能性があるということもご説明いただきました。多額な予算措置が必要なことは重々に理解ができますが、ここで踏み切らなければ、この事業を活用しなければ、かなりの期間遅れることが懸念されます。いつ災害が起こるか分からない昨今の状況です。ぜひとも指定避難場所となっている体育館に空調設備を整備することを、町民の強い要望として再々質問させていただきます。

2点目です。町のホームページで带状疱疹の予防啓発を望む。昨年6月の議会において、带状疱疹ワクチンの接種助成に向けて質問させていただきました。現状では接種する方は少なく、助成には大きな予算が伴う。国、県、近隣自治体の動向を注視していくという回答をいただきました。それ以後も町民の皆様から助成を望む声や、罹患して苦しい思いをした、後遺症が心配であるといったことなどを聞いています。

ここで、まずは町のホームページで带状疱疹の症状の説明や注意喚起、予防接種の有効性等に関する情報を掲載し、周知啓発を進めていくことも意義のあることだと思います。それが可能であるか質問をいたします。可能であれば、ぜひ実施を望みます。

続いて、3点目です。日本農業遺産谷津沼農業システムという滑川町の宝を磨く取組を。昨年11月11日に比企丘陵農業遺産推進協議会主催の日本農業遺産認定記念講演会が開催され、私も参加させていただきました。当日は、岩手大学名誉教授の広田純一先生の講演を拝聴しました。この講演を聞いて、谷津沼農業システムは滑川町の宝であり、その宝を磨き、光り輝かせていくことが大切であると再認識しました。

講演の中では、具体的な取組として3点の提示がありました。1、学習（分かりやすいパンフレ

ットや冊子の製作)、2、現地見学(ため池の田んぼ歩き、写真撮影会、写生会)、3、体験(耕作体験、水管理体験、体験用の圃場・ため池・水路の確保)。これらのことを一遍にはなく、まずは地道にできることから取り組んでいくことが大切であると思います。

講演の中で指摘していただきましたように、住民及び関係者による理解を深めることは、そう簡単なことではないということ認識することが大切だと思っています。現状では、農業システムを存続させていく後継者が不足している現状も承知しています。このような厳しい状況を踏まえた上で、上記の講演で提示された3点の取組に関して、町としての展望と谷津沼農業システムの後継者育成についての展望をお伺いいたします。

続いて、4点目、町の一般住宅の現状と課題について。町民相談で切実な声をお聞きしました。大きな家に夫婦2人で暮らし、子どもたちは独立し、町を出て戻ってくる様子はない。高齢化により田畑もだんだんと耕作できなくなっている。頼んで耕作してもらえる人もいなくなっている。土地が売ればよいが、新たに住宅を建てられない地域であると言われる。近隣の方々も同様な世帯ばかりである。

また、逆に住宅の新規開発が進んでいる地域では、住宅地がどんどん広がっていき、適切なコントロールが必要ではないか心配になるという声をお聞きします。滑川町は、都市的景観とのどかな田園風景の対照が町の魅力の一つとなっています。しかし、町全体を俯瞰して一般住宅の現状と課題を整理して、必要な対処を行っていくことが重要であると思います。そこで、以下の3点を質問いたします。

- 1、町全体として、地域ごとの住宅地の現状と課題。
- 2、高齢居住世帯の方々への支援。
- 3、新規住宅開発の適切なコントロール。

以上が質問事項となります。何とぞよろしくお願いをいたします。

○議長(吉野正浩議員) 順次答弁願います。

質問事項1、小中学校体育館へエアコンの設置についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、町のホームページで带状疱疹の予防啓発を望むを武井健康づくり課長に、質問事項3、「日本農業遺産谷津沼農業システム」という滑川町の宝を磨く取組をを服部産業振興課長に、質問事項4、町の一般住宅の現状と課題についてのうち、①、町全体として地域ごとの住宅地の現状と課題と、③新規住宅開発の適切なコントロールを稲村建設課長に、質問事項4、町の一般住宅の現状と課題についてのうち、②、高齢居住世帯の方々への支援を篠崎高齢介護課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長(澄川 淳) 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

小中学校体育館のエアコン設置についてでございますが、小中学校の体育館については、教育的観点、防災・減災の観点の両面からの機能強化を考えた場合、空調設備が設置されていることが望ましいと考えます。また、前回、前々回の議会での答弁を踏まえ、現在設置に向けて町として前向きに検討しております。まず、防災・減災の観点からの設置を考えており、設置する学校体育館については、前回の議会で答弁させていただいたとおり、①として指定避難所であること、②として町内全域に均等に設置すること、③として個別施設計画で今後20年間は改築の見込みがないこと、④として現在の施設の劣化状況、これらを勘案し、町北部は福田小学校、町中央部は滑川中学校、町南部は月の輪小学校と、この3施設を対象として考えております。

次に、設置に当たっての財源ですが、こちらも前回の議会での答弁のとおり、緊急防災・減災事業債の活用が最も有利であるため、当該事業債の対象事業となることが重要でございます。そこで、県市町村課の地方債担当へ照会、確認をしたところ、対象事業となるには、①として耐用年数が5年以上、②として投資的経費、すなわち決算統計上の普通建設事業であるかどうか、③として金額的に一般財源に求めるものではないか、④として実施設計を伴うような施設整備か、この4つの条件を満たすことが必要とのことでした。その上で、避難所における生活環境の改善を目的に行う事業であり、指定避難所の空調設備の新設でなければなりません。これらの条件を全て満たす整備計画の策定が必須であり、現在そのための検証を行っているところでございます。

設置箇所については、先ほどお話しした3施設とし、それぞれの施設に設置する設備について、空調設備の熱源をEHPかGHP、電気かガスか、どちらにするか、また整備形式を従来からのパッケージ式、また輻射式、体育館用に開発された換気機能付きの空冷一体式、このいずれにするかなど、それぞれの施設の現状や避難所の役割を勘案し、資料収集、現地調査等を行い、設置の可否及び概算事業費の算出等の検証を実施しているところでございます。

それぞれの整備パターンを想定し、比較検討した後に整備計画を策定し、町政策の優先順位、町の起債比率や償還状況を踏まえた財政判断、また現在実施しています4校1園長寿命化改修基礎調査の結果から各施設の詳細な劣化状況を把握、さらに今後の町全体の施設設備計画などを勘案し、事業執行の可否を判断することになります。

その上で、実現可能となった場合のスケジュールですが、これも前回の議会での答弁でお話ししたとおり、当該起債の有効期限、こちらを考慮しますと、令和6年度の補正予算にて基本計画及び実施設計の委託料の計上を行い、同年度中に執行、翌令和7年度の当初予算にて工事費を計上し、同年度中に着工、完成、こういったスケジュールになると見込んでおります。

なお、実際の執行に当たっては、予算計上から事業の実施は、総務政策課の防災担当が担当することになりますが、空調設備を設置する施設が学校施設であるため、教育委員会事務局としても、実現に向け防災担当と綿密な連携を図り、円滑に事業を進捗させていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、西宮議員のご質問のうち、2点目の町ホームページでの带状疱疹の予防啓発を望むについて答弁させていただきます。

带状疱疹ワクチンについては、昨年6月、237回議会定例会における一般質問で、西宮議員、内田議員より公的助成についてのご質問をいただき、带状疱疹ワクチン予防接種は、予防接種法上の定期接種でない任意接種のため、助成する場合には全て町の単独費用となり、新たな財政負担となるため、直ちに実施することは難しいとの旨を答弁させていただきました。

その後の比企管内の状況ですが、既に実施している川島町、ときがわ町以外に、鳩山町と東秩父村が令和6年度からの補助の開始に向けて準備中とのことですが、吉見町、東松山市、嵐山町、小川町は、平成6年度からの実施の予定はないということだそうです。

また、国においては、去る令和5年11月9日開催の第21回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会、ワクチン評価小委員会で、带状疱疹ワクチンについて議題に上がっていましたが、今後も継続してワクチンの有効性等の治験を重ねる必要性等の議論がありましたが、定期接種化に関する議論は行われておらず、特に進展はございませんでした。財政確保が困難な状況に関しては、昨年6月の時点と変わっておりません。引き続き、調査研究を進めてまいりたいと思います。

それでは、ご質問の带状疱疹に関する予防について町ホームページへの掲載についてですが、带状疱疹は発症から早期に治療を開始することで、重症化予防や後遺症の軽減等を図ることができると言われており、町民の皆様は带状疱疹の症状や予防方法などについて知っていただくことは、大変有効であると思います。また、ほかにも高齢者向けの疾病予防等に関して情報提供可能かどうかなどについても検討し、少々お時間いただきますが、西宮議員のご提案について実施してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、西宮議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項3、「日本農業遺産谷津沼農業システム」という滑川町の宝を磨く取組についてを答弁させていただきます。滑川町で行われている谷津沼農業システムの理解や後継者育成に向けた取組についてですが、提示された3点をまとめた形での答弁になりますが、ご理解のほどよろしく願います。町内の各小学校で行われている米作り体験や、幼稚園でのサツマイモを育てる体験といった授業が行われております。また、幼稚園から中学校における給食においては、谷津田米が食されており、滑川町の農業である谷津沼農業システムの理解に向けたきっかけの種まきを、教育

委員会でも行っていただいております。

産業振興課関連では、農泊推進協議会が各谷津の里と連携し、一般の方に向けた農業体験を実施しております。コロナ前には、季節ごとに実施されておりましたが、コロナによる中断後、徐々に農業体験が復活をしてきております。本年度で実施してきた体験や予定されている主な体験を申し上げますと、地元野菜の収穫体験として、サツマイモ収穫やみそ作り体験、うどん作り体験を行ってきております。また、3月下旬に予定されているイベントをお話をさせていただきますと、のらぼう菜収穫体験と、ヨモギを採取して草餅を作るといった体験が予定されています。いずれも農家レストランで食事をしていただくことや、農協直売所にも立ち寄り、地元産野菜等のお買い上げにも貢献していただき、当地域の魅力発見や楽しんでいただくバスツアーとなっております。

さらに、農業関連書物においては、日本農業遺産認定地域として紹介を複数回行っております。また、農林水産省のホームページでは、当地域の紹介といった広報活動も行われているところがございます。このように、滑川町で行われている様々な農業体験等で谷津沼農業システムを広報し、後継者育成にもつながるように努力しているところがございます。

今後は、協議会内の2市5町でも事業の検討をしながら、同様な農業体験が連携し広域的に行われることで、比企丘陵地域が魅力ある地域であると、皆さんに認識していただけるように推進をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、西宮議員の質問事項4、町の一般住宅の現状と課題についてのうち、①、③について答弁をさせていただきます。

初めに、滑川町の土地利用構想は、比企丘陵に囲まれ、日本農業遺産にも認定されたため池を利用した農地や、里山が広がり国営武蔵丘陵森林公園に代表される自然環境が豊かな北部地域と、一級河川市野川以南の森林公園駅、月の輪駅を中心とした都市区画整理事業による住宅地や、東松山工業団地をはじめとした産業拠点が立地し、暮らしの場、就業の場としての都市機能が充実した南部地域に分かれ、それぞれの特徴を生かしながら、自然と都市機能が調和した魅力あふれる町づくりを目指しております。

そこで、①、町全体として地域ごとの住宅地の現状と課題のご質問でございますが、町面積2,960ヘクタール、そのうち市街化区域が241.5ヘクタール、市街化調整区域が2,725.5ヘクタールとなっております。住宅地のご質問でありますので、市野川の以北と以南に分けて答弁をさせていただきます。

市野川以北の地域は、市街化調整区域であり、周辺の農地や里山、丘陵地等の自然と調和した既存集落の形態が形成されております。今後、想定される人口減少に対し、集落形態を維持する取組

とともに、老朽化が見込まれる農業集落排水をはじめとしたインフラの維持管理に係る費用等が、将来の課題となることが想定され、中長期的な計画に基づいて修繕等に取り組む必要がございます。

市野川以南の地域では、森林公園駅南土地区画整理事業、月の輪土地区画整理事業によって、大規模な住宅市街地が整備されております。この2つの地区は、事業完了後、みなみ野地区がおおよそ30年、月の輪地区がおおよそ20年経過し、これまで安定した人口流入が続いておりましたが、今後は受皿となる建築可能な宅地の減少により、近年は落ち着きを見せております。

また、区画整理事業の地区に隣接する市街化調整区域には、都市計画法第34条第11号で指定する区域等の制度を活用しながら、開発許可制度に基づく良好な宅地整備の推進による人口の流入を図ってまいりました。例えば、羽尾の十三塚地区がこれに当たります。今後は、人口の定着、維持が課題となるとともに、老朽化が見込まれるインフラの整備、維持管理に係る費用等が、将来の課題となることが想定され、こちらも中長期的な計画に基づき、修繕等に取り組む必要があります。

また、近年の多発、激甚化する豪雨、台風等の自然災害等の対策も課題となってまいります。宅地整備等の町づくりに当たっては、住民の皆様の生命、財産を守り、町の防災・減災の推進が最優先となるものと考えております。将来的には、区域指定の見直しなども視野に入れ、町づくりの整備手法についても検討が必要になってくるものと考えております。

次に、③の新規住宅開発の適切なコントロールのご質問でございますが、新規の住宅開発が多い市野川以南を中心とする住宅の整備状況について答弁をさせていただきます。この地域は、みなみ野と月の輪の2つの土地区画整理事業をはじめとした市街化区域と、それ以外の道路、側溝等のインフラ整備を伴う集団的な住宅地を都市計画法第34条第11号に基づいて指定する区域内で、多くの住宅が整備をされております。

特に、第11号区域の開発整備に当たっては、町で定める滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づき、町の施設管理者との協議等を通じて、道路、消防水利施設、污水排水施設、公園等の施設整備を実施するとともに、雨水抑制施設についても設置に係る技術基準を設けて、適切なインフラ整備、良好な宅地水準の確保に努めております。今後も法令等に基づく住宅等の開発行爲に係る立地基準及び技術基準を遵守し、町の方針、計画にのっとった秩序ある土地利用の規制、誘導を図り、引き続き適切な住宅整備をコントロールしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、西宮議員のご質問のうち、質問事項4、町の一般住宅の現状と課題についてのうち、②、高齢居住世帯の方々への支援について答弁させていただきます。

少子高齢化や核家族化が進み、滑川町でも高齢者のみの世帯が徐々に増えている状況であります。統計的に見ますと、令和2年の国勢調査において、滑川町の総世帯数のうち、65歳以上の人1人の

みの世帯は632世帯で、全体の8.3%を占めております。全国12.1%、埼玉県10.5%と比べると、滑川町は低く、県では63市町村中60番目となっております。平成27年の7.4%と比べますと、0.9ポイント上昇しておりました。

町では、様々な高齢者向けのサービスを実施しております。その中で、高齢者のみの世帯に対するサービスとしては、安心安全に暮らしていただくために緊急通報装置の設置事業と救急医療情報カードがあります。緊急通報装置は、65歳以上の独り暮らしの方などが緊急時に共同消防指令センターに直接連絡ができるよう、通報装置を自宅の電話機に無料で設置いたします。発信ボタンを押すことにより自動で通報され、固定型の装置とペンダント型の装置を貸与いたします。通話料は利用者負担となり、機器の使用料は住民税課税世帯の方は負担していただきますが、住民税非課税世帯の方は町負担となります。設置後は、定期的に電池交換と機器の点検を行い、緊急時に正常に作動することを確認しております。

令和6年2月末現在、40名の方に設置しております。現在新規の申請を2件受けている状況です。利用者数としては40名から45名程度で、大きな変動はございません。緊急通報装置の利用件数は、消防署への着信件数として、令和3年度17件、令和4年度91件、令和5年度は令和6年1月末までの実績で26件となっております。令和4年度の91件には、電池交換時に行います機器の作動確認のための着信件数が含まれておりますので、特別通報が多かったわけではございません。今後も高齢者の日常生活の緊急時における不安を解消し、町民の安心安全を願い、消防署と連携を図りながら進めていきたいと考えております。

次に、救急医療情報カードについて説明いたします。このカードは、65歳以上の単身高齢者や日中単身の高齢者、高齢者のみの世帯のほか、障害のある方、また介護認定を受けている方など、救急車を呼んだ際に活用していただくものです。必要な医療情報などが記載できる黄色のA4両面刷りで、2つ折りのカードとなっております。必要事項を記入後、保険証や薬剤情報提供書などのコピーと一緒にジッパーの袋に入れ、冷蔵庫の扉の表側に貼っていただきます。比企消防本部管内7市町村の統一した形式で、救急の際、救急隊員や搬送先の医療機関などに活用していただきます。現在の登録者数は420名で、令和5年度の新規登録者は9名おりました。

以上、町のサービスについて説明を申し上げましたが、そのほか社会福祉協議会では、社協会員であることが条件ではありますが、独り暮らしの高齢者等の希望者へ、月曜日から土曜日までボランティアが安否確認も兼ねてお弁当を配送する給食サービスや、登録ボランティアが介護保険サービスの対象にならない日常生活における支援を行う地域支え合いサービス事業、また希望者を対象に月1回、民生委員によるふれあい電話などを行っております。そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となっておりました日帰り単身高齢者のつどいも、今年度から再開されました。高齢者の方が1人で悩まずに、ぜひ高齢介護課、地域包括支援センターまでご相談ください。

独り暮らしの方や高齢者のみの世帯の方は、日常生活上の問題、健康面の問題等を抱え、不安を

感じながら生活している方も多くいらっしゃると思います。高齢になるにつれてコミュニティーが狭くなり、社会との関わりが薄れてしまいやすいのが現状でございますが、ぜひ元気なうちから地域とのつながりを持つことにより、少しでも不安を軽減していただき、その上で町のサービスを有効に活用いただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） いずれにおきましても、大変ご丁寧な答弁をいただきまして、心から感謝いたします。

まず、1点目の小中学校体育館へのエアコンの設置についてですけれども、こちらも前向きに検討しているというご答弁をいただきまして、本当にうれしく思います。前回の議会のときに説明があったかもしれないのですけれども、宮前小に関しては、設置の中に挙げられていない、その理由と、それから宮前小のこれからの展望ということをお答えいただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

宮前小学校の体育館につきましては、建築年、また建物の劣化状況から、今後建て替えの計画がございます。まだ具体的にいつ建て替えということは決まっておりませんが、用地に関しては、宮前小学校北側に既に確保済みでございます。体育館につきましては、その建て替えをしたときに、空調設備の設置については、改めて宮前小学校体育館を検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） ありがとうございます。

それから、前回の議会でも、これは町の避難所としての体育館ということであり、前回は恐縮ですけれども、総務政策課長からの見解もいただいたのですけれども、今回もいただければありがたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員のご質問に答弁させていただきます。

12月議会後に教育委員会事務局と総務政策課の担当者で、ある先進地を視察するなどして、どのような設備を導入すれば、効果的かつ低コストで設置ができるかなどについて検討を進めているところでございます。防災の面からも、引き続き教育委員会事務局と協力し、国や県の補助金や事業

債等の条件を確認し、また町の財政状況等を勘案しながら設置の検討をしまいにしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） ありがとうございます。

今、先ほどの能登半島地震の報道でも、体育館で寒さに耐えている避難者は数多く、そういう様子を見ていまして、災害への備えは待ったなしであり、本当にありがたいご答弁いただきましたけれども、今後ともよろしく願いをいたします。

2点目の帯状疱疹の予防啓発ということですが、こちらは大変前向きな回答をいただきまして、大変ありがとうございます。冒頭で課長さんのほうから、公費助成に関してのこともご説明をいただきました。ありがとうございます。昨日の大塚町長の施政方針の説明の中でも、ワクチン接種公費助成に関しては検討していくという趣旨のお話をいただきましたので、ぜひ前向きな検討をよろしく願いいたします。

続いて、3点目の日本農業遺産谷津沼農業システムに関してですが、1つ追加質問ということで、様々な取組をやっていただいて本当に感謝をしております。これは、私が個人の経験というか、大学の公開講座に個人的に参加をしたときに、地域の大学生、歴史を学んでいる学生が自ら研究課題を決めて、そこを熱心に研究をして、そしてボランティアガイドまで行っているというような、そのような話を聞きました。先ほどの課長さんの話の中で、ぜひ今後大学生、地域の大学あるいは民間の力を取り入れていくということが、町内だけでなく、町の外への働きかけということのできないかどうか、質問させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、西宮議員さんの再質問に答弁させていただきます。

農業遺産認定申請に際して、様々な大学からも協力いただいております。特に、ご協力を直近で、今回の申請に対してご協力いただいた先生、近くの方で言うと東洋大学の方、そして転任されたのですが、新潟大学の先生という方がいらっしゃいます。そして、つい先々週ぐらいなのですが、東洋大学の先生がいらしたのですが、学生さんを伴って、今回滑川町のほうに来ていただき、打合せをさせていただきました。そういった、近くであれば例えば立正大学とか、いろいろありますので、そういった大学とも連携をしながら、協力体制を整えながらいきたいと思っております。

さらに、TJUPというふうに、東上線沿線の大学なのですが、そちらの大学とも連携を伴うような形も考えておりますので、この辺あたりは十分に学生さんの協力をいただきながら、ま

たは先ほど一番最初に回答させていただきましたが、学術書のほうにも掲載とかもしておりますので、そうした中で新たに協力体制をいただける方も出てくるとお思いますので、十分対応していきながらやっていきたいとお思いますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願ひします。

○6番（西宮俊明議員） ありがとうございます。

学術書という話がありましたけれども、私もこの日本農業遺産について紹介されている出版されている本がないかどうかということで、図書館で司書の方に探していただきました。そうしましたら、本当に少ないのですね。まだ、これから本当に作っていくというような段階であると思うのですけれども、その中で、これは別に具体的に言っていると思うのですけれども、くもん出版「世界農業遺産」という本の中で、谷津沼農業システムを1枚の写真と150字程度の記述があるものがありました。こういうものがあるわけなのですけれども、やっぱり地元で町から、先ほど課長さんからも話が出ましたように、パンフレット等を作っていくということも非常に重要であるとお思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

これも昨日の大塚町長の施政方針の説明の中で、観光に力を入れていくという力強いお言葉がありました。このような町の取組が観光に還元をされて、そして滑川町に観光としても、一人でも多くの方が訪れていただくことを願ひます。ということで、3点目に関しましては、最後に要望として言わせていただきました。

4点目ですけれども、町の一般住宅の現状と課題についてですけれども、こちらのほうも丁寧に説明をしていただきまして、市街化調整区域にも様々な将来的な課題があり、それに対処していただいているということで、ぜひ中長期的な計画に基づいた対策の継続をお願ひいたします。

そして、市街化区域周辺の都市計画法第34条第11号に基づく区域の住宅開発、こちらについてもよく分かりました。町が良好な宅地水準を確保していることもよく分かりました。今後とも、時代に合った秩序ある町づくりを切に望みます。

高齢介護課長からのお話がありましたけれども、高齢居住世帯への支援、これだけのことを町がやっけていただいている、こういうことを私自身もよく掌握をして、町民の皆様にも伝えていただきながら、一人でも多くの方がこのような支援を受けられるようになっていくことを望みます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開午後1時とします。

休 憩 （午前11時36分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◇ 小 澤 実 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位3番、議席番号8番、小澤実議員、ご質問願います。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） 8番、小澤実、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

1、物価高騰について。1989年（平成元年）頃から長らく物価は上昇していませんでした。しかし、現在物価が上昇しております。新型コロナウイルスの感染拡大により、物やサービスの提供が滞ったことや、ロシアによるウクライナ侵略により、我が国の日本が輸入するものの国際的な相場が大きく上昇したことなどによると思います。これに対して、政府が幾つかの施策を実施してきましたが、物価上昇は食い止められません。民間調査会社の帝国データバンクの調べでは、昨年までに食品が3万品目を超えている。それと、主に原材料費などの上昇が物やサービスの価格に上乗せされてきたものです。

そこで、日本全体を見てみますと、物価上昇に対して賃金を引き上げる動きが見られます。現在では、65歳まで仕事をして賃金をもらえる町民の方々は、やりくりが大変であっても、収入があれば生活可能と思われれます。しかし、会社等を定年退職した高齢者などの多くは、年金のみの収入である町民の方々が多数ではないかと思われれます。そこで、高齢者に対しての町の補助事業について伺います。

1、長寿ふれあい温泉入浴補助事業について。

2、紙おむつ支援事業について。

以上、2点について伺います。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。

質問事項1、物価高騰についてを篠崎高齢介護課長に答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、小澤議員のご質問に答弁させていただきます。

高齢者に対しての町の補助事業について、初めに長寿ふれあい温泉入浴補助事業について説明申し上げます。この事業は、滑川町に温泉入浴施設ができたのを機に、平成22年6月から開始されました。施設側の都合により、平成30年7月から休止となっておりましたが、令和4年の夏に施設が再開されましたので、町としても令和4年11月から入浴補助事業を再開いたしました。

この事業の目的は、滑川町に居住する高齢者に対し、長寿ふれあい温泉入浴券を交付することにより、高齢者の生きがいや若い世代の方との交流機会の提供及び滑川町の活性化を図ることとしております。対象者は、基準日4月1日において、滑川町に住所を有する65歳以上の方で、入浴券の

交付は、1人につき1年間に2枚となります。交付の時期は、毎年5月末までに郵送しまして、入浴券の有効期間は、6月1日から翌年の5月末日までとなっております。

町からの助成金額は、1回につき800円ですが、入浴券を利用した際には、自己負担なく無料で利用できるよう、残りの金額につきましては温泉施設のご厚意となっております。入浴券を利用できる日は、施設が定める特定日を除いた平日のみです。65歳以上の高齢者を対象としていますが、事情により温泉施設を利用できない方もおりますので、ご家族の慰安という目的も含めまして、家族の利用も可能としております。

令和5年度の実績としましては、対象者4,515名、令和5年4月から令和6年1月までの利用者数は合計2,338名、月平均234名の利用者数でした。利用率としては、1人2枚ということで、単純に対象者を2倍にした数を分母としますと、約26%の方が利用しております。昨年の10月、11月は、町の入浴補助券ではなく、入浴施設の1周年記念キャンペーンを利用した方が多くおりましたので、今後利用者数が増加すると思われまます。これからも多くの町民の方にご利用いただき、外出の機会の一つとして、介護予防、心身の機能維持のため、またご家族や友人、地域の方との交流の場として、多くの方にご利用いただきたいと思います。

次に、紙おむつ給付事業について説明申し上げます。この事業は、日常生活に何らかの支障のある在宅の寝たきり高齢者等に対して、紙おむつを給付することにより、寝たきり高齢者等及びその家族の精神的、経済的負担の軽減並びに福祉の向上を図ることを目的としております。

対象者としては、滑川町に住所を有する高齢者等で、次のいずれかに該当する方となっております。1、おおむね65歳以上の在宅の高齢者で、寝たきりや認知症等により、常時おむつを必要とする者、2、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受け、在宅で寝たきりや認知症等により、常時おむつを必要とする者、3、介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居に入居しており、常時おむつを必要とする者で、要介護3以上の認定を受けている者、4、その他町長が必要と認める者となっております。

種類としては、テープ式の標準タイプと長時間タイプ、パンツタイプの標準タイプと長時間タイプ、尿取りパッドパンツ用の2回吸収用と4回吸収用、そして尿取りパッドの吸収力に応じた3種類、合計9種類の紙おむつから2種類を選んでいただき、2か月に1回ご自宅に配送しています。利用者の状態変化に応じて、紙おむつの種類の変更に応じております。

過去6年間の実績を見ますと、延べ人数として、令和元年度314名、令和2年度343名、令和3年度338名、令和4年度330名、令和5年度352名と、ほぼ横ばい状態です。新規の利用者と入院、入所等により中止となる方がいるため、実人員としても60名前後で大きな変動はありません。対象者に条件はありますが、介護をしている家族の経済的負担軽減のため、今後も利用者、介護者の意向を確認しながら、事業を継続していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、再質問願います。

○8番（小澤 実議員） 細かな説明、大変ありがとうございました。

再質問させていただきます。まず初めに、温泉入浴補助事業についてでございます。令和5年度の対象者数が4,515名、それと利用者数が5年度については2,338名という実績があるのがよく分かりました。

そこで、実績については詳しく分かりましたけれども、温泉を利用した際に自己負担はなく、無料で利用できるというのは、物すごく高齢者の生きがい等で滑川町の活性化を図ることは大変よく分かりました。しかしながら、町民の中では温泉に行かない人、行けない人もおるという話を聞いております。町からの助成金額として、1回につき800円、2回利用すれば1,600円です。その年度内の予算の範囲内で、1人当たり別の方法で何か助成ができないものでしょうか。

私なりにいろいろ考えてみたのですけれども、助成の一例を申し上げますと、男性ですと理容店、女性ですとパーマ店とかで、しかし町内の商工会が発行している地域振興券では、その加入をしていないお店もあります。また、その対応としまして、町外でも利用をできるようにして、利用者がそのお店を利用したときに、各自事前に精算を行ってもらいまして、その利用額が証明できるレシート、領収書等を町の担当課に持参して、手続を行って助成をしてもらう、このようなことを簡単に考えてみました。

そして、実際に町民の方からも、先ほど述べたように行かない人や行けない人、予算を組んでいるのだから、ほかのその予算の範囲内で助成ができるのではないかと私にも言われました。私なりにその方に対しましても、利用した分だけしか町は助成はしていない。予算の範囲内で予算執行をしていますと返答をさせていただきました。確かに事務の方、担当職員の方には大変とは思いますが、町民からそのような貴重な意見が出ております。何らかの形で還元ができることはないでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

温泉に行かない、行けない町民に対する対応として、別の方法はないでしょうかということですが、この長寿ふれあい温泉入浴補助事業は、町としては利用した方の実績に基づいた支払いとなっております。また、対象者が利用できない場合は、家族の利用も可能としておりますので、還元できる金額としては考えておりません。高齢者向けの事業として必要な場合は、還元できる金額を設定しての対応事業ではなく、新たに検討する必要があると考えます。

ご質問にありました理美容の補助についてですが、以前町の高齢者福祉事業検討委員会で検討させていただきました。そのときの内容としては、高齢者の理美容利用に対して補助をすることは、経済的負担の軽減につながるほか、身だしなみを整えることにより積極的に外に出ようという気持

ちになり、周囲の人との関わりが活発になるという介護予防の効果もあることから、高齢者にとってのメリットはあると考えました。

実際の補助の方法については、対象者に割引券を発行する方法や、小澤議員のおっしゃるとおり、利用者から町に領収書等を提出していただく方法などを検討いたしました。前者の方法ですと、高齢者が利用している理美容店が、町内や近隣市町村だけでなく広範囲にわたると想定されますので、事業所として登録をしていただく理美容店の選定が困難であり、また毎月の請求事務について理美容店の理解と協力が必要となります。

後者の方法ですと、ふだん私たちが理美容を利用した際に、レシートや領収書をいただいた経験があまりないということから、理美容店には領収書を用意していただき、利用者には領収書と申請書の提出をしていただく必要があります。理美容の利用補助につきましては、経済的負担の軽減や介護予防としての効果を期待することができますが、多岐にわたる利用者、利用方法のため、効率よくサービスを運営することは現在困難と考えております。今後も町民の意向を確認しながら、高齢者福祉検討委員会の中で継続して検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） ありがとうございます。

今後も検討委員会で継続して検討をしていくということでございます。内容は理解させていただきました。しかしながら、高齢者の皆様によりよい方法で、今後も利用を継続してもらえるように進めさせていっていただければと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、移らせていただきます。紙おむつの支給事業でございます。先ほど細かな紙おむつの種類とか、いろいろ説明をしていただきまして大変ありがとうございました。現在の当町の内容について、詳しく分かりました。

そこで、私なりに近隣の市、町の状況を調べてみました。まず初めに、東松山市ですけれども、要介護2以上の認定を受け、寝たきりや認知症等により常時紙おむつを必要とする方で、1か月3,500円程度、嵐山町では、在宅寝たきり老人等に支給することにより、介護者及び家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的として、1か月4,000円分の紙おむつの支給、また吉見町では、65歳以上で常時紙おむつを必要とする方が対象で、介護度の要件なしで、1か月3,000円から4,000円程度の支給ということになっております。

以上のことから、今後は当町におきましても、もう少し介護度の要件規定を見直しをしていただきまして、要介護の区分なし、または要介護2程度からの支給ができればと思いますけれども、その考えをよろしくお願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

紙おむつ給付事業について、介護度の要件規定の見直しについてですが、滑川町としては、対象者として在宅の高齢者で寝たきりや認知症等により常時おむつを必要とする者ということで、在宅にいます方は介護度の要件は設けておりません。

先ほどの説明、対象者の中の3番にありました介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居に入居しており、常時おむつを必要とする者で、要介護3以上の認定を受けている者、滑川町ですと、ふれあい大笑庵のグループホームを示しております。そこに入居している方においては、要介護3以上の認定を受けている者と、介護度の要件を設けております。介護認定をお持ちの場合は、状態像として要介護3以上を目安としております。要介護3以上が必須条件ということではございませんので、介護保険のサービスを希望しない方は、紙おむつ給付事業申請のために介護保険を申請する必要はありません。

また、滑川町は収入に応じての条件はなく、課税世帯の方も対象としております。対象者については、小澤議員のおっしゃるとおり、市町村によって様々な考えがございます。今後、他市町村を参考にしながら、介護者及び家族の経済的、精神的負担の軽減のため、事業内容の検討をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 最後の質問とさせていただきます。

課長の説明のように、各市町村によっては様々な考えがあるということがございます。そこで、「住んでよかった 生まれてよかった滑川町」というキャッチフレーズがございます。後期高齢者の皆様も、生活には非常に苦慮しているところでございます。来年度には、町民の住民税の均等割非課税世帯に向けて、1世帯当たり7万円等が支給されるご家庭もあります。その関係で、それが該当していない町民の方々もいらっしゃると思いますけれども、要介護の町民の方々もいると思われましても、今後検討委員会等で、もう少し緩やかな状況で介護の内容を進めていただければと思いますけれども、最後にその質問だけのお答えをお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

小澤議員のおっしゃるとおり、高齢者のみでなく、町民皆さんが経済的負担を多く抱えていることと思います。中でも高齢者の方は収入がどんどん減っていく中での物価高騰、大変な生活になっていくと思います。今後も、町としましても皆さんの意見を参考にしながら、また議員さんと一緒に、滑川町の高齢者がより安心して安全に、穏やかに過ごせるようにいろいろと考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、お願いします。

○8番（小澤 実議員） 大変ありがとうございました。

今も課長さんから言われたとおり、今後高齢者の皆様が、ほとんど収入等がなくなる家庭もいらっしゃると思われま。その方たちに手厚い支援等ができますよう、町としてよろしくお願いをしたいと思ひます。

私の質問については、以上で終わらせていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、小澤実議員の一般質問を終わります。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位4番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願ひます。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 議席番号11番、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

1、自治会について。自治会は、地域に住む人々が自主的に形成する組織です。主な仕事は、1、広報紙配布、2、各種募金の集金、3、各委員や役員を選出、4、防災活動、5、美化運動、6、ごみ置場清掃、7、町民体育祭協力など多岐にわたります。滑川町自治会加入は任意ですが、加入率に減少傾向が見られることが気になります。平成25年度は、滑川町自治会全体で69.379%、令和5年度、64.287%に減少してきています。令和6年度のみなみ野十三塚地区では、55.844%でした。私が自治会の仕事をしていた令和元年度は、64.369%でした。中には老人会に加入しているが、自治会に加入していない人もおりました。理由としては、自治会の仕事が大変だからと話しておられました。

令和4年度のみなみ野十三塚のある班長さんは、87歳で、奥さんと2人暮らしの方が務めていました。自治会の仕事の中で、各種の募金の集金が大変だったと話していました。本当は年なので、班長の仕事はもうやりたくはないが、仕方がない。この年齢で班長をやるとは思わなかったと話していました。また、若い世代でも、土曜、日曜日には子どもの少年野球大会や部活動へのサポートがあり、班長は負担に感じたと言っておられました。現在は班によって、相談して一度に集めるところもあります。

ちなみに、私の班は15人で、回覧板を6人と9人の2つに分けて回しております。様々な事情で15人のうち4人が班長ができなくなり、班の運営が難しくなりました。回覧板を回すのを9人のところだけにし、6人のところは町の情報誌をスマートフォンで写真に撮ってラインで送ることにして、広報紙はポストに投函することにしました。この方法を始めて10か月になりますが、6人は回

覧板を回すことがないので、負担が軽くなり楽になったと話しています。

話は変わりますが、比企郡鳩山町鳩山ニュータウンの自治会は、役員や班長の強制はなく、回覧板や集金もないとの話です。町の広報や資料の配布は、有償ボランティアで行っているそうです。募金は封書に入れて各施設の募金箱に入れるか、班長さんや役員さんに直接渡してもよいことになっているようです。以上は住民の方からお聞きしました。後日、議員研修会の折に、鳩山町議員さんもそのとおりと言っておられました。すばらしい取組だと私は思いました。

鳩山町の65歳以上の高齢化比率は47.16%（令和6年1月）です。一方、滑川町は22.8%（令和3年）ですが、みなみ野十三塚自治会世帯数565世帯は5つの地域に分かれており、高齢化比率が鳩山町と同じような地域もあるように思われます。私が役員るときは、その地域の補助員がすぐには決まりませんでした。私が住んでいる地域は、他の地域から移り住んできた方が多いです。様々な考えや事情もあり、お互いが尊重し合い、暮らしていかなければなりません。地域の防災力の強化の面からも、自治会は大事だと思われれます。親睦を深めて住民に必要なだと思われることが、自治会としても重要だと考えています。それでは、次のことについてお伺いいたします。

1、自治会の加入率が減っているの、班長の負担が増えております。町からの班長活動費（1戸当たり）は、平成29年度に200円から140円に減額されております。元に戻してほしいと住民からの要望もあり、200円に戻してもらえませんか。

2、自治会の班長の仕事の中で、特に減らしてほしい要望は、年に4回集める募金です。4回集める募金は、集金月が違うので大変です。住民に負担が少ない集め方はないですか。

3、回覧板を月に2回ではなく、1回にできませんか。住民の要望があります。町によっては1回のところもあります。

4、自治会の加入率が減っております。自治会自体も時代に合わせて変えていかなければなりません。そして、住民に入りたいと思われる組織になるように努力していかなければならないと考えています。町としても、加入率を上げるために対策を考えてもらえませんか。また、加入率が減ってきていることをどのようにお考えになっておられますか。

2、スクールバス運行について。滑川町スクールバス運行が、関係者のご尽力によりスムーズに何事もなく運行できていることは喜ばしいことでもあります。小川町のスクールバス運行では、1台のスクールバスが、7時30分と8時に2つの集合場所から学校まで2往復しております。

一方、滑川町のスクールバス運行は、森林公園駅南口から2台のスクールバスが7時40分に数分の間隔を空け出発し、1往復して終わりです。バス会社との契約の問題があるとは思いますが、滑川町の財政状況が厳しくなった場合のことを考えて、1つの運行計画ではなく、幾つかのパターンを検討しておいてもよろしいのではないのでしょうか。どのようにお考えになっておられますか。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、自治会についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、スクールバス運行についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、谷嶋議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、自治会についてのうち、①、班長活動費の復元（140円から200円）についてでございますが、町では平成28年度に当時の財政状況から、全ての町内団体に係る補助金の見直しを実施し、自治振興団体活動補助金についても見直しが図られ、平成29年度から現在の補助金内容になったと承知しております。

各自治会の班長が担う活動内容は、自治会ごとに多少異なることはあるものの、地域の中心的な役割を担う重要な役職と存じております。しかしながら、当時見直した補助金は自治振興団体補助金のみではなく、様々な団体の補助金を見直していることや、現在の町の財政状況を鑑みると、自治振興団体補助金、班長活動費の補助単価を元に戻すことは非常に困難なことと考えます。

次に、②、自治会班長の募金等の集金方法についてでございますが、赤い羽根共同募金や交通災害共済会費、日赤社資など、自治会を通じて依頼する集金に対しご協力いただいていることに関しまして、まず感謝申し上げます。現在、各集金につきましては、募集時期も異なることから、それぞれの時期に合わせて集金を依頼しております。

募金は、性質上強制的に実施されるものではないことから、町として一括して集めることは不可能と考えます。区によっては、集金の方法を工夫しているところもございます。交通災害共済は、地域で加入推進を実施した場合、その加入率に応じて、年度末に各自治会に対して加入推進費の支払いがあります。こういった地域に対するメリットや、それぞれの募金等を集める意義を自治会の皆様に周知し、協力いただけるよう努めてまいります。

次に、③、回覧の回数を1か月1回にできないかでございますが、現在月2回の町内回覧を実施しております。自治会の代表者である区長の会議で皆さんの了解が得られれば、月1回に変更は可能と考えます。しかしながら、コロナ禍の中、感染症対策として月1回の回覧を実施したところ、1回の回覧量が増加し、肝心な情報が伝わりにくくなったことや、1軒のお宅で回覧を持つ期間も長くなり、最後のお宅に回るまで長期間を有したなど、当時の区長さんからご意見をいただきデメリットの部分もあったため、月2回の実施に戻した経緯があります。そういった経緯を踏まえた上で、検討していく必要があると考えます。

最後に、④、自治会加入率が減少、町として対策は考えているか、自治会加入の減少をどのように考えているかでございますが、町では引き続き自治会を通じた広報紙の配布や、各課局からの情報の周知など、自治会加入をしていれば容易に受け取れる回覧の実施をいたします。また、自治会への補助金を交付し、自治会活動の支援を継続してまいります。自治会加入の減少は、地域の希薄

化につながることにともなると危惧しております。地域の希薄化は、有事の際の共助に多大な影響を与えることから、防災の観点からも、地域活動の重要性を周知することで、自治会への加入促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

スクールバスの運行について、1つの運行計画だけではなく、幾つかのパターンを検討してはというご質問でございますが、今年度6月からスタートしたスクールバスの運行でございますが、保護者の方々、学校、地域の方々、運行業者、様々な方のご協力をいただき、現在順調に運行しております。スクールバスについては、現在、宮前小学校の森林公園駅南口発と東金光地分譲地発の2コース、また福田小学校の和泉三門館付近の1コースで、合計3コースの運行をしています。

ご質問の森林公園駅南口発の運行計画ですが、当初対象者全員が乗車を希望した場合を想定し、大型バス2台での2往復の送迎を計画しておりましたが、このコースは学校までの経路、距離を勘案したときの往復に要する時間から考え、学校運営に支障が生じるおそれがあるため、この案の導入は困難であると判断をいたしました。

その理由ですが、現在、森林公園駅の南口の出発時刻は7時40分となっております。同じバスが往復するのであれば、所要時間を考慮すると、30分から40分は前倒しの出発時刻となります。その場合、7時に出発することになり、7時10分前後には学校に到着をします。その時刻は教職員の勤務時間前であり、安全面や学校運営を考えたときに対応が難しい状況でございます。

今後の森林公園駅発を利用する児童数について、現在の運行委託契約期間中である令和9年度までの推計では、令和6年度に対応する中型バス1台の増大で賄えると見込んでおります。しかし、利用希望者の見込み割合の増であったり、転入者の急増があった場合には、バスのサイズ変更や、さらなる増大といった対策が必要になる可能性があります。また、反対に利用者が減ることになれば、バスのサイズダウンや台数を減らすことも必要になります。

運行計画の変更の検討といたしましては、例えば令和6年度に向けての対応では、森林公園駅発の利用者が増える見込みとなり、東金光地発のバスの経路を変更し森林公園北口発とし、東金光地以降を経由して学校へ向かう経路とすることも検討いたしました。しかし、この場合、現在のマイクロバスを中型もしくは大型バスへの変更が必要になることに加え、東金光地のバス停での乗車に危険が生じる可能性があります。また、令和7年度の利用者の推計に対応できない可能性が高いため、この計画は採用いたしませんでした。

なお、谷嶋議員のご質問にあります小川町のスクールバスの運行でございますが、これは学校の

統廃合によりスタートしたもので、廃校となる学校に通学していた児童を送迎するものでございます。その運行計画ですが、1便のバス停である東小川5丁目、これは距離が6.8キロあるそうです。ここから7時30分に27人を乗せて出発、7時50分に小川小学校に到着いたします。児童を降ろした後、同じバスが小川小学校から比較的近い場所にある2便のバス停である旧上野台中学校、これは2.5キロの距離だそうです、へ向かい、8時10分に32人を乗せてバス停を出発、8時20分に小川小学校に到着といった運行計画となっています。確かに1台のバスの2往復ではございますが、当町とは交通事情や運行距離、こういったことが違うため、参考とするのは難しい状況でした。

いずれにいたしましても、森林公園駅発のバスについては、今後の児童数の推計により、ある程度見込みを立てて今後の運行を計画しておりますが、年度ごとに実際の利用希望者を的確に把握し、その人数に応じたバスの乗車席数を確保するため、バスの台数、運行経路、運行時刻など、その都度検討し、運行計画を策定しなくてはなりません。その際、まずは児童の安全確保、これを最優先に考えながら様々な運行パターンを想定し、その上で運行パターンごとの経費の算出及び比較を行い、その結果に基づく運行計画を策定することで、安全安心で効率的、また財政負担の少ない運行計画を採用していくことが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） ご丁寧な答弁ありがとうございます。議長のお許しを得ましたので、再質問させていただきます。

自治会は、防犯、防災の面からも必要な組織だと思います。なるべく負担を少なくして、多くの住民に加入してもらうことが大事だと思います。高齢になり車の運転が難しくなった場合には、自治会や集会所が一つの居場所になることも考えられます。子どもの居場所づくりも大事ですが、高齢者の居場所づくりも大事だと思います。そのためには、高齢者になられても、自治会に気兼ねなくいられるような仕組みになることが大事だと思います。より一層の自治会の負担軽減を求める町民の要望をかなえていただくように要望させていただきたいと思います。

スクールバスは、今まで何事もなく運行できておりますので、今の運行方法が一番よいと私自身も思っております。しかし、滑川町の今後の財政状況を考えますと、滑川町の人口は国勢調査によりますと、1975年から2020年にかけて平均毎年261人ぐらい増えておりました。しかし、令和5年は34人、令和4年は41人であります。税金が今までのように増えていかないのではないかと考えられます。また、コミュニティセンターの建設計画もあり、近年のうちには既存の公共施設の修繕計画もあるようです。ほんの少し財政が厳しくなることも考えられます。また、ここを乗り越えれば、滑川町の明るい未来が開けると思います。いざという時のために、幾つか運行計画を考えておいてもよいのではないかと、質問させていただきました。

通学ボランティアをやらせていただきますと、多くの保護者から喜びの声を聞いております。こ

れで安心して子どもを学校に通わせてもらえるといった喜びの声を聞いております。今日も雪が少し残っているので、本当に助かりますと、保護者の方と会話をしてまいりました。スクールバス運行は、大塚町長の公約でもありました。もうすぐ1年になりますが、今の状況を町長はどのようにお考えになっておられますか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、谷嶋議員さんの質問に答弁いたします。

冒頭、町の財政状況を考えると、今後のバスの運行計画、いろいろと考えたほういいのではないかという提案をいただきました。それを踏まえて、今後教育委員会とも事前に十分話し合いながらやっていきたいというふうに思います。昨年、スクールバスの運行を始めたのですけれども、それについての感想等を述べさせていただきたいと思います。たまたま月曜日、検証結果の報告もいただきましたので、そういった内容を見ながら今日の返答したいと思いますので、よろしく願います。

まずは、冒頭、スクールバスのことのみならず、谷嶋議員さんをはじめ、みなみ野地域の区長さんをはじめ、多くのボランティアの皆さんが朝の見守りをしていただく、子どもたちの安全を担保していただくと、本当に頭の下がる思いでございます。今までの努力にも感謝しながら、またこれからはぜひよろしくお願ひしたいなとつくづく考えておるところでございます。

昨年、試行運転のとき、私もバスに乗らせていただきました。折に触れて、時にはバスに乗って状況を見たいという気持ちは十分あったのですけれども、なかなか現実には厳しくて、ふだんの動向については、教育委員会の職員の報告や、今ここに質問されている谷嶋議員さんとも、折に触れてスクールバスについての状況等は報告いただいて、そんな形で把握をさせていただきました。

検証結果につきましては、まずは運行業務をする上では、一番大事な安全安心、それから確実な送迎がされているか、それから適正な運行がされているかということがあるわけですけれども、今回利用者の児童の皆さんのアンケート結果には、しっかりこれが現れており、事業を決断した執行者としては、この上ない喜びでございます。

また、児童の素直な意見が集計にも反映されていまして、児童の満足度「とても満足している」67%、「満足している」が31%で、合計98%という満足度が現れております。これは、昨年の準備段階から利用の対象者である児童、保護者、それから学校関係者、また先ほど申し上げましたけれども、地域のボランティアの皆様、そして事業者である花園観光バス会社、そして教育委員会の職員ともども十分に綿密な打合せをする中で実行した。その成果の現れかなと思ひ、またそのように運行できていることに、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

また、子どもたちだけでなく、今回は学校やバス運行事業者、それから保護者を対象としたヒアリングの結果も現れております。小さな改善点はあるようですけれども、そのものが安全面や確実

な送迎という点ではまず問題点はなく、その運行計画を見直すというようなことにはならないという状況になっておりますので、所期の目的は十分に発揮されて、本当に確実にバス運行がされているのだなとつくづく感じた次第でございます。

このようなことから、2年目になりまして、新たに子どもたちもバスを希望する子も増え、新しく子どもたちも増えてきたのだと思います。バスがどうしても足りないということで、予算面ではバスの予算をまた今回新たに増やすわけですけれども、それはある一面うれしい悲鳴であって、いろんなものを節約しながら、これはまた実行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

終わりになりますけれども、何度も申し上げますけれども、谷嶋議員をはじめとしまして地域の関係者の日頃の、今日も雪が降りましたが、そういった中でも子どもたちの安全を見守っていただくことに感謝を申し上げます、スクールバスの運行についての感想といたしたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。

以上にて私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開午後2時5分といたします。

休 憩 （午後 1時52分）

再 開 （午後 2時05分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 井 上 章 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位5番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議席番号14番、井上章でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問事項1、滑川の水質について質問させていただきます。滑川町に流れる河川、滑川、この川の源流は嵐山町や小川町のため池だと言われています。そのほかに、熊谷市からの農業用水路が和泉地内で合流し、下福田方面に流れていきます。数年前から下福田地区に居住している方から、アオコが増え悪臭がするとの声があり、水質も以前より悪化して、特に梅雨時から夏頃がひどく、そのような状況から考えられる原因は、稲作のための堰があるため水の流れる量が少なくなり、水がよどんでいることで、水の自浄作用が限界を超えているのでしょうか。

窒素やリンなどの栄養塩類は、植物が育つために必要な物質だと言われています。しかし、水中の窒素やリンが多くなり過ぎて富栄養化が進むと、植物プランクトンの増加に伴ってアオコが発生してしまいます。また、水中で有機物も増え、水質も悪化してしまうと言われています。そこで質問いたします。

①、滑川の水質検査は行っていますか。

②、検査を行っているのであれば、滑川の水質で稲作に心配のない値なのでしょうか。

③、滑川には3か所の農業用集落排水施設があります。その2か所である和泉菅田両表地区農業集落排水クリーン施設と、伊古広瀬地区農業集落排水クリーン施設第1処理場、この2つの大型合併浄化槽から浄化した水が滑川に放流されています。滑川の水質悪化に、この2つの施設の排水が何らかの影響を及ぼしているということはないでしょうか。

以上、3点お願いをいたします。

次に、質問事項②、下福田地内の町有地、農村公園用地について質問させていただきます。滑川町北部地区の活性化を促すために、自分なりに考え、さらに滑川町全体として発展が進むように願い、以前から質問をさせていただいていますが、その中で昨年9月に行われた第238回定例議会において、下福田地内の町有地、農村公園用地の有効活用について質問させていただきました。再度質問させていただきます。現在、工事用の資材置場として再び利用しているようですが、当時の回答では、利用に関する問合せはないとの回答でした。その後、この下福田両表地区の町有地、農村公園用地に問合せ等がありましたでしょうか。

以上、質問事項1と2、この2点をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、滑川の水質についてのうち、①、滑川の水質検査の実施状況についてと②、稲作に与える影響があるかについてを関口環境課長に、質問事項1、滑川の水質についてのうち、③、農業集落排水施設からの放流水が与える影響についてを宮島上下水道課長に、質問事項2、下福田地区の町有地、農村公園用地についてを服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、井上議員さんからのご質問、滑川の水質についてご答弁いたします。

最初に、滑川の水質検査を行って行っていますかについてでございますが、町では現在、農業用水路水質調査を町内10地点で年2回、民間調査会社に委託し実施しております。今年度は、令和5年6月19日と9月19日に実施いたしました。

調査地点は、滑川流域では、和泉の泉福寺南側で嵐山町と滑川町との境地点、それといづみヶアセンター南の勝和橋と福田地内の大木橋の3地点、市野川流域では、水房地内の上市野川橋、福田

地内の中堀川上流ラバーダム地点、農業用水路では、和泉と旧江南町との境地点の中堀、菅田地内の弁天沼下水路、月の輪地内の東武東上線と関越道の交差点の中丸水路、羽尾地内のカニ山排水路、ため池では森林公園内の山田大沼下沼です。

検査項目については、一般的にpHと呼ばれる水素イオン濃度、浮遊物質量、溶存酸素量、化学的酸素要求量、全窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、ケルダール窒素、電気伝導率の以上9項目でございます。

このほかに東松山市を中心に、比企河川合同水質調査を3地点実施しております。こちらの調査地点は、町北部の和田川と旧熊谷東松山有料道路の交差点、それと滑川と旧熊谷東松山有料道路の交差点である新滑川橋、羽尾地内森林公園駅北側の市野川橋でございます。

調査項目は、水質汚濁に関する環境基準のため、水素イオン濃度、いわゆるpH、それと生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌群数及び大腸菌数、ふん便性大腸菌群数、全亜鉛、界面活性剤や殺虫剤の混入を調べるノニルフェノールの9項目でございます。ただいまご説明したとおり、滑川流域では合計4地点で水質調査を実施しております。そして、この調査結果については、関係課と共有をしております。

続いて、稲作に滑川の水質で心配ないのかについてでございますが、今年度の調査結果について答弁いたします。水素イオン濃度については、環境基準はおおむねクリアしておりますが、農業用水指標に比較すると、下流側に行くにつれアルカリ性が高い値を示しております。また、化学的要酸素量については、和泉の泉福寺南側、嵐山と滑川町の境付近と大木橋にて指標より高い値となっております。この他、全窒素についても3地点で指標より高い値を示しております。電気伝導率については、大木橋にて指標より高い値を示しております。その他の検査結果は、農業用水基準をクリアしております。

先ほど答弁した検査結果について、4項目が農業用水基準を超えている原因といたしましては、井上議員のご指摘のとおり、堰止めによる水の滞留と水温の上昇、また水の滞留により稲作肥料等の蓄積による富栄養化がアオコ発生の要因になっていると考えられます。これらを解消するためには、必要時以外に定期的に堰を上げる必要があると考えられます。しかし、堰については水利組合がありますので、関係課、水利権者との協議が必要であると考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、井上議員のご質問のうち、質問事項1、滑川の水質についての③、和泉菅田両表地区農業集落排水クリーン施設及び伊古広瀬地区農業集落排水クリーン施設からの放流水が、滑川の水質悪化に影響を及ぼしているということはないかについて答弁をいたします。

初めに、農業集落排水施設は、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水を処理するものでございます。また、設置の際には、都道府県知事への届出が義務づけられ、水質汚濁防止法に基づく1日の平均的な排水量が50立米以上の特定施設に位置づけられています。この特定施設から排出される排水については、水質汚濁防止法において水の汚染状況を示す項目、いわゆる生活環境項目として水質の基準が設定されております。この基準が、一律排水基準と呼ばれている全国一律の基準でございます。検査項目といたしましては、水素イオン濃度、BOD、浮遊物質量、その他、クロム含有量、大腸菌群数、窒素含有量、リン含有量等がございます。

また、一律排水基準だけでは水質汚濁の防止が不十分な地域は、都道府県が条例によって定めるさらに厳しい基準が上乘せされた排水基準がございます。埼玉県も、埼玉県生活保全環境条例により排水基準が設定されております。こちらは、一律排水基準よりも、BODや浮遊物質量にさらに基準値をきつく設定されております。

さらに、前述の2つの基準のみでは環境基準の達成が困難な地域、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に属する地域におきまして、一定規模以上の事業所から排出される排水の汚濁負荷量の許容限度といたしまして適用される基準として、総量規制基準がございます。この基準の指定項目は、COD、窒素及びリンが対象となっております。滑川町は、東京湾の水質汚濁に関係する指定地域に定められておりまして、町内の農業集落排水施設は指定地域内特定施設に該当いたします。

ご質問にあります2つの農業集落排水施設につきましては、前述の3つの基準に沿って定期的な放流水の水質検査をしており、令和4年度及び令和5年2月末現在までの水質検査報告書を確認したところ、全ての項目におきまして、基準値を超えた記録はございませんでした。よって、施設の維持管理の所管課としましては、近年の滑川町の水質に、2つの農業集落排水施設からの放流水が影響を及ぼしているとの認識はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの質問に答弁させていただきます。

質問事項2、町有農村公園用地についての問合せ等の有無について答弁させていただきます。前回のご回答以降、1件ですが、農村公園用地の貸出しが可能かという問合せはございました。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。

①の水質検査の関係でございますが、いろいろなこれだけ数多い水質検査を行っているとは知りませんでした。この河川、滑川の水は稲作にも基準を満たしているという答弁をいただきましたので、滑川の水は安全だと、広報等で検査結果を数値化して周知していただければと思うわけでございます。そうすることにより、住民の心配が払拭されるのではないかと思います。周知の件は要望とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、質問事項2の下福田地区の町有地、農村公園用地について再質問をいたします。問合せが新規に出てきたというのは喜ばしいことと思いますが、新規に申し出た業者及び内容は具体的にどのようなものなのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 井上議員の再質問に答弁させていただきます。

問合せ業者は、町内に工場のあるフジミ工研になります。資材置場として、数年間の貸出しすることは可能かといった問合せ内容でございました。業者さんのお話によりますと、比企管内において、トンネル工事用の資材であるセグメントの置場として複数箇所を用意していましたが、まだまだ製造予定があるため、資材置場として一時的に借りたいという内容でございました。県道に面している土地であり、さらに面積も十分にあることから、問合せをいただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） 永久的ではなく数年間の使用ということなら、貸し出すことで町にも賃料が入り、よいことだと思います。9月議会の答弁では、次の総合振興計画でも考えていきたいとのことでした。私もこの土地に本格的な遊具付公園の建設を要望させていただきましたが、フジミ工研株式会社に貸している期間に、農村公園用地の計画を練り直すことも可能だと思われませんが、町はどうお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員の再質問に答弁させていただきます。

9月に行われた議員の質問に対して、私のほうでは、企業への貸出しや公園化、多目的広場等といった使用方法についての検討を行い、よい具体案がない場合には、次期総合振興計画内でさらなる検討を行っていきたいという考えがありますと回答をしております。このような中で問合せがありましたので、貸出しが可能かについて関係各所に確認しているところでございます。現在のところ、特に問題がないようなので、地元等と協議調整の上、可能であれば貸出し条件を付して契約し

ていければと考えております。

また、圃場整備事業で創出した土地であるため、農村公園に限定した使用制限や規制のある土地なのかを確認したところ、使用制限のない土地であることは確認をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） 資材置場として賃貸借が行えれば、業者だけではなくて、町にも非常に有益なことと思います。貸出しが可能であるのに、土地約2万5,000平米、この土地を遊ばせておくのはもったいないと思います。年間100万円の除草費用も3年契約で300万円、5年契約で500万円の管理費が削減できます。加えて賃貸料が町に入るわけで、これは業者が助かるだけではなくて、町にもよいといった一挙両得、一石二鳥なことだと思います。

さらに、貸している期間に、賃貸借が終わった後の用地の利用方法について、どのような計画で進めていくかといった計画を練り直す期間まで得ることができるかと思います。町のことを思えば、この話は進めないという考えはないと思います。ぜひ進めていただけませんか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの再質問に答弁させていただきます。

議員のご質問にあったように、計画を練り直す期間ができるといった次のことも考えながら進めることは、とてもいいことだと考えます。期間を定めて貸し出すという方向で、関係各所と確認を取りながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） まだ先のことにはなるとは思いますが、将来この土地は次期総合振興計画基本構想で計画を練り直し、どのような有効活用でこの土地を利用したらよいのか、多目的広場や遊具つきの公園化も一つの案として協議を重ねていく。私としては、北部活性化の一つになればと思っております。何をやるにしても、トイレ一つ造るにしても多くの予算が必要なわけで、この話を早急にまとめて、フジミ工研株式会社から賃貸料をプールして、将来のために基金として積立てをしておく、そのような考えは可能かお聞きいたします。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの再質問に答弁させていただきます。

目的を持った基金化については可能かとは思われます。ただ、財政担当と確認を取りながら、そ

の辺は進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） ありがとうございました。

フジミ工研株式会社は国家プロジェクトを請け負っている地元企業でもあり、信頼のおける会社だと思います。ぜひこの話がうまくいくように、町の有益につながることでありますから、早急な対応を期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 明日7日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会いたします。

（午後 2時32分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

大変お疲れさまでした。

令和6年第240回滑川町議会定例会

令和6年3月7日（木曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（13名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	10番	原徹	議員
11番	谷嶋稔	議員	12番	中西文寿	議員
13番	内田敏雄	議員	14番	井上章	議員
15番	吉野正浩	議員			

欠席議員（1名）

9番	赤沼正副	議員
----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華

子 章 口 堀 音 録

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第240回滑川町議会定例会第3日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、9番、赤沼正副議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位6番、議席番号13番、内田敏雄議員、ご質問願います。

[13番 内田敏雄議員登壇]

○13番（内田敏雄議員） おはようございます。13番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に基づき質問をさせていただきます。

1、自治体DXについて。令和3年にデジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革の関連法が成立しました。デジタル化の推進に併せた業務見直しを通じて、従来の窓口業務を進化させることや身近な接点の利便性の向上を併せて進めることで、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指すことだそうです。行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図り、限りある人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。滑川町におけるDXの推進体制の現状はどうなっているのか伺います。

①、DX推進体制の構築に向けた組織体制の整備はどうなっていますか。

②、デジタル人材の確保・育成はどうなっていますか。

③、マイナンバーカードの普及状況はどのぐらいですか。

④、行政手続オンライン化の進捗状況はどうですか。

⑤、テレワークの導入状況はどうですか。

- ⑥、A I、R P Aの導入状況はどうか。
- ⑦、自治体の情報システムの標準化、共通化の進捗状況はどうか。
- ⑧、町の自治体D Xの課題と対策について伺います。

2、企業誘致について。新型コロナウイルスの感染拡大や地政学的リスクの顕在化を背景に、サプライチェーンを見直し、国内回帰、国内生産体制の強化を図る動きが一部で見られます。また、経済産業省のレポートによれば、全国の分譲可能な産業用地面積の5年ごとの推移を見ると、新たに産業用地は造成されている一方でストックは減少をしており、産業用地の造成が分譲スピードに追いついていない状況だそうです。企業誘致については、これまでも議会で多くの議員が一般質問等で取り上げられてきましたが、進捗しているようには思えません。そこでお尋ねします。

- ①、企業を誘致することの必要性をどのように捉えていますか。
- ②、町内に産業振興エリアとして位置づけられている地区が3地区あると聞いています。現状の動きはどうなっていますか。
- ③、これまでの取組と近年の実績はどうなっていますか。
- ④、誘致企業の優遇制度はどうなっていますか。近隣の自治体との差異はどうなっていますか。
- ⑤、企業誘致に向けた滑川町のP Rポイントをどのように考えていますか。
- ⑥、企業誘致に向けた課題と今後の展望について説明願います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、自治体D Xについてのうち、①、D X組織体制の整備と、②、デジタル人材の確保・育成と、④、行政手続オンライン化の進捗状況と、⑤、テレワークの導入状況と、⑥、A I、R P Aの導入状況と、⑦、自治体の情報システムの標準化、共通化の進捗状況と、⑧、町の自治体D Xの課題と対策についてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、自治体D Xについてのうち、③、マイナンバーカードの普及状況についてを會澤町民保険課長に、質問事項2、企業誘致についてを服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、自治体D Xについてのうち、①、D X推進体制の構築に向けた組織体制の整備はどうなっているかでございますが、令和5年度から総務政策課内にデジタル推進担当を新設し、現行システムの運用、保守及び自治体情報システムの標準化、共通化（2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行）や、国が示している自治体D X推進計画の重点取組事項等の対応を行っております。また、各課には情報化推進員がおり、デジタル化に向けた情報共有を図り、希望者には町村会が主催する自治体職員D X研修に参加していただきスキルアップを図っていま

す。

次に、②、デジタル人材の確保・育成はどうなっているかでございますが、デジタル人材の確保・育成については、デジタル化を推進していくためには必要不可欠です。当町のような小規模な自治体では、限りある人的リソースの中でデジタル人材を育成していくことは難しいことと思っておりますが、埼玉県スマート自治体推進会議による研修や埼玉県町村情報システム共同化推進協議会における研修に参加することで知識の蓄積を図っております。また、埼玉県町村会の協議会では、毎月、各町村の情報担当者との情報交換を行っており、一つの町村では解決できない事案など、他町村と協力し意見を出し合うことで知見の向上を図っております。

次に、④、行政手続オンライン化の進捗状況はどうかでございますが、電子申請については、従来実施している申請に加え、令和4年度から転入転出ワンストップサービスや犬の死亡届出を開始しました。国が示す地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のうち、処理件数が多くオンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる研修やイベントの申込み等についてもオンライン申請を行っており、メール、電話、ファクスで対応していたものを徐々に電子申請によるオンライン化へ切替えを行っているところです。今後も行政手続のオンライン化を進めることで自治体の行政手続効率化と住民の利便性向上を図ります。

次に、⑤、テレワークの導入状況はどうかでございますが、町の業務では職員による対面での窓口業務であるためテレワークでは対応できないことが多く、小規模な自治体では職員数の問題もあり、対応は難しいと考えております。また、個人情報や庁舎内のみ使える基幹系パソコンで管理され、外への持ち出しを禁止しており、テレワークの実施に当たっては、環境整備や高度なセキュリティ対策への投資、電子決済の導入といった課題もあります。しかし、先ほどの行政手続のオンライン化を進めることで業務フローも見直すこともできると思っておりますが、デジタルを利用しない人への配慮も必要になるため、国の動向を注視しながら検討を行ってまいります。

次に、⑥、A I、R P Aの導入状況はどうかでございますが、A Iに関しては、音声テキスト化システムを令和3年度から導入しており、令和4年度では58件、約78時間分の音声データをテキスト化しております。また、今後は生成A IやA Iチャットボットといったサービスも検討していきたいと考えております。R P Aに関しましては導入に至っておりません。事業によっては費用対効果を得られないことや、導入後のシナリオ管理、修正等の職員のスキル不足が懸念されます。どんなに便利なツールであっても利用目的が明確でなければ十分な効果を発揮させられません。今後は、複雑、多様化する行政ニーズに的確に対応するため、R P Aのような業務効率化ツールを活用することは必要不可欠だと思われまますので、情報収集等に努めてまいります。

次に、⑦、自治体の情報システムの標準化、共有化の進捗状況はどうかでございますが、標準化法では、地方公共団体の情報システムの標準化の対象となる事務として20業務が定められております。うち、当町の対象事務は18業務であり、今年度は16業務においてF i t & G a p、再分析及び

文字同定を行っております。また、2業務においてはデータクレンジング、データの誤記や未入力、重複などの不備を修正し、データの正確性を高めることを行っております。今後は、令和7年度の本稼働に向け環境構築テストや関連システムとの円滑な連携のための経費がかかることとなります。課題といたしましては、ガバメントクラウドへ接続するための回線の検討、また回線の形態によっては、クラウド環境接続のためのネットワーク運用補助者、ガバメントクラウド運用管理補助者の委託等様々なものがありますが、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会において他町村と共同で進めております。

最後に、⑧、町の自治体DXの課題と対策についてでございますが、自治体DXの推進は非常に影響範囲が広く、様々な人の協力が必要になり、担当者だけでは進めることができません。また、加速するデジタル化の中で新たなデジタル技術の活用を検討することは、職員のITリテラシーの醸成が課題になります。DXに関して、まずは身近な業務を少しずつ効率化することから始め、スモールスタートで自治体DXの成功体験を重ねて課題をクリアし、トライ・アンド・エラーを繰り返しながらDXを推進することを進めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、内田議員の質問事項1、自治体DXのうち、③、マイナンバーカードの普及状況について答弁させていただきます。

普及状況を分かりやすく表している数値として、現在、滑川町内で実際に町民の方が保有している枚数を集計している数値がございます。直近の数値として、令和6年1月末時点のデータから引用させていただきますと、滑川町での保有枚数は1万3,846枚で、人口に対する保有枚数率としては70.2%となりました。総務省が公表している国内の町村における保有枚数率は74%となっており、こちらの数値にはまだ追い越すところまでは行っておりませんが、毎月の伸び方については、ほぼ国の平均値の伸びと同程度の増加を示しております。

ちなみに、比企管内の町村の状況は、川島町が75.3%で若干抜き出ておりますが、その他は70%前後にとどまっており、平均で70.2%となっており、当町は比企管内では平均的な普及状況と見てよいと思われれます。

また、普及促進に関する対応といたしまして、当課では、開庁時間中に来庁できない方々に向け平日夜間と休日午前中に窓口を設け、マイナンバーカードに関する諸手続及び交付の手続を行っております。現在は月に各1日の設定をしておりますが、時期や申込みの増減などを勘案しながら日数を設定し、広報、ホームページで情報を発信しております。事前のお申込みの方を優先させていただいておりますが、空き状況によっては、町の公式ラインを活用し、直前情報も提供しております。今後は、マイナンバーカード制度の利用拡大が各方面に波及するものと想定されており、その

都度、手続に関する頻度にも影響があるものと考えております。町民保険課所管のものが中心となりますが、適時情報発信を行い、マイナンバーカード普及の後押しを継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問にご答弁させていただきます。

質問事項2、企業誘致についてを答弁させていただきます。最初に、1の企業を誘致することの必要性をどのように捉えていますかについてですが、企業誘致は新たな雇用の創出や地域産業の集積の形成、法人町民税、固定資産税等の税収の増加、Uターン者の定住による人口の増加等、町勢進展の原動力であり、当町の発展に大きな役割を果たすものと考えております。また、企業誘致に当たっては、社会情勢の変化や地域の特性を踏まえた施策を展開していくことが重要とも考えてもいます。

次に、2の町内産業エリアの現状の動きと、3のこれまでの取組と近年の実績についてですが、一緒にご答弁のほうをさせていただきます。まず、第5次滑川町総合振興計画における土地利用構想図に記載されている産業振興エリアは、和泉地区、福田地区、山田地区、月輪地区となっております。企業誘致に当たりましては、以前より工業立地行政推進委員会という組織により審査を行っております。審査によって適当であると認められた進出企業は、企業誘致に伴う優遇制度を受けることができる制度となっております。過去5年以内の工業立地行政推進委員会における審査実績を申し上げますと、山田地区で1件、月輪地区で1件、計2件の審査を実施しております。その他、滑川町ではどのような状況かといった業者名や業種を伏せた問合せはありますが、企業誘致案件として協議するまでには至っていないのが現状でございます。山田地区に進出したいという案件では、インク製造業を行いたいという内容でしたが、近隣に住宅や、下流域には水路、農地が多く存在するため地域環境に害を来すおそれがあるとして誘致には至りませんでした。次に、月輪地区について、倉庫業を行いたいという内容でしたが、計画内容の中で建蔽、容積率が現状の基準に合致しないことと、危険物の保管量が一定量あったことから誘致とはなりませんでした。

次に、4の誘致企業の優遇制度と近隣自治体との差異についてですが、滑川町企業誘致条例に規定された優遇制度は、創業した翌年度から3年間の固定資産税相当額の金額を奨励金として交付するもので、初年度は100%、2年度は75%、3年度は50%となっております。近隣自治体との差異については、自治体ごとに特性を生かした奨励制度となっており一概に比較はできませんが、おおむね設備の新設や増設を伴う企業に対して交付を行っております。対象用地の面積や延べ床面積を設定し、設定面積以上の投資が行われる企業に対して交付を行うといった条例が多くありました。

また、住民雇用を促進するため雇用奨励金も併せて交付する自治体もありました。奨励金については、滑川町と同様に固定資産税相当額の金額を交付しており、2年または3年の交付期間となっております。近隣自治体で奨励制度が行われていないのは川島町と東秩父村でした。滑川町を含め比企郡内の1市6町の自治体にこの制度がありました。

次に、5の企業誘致に向けた滑川町のPRポイントについてですが、滑川町のほぼ中央に当たる役場付近を基準として、関越自動車道東松山インターからは約5キロ、嵐山小川インターからは約7キロに位置し、町の南部地域に関しては国道254号線も通っていることや、東武東上線には町内に2つの駅があることから、非常に交通の便がよいアクセスしやすい立地となっていると考えられます。

最後に、6の企業誘致に向けた課題と今後の展望についてですが、滑川町は町内全域に住宅が点在し、市野川以北の企業誘致に適したような場所は農業振興地域といった点や、丘陵地形の谷津が多いといった点も相まって、企業が希望するようなまとまった土地を紹介することは困難であると考えております。このため、誘致の可能性のある土地として以前から総合振興計画の土地利用構造図として示してきております。来年度から第6次総合振興計画の策定に向け稼働いたしますので、計画内でいかにして企業誘致を促進していけるかを検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問をお願いします。

○13番（内田敏雄議員） ありがとうございます。まず、自治体DXのほうから再質問をさせていただきます。

初めに、マイナンバーカードの普及状況についてなのですが、70%ぐらいで全国平均よりも少ないというふうなことなのですが、その原因をどう捉えていますか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、再質問に答弁させていただきます。

国の平均値よりも低いということに対して特段の検証はしておりませんので、具体的な状況把握はしておりません。ただ、ほかの市町村も、当町もそうですけれども、同じように努力をして交付率を上げるようにしておりますので、先ほど言ったように、注目しているのはやはり国の平均の伸びにうちのほうが遅れを取らないようにはして、時間外の開庁なども含めまして対応がなるだけ広くできるように、日常業務にも影響しない範囲ではありますけれども、今現在そうやってなるだけ皆さんが交付の申請に町に来られるように努力はしておりますので、今後またその辺の数値を見据えながら、普及率が伸びていくように頑張っていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 次に、行政手続のオンライン化の進捗状況なのですけれども、これが進捗するとオンライン化は何項目ぐらいが可能になるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

オンライン化になりますと標準化、共通化で20業務ということで、国が示している推進計画への対応を行っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） それから、6番目のA Iについては、まだ検討段階というようなふうなご回答だったかと思うのですけれども、先進のところなんかを見てみると、結構A Iを使っている町民からの問合せの対応だとか、そういうような活用をされているようなところもあるのですけれども、そういうようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

A Iにつきましては、先ほど答弁いたしましたように検討中でございます。A Iを導入することによって費用対効果等もまだ確認できておりません。そういったことを含めまして効果のほうを得られるということであれば、今後、導入に向けて検討していきたいというふう考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 私がこのデジタルD Xの話を質問したのは、滑川町のD X化というのは非常に遅れているようなイメージを持っています。インターネットなんかでほかの町の状況とか調べると、かなり先進的なところは幾つも例として出てくるのですけれども、多分デジタル社会形成基本法なんかでも令和7年ぐらいまでに対応するようなことが書いてあったかと思うのですけれども、そういうものに対して、令和7年になって一遍にぼんとできるというものではないのではないかなというふうに思っているのです。そういう考え方からいくと、滑川町のデジタル化というのは非常に遅れているイメージがありまして、これは単に総務政策課だけの問題ではなくて、町全体として取り組まないと進んでいけない問題なのではないかなというふうに考えているのです。町全体としてどういうふうに進めていくかというところの考え方をお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁させていただきます。

町では、国の自治体DX推進計画に基づき、重点取組事項である自治体の情報システムの標準化、共通化を進め、令和7年度の本稼働を目指しております。また、AI音声テキスト化の導入や電子申請の拡充等に取組をしているところです。デジタル庁の事業である行政手続のデジタル完結に向けたBPR検討に係る調査に参加し、出生から保育までの6手続について標準的な業務フロー作成のためのBPR、業務改革を検討し、今年度中にBPR案の提出が予定されているところでございます。行政手続の全てをデジタルによる完結を目指すことは多くの時間や費用を要すると考えております。そこで、通常業務にデジタルの要素を加えることにより業務効率化を目指しております。今後は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した公共施設への予約サービスの導入を検討します。また、議会運営におけるペーパーレス化を検討しております。最新のテクノロジーを柔軟に取り込みながら、デジタルとアナログのベストミックスを目指し、住民サービスの向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） デジタル化については、少子高齢化で今、働く若い人たちの人数割合というのは大分減ってきているので、雇用の問題というか採用の問題、なかなか人が採用できなくなるというような状況がもうそこまで来ていると思うのです。だから、そういう意味でもやっぱりデジタル化はかなり急がないとならないのではないのかなと。行政サービスの質の低下を起こさないためにもデジタル化の推進というのは必須なのではないかなというふうに思っています。ぜひ頑張ってください、できたらタイムスケジュールみたいなものを組んで進めていただけるといいのかなと、私なんか言っているのかどうか分からないのですが、そういうふうに進めていただければなというふうに思いますので、これをお願いをしてデジタル化のほうは終わりにしたいと思えます。

次に、企業誘致のほうなのですが、企業誘致をするのに当たりまして、私はちょっと行政のことよく分かっていない部分があって、実際にどういうふうに企業さんを勧誘するということですか、営業していくのか、その辺のところを教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

営業の仕方と一概に言えるものはないと思うのですが、滑川町のやり方、こちらのほうをご紹介します。まず、総合振興計画に当たる先ほどお話しした4地区、こちらの

部分を県のほうの工業立地の関係の部署のほうにご紹介させていただいております。そちらのほうで、まず営業活動といったらあれなのですが、広報活動みたいな形がございます。それから、滑川町では総合振興計画に基づいた問合せがあったものに対して広報というか回答をしていくというような形になっております。今まで積極的にこうしましょう、ああしましょうというのは、滑川町には工業団地がございます。その中で、工業団地がメインで行っておりますので、総合振興計画に当たるものに対して積極的な営業というのは今までなかったかと思えます。ただ、県のほうにそういった形で回答しておりますので、そういった面では全国展開的には知られているのかなというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） そうすると、県の企業局、そういうところに営業していくような形になるのかなと思うのです、今のお話ですと。結局どこの企業が誘致を探しているかというのはなかなか分からないと思うのです。だから、多分県のほうに行ってお話を聞いてもらうということになるのかなと思うのですけれども、そうすると県に対する営業が必要になってくるのかなというふうにも思うのですけれども。平成30年に開発許可が県から町に移行されているというふうにも聞いているのですけれども、その辺の影響はどうなのですか。それでもやっぱり町に直接問合せがあるというよりは、県のほうの問合せをこっちに回してもらうというような形が多くなるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

まず、建設課のほうの開発の関係が下りてきた関係というのは特に関係はございません。私どものほうの企業誘致に関しては、先ほどお話ししたように県のほう、そして先ほどお話ししたように工業団地というものがありましたので、そちらがやはり強かったのかなと。

そして、問合せに関して、私どもの滑川町の4地区、こちらのところに関しては、例えば重工業を行ってくださいとか、例えば商工業者の関係でいうとそういうふうな形で、特化してこの事業形態で行ってくださいという形は決めてございません。まず、先ほど審議会がございましたが、審議会に合わせた形で柔軟に対応していきたいというふうな考え方でやっておりましたので、種目に関しては規定しておりませんので、そちらに関しては相談というのがメインになるかというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 企業の方が新しく進出をしようと思うときにどこでそうやって探すかとい

うと、まずはネットで、県のホームページの産業団地で募集をしているところとか、そういうふうな形になるのかなというふうに思います。だから、県のほうに相談が回ってきたものを回してもらおうということになるのだらうと思うのですけれども、営業という言葉が使いづらいというのはあるのだと思うのですけれども、結局は企業局とかそういう相談の窓口、問合せがあるところのいかに滑川町を推薦してもらおうということが一番大事なのかなというふうに考えるのですけれども、そうするとやっぱり滑川町のメリットを理解していただいて、こういうメリットがあるからここはどうですかというふうに推薦してもらおうというか、そういう必要があると思うのです。

そうすると、先ほどの優遇税制の問題だとかやっているというようなお話なのですけれども、正直言ってあまり近隣と比べても特別滑川が有利ということではないように思えるのですが、そういう中において、滑川だからいいのだという、そういうPRポイントが必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほど来、内田議員さんがご指摘のとおりだと感じている部分があります。PRポイントは、やはり交通の便はいいというのはあるのですが、先ほど答弁の中でお話ししたように面積が少ないのかなと。滑川町は谷津田が多いです。谷津地形が多いです。そして、農業振興地域という中で、やはりその中で、総振の中でお話ししているように市野川より南、工業団地であったりとかそちらがありますので、そちらに依存したところが多かったのかなというふうに考えております。PRポイントとしては、そういうものに関しては、いいものは多いのですが、業者さんで話をさせていただくと、面積であったりとか不利益な部分も出てしまっているのかなというふうなものも考えてございます。

優遇措置に関しては、近隣とそれほど変わらないという中で、ほかの自治体さんは、ほとんどが例えば工場であったりということで指定をさせていただきます。私どものところに関しては、優遇措置に関しての業者指定はしてございませんので、そういった面はちょっと有利な部分かなというふうには考えてございます。今後、先ほどの回答の中でお話ししたように、次期総合振興計画の中でもしっかりと考えていかななくてはいけないのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 最初の答弁の中に、滑川町の中には工業誘致に適したような土地、広い土地がなかなかないというようなお話があったのですけれども、確かに地図を見てみると、嵐山とかなんかの工業団地はすばつとできているのを見ると、結構そういう造れそうな場所が空いている部

分があったりするのですけれども、滑川町はあんまりないのです、広く取れるようなところが。住宅があったり森林公園があったりゴルフ場があったりして、なかなか産業団地を大きく取れるようなスペースというのは確かに滑川町にはないのです。そうすると、滑川町としてはもうちょっと小さい規模での誘致というのを念頭に置いたものが必要なのかなというふうに思うのですけれども。

それと、先ほどの滑川町のPRポイントなののですけれども、税制の優遇だとかそういうものはなかなかいろんな制約があると思うのです。町の中、やっぱり公共団体ですから、どうしてもそういうメリットを出すというのは民間と違ってなかなか難しい部分があると思います。そういう中で、滑川町のPRポイントをどういうふうにつくっていくかというのは、滑川町なら寄り添ってもらえるとか、そういうものを何か形でアピールできるようなことを考えていかないと難しいのかなというふうに思うのですけれども。

そういった中で、一つ農業参入企業、そういうものも念頭に置いて誘致をしていったらいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺のことはどうでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

農業参入業者の関係なののですけれども、私が課長になってから1件だけ問合せがあったのがありましたので、そちらのほうの回答をさせていただきたいと思うのですが、まずそちらの業者さんのほうに関しては、ソフトバンク関連の農業団体だというふうに名のられました。そして、面積に関しては10ヘクタール以上ということで、大きな面積を用意できないかというふうなお話をいただきました。やはり10ヘクタールというふうなお話になってしまうと、それも平らなところという形でお話をいただいたので、ちょっと考えたところ、滑川町内でお話をできるのだとすればということで回答させていただいた件があるのですけれども、それは滑川町でご紹介できるのであれば2か所あります。ただし、個人の持ち物がほとんどですのでという話になって、そういう形になると私どもで推進できるかという話になってきたときに、難しいなという話になってお話が終わったというのが1件ありました。場所で言うと中尾地区みたいなところで、ネットで見て中尾地区をピンポイントで示してきました。そちらはどのような状況なのですかというお話だったので、個人が全部持っていますよと、耕作もされていますというお話をしたところ、そうですかということで終わったということがございました。多分、これは想像になってしまうのですが、農業参入業者さんであれば、やはりちょっと大きな面積が必要なのかなというふうには考えております。回答にならない回答になってしまったかもしれないのですが、一応そういうようなものがありましたので、ご紹介させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 滑川町には滑川町特有のよさもあると思うので、そういう部分を生かした企業誘致のPRポイントをぜひ考えていただけるとありがたいなというふうに思うので、ひとつそれはお願いをいたしまして、私の質問は以上で終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午前11時とします。

休 憩 （午前10時48分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 中 西 文 寿 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位7番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

質問事項1、森林公園駅南口近くの調整池について。森林公園駅南口からすぐのところ調整池がありますが、駅前に大きな空き地がある程度の印象しかなく、有効に利用できているようには見えません。駅から数分という非常に立地条件がよいところに大きな土地があるのですから、これはぜひとも生かしていただきたいというふうに考えております。このことを踏まえて、以下の点についてご回答をお願いいたします。

1、この調整池は、なくすことが絶対にできない必要不可欠なものなのでしょうか。

2、この調整池は、絶対にあふれない大きさを確保しているのでしょうか。

3、万が一あふれるとどのようなようになるのでしょうか。

4、この調整池を有効利用することを検討したことはありますか。

5、検討したことがあるのなら、検討した結果はどうだったのでしょうか。もしないのなら、どうして検討しないのでしょうか。

6、調整池に建物を建てることは法律上可能でしょうか。

7、調整池に建物を建てられるとしても、町の財政状況を考えますと、町の事業での実施は難しいと思われます。民間業者に土地を無償貸与することができるのであるならば、何らかの提案を受けられるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。個人的には、大学のサテライトキャンパスを建ててもらい、町でもその一部を使わせてもらうことができるのであれば、

双方にメリットがあり非常によいと思うのですが。

8、調整池に建物を建てられないのならば、他の自治体が遊水池で実施している公園やスポーツ施設としての利用が考えられますが、いかがでしょうか。

次に、質問事項2、ミヤコタナゴについてでございます。ミヤコタナゴは滑川町のシンボリックな存在であり、だからこそ町のイメージキャラクターにも採用しているものと承知しております。しかし、滑川町がミヤコタナゴを飼育、繁殖して絶滅から守り、野生復帰させようと活動していることはあまり知られていないと思われまふ。ミヤコタナゴをウェブで検索しても、唯一、栃木県教育委員会のウェブサイトに、「自然水域における生息は、栃木県、千葉県及び埼玉県の一部に限定されている」との記述がありますが、他のほとんどが「栃木県と千葉県のごく一部のみ生息している」となっておりまして、滑川町に生息しているという記述は見当たりません。日本財団「海と日本プロジェクト in 埼玉県」には、所沢市立埋蔵文化財調査センターで、種の保存のため大量の水槽を並べてミヤコタナゴを飼育し、人工繁殖によって個体数を維持していることが紹介されておりますが、ここでも滑川町のことは触れられておりません。本家本元の滑川町のウェブサイトですら、「エコミュージアムセンターでは、主に人工繁殖で繁殖活動を行っている」との記述があるだけです。このような状況では、町外の方々に滑川町のミヤコタナゴに対する取組を知ってもらおうと思っても、なかなか厳しいのではないかとと思われまふ。

文化庁のサイトによりまふと、「博物館は、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設であり、実物資料を通じて人々の学習活動を支援する施設としても、重要な役割を果たしている」との記述があります。また、公益社団法人日本動物園水族館協会によれば、「動物園水族館には主として調査研究、教育、種の保存・保全、レクリエーションの4つの目的があると言われていふ」と記載されております。滑川町では、エコミュージアムセンターでの活動を主として行っておりますが、先ほど紹介した博物館、水族館で求められている各機能いずれの役割も果たしていると思ひます。しかし、発信力が弱く、その取組が外から見えるようになっていないのは残念です。本会議の初日にあつた教育長報告の中にもミヤコタナゴに関する活動報告がございましたが、私の不勉強もあり、知りませんでした。このことを踏まえて、以下の点についてご回答をお願いいたします。

1、滑川町の自然水域ではミヤコタナゴは生息していないのでしょうか。

2、生息しているのならば、埼玉県の一部でも生息していると各種団体に記載の訂正を求めらるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。生息していないのだとすると、少なくとも沼で発見されたときよりも状況が後退しているということになりますが、その状況をどのようにお考えになりますでしょうか。

3、滑川町の自然水域では生息していないことを前提とした質問になりますが、町のシンボルが水槽で飼われているだけではあまりにも寂し過ぎます。特定の沼だけでもよいと思ひますので、本

気で自然水域での生息を目指しませんか。栃木県矢板市ではそのような取組をしているようなので、参考にさせてもらえばよいのではないかというふうに思います。

4、滑川町のミヤコタナゴに関する取組をもっと積極的に発信すればよいと思いますが、いかがでしょうか。

5、来年度の予算を見ますと、エコミュージアムセンターの建物に関する支出が目立ち、肝腎な中身についてはそれほど予算計上をしていないように見えます。予算を回さなくても十分に活動ができているとお考えなのでしょうか、それとも予算を回せないのでしょうか、どちらになりますでしょうか。

6、滑川町ではミヤコタナゴはどのような位置づけなのか、改めてお聞かせいただけませんかでしょうか。

以上です。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、森林公園駅南口近くの調整池についてを稲村建設課長に、質問事項2、ミヤコタナゴについてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、中西議員の質問事項1、森林公園駅南口近くの調整池について答弁させていただきます。

初めに、調整池とは開発に伴って失われた保水機能を補うもので、大雨等で河川の水位が上がり洪水になることを抑えるために流れる水量の一部を一時的に貯留するものとなっております。また、現在の雨水対策は、行政が行う河川対策による河川治水から、行政、住民、企業等みんなで行う内水を含めた地域一体で治水に取り組む流域治水へと移行しております。このことから、流域治水を考える上で、雨水流出抑制施設である調整池は重要な施設となっております。

そこで、1、この調整池はなくすことが絶対にできない必要不可欠なものかのご質問でございますが、森林公園駅南口の調整池については、森林公園駅南土地区画整理事業の施工に伴い、みなみ野3丁目と4丁目に雨水流出抑制施設として、雨水の排水と浸水被害対策等を目的として設置しております。対象となる排水、集水エリアは、大まかにみなみ野地域全域と都の一部を対象としております。区域内に整備された宅地内の集水ます、また道路上の側溝、道路の地下に埋設された雨水管渠等により当該調整池へ流入し、市野川へとつながる羽尾・蟹山地区の水路へと接続しております。このため、当該調整池はみなみ野地域の住宅地全域の雨水を集水しております。この集水能力により市野川へとつながる下流への雨水調整機能も有しているため、みなみ野地区、蟹山地区において必要不可欠な施設と位置づけております。

次に、2のこの調整池は、絶対にあふれない大きさを確保しているかのご質問でございますが、

当該調整池は森林公園駅南土地区画整理事業に伴い整備したもので、計画、設計時の気象観測データ等を用いて構造、規模等に反映し、整備したものでございます。過去の豪雨災害等の際に越水等の被害は確認されておりません。また、近年でも、令和元年の台風19号のときも、また令和4年7月の比企地域で大きな被害をもたらした豪雨でも当該調整池では越水は確認されていないことから、現在の規模でも十分な容量を確保しているものと認識しております。

次に、3の方が一あふれるとどうなるかのご質問ですが、滑川町南部地域の多くの排水は1級河川市野川に流入しております。近年の冠水等の状況を見ても、市野川の水位が上昇したことにより水路等から河川への排水ができず、道路冠水等の被害につながっております。当該調整池では、越水等の被害が発生した場合のあくまでも想定の話になりますが、その際は河川や水路等の周辺の低地部を中心に冠水等の被害が発生することが予想されます。このことから、必要貯水量の確保は大変に重要なものとなります。被害が発生しないように今後も引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

次に、4のこの調整池を有効利用することを検討したことがあるかのご質問でございますが、調整池を活用した目的外利用、使用については、設備や施設についての情報収集は行っており、課内で協議したことはございます。しかし、当該調整池を利用した整備計画等は策定しておりません。調整池は周辺の住環境へ及ぼす影響が大きく、調整池それぞれの規模や構造等が異なっており、一概に検討するのは大変に難しいものがございます。

次に、5の検討結果はどうだったか。もしないのであればどうして検討しないのかのご質問でございますが、具体的な検討や整備計画の策定及び実施に至らない要因としては、調整池の構造が一つの要因として挙げられます。当該調整池は完成から30年たっており、地面高から掘り込まれた形状の掘り込み式であります。底面が1面しかないもので、雨が降った際は全面が浸水し、雨水流出抑制施設としての機能を果たしません。豪雨の際は水位も急激に上昇し、雨水と合わせて土砂等も流入し堆積をいたします。現状の施設のまま他の施設として活用するには、安全面をはじめ建設費用、維持管理の費用等の観点から難しく、事業化の検討には至っておりません。

次に、6つ目の調整池に建物を建てることは法律上可能かの質問でございますが、調整池のあるみなみ野3丁目及び4丁目は、用途地域が第1種住居地域に指定されており、指定された用途に適合する施設等を建設することは可能となっております。

次に、7の無償貸与による提案、メリットのご質問ですが、当該調整池は建築物の建築を想定していない構造となっており、仮に調整池の上に建築物を検討する場合、建築物の地面高となる覆蓋である蓋、柱などの構造物を整備した上で、構造上、安全な地耐力等を必要といたします。また、調整能力を減らすことはできないことから、柱等の構造物で失われた水量を確保するための方策も必要となります。そもそも構造物を建設する用途ではない構造である施設に建築物を建設する構造への変更等の技術的観点をクリアするには、中西議員ご指摘のとおり相当多額の整備費用が予想さ

れます。このような状況をご理解の上、民間活力による調整池の有効利用の希望があれば、費用対効果も含めて検討することは可能であります。構造や技術基準、何より生命に関わる安全性が担保できない限り、建設は難しいと考えております。

次に、8の他の自治体が遊水池で実施している公園やスポーツ施設としての利用が考えられるかの質問でございますが、他の自治体の調整池で公園やスケートボードなどの屋外スポーツ施設として利用していることは承知をしております。しかし、多くの施設が調整池を整備する計画の段階で活用方法を検討し計画に盛り込んでおり、既存の調整池を再整備して利用している施設は少ないように認識しております。また、質問5でお答えしたように、当該調整池は掘り込み式の底面が1面だけの施設で、他の施設として活用している調整池の多くは面積も広く、複数の段等で分かれている多段式となっており、平時の調整機能と豪雨や災害時の調整機能を複数の段で分けているものとなっております。このようなことから当該調整池の構造を考えますと、豪雨時の安全面、豪雨による浸水等の維持管理費用、施設整備に係る初期費用、施設利用による騒音などの周辺環境への影響など課題も多く挙げられます。住民の生命と財産を守るという地方自治の観点、また内水を含めた流域治水の観点から、当該調整池を本来の目的以外の利用について、現時点では難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の2、ミヤコタナゴについての質問1、滑川町の自然水域でのミヤコタナゴの生息についてでございますが、現在、町の自然水域でミヤコタナゴの生息は確認できておりません。滑川町でのミヤコタナゴの自然水域での生息確認の経緯としては、昭和60年前後に埼玉県内の自然下では絶滅したとされていたミヤコタナゴの目撃情報が町内のため池で相次ぎ、さいたま水族館による現地調査や県が実施した希少動物等緊急調査などにより、非常に少数ではありましたが、その生息が確認されたことが始まりです。翌昭和61年には、「緑と清流、豊かな埼玉」を主張する話題として、当時の畑和埼玉県知事より滑川町におけるミヤコタナゴの生息が記者発表され、マスコミを通じて全国に報じられました。その後、公表によるマニア等の密漁の問題や、町内の未調査の箇所での生息状況の調査が課題となりました。これを受けて、昭和63年から平成2年までの期間で、国、県の助成を受け、文化庁、県文化財保護課、さいたま水族館、県水産試験場、地元漁業等の指導、協力の下、町内全ての水域、これはため池、用水堀、河川等になりますが、こういったところを対象に、国指定天然記念物緊急調査としてミヤコタナゴの生息状況確認のための悉皆調査が実施されました。結果としては、昭和61年まで生息が確認されていたため池をはじめ、生息の可能性がある

231か所で大規模な調査が行われましたが、ミヤコタナゴの生息は確認できず、町内の自然水域での生息は、昭和61年で確認されたものが最後となっております。

質問2の生息していない場合になりますので、こちらの状況の後退についての考えを答弁させていただきます。先ほど答弁させていただいたとおり、自然下での生息は現在確認されていない状況でございます。自然下での生息状況の後退についてですが、本来であれば自然の状態で保護できることが最良であると考えます。ため池の維持管理方法の変化による水質、底質の変化や釣り目的などのブラックバス、ブルーギルなどの外来魚の放流、密漁など様々な要因が重なり、生息が確認された当時に自然下で保護することがかなわなかったということは非常に残念に思います。現在、自然下で絶滅する前に保護された個体群を系統的に人工繁殖させ、系統保存をしております。再びミヤコタナゴが生息できる環境を復元できるよう、教育委員会としてできる取組を進めてまいります。

次に、質問3、自然水域での生息を目指さないかというご質問についての答弁をさせていただきます。野生復帰に向けた取組につきましては、現在も継続して行っております。また、矢板市の取組については、令和5年6月に視察のほうを実施させていただき、矢板市の担当者の方との意見交換、取組内容の情報収集なども行っております。また、令和4年9月には、神奈川県相模原市の水産技術センター内水面試験場での視察も実施しております。それぞれの取組は応用できる点もあるものの、ため池の規模や環境が異なることから、町の環境に合わせた方法等の研究、検討が必要となり、現在行っているところでございます。

これまでの野生復帰に向けた取組としては、2002年に生息地のため池に人工繁殖した個体200匹を試験的に放流をしています。しかし、その後の追跡調査で放流した個体の確認はできませんでした。現在は、地元の小学生や保護者、地域住民、大学などの関係機関と協力し、新たな候補地での生物水質調査、外来種の捕獲など、野生復帰に向けた体制整備や環境整備を進めております。

2021年9月には、関係者による生物調査観察会を行い、12月には調査報告会をエコミュージアムセンターで開催をしております。また、2022年6月からは、毎月pHやCODなどの水質調査と生物調査を地元小学生、中学生ボランティアを中心に行っており、2023年2月に調査成果の発表会をエコミュージアムセンターで開催をしています。今年度も生物水質調査を毎月継続しており、過日2月24日にエコミュージアムセンターで同様の発表会を開催させていただきました。このように現在も継続した取組を行ってはおりますが、ミヤコタナゴが生息できる環境をつくるため、ミヤコタナゴが産卵する二枚貝が定着できる環境をつくること、また二枚貝の繁殖を助けるハゼ類などの生息環境を整えること、ブラックバスやブルーギルなどのミヤコタナゴの天敵や水質を悪化させるアメリカザリガニなどの外来種などがいない環境をつくることなど解決すべき複数の課題がございます。

国指定天然記念物であるミヤコタナゴは、放流や移動等を行う場合は文化庁への現状変更の許可申請とそのための資料が必要となり、これらの課題の解決は許可申請上、必ず必要となります。許

可のない放流や移動は無断現状変更となり文化財保護法違反となるため、今後も継続した調査等を実施し、まずは生息環境を整えながら、野生復帰を視野に取組を進めていければと思っております。

矢板市でも、ミヤコタナゴ保存会などの地元の協力を得ながら、水質、生物調査、生息地周辺の草刈りや密漁等の監視、生息できる環境を維持するため、ため池の泥上げなど生息環境の調査、維持を行っており、町でも継続して小中学生や地元の方々の協力を得ながらミヤコタナゴが生息できる環境を整えていければと考えております。

質問4、ミヤコタナゴに関する取組の積極的な発信についてでございます。ミヤコタナゴに関する取組の情報発信については、先ほど答弁させていただいた小中学生ボランティアとの生物、水質調査などの生息環境調査の結果をホームページやインスタグラム等を使って毎月発信をしており、外来種捕獲作戦のイベントなどの様子も同様に発信をしております。また、朝日新聞の取材を受け、2023年6月24日の紙面には、エコミュージアムセンターのミヤコタナゴ保護の取組が掲載をされています。また、人工繁殖の状況等については、令和4年度からインスタグラム等を活用し発信を行っております。ほかにも町勢要覧でのミヤコタナゴの紹介や、2023年8月に行われた第10回全国棚田サミット、こちらのほうにも町のほうで参加し、ミヤコタナゴ保護の取組についてポスター発表を実施いたしました。また、そのポスターもエコミュージアムセンターにおいて掲示をさせていただきました。新しい媒体での情報発信も行っていますが、まだまだ目につきづらい部分も多く、ホームページの内容等も含めて、今後より多くの方に届くような情報発信を中西議員がおっしゃるように積極的に行っていけるように検討していきたいというふうに考えております。

次に、質問の5、ミヤコタナゴに関する来年度の予算についてでございます。来年度の予算につきましては、全体の事業優先度や財政状況等により一部計上できていないものもございますが、おおむね必要な予算は計上させていただいている状況でございます。飼育、繁殖に係る用品代、展示用品などの消耗品、環境調査を実施しているため池周辺の環境整備の草刈り機用の燃料費でありますとか環境調査に必要な検査薬、仕掛け用品などの消耗品、主に需用費関係が主な予算計上となっております。特に飼育、繁殖に係る用品については、経年劣化等による新調や系統保存のための個体数の増加のため支出の増加が見込まれるため、前年度予算額よりも増額の予算要望、予算計上をさせていただいております。

今後、繁殖のために使用している卵をふ化するためのインキュベーター、これはミヤコタナゴのふ化装置になるのですが、こちらの経年劣化に伴う更新ですとか野生復帰に向けた経費などが、その段階が進むにつれて必要になるかと思えます。その際には適宜必要な時期に予算要望をさせていただき、ミヤコタナゴの保護、繁殖、野生復帰に向けた取組が進めていければと考えております。

最後に、質問の6、滑川町ではミヤコタナゴはどのような位置づけなのかのご質問の答弁になります。滑川町のミヤコタナゴは、町の豊かな自然環境を守り伝えるためのシンボルであり、ため池を中心として伝わってきた多くの文化や風習とともに、先人たちから引き継いできた後世に残すべ

き大切な財産であると考えています。町のシンボルであり国指定天然記念物でもあるミヤコタナゴに親しみをもち、町に愛着を持ってもらうために、文化庁の許可を得て、現在、小学校でも飼育をしております。また、平成6年に全国公募による保護シンボルマークが決定され、平成8年には町の魚に選定されるなど、ミヤコタナゴは町のイメージアップにも大きく貢献をしております。多くの方に親しまれている町のマスコットキャラクター、タナゴの妖精であるターナちゃんが誕生するきっかけともなった町の大事な個性の一つであると考えております。何よりミヤコタナゴは国指定天然記念物であり、環境省のレッドリストにおいてI A類に指定をされております。これを保護していくことは環境保全のシンボリック的存在を保護していくことでもあり、その保全活動、飼育、繁殖は里地、里山などへの関心の深まりや理解にもつながり、環境保全意識の向上及び町への愛着にも寄与するものと考えております。これは、地域とのつながりや住民との連携に関する重要な責務だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問お願いします。

○12番（中西文寿議員） ご丁寧な答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、調整池についてなのですが、建物を建てたりすることはできるけれども、もともとがほかの利用で利用することを想定していないで造られているということで、ほかの建物を建てたりほかの施設として使うことは難しいというのがお答えだったのかなというふうに思います。

それで、まず建物を建てたらということなのですが、費用は多分にかかるということはいくぶん分かりました。それを承知の上で建物を建てて使っていきたいのだということがあれば、当然それは可能だということではよろしいでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

あそこの調整池につきましては、建築物を建てることは可能でございます。先ほど答弁させていただいたように様々な基準、また近隣住民への配慮等もなされた中で、また技術基準等もしっかりクリアされた中で建築していくことは可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） この調整池、基本的にはあふれない大きさを確保しているということなのですが、万が一あふれたときには周りが冠水しますというお話だったと思うのですが、これは特定のところに集中的に水がたまっていってしまうということではなくて、やはり全体的にということになるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、答弁させていただきます。

あそこのみなみ野地域におきましては、南部が高い地形になっておりまして、線路側のほうが低くなっておりますので、あそこからすると線路側のほうに水が冠水していくというふうに思われますが、調整池機能は十分足りておりますので、あくまでも冠水したときの、越水したときの想定のお話とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 昨年の7月だと思うのですが、雨水の流出抑制施設を宅地内に設置するよとということになったのかなというふうに記憶しておりまして、そのことによって調整池の必要な大きさというのは変わったりとかはしていないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村建設課長、答弁願います。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

今回、昨年の7月から雨水流出抑制施設の技術基準のほうを改正をさせていただきました。あの調整地域であるところにつきましてはみなみ野地域で、市街化区域になっておりますので、今回のこの基準とはまた別の内容になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。せっかくいい場所にあるのに有効利用できないのはもったいないなというふうに思うのですが、現状ではなかなか難しいということがよく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、ミヤコタナゴについてでございますが、こちらのほうはいろいろな活動をしていること、よく分かりました。ちょっと私の不勉強で、そこまで知らなかったのもので、大変失礼をいたしました。

現状、自然界では生息はできていないということなのですが、生息させていくという方向に向けて活動を続けていくということは間違いないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今ほど中西議員がおっしゃったとおり、ミヤコタナゴ野生復帰に向けて教育委員会のほうは今後

とも取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。野生復帰に向けてのマスタープランみたいなものはあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどお話ししたとおり、今、野生復帰に向けての環境を整える、その候補地についての水質調査、生物調査を継続的に行っているところでございます。詳細な確定した計画ではございませんが、野生復帰に向けてある程度めどを立てて、段階的な計画については今現在、計画策定中でございます。いずれ計画ができましたら、それに基づいて野生復帰の取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 野生復帰もぜひとも実現していただきたいなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、エコミュージアムセンターについてお伺いしたいのですが、エコミュージアムセンターにつきましては、2000年に完成しているというふうに承知しております。このエコミュージアムセンターの建設へのいきさつについて教えていただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時38分）

再 開 （午前11時38分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

エコミュージアムセンターの建設の経緯でございますが、ミヤコタナゴの保護、繁殖のための施設ということで整備された施設でございます。ミヤコタナゴは、まず役場の庁舎内で最初に保護、それから飼育をしていたのですが、やはりそこでは環境が不十分であるということで、今現在、文

化財整理室並びに学童保育あんどさんの事務所で使っています建物、あれが昔、タナゴ館という建
物で、町で整備した建物でございました。そちらでミヤコタナゴの保護、繁殖活動を続けていたの
ですが、やはりそこでも手狭になったということで、エコミュージアムセンターのほうが2000年に
建築をされています。エコミュージアムセンターですけれども、ミヤコタナゴの保護、繁殖センタ
ーとしての機能だけではなく、地域の自然や歴史について学習する拠点ということで、そういった
役割も持たせて整備した施設でございます。また、ご存じのとおりセンターの中には中池のほうも
併せて造られて、また水田等も整備されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。エコミュージアムセンターの機能についてですが、
博物館としての機能につきましては、先ほど質問のところで申し上げましたとおり一定の役割は果
たしているものというふうに考えております。

このほかの、例えば観光面ですとか雇用の増加の面とか、そういう観点での狙いというのはない
のでしょうか。

〔「すみません、もう一度お願いできますでしょうか」と言う人あ
り〕

○12番（中西文寿議員） 博物館としての機能のほかに、雇用ですとか……

〔「雇用」と言う人あり〕

○12番（中西文寿議員） 雇用、人です。博物館的なものを造って、大々的にやって、そこに人を雇
ってやっていくというか、そういうようなことですとか観光面とか、そういうほかの機能として何
か求めているものというのはないのかなという質問でございます。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

エコミュージアムセンターの施設そのものに雇用創出という形の役割は持たせていないかと思
います。ただ、現状、会計年度任用職員という形で、町の正職の方以外の方にも実際にお勤めいた
だいて業務のほうを手伝っていただいているような状況ではございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） エコミュージアムセンターについてですけれども、建物があって、あまり
飾り気がないというのですか、壁面とかにもうちょっと企業の広告を載せたりとか、違う面で言う
と小学生の絵をもう少し、内面のところには貼ってあったりとかするのがあったりとかしていたと

思うのですけれども、外面、車が通るところというのですか、ああいうところに貼ったりとか、もうちょっと存在をアピールしてもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、そういうような考えはないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

確かにエコミュージアムセンターは立地的に役場敷地内の奥にありますので、ちょっと目立たない位置には建築されております。その辺につきまして少し改善ということで、昨年、一昨年でしたか、エコミュージアムセンターの看板等を通路から見える位置、また建物の外から見える位置に新しく設置させていただきました。また、建物の中につきましても掲示物の見直しを最近行ってございまして、先ほどお話しした生物調査の子どもたちの様子ですとか、そういった写真も随時入れ替えて展示をさせていただいております。中西議員のおっしゃるようにエコミュージアムセンター自体もう少しアピールできるように今後も検討していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。ミヤコタナゴ、やはり町の宝物でございますので、今後とも自然復帰に向けて何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時44分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◇ 原 徹 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位8番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議席番号10番、原徹です。議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従い一般質問させていただきます。

まず1点目、職員の採用、定員管理、人材育成についてご質問させていただきます。各地方公共団体は、地方自治法第172条第3項の規定により職員の定数は条例で定めることとなっており、最

少の職員数で最大の効果を上げるべく、各市町村は業務に見合った適正な職員数となるよう計画的な定員管理を行うことが求められております。特に近年では、地方財政の健全化を主な目的に、平成6年に発出された地方公共団体における行政改革推進のための指針などによる国からの行政改革の要請もあり、各自治体はコンピューターの普及などに伴う事務事業の効率化、組織、機構の簡素合理化、民間委託の活用等により職員数の縮減を進めてきたところです。一方、コンピューターの普及は、業務の効率化をもたらしたことは確かですが、コンピューターを使うことにより多種多様なデータが把握できるようになり、かえって業務量が増えている面もあります。また、高齢化の進展などにより社会保障分野や保険分野での行政ニーズの高まり、ましてや滑川町においては人口の増加もあり、職員数は削減どころか充実が必要となっているのが現状だと思います。そこで、滑川町の職員の定員管理等について、何点か確認をさせていただきたいと思います。

- ①、滑川町の職員の定数。
- ②、定員に対しての現在の正職員数。
- ③、最近増えている会計年度任用職員の人数。
- ④、令和6年4月の職員採用予定人数をそれぞれご教示いただきたいと思います。

次に、町の業務を適正に遂行していくためには、適正な人員配置とともに人材育成が重要です。行政マンとして求められる資質、能力を考えると、町の様々な業務を知った上で、縦割りではなく、町の業務全体のことを横断的に理解して業務遂行できるように、また本人の適正を見極めるという意味もあるのですが、満遍なく様々な課を経験したゼネラリストの育成が重要という考え方があり、従来はそのような人事異動が多かったと考えます。しかし、多くの専門的な業務を抱える自治体においては、特定の専門業務に精通するスペシャリストも必要なのが現状です。もともと役場の業務は部署ごとの法令等の専門的な知識が求められるものではありませんが、特にインターネットの普及等により住民の皆さんが専門的な内容を容易に調べることができる現在、住民の役場への要望も高度化、複雑化しており、担当職員は専門知識を持っているものと期待して窓口に来ることが想定されます。これらの期待に応えるためには所管業務の専門知識を持ったスペシャリストの育成、確保が従来にも増して求められているのではないのでしょうか。それに関連しまして次の点を伺いたいと思います。

前項に続きまして、⑤、町の職員管理において人事異動は不可欠ですが、その人事異動において各職員の異動の周期の目安等はあるのでしょうか。

- ⑥、そして、その結果として、同一課での平均経験年数は何年程度となっているのでしょうか。
- ⑦、スペシャリストの育成、確保のためにどのような工夫を行っているのかご教示ください。
- ⑧、職員の研修計画はどのようになっている、実際どのような研修を行っているのかご教示いただきたいと思います。

この項目については以上です。

2点目、学校図書館への司書の配置についてご質問させていただきます。昨年12月25日の読売新聞の記事に、「学校司書配置 自治体に差」、「読書の機会左右 学習に影響も」として、「学校司書に関する読売新聞の調査では、自治体間で配置の差が大きく、子どもの学習環境に影響することが分かった。学校司書配置のための国の交付金も、財政に余裕がないことなどを理由に十分に活用されているとは言い難く、自治体の意識改革が求められる」との記事が掲載されていました。記事によりますと、「東京都荒川区では2009年度から全小中学校で専任の学校司書が週5日常駐を始めた。区教育委員会の担当者は、「ICT（情報通信技術）の推進とともに子どもの読解力を高め、思考力や豊かな感受性を育むにはじっくりと活字に向き合うことが大切。学校図書館を充実させるために学校司書の役割は非常に重要」と強調する。文部科学省が4月に実施した全国学力テストのアンケート調査では、読書好きの子どもほど成績がよい傾向が明らかになっており、多様な本に触れる機会を増やすことが大切だ」とのコメントとともに、「読売新聞の調査では、専任の学校司書がいる学校は半数にとどまった。2校以上の学校を兼務している事例も多く、学校司書の85%を非正規職員が占めるという不安定な労働環境にあることが浮かび上がった。その大半は雇用期間が1年単位で、パート勤務だった。正規雇用は2%にすぎず、残りは民間委託などだった」と記しています。

学校に配置される司書には、司書教諭と学校司書との2通りあります。司書教諭は、教員として学校図書館運営を総括し、活用して授業を行うことが役割で、12学級以上の学校に設置義務がある。教員免許と司書教諭の資格が必要。学校司書は、専従として学校図書館の専門的な実務に携わり、授業を支援することが役割で、その配置は努力義務で資格に定めはないとのこと。そして、政府は学校司書の役割を重視し、2012年度から学校司書の配置に必要な予算を地方交付税交付金として自治体に措置している。22から26年度は小中学校1.3校に1人を配置する目標を立て、毎年243億円を計上しているとの内容が掲載されています。

最近は小学校から外国語の授業が始まって外国語教育が推し進められておりますが、外国語を学ぶにしても、やはり日本語がしっかり身につけていないと外国語どころの話ではありません。国語力の確立が重要です。確かな日本語を身につけるにはやはり読書が大切であり、そのためには図書館司書の配置等を通じて、子どもたちに多くの良書に触れる機会をつくっていくことが重要であると考えます。

私も子どもの頃、読書はあまり好きではありませんでした。今でもあまり読書をしているとは言えませんが、そのためか、小学校から中学校の頃には国語は得意なほうではありませんでした。しかし、中学の途中ぐらいから高校にかけて本をよく読むようになりまして、次第に国語が得意になって、大学受験では国語が一番得意となっていた記憶があります。この自分の経験からも、やはり読書は大切だなというふうに身をもって考えているところです。

そこで、滑川町の司書の配置状況について、次の点を伺いたいと思います。

①、各小中学校への司書の配置状況。

②、司書の身分。県費負担か、町独自採用となっているかもお答えいただきたいと思います。

③、学校図書館の年間の図書購入額、購入冊数をお示してください。

④、購入図書の選定に司書はどのように関わっているのか教えていただきたいと思います。

⑤、読書習慣の重要性と図書館司書の読書習慣への影響及び学力向上への寄与をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願ひます。

質問事項1、職員の採用、定員管理、人材育成についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、学校図書館への司書の配置についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願ひます。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、職員の採用、定員管理、人材育成のうち、①、滑川町の職員の定数でございますが、本町の職員定数は、地方自治法等の規定に基づき滑川町職員定数条例で規定しており、議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び地方公営企業の事務部局に勤務する一般職及び地方公営企業の常勤職員（会計年度任用職員と再任用職員は除きます）の定数について定めております。

職員の定数は、議会の事務部局の職員2人、町長の事務部局の職員108人、選挙管理委員会の事務部局の職員5人、監査委員の事務部局の職員3人、農業委員会の事務部局の職員3人、教育委員会の事務部局の職員30人及び地方公営企業の職員10人となっております。また、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部局の職員は、町長部局の職員をもって兼ねることができると規定しておりますので、これらの人数を除く職員の定数合計は150人となります。

なお、職員定数条例による定数は随時見直しをしており、現在の定数は、令和5年4月1日施行で一部改正し、150人としております。

次に、②、定員に対して現在の正職員数でございますが、本町職員の定数条例に基づく職員定数と令和6年3月1日現在の職員合計数128人を比較いたしますと22人の差数となっております。

次に、③、最近増えている会計年度任用職員の人数でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されましたが、制度導入時から各年で任用人数を比較すると、ほぼ横ばいの状況でございます。昨年12月定例議会での議案説明の中で、阿部議員の会計年度任用職員の人数はの質問に対し、手持ち資料がなかったため、全体でおよそ120から130人と答弁をいたしました。正確な人数が出ましたので申し上げますと、令和6年3月1日現在の任用人数は、町長部局で34人、教育部局で58人の合計92人の会計年度任用職員を任用しております。

次に、④、令和6年4月の職員採用予定人数でございますが、令和6年4月の職員採用予定人数は、一般事務3名、保健師1名、管理栄養士1名で、合計5名の採用予定となっております。

次に、⑤、町の職員管理において人事異動は不可欠だが、その人事異動において、各職員の異動周期の目安はあるのかでございますが、職員の人事異動については、原則、毎年4月1日付で人事異動を発令しております。職員の異動周期については明確に定めておりませんが、職員の適材適所と人材育成も含めて総合的に勘案し、人事異動を行っております。人事異動は、職員の様々な経験を生かし、職員の潜在能力の開発や、開発された能力を発揮する機会を提供するほか、職員がやる気ややりがいを持つ意味でも効率的な制度であります。本町は毎年全職員が自己申告書を提出することとしており、異動に関する希望や現在の担当職務についての業務量、困難度、やりがい、満足度などを自己申告していただくことにより各職員の状況を把握する中で人事異動を行っております。

次に、⑥、その結果として同一課内での平均経験年数は何年程度となっているのかでございますが、同一課での平均年数は各職員で異なっており、保健師や社会福祉士、学芸員、幼稚園教諭などの資格を有し専門的な業務を担当している職員を除く一般事務職員については、担当によっては在職年数が長い職員もおりますが、おおむね3年から5年での異動が比較的多いのが現状です。職員個人ごとの過去に在籍していた担当職務の年数を考慮した人事異動は行っておりませんので、本人の異動希望等も含め、総合的に判断した上で人事異動を行っております。

次に、⑦、スペシャリストの育成、確保のためどのような工夫を行っているのかでございますが、議員が言われるとおり、本町でも多様な分野の業務を経験したゼネラリストの育成が重要という考えの下、従来から人事異動を行ってきました。様々な業務を通じて経験や知識を積み重ねることで、組織全体にわたる広い視野を持ち、業務全体のことを横断的に理解して業務遂行できる職員を育成していくための人事異動は重要であると考えております。また、特に若年層の職員においては、職員の多様な適性を生かし、自らが自己の能力を把握するため幾つかの異なった職務を経験させ、長期的な観点から人材の育成を図るため、ジョブローテーションを導入しています。

専門領域に特化したスキルを持つ人材を育成していく必要があることは認識しております。高度に専門的な情報が簡単に入手できる時代に、専門性の欠如により職員がその情報を理解できず町民サービスの低下を招くような事態は避けなければなりません。近年、DXへの対応や大規模災害、感染症、公共インフラの老朽化、子ども・子育て施策の充実など喫緊の課題に対応する中で深刻な専門人材の不足に直面しているのが現状ですが、役場業務ではスペシャリスト的能力もゼネラリスト的能力もどちらも必要で、二者選択はありません。

専門性を深めるためには、1つのポストの在任期間を長くする必要があります。それを本人の希望に沿って異動させるとそのような長期的な人材育成ができなくなる一面もございます。業務によっては県等の主催による新任研修やスキルアップの研修が行われており、関連法令を求め、担当業

務の内容理解を深める研修に職員が参加し、来庁される町民の方に納得の得られる対応に努めております。社会情勢の急速な変化や大きく変化していく行政課題に対応し、町民に質の高い行政サービスを提供し続けるため、引き続き人材育成や資格を有する専門職の職員を採用するなど計画的に人材育成に努めてまいります。

最後に、⑧、職員の研修計画はどのようになっているか、実際にどのような研修を行っているかでございますが、職員の研修については、平成11年に埼玉県及び県内全市町村の参画の下、設立された人材育成のための機関である、彩の国さいたまづくり広域連合で実施される研修に職員を計画的に参加させております。公務員としての自覚と成長し続ける意欲を醸成し、職務の遂行に必要な基本的知識の習得を促すとともに、地域課題の解決に役立つ実践的能力や、人を育て職場を活性化させる能力等の向上を図るため多様な研修への参加を行っております。実際の研修内容は、人材開発事業として、各階層の新任者を対象に職務及び職責に応じた自覚の醸成や基本的知識の習得及び能力の向上を目的として実施される階層別基本研修や、複雑化、高度化する行政ニーズに幅広く柔軟に対応できる実践的能力の向上を図るため、各職員に求められる能力に応じた専門性の高い研修である階層別選択研修、また特別研修としてDXへの理解促進など新たな時代に対応するための研修をはじめ特定の課題をテーマとした研修が数多く実施されており、幅広い視野と柔軟な発想の習得を図るためのプログラムに参加させ、職員のキャリア形成支援に努めております。また、人材交流事業として、専門職や専門分野の職員を対象とした意見、情報交換会に参加させ、情報の共有や人的ネットワークの構築を図っております。そして、職員の自己啓発を支援するため、法律、経済分野、業務遂行スキル分野、行政実務分野など幅広い分野の動画を配信するeラーニングの啓発や、通信教育講座としての法律、経済分野、コミュニケーション分野、業務改善分野、その他自己啓発に関する通信教育講座の紹介を行っております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の2番、学校図書館への司書の配置についてでございます。質問1、各小中学校への司書の配置状況についてでございます。原議員がおっしゃるように、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上では欠かせないものと認識しております。町においても教育振興基本計画の中で読書の充実を、滑川町子ども読書活動推進計画の中で3つの基本方針、「子どもの読書活動を推進する意義の理解促進」、「子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備」、「子どもの読書活動の習慣化に向けた活動促進」、これらを掲げ読書活動を推進しております。また、読書環境の整備として、多

様な子どもたちの読書機会の確保及びデジタル社会に対応した読書環境の整備として、比企広域で電子図書館を令和4年度に開館し、令和6年度は小中学校の児童生徒が利用できるよう学校連携を図るよう準備を進めているところでございます。

そこで、各小中学校への学校司書の配置状況ですが、原議員がおっしゃるとおり、学校図書館に配置する司書は、学校図書館法の司書教諭と学校司書とがございしますが、福田小学校を除く小中学校に司書教諭は配置しております。また、学校司書については、小中学校全てに配置はしてございません。

なお、福田小学校については、8学級以下の学校ということで司書教諭の配置義務はございませんが、今現在、司書教諭の資格を持った教員は複数在籍しているのが現状でございます。

また、学校司書が行う業務につきましては、司書教諭や校内の図書館担当職員及び読み聞かせボランティアの方々に担っていただいているのが現状でございます。

続いて、質問の2番、司書の身分です。司書の身分につきましては、町費負担での町独自採用という形になります。平成26年の学校図書館法の改正で初めて学校司書の名称が制度化されました。学校図書館への学校司書の配置が努力義務として自治体に課せられていること、また地方財政措置として普通交付税の基準財政需要額に会計年度任用職員の雇用分という形で算入されていることから町負担での配置となります。

続いて、質問の3、学校図書館の年間図書購入額、購入冊数についてです。文部科学省からの通知による学校図書館図書標準に示されている蔵書数、これは学級数による段階的な蔵書の基準数となっております。こちらについては、各小中学校とも全て達成をしております。毎年度の図書の購入についても、普通交付税の基準財政需要額に用いる単位費用、こちらを参考に財政担当から予算配分をしていただき、蔵書の更新を行っているのが現状でございます。

なお、令和5年2月現在の執行額、購入冊数、予算額についてお答えさせていただきます。まず、宮前小学校です。予算額が61万4,000円、今現在の購入金額54万9,553円、購入冊数が300冊です。福田小学校が予算額25万9,000円、執行額が25万4,183円、購入冊数が157冊です。月の輪小学校、予算額が77万6,000円、購入金額が70万639円、購入冊数が408冊、滑川中学校が予算105万2,000円、購入金額が104万9,132円、購入冊数が614冊となります。

参考ですが、昨年度の購入冊数ですけれども、宮前小学校が322冊、福田小学校が135冊、月の輪小学校が428冊、滑川中学校が427冊となっております。

続いて、質問の4、購入図書の選定に司書はどう関わっているかでございますが、司書教諭や学校図書館担当の教員、また各学年の教員と相談をしながら本の選定及び注文を行っております。単年度でそろえられないものについては、数年をかけてそろえたりしていることもございます。また、教科書の巻末に出てくる推薦図書等も候補に入れながら、物語、図鑑などバランスと書籍の更新も含め、考えながら購入を進めさせていただいております。

最後に、読書習慣の重要性と図書館司書の読書習慣への影響及び学力向上への寄与についてでございます。読書習慣の重要性と学力向上への寄与ですが、教育委員会で令和元年から取り組んでいる生活習慣における3つの合い言葉、「みんなで取り組む、元気・学び・会話」の中の「学びの時間をつくりましょう。」の中に、「一緒に本や新聞を読みましょう」として読書活動を推奨しております。家族みんなで読書をすることで、家族のコミュニケーションを深める「うちどく」、漢字としては「家」で「読」むと書きますが、家読と、本を読んで感じた気持ちを言葉で相手に届けたり、文章や絵など様々な手段で表現したり家族や友達に伝える「きょうどく」、これは「共」に「読」むと書きます。共読を推進しております。読書と学力の関係は相関関係があると言われていましたが、それを明確に証明する研究が十分ではありませんでした。しかし、近年、全国の学力調査が悉皆で行われるようになるなど調査研究が進む中で、家庭での蔵書数と学力や読書と学力の関係も少しずつ明らかになってきております。これからの社会を生き抜くためには、社会が多様化してきている中であっても人とのつながりが大変重要であり、幸福な人生を送るためにも豊かな言葉、表現、コミュニケーションは不可欠です。この力を養うためにも読書は必要です。読書は、様々な知識を得られるとともに、語彙力や多様な表現の向上にも役立ちます。

また、挿絵や文章表現から様々な想像を働かせたり、新たな創造をしたりすることができます。さらには体験できないことが疑似体験できたり、人の生き方や考え方にも触れたりすることができます。これこそが教育が求めている生きる力であり、また学力向上への寄与だと思っております。

全ての学びの原点には言葉があります。言葉は、音を通して知り、意味を知り、言葉として使えるようになります。音を紙に書いた文字に置き換えて読むことができるようになります。会話だけでは限界がある語彙を読書を通じて学べます。そして、様々な世界や人の状況や考えを全て実体験するには限界がありますが、読書を通してなら疑似体験をすることができます。インターネットの普及で知識を得ることは簡単になりましたが、知識は経験になって初めて身につきます。だからこそ、読書を通して疑似体験することが学力を身につけるには不可欠であると言えます。このように、読書習慣についてはその重要性を十分に認識するとともに、学力に対しても多大なる寄与につながるものであると考えています。

学校司書の配置は、学校図書館の環境整備や蔵書の管理、教職員と連携を図った事業支援など、これら業務を行うことにより児童生徒への学習意欲を高め、主体的な読書活動を推進するとともに、教職員の負担軽減にもつながります。しかし、人材確保の面や財政上の課題等により早期の配置は困難であり、郡内でも学校司書が配置されているのは東松山市のみとなっているのが現状です。今後も司書教諭を中心に図書館担当教諭、各学年の教諭等で連携を図り、また読み聞かせボランティア、図書ボランティアの方々の支援をいただきながら子どもたちへの読書活動の推進を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ご答弁ありがとうございました。職員の定数150人に対して128人、22人も足りないということで、大分足りていないのですね。会計年度任用職員も92人ということで、ほとんど正職員に近い数の方がいる。この4月の採用予定人数が5人ということで、5人で40年採用すれば200人になるので、幾らか増員になるような採用計画だとは思うのですが、本当に人数が少ないのが現状だということが明らかに分かりました。ありがとうございます。

これだけ足りないということなのですけれども、実は今回の一般質問に当たりまして、総務省のホームページを見て大変驚いたのです。そこには各地方公共団体の定員管理調査の結果が掲載されているのですが、各自治体の職員の定員管理の状況を確認し、他の自治体と比較する方法としては、人口と産業構造から類似する市区町村をグループに分けて、そのグループ内での人口1万人当たりの職員数の平均値を算出し職員数の比較を行う類似団体別職員数の比較が有力な方法として挙げられておりまして、総務省のホームページにはその数値が掲載されているのですが、令和4年4月1日現在が最新のデータの様ですけれども、それによりますと、滑川町は令和4年4月1日現在、人口1万5,000人以上2万人未満、第2次産業及び第3次産業従事者が80%以上、かつ第3次産業従事者60%以上のグループ、こちらに属しておりまして、それに該当する全59の町のうち、普通会計職員数は人口1万人当たり56.43人で、福岡県の大刀洗町、広川町に続いて3番目に少なく、一般行政部門に限っては43.21人で、全国で一番少ないというデータが掲載されております。先ほどのご答弁で、定員から22人少ないとのことですが、以前から滑川町は少ない職員数で頑張っているなというふうには感じていたのですが、これほど少ないというのは本当に驚きでした。来年の採用予定人数も5人ということで、会計年度任用職員等でカバーしながら業務を行っているのだと思いますけれども、これでは十分な行政サービスを提供するには、やはり人が足りていないというふうに危惧しているところです。この職員数が非常に少ないという事実について、町の考えと今後の計画を伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 小柳副町長、答弁願います。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、原議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど総務省のデータのほうをお話しいただいた件でございますけれども、私自身も毎年このデータについては確認をしております。おっしゃられるとおり、類似団体では非常に極端に少ないというのが現状でございます。分かりやすく近隣の町で比較いたしますと、ちょうど嵐山町と川島町が同じ類似団体に属しております。人口規模で言いますと、滑川町と一番近いのは川島町、1万9,000人台ですが、これは普通会計の比較になりますけれども、滑川町が85人に対して川島町が126人ということで、本当に少ないところでやっているという事実がございます。

職員の採用計画でございますけれども、実は年明け1月に職員の追加募集というのを行いました。

これについては、来年度採用予定の職員、一般職4名、それから資格職各1名、1名ということで出したわけなのですけれども、一般職1名が辞退をされた、また年度途中で退職の職員が生じたということで、急遽1月に追加の募集をさせていただきまして、応募がございました。試験を受けた受験者については、今、正確には手元に資料がありませんので、10名程度全体で受けたわけでございます。これの1次試験の合否の判定ということを行ったわけなのですけれども、町が設定している1次試験の合否の基準、これがございまして。この10名に関してはいずれもこの合格基準に達しなかったということで、これについてはいろいろ話があったわけなのですけれども、この職員採用については、今後30年以上やはり滑川町に勤めていただく必要がありますので、この場でその基準を変えてということとはしたくないという意思で、今回は全員不合格ということにさせていただきました。職員の採用計画につきましては、先ほど総務政策課長が申し上げましたとおり、町の定員管理計画がございまして。この管理計画にしっかりとって、今後の町勢、人口増、政策等も踏まえながら適正な人員を今後採用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） そういう経過もあったのですね。ちょっと残念ですけれども、やはりしっかりとした人材を確保するということが大切だと思いますので、理解いたしました。

本年から段階的に定年が引き上げられる定年延長というのが職員の不足を補うよい機会でもあると思います。確かな住民サービスを提供するためには、職員の採用、確保に関しては、会計年度任用職員ではなくて正職員の確保というのが非常に重要だと思います。しっかりと計画的に職員を採用して、充実した住民サービスを提供していただきたいと思います。

続いて、人材育成の部分について再質問させていただきたいと思います。職員の平均経験年数は3年から5年ということで、計画的なジョブローテーションや研修で人材育成を図っていることは理解いたしました。しかし、住民が役場窓口に来て職員に接する場合、本当に職員は業務のプロだと期待して来るのだと思います。業務の内容にもよりますが、答弁中に例として挙げただきましたように、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応、大規模災害、公共インフラ老朽化等に対しては、やはりスペシャリストでなければ困難な業務もあると思います。例えばデジタルトランスフォーメーションや観光振興などについても、専門的なノウハウを持つ職員を中途採用することも必要ではないかと考えます。過疎地域等であれば地域おこし協力隊として専門分野に特化した職員を採用することも方策として可能なのでしょうけれども、その辺が滑川町では該当しないということで、課題はあると思うのですけれども、役場業務の高度化、専門化に対応するために、スペシャリストの育成や確保にぜひ努めていただきたいと思います。

ここで、別の視点で何点か再質問させていただきたいのですけれども、職員の研修としては、他

自治体との交流や国や県への職員派遣も有効と考えますが、人事交流や国への職員の派遣の実績等がありましたらご教示いただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

他自治体との人事交流は過去にも行っておりません。また、国や県への職員派遣の実績でございますが、国への職員派遣はありませんが、県への職員派遣では、埼玉県県土整備事務所へ実務研修職員として派遣をしたほか、外部団体ですが、埼玉県後期高齢者医療広域連合や彩の国さいたま人づくり広域連合、埼玉県町村会に派遣実績がございます。

現在の状況でございますが、令和4年度から2か年で埼玉県農林部東松山農林振興センターへ実務研修職員として派遣をしております。次年度も1年延長して同職員を派遣する予定となっており、現在、県と協議中でございます。また、今年度から3年間の期間で小川地区衛生組合へ職員派遣をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。それでは、別の観点でまた質問させていただきます。

災害への対応に関しては、平常業務では想像できない事故もたくさん生じると思います。過去に、東日本大震災の松島町への職員派遣や、令和元年台風19号の後の東松山市への派遣を行ってきたと思いますが、これらの職員の派遣、応援の実績、また今回の能登地震への派遣がありましたら、それについても教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

東日本大震災でございますが、平成23年度に茨城県高萩市へ2名の職員を1週間派遣し、松島町への派遣は、平成24年度から令和元年度まで8年間にわたり延べ14名の職員を派遣しております。また、令和元年台風19号後では、東松山市へ1名の職員を1年間派遣いたしました。今回の能登半島地震への派遣は、令和6年2月19日から26日まで、石川県七尾市へ1名の職員を7日間派遣いたしました。今後も埼玉県と調整する中で派遣を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） いろいろ派遣の実績があると思うのですけれども、時間もないので、再質問させていただきます。実際にいろいろな災害現場に行って職員が経験してきた業務、知識、所見

というのは非常に重要だと思います。災害への対応という部分ですと、災害が発生しないで対応する必要がないのが一番ではあるのですが、万が一の備えというのは欠かせないと思います。滑川町もいつ災害に見舞われてしまうか分かりません。職員のこの貴重な経験を生かして、万一の備えをしっかりと行っていただきたいと思います。実際、東松山市職員時代なのですけれども、台風19号のときには、やはり東松島市へ、あるいはほかのところへの災害派遣に行った職員もいるのですけれども、経験してきた職員が中心となって、実際の対応に最前線となって頑張っておりました。それによって幾多の様々な問題はありますけれども、何とか災害対応ができたという経験がございます。町におきましてもこの経験を生かして、しっかりと備えていただきたいと思います。職員の採用、育成というのは、財政状況も厳しく、難しい面もあると思いますけれども、住民サービスの向上のために最大限の努力をしていただきたいと思います。

続きまして、学校図書館への司書の配置についてですけれども、厳しい状況の中で、町のほうでもいろんな方策を通じて、お子さんの読書習慣の向上、そして健全な子どもを育てるために頑張っていたことがよく分かりました。学校への司書の配置等、本当に子どもたちの学ぶ力を養っていく上で非常に重要だと思います。

私、滑中の校歌、結構好きで、3番の最後の歌詞が「ひろき世界を拓かん我ら 我ら拓かん 世界は広し」というふうになっているのですけれども、15日には中学校の卒業式、22日には小学校の卒業式があります。この滑川の小中学校を旅立っていく子どもたちが自ら世界を切り開いていくような気概を持って、世の中、これから大海を泳いでいっていただくように、教育委員会、力を合わせて頑張っていたいただければと思います。

以上をもちまして一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は午後2時といたします。

休 憩 （午後 1時50分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位9番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明でございます。質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、日本農業遺産を守るためにも太陽光条例の改正を急いでというテーマであります。

昨年9月議会で滑川町太陽光発電設備及び管理に関する条例の改正を求める意見書を町に提出するという請願が全会一致で採択をされ、町への意見書が提出をされました。町はその改正を急ぐべきではないでしょうか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

昨年、比企丘陵農業遺産推進協議会は、日本農業遺産保全計画（第1期令和5年4月から令和10年3月）を策定しております。その中で、各所で太陽光発電施設の計画や設置が行われている。特に山林への設置の場合は、景観や自然環境への影響など課題が多く、森林伐採による動植物の生育環境の悪化や土砂災害の危険性が指摘されているほか、ソーラーパネルの反射光による対岸の山林等への影響も懸念されると指摘をし、谷津沼農業にとって里山、里沼の保全は、天水の集水に密接に関係し、とりわけ傾斜林への太陽光パネルの設置は天水の集水への影響が懸念されるため協議会内で検討するというふうにしております。これは、協議会全体の対応策ですが、滑川町がその具体策を示す必要があるのではないのでしょうか。本条例に、保護区域または禁止区域を設けるため、遺産登録に関わった専門家などで構成する検討委員会の設置を提案をいたします。検討委員会は区域分けを行い、それを公表し、最終的に住民の意見を聞いて決定をしていく。そのためには産業振興課と環境課、さらにミヤコタナゴの生育に関わっております教育委員会など、合同の作業が必要だというふうに思います。課題の取り組み姿勢についてお伺いいたします。

しかし、この作業には時間がかかるだろうというふうに思われます。条例制定後、地域住民が知らないうちに説明会が行われ、十分な合意がないまま建設が進められるケースが起きております。そのため、当面、次の事項について条例改正を急ぐべきだというふうに思います。

- ①、現在、実施が努力義務となっている説明会、これを義務化すること。
- ②として、地域住民との住民合意や住民との協定について、これも義務化をすること。
- ③、地域住民の範囲を明確にすること。

④、令和5年4月から森林法が改正され、林地開発について、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、開発規模を1ヘクタールから土地の面積0.5ヘクタールと規制が強化されました。町条例の改正で、さらに林地開発の条件を0.1ヘクタール以上を対象とし、その開発には水利組合の合意を得なければならないことなど厳格化することを求めているというふうに思います。町のお考えをお伺いしたいと思います。

テーマ2つ目は、滑川中学校での自衛隊募集チラシ配布と防災訓練への自衛隊の参加の見直しというテーマであります。職業安定法は26条1項、学生生徒等の職業紹介について、「職業紹介については、学生生徒等に対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒等に対して紹介することが適当と認められるできる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業にあっせんするよう努めなければならない」とあります。今回、滑川中学校の1、2年生の生徒全員に陸・海・空自衛官募集のチラシが配られました。今回の行為は職安法に反しているのではないかと思います。町のお考えを

お聞きします。

また、自衛官募集チラシの発端になった防災学習への自衛隊参加があるのではないのでしょうか。昨年から2年連続で自衛隊参加の防災学習を行い、今年の内容を、ホームページでは「パイロットの方々からのお話&質問コーナー」や「3トン半トラックに乗車させていただきました」など、そもそも防災学習と関係があるのか疑問です。自衛隊の任務は「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるもの」であり、災害出動は「主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において自衛隊が実施する」とされております。さらに、今、自衛隊の在り方が大きく変化をしております。2014年7月1日に、これまでの憲法解釈を変えて、集団的自衛権行使を容認する閣議決定がなされ、2015年9月19日に安保法制が成立したことによって、自衛隊は米軍とともに海外で武力行使をすることが可能になりました。そして、今、敵基地攻撃能力の保有により、専守防衛から先制攻撃も行える自衛隊になっております。能登半島地震で人命救助を行う自衛官の活躍が報道されています。しかし、戦争の実戦部隊としての面を見落としてはならないのではないのでしょうか。このことが正確に生徒に伝わっているのでしょうか、お伺いします。

かつて、滑川町の18歳から30歳までの青年196人が戦争で亡くなりました。その多くは中国本土、ニューギニア諸島、フィリピン諸島、太平洋上など遠い異国の地で、多くは遺骨も帰ってこなかったと言われております。戦後教育の出発地点は、「教え子を再び戦場に送るな」がスローガンであります。今、再び戦争の足音が聞こえてくるような情勢です。昨年の町の防災訓練に初めて自衛隊が参加をしました。防災の名の下に自衛隊が本来任務ではない災害出動を利用し、勧誘や広報活動を行っていました。今後この防災訓練に自衛隊参加については見直しが必要なのではないでしょうか、お伺いします。

3点目が、公共施設の整備計画の遅れは将来に課題を先送りにしてしまいかねないというテーマであります。町が令和3年3月に発表した公共施設個別施設計画は、将来にわたって町の施設をどう保全し維持していくかを示した貴重な計画です。本計画の資料によると、建築士により41か所の公共施設を屋上、屋根、外壁、建物内部、機械設備、電気設備と細部にわたって写真が添付され、コメント、評価が行われております。計画は直近5年の実施計画について方針を示しております。それによると、改修を急がなければならない施設はコミセンではありません。2022年に農産物加工研修施設3か所、消防団第一分団第二部、シルバー人材センター事務所の4か所、これを1億1,280万円かけて改修する。2023年にはコミセン倉庫、防災備蓄センター、月輪野球場倉庫の3か所、これを1億1,697万円かけて改修をすると。2024年に総合体育館を5億544万円それぞれ長寿命化改修工事を行うという計画であります。その後コミュニティセンター本体を2025年、これに3億6,379万円をかけて改修をする予定になっております。また、学校施設については、2023年に中学

校屋内運動場を2億1,799万円、2024年に福田小学校校舎を4億9,064万円、2025年に宮前小を7億4,725万円で、いずれも長寿命化改修を行おうというふうに予定が組まれております。

12月議会で、町からは本計画どおりに進んでいないという報告がされました。その理由と今後の実施計画についてお伺いいたします。また、この計画について、町の位置づけについてお伺いしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願ひます。

質問事項1、日本農業遺産を守るために太陽光条例の改正を急いでを関口環境課長に、質問事項2、滑川中学校での自衛隊募集チラシ配布と防災訓練への自衛隊の参考の見直しをのうち、自衛隊募集チラシの配布についてと自衛官の持つ役割が正確に生徒へ伝えられているかについてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、滑川中学校での自衛隊募集チラシ配布と防災訓練への自衛隊の参加の見直しをのうち、今後行われる防災訓練への自衛隊の参加についてと、質問事項3、公共施設の整備計画の遅れは将来に課題を先送りしてしまいかねないについてを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願ひます。

初めに、関口環境課長、答弁願ひます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからのご質問、日本農業遺産を守るためにも太陽光条例の改正を急いでについて答弁をいたします。

滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例については、令和4年3月議会で議決され、令和4年4月1日より施行されております。ご案内のとおり、国は2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味するカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。このカーボンニュートラルを達成するために、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用が不可欠であります。本町の太陽光条例の趣旨といたしましては、度々答弁しておりますとおり、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理及び撤去について定めたものでございまして、決して太陽光発電設備の設置を禁止するための条例ではございません。設置事業者が本条例にのっとり正しく設置し、しっかり管理していただくためのものでございます。ご質問にあります住民説明会の開催については、太陽光発電設備の設置に当たり必ず開催していただくものとなっております。届出をされているところは全て実施されております。

続いて、地域住民による住民合意や協定の締結ですが、町においても住民合意を求めることは、設置の可否についての判断基準を地域住民に付与することになりかねず、財産権の侵害に当たる可能性もあることから慎重に対応する必要があると考えますので、現状では規定してございません。

協定締結は、現条例の中でも、事業者が地域住民等に協定を求めたときは、協定の締結に努めねばならないとしております。その場合は事業者と地域での締結となるため、地域より代表者を選出

し、積極的に協議をしていただき、協定締結後は町への報告が義務づけられております。

地域住民の定義につきましては、現状、発電設備設置について一定の影響を受けるおそれがある者ものとしており、実際に説明会周知の範囲などは区長と協議をしていただく方法を取っていることと、町としてホームページにて公開をしております。この範囲を新たに指定するというのであれば、事業区域界からの距離を指定し対応していくことは可能であると考えられます。

次に、町として林地開発基準を0.1ヘクタール以上とすることは根拠づけがなかなか難しく、現在でも雨水等を利用地外の水路へ放流となる場合は水利組合の人の合意をもらうこととなっております。当町の条例施行後、他自治体でも太陽光の条例が施行されておりますので、それらを参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。どうぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

滑川中学校での自衛隊募集のチラシ配布について答弁をさせていただきます。チラシの配布についてですが、学校教育法では、義務教育の目標の一つとして、職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うことが定められ、小学校からの体系的なキャリア教育実践を推進することが言われています。社会的、職業的自立は、生徒の発達課題の達成と深く関わりながら順次段階を追って成り立っていくもので、中学生期におけるキャリア発達課題は現実的探索と暫定的選択であり、そのことを踏まえ、生徒の全人的な成長、発達を支援する視点に立って中学校におけるキャリア教育を推進していくことが重要であります。この点から考えても、中学校1、2年生の全員に自衛官募集のチラシを配布したことは適切ではありません。また、配布する前段階として、今回生徒に配布したチラシの内容など吟味せず配布してまいりました。その点についても確認体制が十分でなかったことが分かりましたので、配布物の内容確認とその体制整備と併せて教育委員会からも指導したところでございます。

また、職業安定法第26条第1項の学生生徒等への職業紹介の規定でございますが、これは公共職業安定所が学生等へ職業紹介する場合の努力義務について規定したものであり、公共職業安定所の定義に学校は含まれませんので、学校が行う行為については当該条項の対象外となるものと解されます。しかしながら、繰り返しにはなりますが、キャリア教育、職業教育を行う学校としては、今回のチラシ配布は不適切だったと考えます。

次に、防災教育についてですが、防災教育については3つの視点から考えます。1つは、自然災害等の現状を理解し、的確な思考、判断に基づく意思決定、行動選択ができる。2点目が、危険を

理解、予測し、自らの安全確保をするための行動ができ、備えができる。3点目は、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加、協力、貢献できるようにすること、これらが大切だと考えます。そのため、中学校においては、自然災害に対して正しく理解し、適切な行動、選択ができ、安全活動に参加、協力、貢献するために関係機関が有する知識や経験を通しての取組等を推進しております。

滑川中学校では、防災教育を体系的、体験的に行っており、今年度は地域の消防団や消防署、NPO法人、そして自衛隊を招聘して活動に取り組みました。しかし、自然災害への正しい理解や地域貢献への意識の向上を図るのには必要のない内容も含まれていることも分かりました。そのため、防災教育を進めていく上でその目的を再確認し、招聘する関係団体や生徒に活動させる内容を明確にし、招聘する関係機関の吟味をするとともに、事前にその内容を十分打合せをし、実施するように指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項2、滑川中学校での自衛隊募集チラシ配布と防災訓練への自衛隊の参加の見直しについてのうち、今後、防災訓練の自衛隊参加については見直しが必要なのではないかについてですが、昨年9月に実施された滑川町地域防災訓練において、自衛隊の訓練参加は、大規模災害時に自衛隊派遣を要請したときの自衛隊の役割や支援内容を周知することを目的としたものであります。自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第6章、自衛隊の行動中、第83条で位置づけられております。また、町の地域防災計画にも自衛隊災害派遣要請計画の記載もあることや、能登半島地域での支援活動からも分かるように、大規模災害の発生時には自衛隊の支援が欠かせないものとなっていることは事実です。こういった経緯も踏まえて、今後の町の防災訓練につきましては様々な災害を想定し、災害支援内容の周知や体験といった訓練について、自衛隊に限らず消防機関や関連団体、民間企業などにご協力いただけるよう必要な訓練の内容を計画してまいります。

次に、質問事項3、公共施設の整備計画の遅れは将来に課題を先送りにしてしまいかねないでございしますが、令和3年3月策定の滑川町公共施設個別施設計画でございしますが、本計画については、公共施設等の利活用の促進や統廃合、長寿命化等の施策を計画的に行うために、平成29年3月に町における公共施設等の総合的な管理を行う計画として策定した滑川町公共施設等総合管理計画を上位計画とし、その下位の計画として策定したものでございます。

また、滑川町公共施設個別施設計画は、公共施設の維持更新コストの縮減及び平準化を図るため、各公共施設に係る施設の長寿命化等の施設の実施時期や試算した更新費用を示した計画でございまして、令和3年度からおおむね40年間の計画期間のうち、令和3年度から令和7年度までの5年間

については、施設の劣化度や築年数等に応じ、特に優先的に整備が必要な施設に係る整備内容や更新費用を実施計画として定めております。

12月定例議会での一般質問にて阿部議員よりご質問いただいた内容に対する回答と一部重複する点もございますが、本実施計画の内容につきましては、財源の確保ができることを想定した内容となっており、計画策定以降においては、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰等の社会情勢の変動等の影響があったこと、他の優先すべき事業への対応が生じたこと、町における事業実施の優先性や緊急性等を考慮した中で本計画内容に対する財源の確保が困難であったこと等の事情によりまして、実施計画に記載の事業については、計画どおりに事業が進捗しなかったという背景がございます。本計画については、計画策定時から町が置かれている状況も変化しており、また本計画については40年間という長期計画であることから、5年間隔をめぐりにPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）によるフォローアップを実施することとしていることから、今後におきましては、現在の状況を踏まえ本計画の見直しを図る必要があると認識しております。

また、施設の整備に当たっては、その施設を管理する担当課局にて行うこととなりますが、当然ながら各課局にて所管する施設の整備に当たっては、整備手法の適正性や国や県の補助金、民間資金の活用可能性も含め随時検討しているところでございます。健全財政のためにも、町への財政負担の影響も考慮しながら施設整備の在り方を見直し、住民サービスの低下を招くことのないよう引き続き関係課局と連携を図りながら公共施設の整備に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 太陽光発電の問題なのですが、この条例をどういうふうな条例にするのかということでこの前の議会で請願が出され、要するに止められる条例にしてくださいということなのです。ところが、課長さんのおっしゃるのは、要するに普通に造って、ちゃんとやってくればいいのだみたいな条例なのだということで、また同じことを繰り返しされているのだけれども、そこを変えてくれという、それが請願であり意見書だったのではないのですか。答弁をお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんの再質問に答弁をいたします。

請願のほうを採択いたしまして、それで先ほども答弁したように、他の自治体の中でも様々な太陽光の条例がまた新しく施行されておりますので、それらも十分に調査研究しながら、そういった部分も含めて、ただ当初条例をつくったときはそういう形なのですけれども、その中で様々、今そういう状況が変わってきた中で、十分にその辺も他の市町村の行われている条例等も参考にしながら、そういったものも含めて調査研究を進めて検討していきたいということでお答えしたものでご

ざいます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 先ほどの関口環境課長さんの答弁の中で、地域住民の規定について答弁されましたけれども、これは住民合意のときに、地域住民というのは明確にしておかないとできないので、そういうことを私は述べているわけなので、そこは誤解なさらないようお願いしたいということです。

続きまして、先ほど澄川教育委員会事務局長さんのほうからの答弁で、答弁漏れだと思うのですが、私の質問の、戦争の実践部隊としての面を見落としてはならないのではないのでしょうかと、自衛隊について。このことが正確に生徒に伝わっているのでしょうかということについては答弁漏れだと思えますけれども、よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 2時31分）

再 開 （午後 2時31分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの阿部議員のご質問ですが、自衛隊を呼んでの防災教育をしたときには、確かに自衛隊の職業、業務について全てを子どもたちに学習、教育をしておりません。ですので、今後自衛隊について、どういった形で自衛隊が組織されて、どういったことを業務としているかということをご指導、教育していきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 今の自衛隊がどういうふうになっているのか、今、法改正が行われてこういった状況で、要するに、私も先ほど言いましたけれども、さきの戦争で18歳から30歳までの若者が200人近く亡くなっているのです。そのことを教育をする皆さんとして本当に真剣に考えてほしいのです。当時のいわゆる軍国少年とか軍国少女をつくって、それでお国のためということであんな戦地に行って亡くなってしまったということ、こういうことを繰り返してはならないのではないかということをお願いしたいのです。ですから、教育委員会としてもこの辺の教育を改めてちゃんとすると。それを正しく理解をした上で自衛隊に入るのはいいいし、職業選択の自由ですからそれはいい

のですけれども、きちんとそこを教えていただきたいということなのです。よろしくこれはお願いしたいというふうに思います。

あと、防災訓練についてなのですけれども、総務政策課長さんのほうで、今後も自衛隊参加はあり得るといような話だったというふうに思うのです。地域防災計画、滑川町はつくっておりますけれども、その防災計画で一番大事なのは初動なのではないのですか。自衛隊が入ってくるのは、大規模災害になって家が壊れたりというような、本当に大変な状況になってから入ってくるということになるわけですが、しかしその前に、いかに人の命をとにかく守るのかと、これを行政として考えたときに、自衛隊が来るのを待っているのではなくて、自ら、要するに町の職員もそうだし消防もそうだし警察もそうだし、とにかくあらゆる力、そして民間の力も含めて必要なのではないですかというふうに思うのです。防災訓練というのは、何かやればいいみたいな感じでやるのではなくて、能登の地震を見ると、そういう地域の力がいかに大事かということを示しているのだらうというふうに思うのです。石川県の防災計画が非常に立ち遅れていたといような話もあります。本当にそういったようなきちんとした計画がなされていたのかどうかということもあるし、それに基づいた訓練がやられていたのかということが今、検証されなければいけないなというふうに思うのですけれども、そういうような力を私たちが住民と一緒に発揮していかなければ、いざとなったときに本当に役に立たない防災訓練になってしまうのではないかなというふうに思うのです。そこを私は述べているのです。どうですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、自衛隊が派遣されてきますと非常に大きな災害になっている状況になっていることと思います。やはり町でも自助、共助、公助の立場から、それぞれ各地域でそういった救助をしていただく、また町職員もそれに対して、被災とか災害が起きているところに職員も派遣をしていきますけれども、そういったことを十分念頭に置いて、今後、防災計画等の改定等もしていくということで考えております。

防災訓練についても、先ほど答弁をいたしましたけれども、自衛隊に限らず、消防機関、関係団体、民間企業等いろいろと協力をいただけるよう必要な範囲の訓練の内容を計画して、今後も続けていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 滑川町は、令和4年3月に滑川町国土強靱化地域計画というのを策定しております。この計画は、総合計画と併せて最上位の町の計画になっているというふうに思うのです。それに間違いありませんね。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

国土強靱化計画について、総合振興計画と併せて計画をさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ここで、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づいて、とにかく確実に施設を改修をしたり更新をしていかなければいけないというふうになっているのです。これは個別施設計画も総合管理計画もそうですけれども、この計画をやっていないと財政的にも大変になるよということを述べているのです。そうですね。要するに財政的な負担を減らすための計画なのです。財政がないからこの計画ができないのでは、ではどうなるのですか、この町の施設は。どういふふうにしようと思っているのですか、ちょっと述べてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

個別施設計画につきましては40年という長期の計画でございます。財政状況、それから社会を取り巻く環境の変化、実情に配慮した適正規模、配置等に対応する必要があるということでございます。この施設の整備については、公共施設等総合管理計画をはじめとした各種計画に基づいて実施されることが望ましいですけれども、計画策定後の社会情勢の変動、町の方針転換等もありますので、必ずしも計画どおりに進むとは限りません。ほかの公共施設についても老朽化対策の必要は感じておりますので、早急に事業が着手できるよう関係各課局と連携しながら整備に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） これは、国土強靱化地域計画での防災計画の上位計画なのですが、しかしここに昨今の地震や、また様々な大規模災害を踏まえて公共施設をどうすべきかということも述べているのです。ここでは、住宅や建物の耐震化の推進ということで、庁舎の問題、学校施設の問題と併せて、教育関係施設では総合体育館の耐震化が必要だというふうに述べているのです。先ほども質問でやりましたけれども、総合体育館は本来であれば今年、5億円かけて長寿命化改修工事を行うことになっているのです。個別施設計画が令和3年につくられて、強靱化地域計画というのは令和4年につくられたのです。要するに、個別施設計画はつくったのだけれども、自然災害の問題が非常に大きいということで強靱化地域計画が改めてつくられて、町内の公共施設の耐震化、これについていろいろ言及しているのです。耐震化は必要なのです。ですから、総合体育館につい

でもそうですし、コミュニティセンターやシルバー人材センターの事務所、こういった問題について、本当にどういふふうにして耐震化していくかということを考えていかなければいけないのではないかと、能登の地震を踏まえても。そういったことを今やらなければいけないのではないかとこのように思うのですけれども、何でコミュニティセンターだけが建て替えられるのですか。全体を考えてください。そのことを言いたいのです。どうですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

確かに町の各施設につきましては老朽化が進んでおり、耐震の関係も弱い施設もございます。コミュニティセンターにつきましては、生涯学習と文化拠点の場ということで、コミュニティセンターも非常に老朽化等が進んでおりますので、そういった観点からコミュニティセンターを建て替えて、新しいコミセンにおいて文化拠点、それと生涯学習の場として、また町民の触れ合いの交流の場として建設をしていくという考えでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 回答になっていないのですけれども。コミュニティセンターを新築することによって大きな財政が必要になりますよね。個別施設計画は、そういう新しいものを造るのではなくて、長寿命化を図れということを行っているわけなのです。何でコミセンだけが新築で、あとはまた後でというふうになるのですか。ほかの施設も重要でしょう。重要な町の施設なのでしょう。これをなぜ後回しにしてしまうのかということをお聞きしているのです。上位計画を踏みにじてまで何でそういうことをやるのか。財政的にも大変だと言いながら財政のかかることをやる。本当にこの町をどうやってこれから将来にわたって持続可能なものにしていくかということ考えた場合、絶対に見落としはならないところなのです。なぜそういうふうになっているのかというのを改めてお聞きしたいのです。なぜそうなのですか、理由を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 2時47分）

再 開 （午後 2時48分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

老朽化している施設、多々あるわけでございます。そちらについても早い段階で整備が進められ

ればというふうに考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、コミュニティセンターについては、町内の多くの住民の方が交流の場として集まってまいります。そういった観点から、先ほども申し上げましたとおり、生涯学習、それと文化拠点の場としてコミュニティセンターのほうを整備していくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 全然回答になっていないというふうに思いますけれども、この個別施設計画をつくるに当たって約2,000万円の委託料が出されました。それは何に使ったのかということで、私お聞きしたところ、膨大な資料を作っている。要するに、総合体育館については百数十か所、文化スポーツセンターについても100か所以上のチェックポイントがあり、その写真と、そのコメントと判定、A、B、C、Dということでやられているのです。一つ一つそれを見たら、本当にこの町の公共施設はもう大変なぼろぼろ状態だなと。この前も文化スポーツセンターに行きましたけれども、空調も動かないし、とにかくもうあちこち天井が染みだらけみたいなというような状況なのです。それぞれの施設を本当に考えたら、コミセンだけに膨大なお金を使うなんてことは考えられないというふうに思います。そういったことを町はやるということであれば、本当に大きな過ちを犯すのではないかなというふうに思います。

そういったことで、時間になりましたので、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は3時といたします。

休 憩 （午後 2時51分）

再 開 （午後 3時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位10番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

質問事項1、役場周辺に集中整備。（仮称）滑川町福祉センター及びコミュニティセンター新設計画において、場所の選定には役場周辺に集中整備との説明が繰り返されています。これについてお聞きします。

①、滑川町洪水ハザードマップによると、滑川町役場周辺は浸水区域です。水害時の対策本部、

支援品の集積場所などは役場と周辺施設になります。これらを全て浸水区域に集約することは大洪水時の役場機能全面喪失を意味し、リスクが高い計画です。A3の資料、コミュニティセンター施設構想・候補地比較によりますと、「このリスクよりも公共施設集約による連携的利用の優先度が高い」と書かれています。この優先度が高いと考える理由を示してください。

②、市野川以南の住民は、避難計画において取り残されている状態です。公共施設集約による連携的利用、これは誰のためなのかを明示するとともに、災害時における住民の安全確保よりも優先度が高いと考える理由を示してください。

2、町長の公約。(仮称)滑川町福祉センター及びコミュニティセンター新設計画は、大塚町長の公約に基づくものと議会で説明されています。滑川町公共施設個別施設計画をはじめとする従来計画や長期修繕計画、長期的財政見通しなどとの整合性なしに公約が町の実施計画になるべきではないと私は考えています。しかしながら、2020年度前半まではなかった(仮称)福祉センター及びコミュニティセンターの新設計画は、町長の公約が基になっているとの説明ですので、現予算計画と公約との差異についてお聞きします。

①、令和4年、大塚氏の選挙ビラには、「緊急課題策一新福祉センター建設 見込額2,750万円」と書かれています。今年2月に議員に示された資料では、設計・建設工事費合わせ約2億1,500万円の予算額で、公約の額よりも約8倍となっています。この1億8,000万円を超える差額は何を理由とするのでしょうか。

②、同じく新スクールバスの導入、見込額3,300万円に対し約4,700万円の予算額で、約1.4倍となっています。新コミュニティセンター建設見込額7億円と、スクールバス、福祉センターの合計見込額は約7億6,000万円です。現段階でのスクールバス、福祉センターの予算額は合わせて2億6,000万円であり、合計見込額との差額は約5億円です。大塚町長は元総務政策課長で、滑川町財政を熟知しておられますので、単一見込額だけでなく3つの総計画の総額も考慮されていると思います。そう考えますと、コミュニティセンターに残された額は5億円です。コミュニティセンターの予算額ははまだ提示されていませんが、約5億円と考えてよろしいでしょうか。

③、「新コミュニティセンター建設は、同規模に整備」と書かれています。これは、大集会室、会議室、和室、集会室、調理実習室などの機能をそのままに、1,599平米程度の延べ床面積の建物を建設する計画と捉えてよろしいでしょうか。

④、「新コミュニティセンター建設は、コンパクトシティの実現に向け」と書かれています。コンパクトシティとは、生活サービス機能と居住を集約、誘導し、人口を集積させる政策手段です。これは、国土交通省資料によります。公共交通を軸とすることが基本であり、自動車なしでも生活できる比率を高めることも目的となります。そう考えますと、滑川町の場合、軸とする公共交通は、東武東上線つきのわ駅と森林公園駅です。ここに行政サービスの拠点をつくるのがコンパクトシティづくりに向けた方策となります。現在の役場周辺に公共施設を集約させることは、コンパクト

シティ実現には寄与しません。相反する内容が書かれており、計画の審議とコンパクトシティの再定義なくして進めることはできないと考えます。公共施設集約と公共交通を起点としたコンパクトシティの実現、この矛盾を認識しているかをお聞きします。

3、旧南部小学校予定地。コミュニティセンター（中央公民館）施設構想・候補地比較についての以前配られましたA3資料の内容に従来の行政説明と異なる点があります。

①、旧南部小学校予定地について、「他の用途整備を目的としての土地取得であった経緯から、調整が必要」と書かれています。現フジミ工研賃借土地は、小学校予定地から、平成27年に滑川町総合振興計画において公共施設予定地へ変更されています。コミュニティセンターは公共施設であり、何ら変更や調整は必要ないものと読めます。調整の必要はなく、当該資料の修正が必要と考えますが、ご意見を伺います。

②、同じく、「住居・産業系土地利用の検討が必要」と書かれています。この土地は、小学校建設を目的として約9億円（平成4年時点）の土地を東武鉄道が滑川町に寄附し、所有者であった町民は小学校のために譲渡を承諾したものです。住宅地、工業用地として滑川町が売却する予定であったならば、寄附も譲渡も発生しなかったと推測されます。2020年3月議会において私が一般質問をした際には、公共施設として利用を限定する旨の答弁がされています。役場担当者と委託業者で進める計画書で変更されてよい内容ではありません。また、この土地は行政財産です。住居、産業系土地利用はできず、当該資料は修正が必要と考えますが、ご意見を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、役場周辺に集中整備についてと、質問事項2、町長の公約についてのうち、②、新設コミュニティセンター建設費予算額についてと、③、新設コミュニティセンターの規模についてと、④、コンパクトシティの実現についてと、質問事項3、旧南部小学校予定地についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、町長の公約についてのうち、①、新設福祉センター建設費の当初見込額との差異についてを木村福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、役場周辺に集中整備のうち、①についてでございますが、施設管理において平常時の活用と災害時の活用はそれぞれ重要であり、分けて検討する必要があります。建設を予定している役場周辺は最大50センチ未満の浸水想定区域となっておりますが、コミュニティセンター（中央公民館）の建設候補地である総合グラウンド東側駐車場は浸水想定区域から外れているため、建物への床上浸水のおそれは極めて低いと考えております。

今回、建設を計画しているコミュニティセンター（中央公民館）は、多くのサークルが文化活動

を実施するための文化施設であり、現在サークル活動を積極的に実施されている方々は町内全域にわたり居住しております。こういった観点から、コミュニティセンター（中央公民館）は、多くの人が集まることができるある程度の規模を持った文化施設であり、町内に1か所整備することとなると、町民が誰でも利用しやすい位置に設置する必要があることから、町のほぼ中心地であり、現在のコミュニティセンター（中央公民館）にも近く、また施設が集中しており、他の施設との連携や管理のしやすさの面から役場周辺に整備することが望ましいと考えております。

災害時の活用については、施設が設置された場所により防災上の位置づけが変わると考えておりますので、設置場所が決定し建設をされた後、新しい施設の防災上の位置づけを検討してまいります。

次に、②についてですが、公共施設集約による連携的利用は、役場やコミュニティセンター、図書館等の複数の施設を訪れる町民の利便性を向上させるものです。また、新施設では、立地の優位だけではなく、コミュニティセンターを訪れた方がほかの施設にもアクセスがしやすくなるようなソフト面の機能も検討してまいります。

公共施設集約による連携利用と災害時における住民の安全確保の優先度については、繰り返しのようになりますが、施設管理において平常時の活用と災害時の活用はそれぞれ重要であり、分けて検討する必要があります。今回建設を計画しているコミュニティセンター（中央公民館）は、多くのサークルが文化活動を実施するための文化施設であり、現在サークル活動を積極的に実施されている方々は町内全域にわたり居住しております。こういった観点から、コミュニティセンター（中央公民館）は、多くの人が集まることができるある程度の規模を持った文化施設であり、町内に1か所整備することとなると、町民が誰でも利用しやすい位置に設置する必要があることから、町のほぼ中心地であり、現在のコミュニティセンター（中央公民館）にも近く、また施設が集中しており、他の施設との連携や管理のしやすさの面から役場周辺に整備することが望ましいと考えております。

市野川以南の指定緊急避難場所及び指定避難所は、文化スポーツセンター、月の輪小学校、滑川総合高校及び集会所が4か所の計7か所あります。また、災害時には、これらに指定されていない集会所の活用や、学校につきましては体育館以外の学校施設の開放も施設管理者と協議し調整し、多くの避難者が受け入れられるよう検討しております。さらに、市野川以南に位置する大きな民間施設を災害時に避難所の確保等でご協力いただけるよう積極的に災害協定の締結等に努めてまいります。

次に、質問事項2、町長公約のうち、②、新コミュニティセンターの予算額についてですが、現在作成中のコミュニティセンター施設整備基本計画案において、総事業費は概算でおおむね9億5,000万円となっております。同計画の中で整備方針、建設場所、標準平面図等を検討した結果を踏まえて算出した数値になります。

次に、③、新コミュニティセンターの延べ床面積についてでございますが、同計画の整備方針に

において、現在のコミュニティセンターの機能を基本として必要な機能を追加することとしています。施設内容は、300人収容可能な大集会室、会議室2室、多目的コミュニティ室2室、調理室、和室、子育て支援スペース、防災備蓄倉庫を予定しております。延べ床面積は1,237平米であり、社会福祉協議会事務所スペースの削減や動線の効率化により、現在の延べ床面積1,428平米より小さくなります。

次に、④でございりますが、国の推進するコンパクトシティとは、人口が多い市街化区域に公共施設やインフラ、産業を集中させ、さらに交通ネットワークにより生活拠点をつなぐという考え方で、滑川町を見るに、これまでの発展経緯から、町の中心部に公共施設が集中し、南部の鉄道沿線に人口が集中しているという状況です。公共交通としては、東武東上線と森林公園駅、つきのわ駅があり、森林公園駅から路線バスが熊谷駅、ふかや花園アウトレットへ向かい、町全体にデマンド交通が走っています。こうした状況を踏まえて、総合振興計画の土地利用構想にて役場周辺に施設を集約し、交流触れ合い拠点として位置づけて利便性を高めることとしています。国の考え方とはやや異なりますが、滑川町としてのコンパクトシティを今後も進めてまいります。

次に、質問事項3、旧南部小学校予定地のうち、①についてですが、旧南部小学校予定地については、平成27年度策定の第4次総合振興計画より、一般の公共施設用地として位置づけられています。2月5日に説明資料として配付したコミュニティセンター（中央公民館）施設構想・候補地比較についての候補地2、現月輪賃借中土地の評価、上位計画の位置づけとの整合についての1点目を、「他の用途整備を目的としての土地取得であった経緯から、調整が必要」から、「公共施設用地として利用可能」と表現を修正します。

次に、②についてでございますが、候補地2の、現在フジミ工研へ賃貸中の土地については、公共施設用地での活用を第1優先とするものであり、これまでの間、土地の有効利用として、現行のように民間への賃貸も検討するという考えです。したがって、コミュニティセンター（中央公民館）施設構想・候補地比較についての候補地2、現月輪賃借中土地の評価、上位計画の位置づけとの整合についての2点目を、「森林公園駅や国道、関越道・東松山インターに近く、住居・産業系土地利用など将来可能性を踏まえた検討が必要」は誤解を招く表現であることから、削除します。

以上、2点の修正の結果、候補地2の上位計画の位置づけとの整合についての評価は三角で変更はありません。理由としましては、平成27年度策定の第4次総合振興計画基本構想にて、町民ホール、コミュニティセンター、体育館、図書館を含む複合施設の建設を役場周辺の交流触れ合い拠点エリアに位置づけており、今回の整備計画は、複合施設のうちコミュニティセンターを切り分けて整備するものであるため、候補地2、現月輪賃借中土地の総合振興計画との整合の評価はやや低くなります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 傍聴されている方に申し上げます。

傍聴規則第8条により、ご静粛にお願いします。スマホの撮影もしている方がおると思いますが、それについては後で消去をお願いしたいと思います。

○2番（上野葉月議員） すみません。時計は止めてもらえないのですか、今ので。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

〔「まだある」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 失礼しました。もう一つある。

次に、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問のうち、質問事項2、町長の公約の①、福祉センターの設計及び建設工事費について答弁を申し上げます。

初めに、ご質問の中の予算額で8倍となっているとのご指摘の件でございますが、町長の公約として掲げております福祉センター建設の見込額2,750万円については、超高齢化社会を見据えて福祉活動の拠点として新設をするとし、社会福祉協議会と連携し事業展開を図ることとしております。このことは、社会福祉協議会の事務所の建設を想定しているものと認識しているところでございます。規模的には、見込額から見まして、建築面積150平米から200平米程度の木造平家建ての建設を予定していると想定しております。

さらに、昨年6月定例会以降、町長からも説明がありましたとおり、福祉課所管の事業といたしまして、B&G財団の子ども第三の居場所事業を活用し、助成を利用しまして子ども家庭総合支援拠点の建設を進めさせていただいたところでございます。その後、町長の公約の社会福祉協議会の事務所も同じ建物内に配置し、困難を抱える子どもたち、それとそのご家族に対しまして幅広い角度から支援をし、さらにスケールメリットによる経費の削減を図る計画へと進めてきたところでございます。したがって、議員ご指摘の8倍となった設計・建設工事費2億1,500万円につきましては、子ども第三の居場所、子ども家庭総合支援拠点、社会福祉協議会事務所を合わせた金額となっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、参考までに、社会福祉協議会のエリアの面積案分につきましては、全体の15.49%となっております。設計・建設工事費は3,325万円と算出ができます。町長公約で掲げました見込額2,750万円との差は575万円となり、約1.2倍となります。この差の理由をあえて申し上げますとすれば、昨今の物価高騰及び人件費の高騰などによる増額と想定するものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） まず、第3、旧南部小学校予定地資料については、訂正等していただきありがとうございます。これは、明確に誤っているなどと思う点を指摘しただけで、この資料、非常に疑問点が多いものですので、ほかのところも全体的に検討が必要になる資料というふうに認識して

います。もう一度見直しをしながら、上位計画というものが町のものだけであればコンサルを入れる必要はないと思いますので、もう少し詳細に、きちんと検討しながら作っていただくようお願いいたします。

それから、今、答弁していただいたばかりのところ、福祉課からご答弁いただいたところなのですけれども、であれば、社会福祉協議会だけをつくればよかったのではないのでしょうか。子ども第三の居場所は、もともと補助金を獲得するための手段だったというように聞いています。それに、子ども第三の居場所をつくるのであれば、やはりこども基本法の施行等から考えましても、それからコンパクトシティというところで考えましても、国の方針で子ども・子育て支援環境の充実化、日常生活に直結する居住地周辺においてというのはあらゆる資料で見取れるのです。それを、学校からも離れた、居住地からも離れたところに子ども第三の居場所をつくる、しかも関係者の意見も聞いていないというところに入れ込む必要は全くなかったと思います。そして、ここに入れ込むことについては、議会でも答弁の中で、町長の公約によりというところが理由になっていました。増額についても、社会福祉協議会のところだけを取れば増えていないというのであれば、社会福祉協議会だけを3,300万円で作るのが私はよかったと思います。先ほど阿部さんも質問しておりましたとおり、もっと緊急性の高いものが目白押しなわけです。もっとたくさんあるわけです。それなのに、これをここに、しかも検討もしないで入れ込んでいくというのは、私は一度止めて、やはり再検討すべきことだったと思います。ここは、きっと同じご答弁しか返ってこないと思いますので要望として、そして最後まで私は反対しておりますので、そのところはお伝えします。

それから、子育て支援というところに対して申し上げますと、福祉センターにも子育て支援のところがあって、新しく造る新コミュニティセンターにも子育て支援スペースをつくるということだったのですけれども、ここは町の人口の6%、大体徒歩圏内として考えられるところにおいて6%しかないところです。そして、森林公園駅周辺の今のフジミ工研の賃借地、町有地に持ってくれば、徒歩圏内に人口の25%を抱えることができる場所が町有地としてあります。それなのに、ここに子ども関係のスペースを2つもつくるのですか。その目的というのが私は全く分からないのですけれども、どうしてここに2つもつくるのかを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 休憩いたします。

休 憩 （午後 3時29分）

再 開 （午後 3時29分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

コミュニティセンターの中の子育て支援スペースとは、お子さんを遊ばせておくような場所というふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 大塚町長の公約にもコンパクトシティという言葉があったので、私もコンパクトシティについて調べてみました。国土交通省が推進している政策でして、かなり令和6年度予算の補助等も入っているものです。子ども・子育て支援環境の充実化というところもコンパクトシティにおいて書かれておまして、読みますと、「こども・子育て支援環境の充実に向けて、中心市街地といった拠点だけではなく、日常生活に直結する居住地周辺において子どもの居場所や保護者同士が交流しやすい場所を総合的に推進する」とあります。こども基本法に基づくとということも書かれております。そして、これはやはり中心市街地、駅というものを中心にして、そこを公共交通機関の軸にして進めていくということが書かれております。そして、コンパクトシティは都市部に限定したものであって、滑川町のようなところは該当しないというふうに答弁されておりましたが、それは違います。認識として間違っています。これは計画がされていて、立地適正化計画というものが国から自治体に対して推奨されております。そして、現在50%の自治体が作成済みか作成を検討しているというところなんです。近くですと小川町、鳩山町、寄居町は既に作成しています。滑川町と同じような環境の町だと思えます。なので、コンパクトシティが東京都内のようなところだけではなくて、滑川町のようなところももちろん含んでいる、そういう発想であります。

読みますと、立地適正化計画というところで、目標にするのが、滑川町も今はほかの自治体と比べまして伸び率は減っているものの人口増加しております。ただ、20年後には確実に人口減少下に入ります。近隣自治体より少し遅いだけという認識、そこは皆さん持っていただきたいと思えます。「人口減少下において、自治体が自ら社会資本の維持管理費の抑制を検討することは重要」であります。ここは、先ほどから個別施設計画との整合性について、もう半年も前から言っておるところであります。これは国の資料にも書かれています。「公共施設の維持管理費の削減に関する目標設定を立地適正化計画の必須項目とする、あるいは本事業の補助要件として維持管理コストの分析を設けるといったこと等を通じて」、ここ以下、大事だと思うのですけれども、「住民への費用負担の見える化を推進するとともに、まちづくりやインフラ整備について納税者の目線をより取り入れることができるように検討すべきではないか」とあります。まさにこの見える化というのが、今回の2施設の事業建設については見えてこない。ここがすごく問題だと思うのです。

全体像が見えないまま進んでいるのです。例えば今申し上げた子育て支援スペース、そこは子どもを遊ばせるスペースだから福祉センターのところとは違うということでしたが、保健センターの2階にも子育て支援スペースというようなことで会を設けられるような場所があります。図書館の中でも、絵本の読み聞かせというところで子どもが集められるようなところはあるのです。役場の

周辺にはそのようなところが複数ありながら、このコンパクトシティというところでも言っている基幹の公共交通軸となる駅、つきのわ駅、森林公園駅の周辺には何も無いのです。ここのところを町づくりの欠陥として申し上げているわけです。

それで、社会状況の変化というところも篠崎さんは度々おっしゃっていますけれども、公共施設等の利用状況というところを見ますと、コミュニティセンターの利用者人数、平成27年度が4万2,000人、令和4年度が1万9,000人に減っているのです。ここはコロナもありましたが、こういう数字の変化をしています。一方で、文化スポーツセンターは、平成27年度、センター内利用が921名でした。それに対して令和4年度は2,127名になっているのです。これをどうお感じになりますか。社会状況の変化ということであれば、やはり人口が集まっている文化スポーツセンターのほうが利用者が増えているのです。社会状況の変化というのはこういうことです。どうお考えになりますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

文化スポーツセンターの利用者が増えているというお話でございますけれども、コロナの中で町民の方々が自粛、自粛で生活してきましたけれども、コロナのほうが大分落ち着いてきた頃から、例えばずっと体を動かすことができなかつた方たちが今までどおりテニス等で活動を始めた、またいろんな会議等で部屋のほうを使ったというようなことを考えまして、利用者数が増えたものではないかというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 文化スポーツセンター、テニスコートの利用者数は別にありまして、テニスコート利用者数は平成27年度が7,800人、そして令和4年度が7,112名です。それとは別のセンター内会議室の利用者として今の数字があります。そして、文化スポーツセンターは運動であろうということであれば、コミュニティセンターの大会議室等もフラダンス等をする、比較的体を動かすようなサークルというのもあると思います。なので、文化スポーツセンター、名前で言うとスポーツという名前が入っておりますが、利用者の内訳、会議で使うのか体を動かすのか、コミセンでもヨガ等を行っている団体もあると思いますし、その辺のところはあんまり変わらないのではないかな、同じなのではないかなというふうに思います。

今お話したように、私が捉えた数字、そして課長が捉えた数字、違うのですけれども、やはりこのような公共施設の整備、大々的にするということであれば、利用率の調査というのは必須だと思います。これは町では行ってなくて、私が今頂いた資料は教育委員会から頂いた資料です。施設整備、これだけお金をかけてするのであれば、利用者がどれくらい分布しているか、それから現在の施設がどれくらい利用されているのかということ調べることはもう大前提だと思います。

それもしないで進めているので、今言ったような利用者のそごというのも出てくるのではないかなと思います。なので、少なくとも私が数字を見る限り、利用者というのは文化スポーツセンターのほうが増えています。社会状況の変化としては、やはり人の増加というところに応じて、公共施設の必要性というのは駅周辺のほうが高まっています。これが社会情勢の変化だと思います。

そして、国から出ているコンパクトシティに関するものもですけども、繰り返しますが、これは国土交通省が出していますコンパクトシティ形成支援事業というものです。立地適正化計画というものについて、滑川町のほうでは恐らく策定していないと思うんですけども、これについては地方財政措置等もありまして、この計画をすることで補助金というものを取っていくこともできます。そして、やはりここで書かれているのが公共施設の集約化、それから複合化なのです。あと、個別施設計画にも出ていた長寿命化事業です。今、コミュニティセンターだけを単独で進めておられますが、効率化というところでほかの施設との連携ができるということなのですけども、これから施設を整備していく上で、例えば図書館と何かを一緒にする、そういうような統合化というのが必ず必要になってくると思います。そういうのも一度機能を再検討して、皆さんで合議をして、例えば公約だからとか誰が決めたからとかいうことではなく、もっとたくさんの人で合議をして、もちろん町民の意見も入れたところで合議をして、ではこの施設を集約しよう、この施設とこの施設を統合しよう、やはり駅の周辺には何か必要だから支所的なことを持つていこう、こうすればこの予算の中でやっていけるのではないかな、そういう発想が必要だと思うのです。ここでコミュニティセンターと福祉施設を先行して造ってしまうとそれができなくなります。なので、町民が全く参加していない施設計画で進むのではなくて、多くの意見を取り入れ、誰のために造るのか、町民のために造るのですよね。町民が使うために造る。それならば利用者の意見を聞かなければいけません。そういう場をつくった上で、改めて複数の施設を統合することも考えて計画を進めていっていただきたいのです。このコミュニティセンターと福祉センターを先行して造ってしまうことでそれができなくなると私は思うのです。課長はそうは思いませんか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

コミュニティセンターにつきましては、コミュニティセンター建設委員会を設置しまして、そこで町民の代表等々を交えながら建設についての在り方ということで検討を進めていくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 私の質問は、これから町の施設を総合的に考えていかなければいけないはずで。そして、今、コミュニティセンターと福祉センターを先行して造ってしまったら、施設の

統廃合であるとか、これからの運営のランニングコストであるとかをまとめた考え方ができなくなります。それについてどう思いますかという質問でした。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

福祉センター、それとコミュニティセンターを先行して造るということでございますけれども、ほかの施設の統廃合等につきましては、また今後、個別施設の整備の計画等いろんな場面で随時検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） コミュニティセンターの建築年度が1979年、総合体育館が1979年、役場庁舎が1981年、文化スポーツセンターが1982年、図書館が1985年、保健センターが1988年、比較的、人がおります6施設に限っただけでも、79年から88年、この間に建設が集中しております。そして、法定耐用年数、建築後50年と考えた場合、2029年から2038年の間に何かしら改修なり更新なりが必要となります。ここのところを単純に平米単価40万円で掛けて延べ床面積で計算しますと大体46億円が必要となります。そして、ここに今、コミュニティセンターの約10億円、それから福祉センターの約2億円が入ってきますと、コミュニティセンターを抜いて大体52億円ぐらいになります。そして、建設単価が上昇していますので65億円ぐらいになると思います。

それを、一体これからの財政計画でどのようにお金を配置していくのか、そのところのプランをまず見せていただいた上で、コミュニティセンターにも福祉センターにも着手していただきたいのです。例えば起債をして借金をする、そしてそれが将来世代、今の子どもたちに背負わされていく、そしてそれは自分たちが住んでいる場所から歩いていけないところに集中整備されている、このような状況を私は子どもたちに残したくはありません。なので、ここで一度立ち止まり、全ての施設を、統合するという含め再検討することをお願いしているわけであります。

資料のところ、役場周辺に集中整備、なぜ町内に1か所整備なのかというところも疑問なのですけれども、優先度が高いという理由を示してくださいとお聞きしたところ、結論としては管理のしやすさというところが出てきました。管理のしやすさ、これは誰のためなのか。役場のためですか。これは誰のために造るのですか、お答えください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

誰のためかと申し上げますと、それは町民のためでございます。ただ、管理するのはその施設の担当課局ということになりますので、管理をするに当たって役場周辺の施設が整っていれば、当然移動距離も短くなりますし、そういった面から管理のしやすさということで答弁をさせていただ

たところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 移動距離も短くなる。役場の方々の職員の移動距離が短くなるということですね。たかだか二、三百メートルだと思います。でも、森林公園駅の都地区の人が役場の周辺に来るまでには3キロか4キロかかるのです。その移動距離よりも役場の職員の健康な方、成年男子、成年女子、その方々の二、三百メートルのほうが大事なのですか。お年寄りもいるし妊婦もいるし、まだ歩けないような子どもを連れた子育て世代の方もいるのです。その方の3キロ、4キロよりも、役場の方々の移動距離のほうが大事なのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、確かに森林公園駅周辺の方々、こちらに来るまでには3キロ、4キロあると思いますけれども、逆に北部の土塩地区、山田の遠いところの方々も、そのくらいの距離をかけてこちらに来るということになっております。近くに施設がございますれば、もし故障等があった場合に、できるだけ早めに対応ができるというような場合も含めまして、管理の面でお話をさせていただきますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 北部の方の移動距離、もちろんそれも大事だと思います。ただ、移動する人の人数というのも非常に重要になってきます。例えば来年度予算で、宮前小学校のスクールバスの予算は約5,000万円と出ています。ほかの市町村の人口減少に伴うスクールバスというのは、子どもが少なくなってしまったから遠くを回るといえるものです。やっぱり人が多ければ、運ぶ公共施設の運用コストというのはどんどん上がってきます。例えば福田小学校の子を同じように集めるのであれば5,000万円もかからないと思うのです。公共施設の軸となるべき駅から遠くに集中させてしまうというところで、移動距離の問題はその後50年、80年ずっとついて回ります。そうすると、その交通の費用というのもずっとついて回ります。そのところも考えてほしいというふうに思います。そして、公共施設、ドライバーもこれから少なくなります。福祉有償運送等も担い手がなくなっていきます。福祉人材がいらないということは、この前、滑川町障害者計画等にも出ましたが、福祉人材の減少というものは現時点でもかなり深刻です。ドライバーの確保というのも難しくなってくると思います。そうすると、車でいうところをもう外して考えていけないといけないと思っています。ここのところが本当に見落とされている。そして、全体計画が見えてこない。

私は、コミュニティセンター及び福祉センターの建設というものには、進んでしまっていますが、

反対しています。もう一度立ち止まり、見直しを強く求めます。

質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

先ほどの確認ですが、傍聴人の方に写真撮影をされた方がおられると思うのですが、傍聴規則第9条により写真の撮影は禁止されておりますので、必ずそれは消去してください。ほかに使わないでいただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 明日8日は休会とし、午前9時から全員協議会を議場にて開催します。

また、全員協議会終了後に総務経済建設常任会、また終わりましたら文教厚生常任会を開催しまして請願の審査を行います。

◎散会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時52分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

大変お疲れさまでした。

令和6年第240回滑川町議会定例会

令和6年3月13日（水曜日）

議事日程（第4号）

開議の宣告

- 1 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度滑川町一般会計補正予算(第5号))
- 2 議案第 2号 滑川町コミュニティセンター建設委員会条例の制定について
- 3 議案第 3号 滑川町下水道事業審議会条例の制定について
- 4 議案第 4号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 5号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 6号 滑川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 7号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 8号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 9号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第10号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第11号 滑川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第12号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第13号 令和5年度滑川町一般会計補正予算(第6号)の議定について
- 14 議案第14号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 15 議案第15号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 16 議案第16号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 17 議案第17号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 18 議案第18号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算(第4号)の議定について
- 19 議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定について(予算審査特別委員会審査報告)

- 2 0 議案第 2 0 号 令和 6 年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について（予算審査特別委員会審査報告）
- 2 1 議案第 2 1 号 令和 6 年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について（予算審査特別委員会審査報告）
- 2 2 議案第 2 2 号 令和 6 年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について（予算審査特別委員会審査報告）
- 2 3 議案第 2 3 号 令和 6 年度滑川町水道事業会計予算の議定について（予算審査特別委員会審査報告）
- 2 4 議案第 2 4 号 令和 6 年度滑川町下水道事業会計予算の議定について（予算審査特別委員会審査報告）
- 2 5 議案第 2 5 号 小川地区衛生組合の規約変更について
- 2 6 議案第 2 6 号 工事請負変更契約の締結について
- 2 7 議案第 2 7 号 滑川町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 2 8 議案第 2 8 号 滑川町伊古の里の指定管理者の指定について
- 2 9 議案第 2 9 号 町道路線の廃止について
- 3 0 議案第 3 0 号 町道路線の認定について
- 3 1 発議第 1 号 滑川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 3 2 請願第 1 号 国に対して「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」の提出を求める請願
- 3 3 請願第 2 号 （仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求める請願
- 3 4 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 3 5 議案第 3 1 号 名誉町民の決定について
- 3 6 議案第 3 2 号 滑川町教育委員会教育長の任命について
- 3 7 議案第 3 3 号 滑川町教育委員会教育長の任命について
- 3 8 議案第 3 4 号 滑川町教育委員会の委員の任命について
- 3 9 議案第 3 5 号 滑川町農業委員会の委員の任命について（杉田京子）
- 4 0 議案第 3 6 号 滑川町農業委員会の委員の任命について（能見義夫）
- 4 1 議案第 3 7 号 滑川町農業委員会の委員の任命について（大嶋 剛）
- 4 2 議案第 3 8 号 滑川町教育委員会の委員の任命について（費田基司）
- 4 3 議案第 3 9 号 滑川町農業委員会の委員の任命について（齋藤哲男）
- 4 4 議案第 4 0 号 滑川町農業委員会の委員の任命について（飯塚久雄）
- 4 5 議案第 4 1 号 滑川町農業委員会の委員の任命について（石川光男）

- 46 議案第42号 滑川町教育委員会の委員の任命について（北堀高茂）
- 47 議案第43号 滑川町農業委員会の委員の任命について（赤沼 裕）
- 48 議案第44号 滑川町農業委員会の委員の任命について（井上茂昭）
- 49 議案第45号 滑川町農業委員会の委員の任命について（吉田 昇）
- 50 議案第46号 滑川町教育委員会の委員の任命について（吉田利好）
- 51 議案第47号 滑川町農業委員会の委員の任命について（齋藤美津子）
- 52 議案第48号 滑川町農業委員会の委員の任命について（田幡只夫）
- 53 諮問第 1号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦について
- 54 発議第 2号 国立女性教育会館の存続を求める意見書（案）の提出について

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	馬場敏男
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	木村晴彦
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	稲村茂之
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一
監査委員	吉野正和

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	田島百華

録 音 松 本 由 紀 夫

○議会議務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第240回滑川町町議会定例会第9日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、予算審査特別委員会審査報告書及び請願審査報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、本日は吉野正和代表監査委員にご出席いただいておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、議案第1号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 説明が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年12月27日に、令和5年度滑川町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案いたします。

それでは、1ページをお開きください。

専決第4号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度滑川町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億743万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ82億7,098万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月27日専決

滑川町長 大塚 信一

次に、2ページを御覧ください。初めに、本補正予算の概要でございますが、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、国の令和5年度補正予算にて措置された物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的に、全額国の交付金を活用することにより実施するものでございます。

事業内容といたしましては、物価高騰対応重点支援給付金給付事業でございますが、令和5年度住民税の非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を給付するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。初めに、歳入歳出予算でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、節6企画費国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1億743万4,000円を計上し、本事業実施のための国の交付金となっております。

次に、7ページを御覧ください。歳出予算でございますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、節10需用費の消耗品費や節11役務費の通信運搬費、節12委託料については、本事業を実施するための事務費分でございます。

また、節19扶助費については、物価高騰対応重点支援給付金として1億500万円を見込んでおります。

以上、雑駁でございますが、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は、答弁を含み30分とします。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決、承認されました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、議案第2号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第2号 滑川町コミュニティセンター建設委員会条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、滑川町コミュニティセンター建設に際し、必要な事項を調査及び審議する会議体を設置するため、滑川町コミュニティセンター建設委員会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めます。

本条例は、新たな条例の整備でございます。お手元でございます条例文をお開きください。本条例は全部で10条から成る構成で、第1条では設置を規定し、第2条では、コミュニティセンターの建設及び運営に関することを所掌事項として規定しております。

第3条の組織では、委員会の委員を15人以内をもって組織することとし、構成は町議会の議員、学職経験者、公募により選出された者、その他町長が認める者として規定しております。

第4条の任期では、委員の任期をコミュニティセンターの建設が終わるまでの期間とするものです。

第5条では委員長及び副委員長、第6条では会議、第7条では意見聴取等、第8条では守秘義務、第9条では庶務、第10条では委任をそれぞれ規定したものでございます。

また、附則においては、施行日のほか、附則第2項では、条例第2条に規定する所掌事項が終了した日限り、その効力を失うものとしております。

施行は、令和6年4月1日でございます。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、第3条なのですけれども、この中で町民というのは公募により選出された者というところでしょうか。そして、それは何人ぐらいになりますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

公募の町民につきましては、2名ということで予定をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 同じ3条で、(2)の学識経験者5名が予定されていると聞いているのですけれども、学識経験者5名、そして(4)のその他町長が認める者7名というところの具体的な、どのような方を想定しているかというのを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、学識経験者でございますけれども、予定としては、公民館運営審議会の委員長、それから社会教育委員長、区長会の会長、それと老人クラブ連合会会長、それから身体障害者関連団体の代表の方、それから町長が認める者につきましては、副町長をはじめ関係課局長ということで予定をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） その他町長が認める者というのは、役場の関係各課の方ということなのかなと思います。学識経験者のところには、関係するであろうというところの組織の方々が入るのかなというふうにお聞きできました。

コミュニティセンターに子育て支援センターも入る予定ということで、子ども関係の代表者あるいは関係者というものは、この中でどこになりますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

子ども関係の方ということでございますけれども、特にそれについては定めておりません。ですので、公募による町民ということで選出されればその方になるかというふうに思います。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 今、滑川町コミュニティセンターには子ども支援関連の場所も入るといふふうで資料で見えております。そして、仮に協議によりそれが入るか入らないかまだ未確定の段階かとは思いますが、それを協議するというところで、こども基本法でも子ども関連の施設等を造るときは、必ず子どもの意見、そして子どもの保護者の意見を聞くことというふうに書かれておりますので、ここの委員の中には学識関係者、複数の機関の代表者が入っておりますので、子どもに関連する機関の関係する人もぜひ入れていただきたいと思うのですが、そして、いただきたいと思いますし、入れる必要があると思います。その点について検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

子ども関係の方の委員につきましてなのですが、今現在の大きな部分で決まっている答弁でございます。最終的にはどういった方を選考するのかということで、今後詰めていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。ぜひ子ども関連、子育て中の方が入るような委員会の構成をお願いします。なるべく多様な方が入ったほうがいいと思いますので、例えば委員15人以内、15人という上限を設けず複数の世代、そして複数の関係者が入るような委員会の構成を強くお願いしたいと思います。

次、第4条についてお聞きします。「滑川町コミュニティセンター建設が終了するまでの期間とする」とあります。終了するまでにどのようなペースでこの委員会を運営していくご予定なのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

この委員会では、コミュニティセンターの建設から運営まで幅広く審議をしていただくことを想定しております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、委員会をどの時点から第1回目を開く予定で、そして最終回というのを第何回、いつ頃を予定しているのか。そして、その期間の中に何回ぐらいこの委員会を開催する予定でいるのか、そういうような期間と回数について詳細を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、期間でございますけれども、開設予定が令和9年度ということになっておりますので、令和6年度から、その開設になる令和8年度末ぐらいまでということになるかと思えます。また、9年度に入って開設した後もいろいろ検証等の部分もあるので、開催するようかなというふうに考えております。

回数につきましては年3回から4回、場合によっては、その内容によりましてもっと開催するという事も考えられると思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。年三、四回ということだと、町でよく行う委員会が、計画等を策定するときのものが年三、四回というものが多いので、それと同じようなペースなのかなというふうに思います。例えば障害者計画等何かしらの計画の場合は、委員会でまとめて最後に意見として町長に提出するというのが流れかと思えますが、この場合はコミュニティセンターの建設の進行、それと同時進行でこの委員会の意見というものが出てくるのかなというふうに思います。

建設にこの委員会の意見というものがどのように関わっていくものなのか、委員会で考えた意見というものを執行部側にどのように出していくようなものなのかというところを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、この委員会では建設、それから運営に関する事項を審議していただくわけでございます。現在、パブリックコメントを募集しておりますが、その内容についてもこの審議会で審議していただくということで考えております。このコミュニティセンター建設委員会でございますけれども、この審議会の内容で、またある程度決まった段階で、次の段階でまた町民の方に対しましてパブリックコメントを実施して、計画と設計等に反映していきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 現在もパブリックコメントを募集しておりますが、この委員会というものがあるところでも審議の結果を受けパブリックコメントをしていくということなのですが、それはこの委員会、約3年間あって年に三、四回行うということなのですが、パブリックコメントをどのようなペースで出していくのでしょうか。今のパブリックコメントというのは、最終の令和9年と

か8年とか、そういうところを予定しているものなのか、それともある程度、例えば半年とかというスパンでパブリックコメントの募集とその反映を繰り返していくのか。ちょっとそのパブリックコメントの使い方、頻度についてご説明いただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

現在行っているパブリックコメントをコミュニティセンター建設委員会のほうでまたまとめて審議していただいて、2回目のパブリックコメントを出すという計画でございます。その後につきましては、この建設委員会の中でまた検討し、実施するのであれば実施していくという形になるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 2回目のパブコメというところが回数で出てきたのですけれども、これはいつぐらいを予定しているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

現在行っているパブリックコメントにつきましては、今月の22日だと思っておりますけれども、そこまでの期間で募集をしております。次のパブリックコメントはということでございますけれども、委員会のほうが立ち上がって、それでその運営、建設に関する審議を重ねながら、そのパブリックコメントの意見等もその建設委員会の中でご審議をいただいて、次のパブリックコメントといえますか、こういう計画、設計になりましたよというような段階になりますれば、またその段階でパブリックコメントを募集していくというような流れになるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ちょっと最後に、そのパブリックコメントの回数について私が聞きたいところが返ってこないのお聞きするのですが、コミュニティセンター建設委員会というもので審議を続けます。そして現在、今月22日締切りのところで、委員会とは関係ないところで、委員会がまだ設置されていない状態でパブリックコメントが出ています。委員会の中で今後パブリックコメントについては扱っていくというご答弁でした。

この委員会、コミュニティセンター建設が終了するまでの期間というふうにあるのですが、終了する期間の前のところだけでパブリックコメントを出すつもりなのか、それとも建設委員会が開催されるたび、あるいはある程度まとめて半年に1回、あるいは1年間に1回程度の状態でパブリッ

クコメントを複数回出すつもりなのか、そのところを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

パブリックコメントの回数につきましては、建設委員会の中で委員さんの中で協議をいただいて、出すべきときだということになりますればその都度出す、そういうような考えでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。では、パブリックコメントというものも、回数等含め未定というところなのかなというところで理解いたします。

次に、第8条についてお伺いします。第8条、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」というような文言があります。個人情報扱うような任務ではこういう知り得た秘密というのがよく出てくるのですけれども、このコミュニティセンター建設委員会で想定する、職務上知り得た、漏らしてはいけない守秘義務に該当する秘密というのはどのようなものを想定しているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時27分）

再 開 （午前10時27分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

職務上知り得た秘密、守秘義務ということでございますけれども、現時点では何とも言えません。ただ、これについては、建設検討委員会の中でもそういったものが出てきた場合に、その秘密を漏らしてはならないということで委員さんの中で決めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） このところをお聞きしたのはコミュニティセンター、このような公共施設が建設され、計画されるに当たって、情報はオープンにするべきだと思います。そして、できればこういう15人程度の委員会ではなくて、逐一町民に説明会、意見募集というのをしていくべきだと考えています。

委員会のみがこのような情報を持つという流れで、今、進んでいるのかなというふうに思います

ので、あまりこの職務上知り得た秘密というものを広く取ってしまうとコミュニティセンター建設に関する情報を得ることができないなというふうにちょっと懸念をしたわけなのですが、例えばこの建設委員会で毎回配付される資料というものがあるのですが、これについては、この職務上知り得た秘密に入るのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

建設委員会の中で配付された資料につきましては、守秘義務、秘密事項には該当しないというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。それを聞いて少し安心しました。

そして、最後にお聞きしたいのですが、コミュニティセンター建設委員会ということで、この建設計画に当たって委員会を策定し、進めていくということなのですが、この委員会の位置づけとも関わるのですが、この委員会のほかに町民への説明会、そして町民への意見聴取の場というのはご予定されていますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

委員の中に、先ほどから申し上げております町民の方が委員となっております。その委員となっているコミュニティセンターの建設委員会にてしっかり審議していきたいというふうに考えておりますので、特に意見交換会等を開催する意思等はございません。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、この委員会の中に予定される公募より選出された者2名という町民が全町民の意見を代表していくというお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

おっしゃるとおり委員の方が町民の公募により代表で出てきていただいておりますので、特に先ほどから申し上げましたように、意見の場というものを開催する予定等はございません。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 委員会で公募により選出された者2名の方の町民というのが全町民の意見を代表するというのは、この2名の町民の方にとって荷が重いのではないかなというふうに思います。町民とはいっても、皆さん住んでいらっしゃる地域もそれぞれで、地域によって要望や、そして困り事、公共施設の配備等、地域による偏りはありますので、2名ではそういう、それぞれの意見というものを持ってくるというところでは足りないのではないかなと思います。地域的なもの、そしてそれぞれ健康な方、何かしらの不自由を持たれている方、そしてライフスタイル、そして子育て世代、現役世代、そしてシニア世代等、それぞれの世代によって意見やしてほしいこと、そして充足しているものというものも異なってきます。そこに対して2名の町民の代表で済むというのは、あまりに乱暴ではないかなと思います。

もう一度お聞きしますが、この町民2名の代表で町民の意見が代表されると思われているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

学識経験者の方につきましても、ある意味、町民の代表というふうに考えております。公募によりまして2名の方の町民の方だけではないということで考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。学識経験者の方も5名で、先ほどご答弁いただいたように、今、現時点で子ども関係の団体、機関等の代表者は入っていないというところでは少し厳しい数字かなというふうに思います。そして、ほかに住民の説明会や意見聴取も開く必要はないということでしたので、この委員会だけになるのであれば、学識経験者のところの枠を増やす、公募により選出する町民の数を増やす等して、極力多様な意見を拾い上げるような形の開催を強く希望します。これは要望です。

私の質問はこれで終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、この件について、これから検討委員会とかいろいろ始めようという、建設委員会を設置しようということですが、この建設、取りあえず今パブリックコメントを募集をされています。この間、私なんかも、とにかくパブリックコメントで22日までと、先ほどの質疑にもありましたけ

れども、またもう一度やるとかというお話もありましたが、要するにもう基本計画がこのような形で出されています。これについてのパブリックコメントになっているわけです。それが、私なんかはこの間、この議会の中でも住民の声を聞いてほしいと何度も繰り返しお願いをしてきたわけですが、残念ながらこの基本計画が出されるまで住民の声を聞かなかったということになってしまったわけです。本当にこれは残念だなというふうに思います。この町の姿勢は絶対に改められなければいけないというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

今回のコミュニティセンターの建設に当たっては、まず役場の中の関係課局長の構成で建設検討委員会というのを立ち上げて、そこである程度審議をしてきたところでございます。審議して先進地のほうも視察にも行ったりしましたけれども、また業者さんも決定させていただいて、業者も含めて建設検討委員会を開いてきたわけです。その建設検討委員会で施設整備計画案を出ささせていただいたという流れになっておりますけれども、今回のこの整備計画については、そのような形でさせていただいたということになります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この基本計画の中身について、私、読ませていただいたのですが、ちょっとよく分からないのですよ。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時40分）

再 開 （午前10時41分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、改めてお聞きしたいのですが、この計画について町はどのような説明を町民になさっているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

住民の方への説明ということでございますけれども、この整備計画が、（案）でございますけれども、できたということで、今パブリックコメント、ホームページと公式ライン等で行っているということになります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） それは説明になっていないでしょう。だから、議員の私もこの基本計画について今こうやって議論もできないような進め方なのですか。こんなやり方はあるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前10時43分）

再 開 （午前10時43分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

この件につきましては、先日の全員協議会で住民の代表であります議員さんの皆様に説明を申し上げているというところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） その全員協議会で質問をしようとしたら止められたのですよ。要するに、議員に説明もしないで議員に聞いてくれみたいなことを言っているわけだけれども、とんでもないのではないのですか、この姿勢は。改めてちょっと、この基本計画についての議論をここではやっ
てはいけないのですか。やったほうがいいと思いますよ。

○議長（吉野正浩議員） 小柳副町長、答弁願います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ちょっと休憩します。

休 憩 （午前10時44分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この基本計画についての質問はやれないということですので、後で討論でお願いしたいというように思います。

一つだけちょっとお聞きしたいのですけれども、この計画で、昨日の予算の説明の中でもありましたけれども、いわゆる国からの補助だとか事業債だとかいうようなことについては考えられていないようなお話があったのです。当然そうなると住民負担が増えてくるというふうに思うのですけ

れども、そんなことはこの計画の中には、計画というかこの検討委員会の中では検討するのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

事業の計画につきまして検討委員会で審議をしていただくわけでございます。この中には当然建設費用等も入ってくるかと思っておりますので、その中でこういった財源でやるのかということで、一つにはその事業債、起債のほうも考えますし、また公共施設の整備基金等も活用しながらというような審議になろうかと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 当然そういうことになるだろうなというふうに思うのです。そういったような計画になってしまっているということ、これを進めようとしていること自体本当に残念でありません。

質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

阿部議員。反対の討論。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） この建設委員会設置条例について、建設委員会条例の制定について反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

この計画について現在パブリックコメントが募集されております。3月22日までという非常に短い期間で、住民が知らないまま計画が進められようとしております。この間、議会で住民の声を聞いてほしいと何度も繰り返し要望してきましたけれども、残念ながらこの基本計画が出されるまで声を聞くことなく進められてしまいました。この町の姿勢について本当に残念な姿勢だと、改めるべきというふうに考えます。

まず、基本計画の件についてですけれども、コミセンの位置づけのことについて、総合振興計画2-4、生涯学習施設の設備活用というようなところで、文化振興と併せた生涯学習の拠点となる施設、複合施設の建設を目指すというふうになっております。これは、この複合施設のことでありコミュニティセンターではないのではないかとこの複合施設のことについて考えます。また、公共施設等総合管理計画、統合や廃止の推進方針及び総合的かつ計画的な管理体制に関する構築方針を踏まえということ

ろで、こういうふうはこの計画は述べております。町がサービスの利用権益や交通アクセス関連施設との位置関係を検証し、町民の利便性や町づくりとしての適切な配置について検討を図るほか、町全体が生涯学習の場として、町づくりの視点から文化振興と併せた生涯学習の拠点となる施設の整備を検討するというふうに言って、続けて公共施設のネットワークのハブとして既存施設との積極的な連携も考慮しながら、つなぎ目、分け隔てなく総合的に活用できることを目指すというふうにこの計画の中には書いております。

ところが、この公共施設等管理に関する基本方針、公共施設等総合管理計画については次の文章が欠落しているのです。どういう文章かといいますと、「また、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県、民間、近隣自治体との連携等を視野に入れ、時代に即した機能的な地域拠点施設（複合施設）の建設について検討し、機能維持を図りながら施設数量の縮減を目指す」というふうになっているのですけれども、この公共施設等総合管理計画のこの文章をあえて抜いたのではないかというふうにも思われます。つまり、間違った情報を住民に伝えてパブリックコメントを求めているというふうにも取れるわけです。

もう一つ言うておきますけれども、この基本計画の4ページ目にありますけれども、「劣化状況により早急に長寿命化対策工事が必要であるが、現施設の構造機能を引き続き利用することとなると長寿命化か建て替えかを選択するタイミングだと考える」というふうになっております。その下に、コミュニティセンターの本体を含めた改築の費用が長寿命化計画に基づく40年間の計画の費用が記載されています。これだけ読むと、これはコミュニティセンターは建て替えが必要だと。この長寿命化計画、これ全部合わせると11億円かかるから今回の9億5,000万円なら安いのではないのというふうに捉えられる、そういったようなことも思われ、要するに情報をもし住民に示すのであれば全体を示していただきたいのです。今、直近で進めなければいけない長寿命化計画の中で一番求められているのは総合体育館なのです。これをここから抜いて、なぜコミセンの計画だけをこうやって示しているのかということが、この計画を進めようという立場のパブリックコメントということになるというふうに思うのです。本当にこの個別施設計画では、この5年間で総合体育館、コミセンもそうですし、あとスポーツセンターなど様々な施設について計画を立てて、とにかく今、次々と公共施設が耐用年数を迎えていると。これに対応する形でこの計画をつくろうということで始めたはずなのです。ところが、これを無視をしてこのコミセンの建設だけを進めようというのが、私は重大な誤りだというふうに思うわけです。

そういったようなことで、先ほど答弁もありましたけれども、財政計画については今のところ見通しが無いという状況です。であれば、長寿命化計画というのはきちんとした財政措置が国から得られます。充足率が90%のこの町の財政状況、健全化状況だと30%までの交付税措置が取られるというふうに思います。こういった財政計画も含めて町民に示しながら、そしてそれでもこの計画が必要なのだということであれば、そういう説明をするべきだというふうに私は思うのです。本当に

住民の知らない間にこういった基本計画をつくり、そしてそれに基づくパブリックコメントを募集する。その資料も非常に恣意的な資料を提示しているというふうには言わざるを得ません。

そういった意味で、今回この建設委員会条例については反対をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言願います。

赤沼議員、お願いします。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼です。議案第2号 滑川町コミュニティセンター建設委員会条例の制定につきまして、賛成の立場で討論を申し上げます。

本条例の委員会の中で建設あるいは運営について協議をされているというふうに考えます。町長もこういった委員会の意見を尊重して事業の実施をお願いしたいというふうに思います。コミセンのこの建設につきましては、議会の中でも予算を含め検討をまいりました。二元代表制の中、首長は住民から選出された町の代表であり、議員は有権者から選出された町民の代表です。この制度の中で進められてきた議論でもあり、今回の条例の提出がなされたわけであります。

そういった意味で、私は本条例案に賛成いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第2号 滑川町コミュニティセンター建設委員会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第3号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第3号 滑川町下水道事業審議会条例の制定につ

いて説明をいたします。

提案理由でございますが、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の各特別会計が下水道事業会計として地方公営企業法を適用したことに伴い、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の各審議会を統合し、円滑な運営を図るため、滑川町下水道事業審議会条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

条例の内容について説明をさせていただきます。お手元の議案書に添付してあります条例を御覧いただきたいと思っております。条例は全8条での構成となっております。

第1条では、条例設置の目的について記載をしております。公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の円滑な運営を図ることを目的としております。

第2条では審議会の所掌事務を、第3条から第5条では委員の組織構成、任期、役職等について記載をしており、委員数は15名以内、任期は2年と定めております。

第6条は会議について、第7条は町の所管について、第8条は委任についてを記載してございます。

なお、附則に記載のとおり、本条例の施行期日については、令和6年4月1日となっております。

あわせて、現行の滑川町下水道審議会条例、滑川町農業集落排水審議会条例、滑川町浄化槽条例は、令和6年3月31日をもって廃止とさせていただきます。

以上、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 滑川町下水道事業審議会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は午前11時15分とします。

休 憩 （午前11時04分）

再 開 （午前11時14分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第4号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第4号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表を御覧ください。第7条第2項は、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため条文を改正するものでございます。

第8条は、第7条の地方公務員法の法令番号が削除されたことから、新たに地方公務員法の法令番号を付け加えるものです。

施行は、令和6年4月1日でございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 滑川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第5号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第5号 滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、町の附属機関の廃止及びコミュニティセンター建設委員会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、滑川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元の資料、新旧対照表を御覧ください。別表第1で規定しております委員について、農業集落排水事業審議会委員及び浄化槽事業審議会委員の廃止に伴い、両審議会委員を削除し、新たに「コミュニティセンター建設委員会委員」を追加するものでございます。

施行は、令和6年4月1日でございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 滑川町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議案第6号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第6号 滑川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

提案理由でございますが、受給者及び現物給付の定義等について規定の追加を行うため、滑川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

恐れ入ります。新旧対照表1ページを御覧いただきたいと思っております。第2条第7項及び第8項において、受給者及び現物給付の定義についてを追加いたしました。

次に、第3条において、児童扶養手当法と対象者を同一にするため、第3項第6号において、日本国内に住所を有しない者を対象者から除外をいたしました。

続きまして、第3条、対象者、第4条、所得制限、第5条、受給者証交付について、定義規定の整理に基づき修正を行い、併せて文言の整理をさせていただきます。具体的に述べますと、第3条、第4条及び第5条の文中に、「ひとり親家庭又は養育者家庭の」を追記したことにより対象者を明確にし、解釈上の疑義をなくしております。

続きまして、第7条において、現物給付に係る支給方法についてを規則に委任する規定を追加をいたしました。

その他、各条項について文言の整理をさせていただきました。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 滑川町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第7、議案第7号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第7号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、民法等の一部を改正する法律の一部の施行及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表1ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、第5条第2項第2号におきまして、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにより、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとするものでございます。

次に、中段の第15条第2号では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条ずれを生じたため改正をするものでございます。

次に、下段の23条でございますが、2ページを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにより、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとするものでございます。

次に、改正前の第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する事項でございますが、民法の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。親権者は、民法第820条により必要な監護教育をすることができることを前提に、監護教育に関し、体罰その他、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないとしております。

続きまして、第36条、特別利用教育の基準でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、同様の文言整理を行うものでございます。

次に、第50条、準用及び51条第3項になりますが、これは先ほど説明した第26条の削除に伴い改正をするものでございます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第8、議案第8号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第8号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、民法等の一部を改正する法律の一部の施行及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決

を求めるものでございます。

今回の改正は、民法等の一部を改正する法律の一部施行及び厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い条例の改正をするものでございます。

なお、現在町内にこれらの事業所はございませんが、国の基準等の改正に伴い条例の一部改正をお願いするものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表1ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、第6条、保育所との連携の8行目を御覧いただきたいと思います。これは、基準省令の改正に伴い文言の整理を行うものでございます。あわせて、第6条第1項第3号、第6条第4項の各号及び第6条第5項についても、同様に基準省令の改正に伴い文言整理を行うものでございます。

次に、2ページ中段、第7条2、安全計画の策定等についてでございますが、家庭的保育事業者は、利用乳幼児の安全確保を図るため、家庭的保育事業所ごとに安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとするものです。また、策定した安全計画について職員に周知するとともに、研修、訓練を定期的実施し、保護者への周知や連携、定期的な見直し、変更について規定をするものでございます。

次に、新旧対照表2ページ下段から3ページにかけての第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認でございます。第1項については、事業者等は利用乳幼児の事業所外での活動などのための移動に関し、自動車を運行する場合の乗車及び降車の点呼、その他利用者の所在の確認について規定したものでございます。

第2項については、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合に、利用乳幼児の車内の見落としを防止する措置を講ずる規定でございます。

次に、3ページ中段の第10条につきましては、ほかの社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について改正するものでございます。

次に、第13条、懲戒に係る権限の濫用禁止についてでございますが、これは先ほどの議案第7号と同様に、民法の一部を改正する法律の一部の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、3ページ下段の第14条第2項、衛生管理等についてでございますが、感染症、食中毒の発生や蔓延防止のため、職員に対し、研修、訓練を定期的実施する旨の文言の改正をするものでございます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第9、議案第9号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第9号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、国民健康保険財政の適正化を図るため、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めらるのでございます。

内容でございますが、議案書添付の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第5条では、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を「2万6,000円」から「3万3,000円」に改めるものでございます。

第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を「100分の2.2」から「100分の2.4」に改め、第7条では、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「1万2,000円」から「1万4,000円」に改めるものでございます。

第8条では、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を「100分の1.9」から「100分の2.1」に改め、第9条では、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を「1万3,000円」から「1万5,000円」に改めるものでございます。

第21条では、国民健康保険税の減額について規定するもので、第1項では、第5条、第7条及び第9条による基礎分、支援金分、介護分の均等割額の改定に伴い、それぞれの所得区分に応じ、7

割、5割または2割減額される金額を改め、第2項では、未就学児がいる場合の減額で、第5条及び第7条による基礎分及び支援金分の均等割額の改定に伴い、それぞれの区分に応じて5割減額される金額を改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

今回の改定でこの均等割分が、介護給付も含めて均等割、幾らが幾らに上がり、何%引き上がるのか教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁申し上げます。

医療給付分でございますが、所得割は変更はございません。均等割額が、改正前は2万6,000円で、改正後につきましては3万3,000円となりますので、7,000円の引上げでございます。

後期高齢者支援金分につきましては、所得割が、改正前につきましては2.2%、改正後につきましては2.4%に改定でございます。均等割額につきましては、1万2,000円から1万4,000円に改定いたしまして、2,000円の増額でございます。

次に、介護給付金分につきましては、所得割につきましては1.9%から2.1%へ引上げとなります。均等割額につきましては、1万3,000円から1万5,000円の2,000円の引上げでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そういったすごい引上げになるのですけれども、この町の国保加入者で、例えば今の加入者の平均所得というのはわかりますか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前11時40分）

再 開 （午前11時42分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の再質問にご答弁申し上げます。

平均所得でございますが、151万7,000円程度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そういった非常に低所得の方が、加入している方が多い国保になっているわけなのです。これは全国的にもそうです。そういったようなところにさらに保険税を引き上げるというふうになるということで、非常に大きな問題だというふうに思います。町もいろいろ検討なさっているようですけれども、本当にやめてほしいなど。この間、私たちはアンケートをやっていますけれども、今の生活が苦しい一番の原因が物価高騰なのです。次に国保税や介護保険料の負担なのです。同じように、それと一緒に、要するに医療費の負担と介護利用料の負担、これが重くのしかかっているというのが、そういったようなアンケートの調査なのですけれども、これをさらに苦しめるようなことになってしまうということで、ぜひ今後検討していただけないかなというふうに思います。

要望で質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行いたいというふうに思います。

先ほどの答弁でもありましたけれども、この国保税が低所得者に対する高額な負担を強いるものになってしまうということです。私はこの間、この問題でも一般質問も行ってまいりましたけれども、昨日の予算説明をお聞きして、町も今後一般会計からの繰入れを積極的に行っていく、そして今後の国保税の抑制に努めるという姿勢があるということをお聞きして、少し安心をいたしました。しかし、今回の引上げ額が1人平均1万1,000円と、率にして21%の引上げになるわけです。これは、恐らく多くの国保加入者の方は、この請求を見てびっくりするだろうなというふうに思います。今、住民の皆さんは物価高騰で苦しんでいる、そこにこの値上げということになってしまうと、本当に生活が立ち行かなくなるという方がたくさん出てきてしまうのではないかとこのように思います。先ほども答弁ありましたが、国保加入者の多くが無職、年金の加入者です。平均年収200万円以下の非正規の方々、200万円以下の所得の方は全国的に見ても2020年、136万円が加入世帯の平均所得と、これ全国ですけれども、言われております。今、国保の統一化が進められております。国が進めて県もそれに従う、町も従わざるを得ないということは承知しておりますけれども、しかし、このような値上げにつながるこの国保税の統一、これについては絶対に反対をしてい

きたいというふうに思いますし、この自治体、町からもその声を上げていただきたいというふうに思います。

そういった意味も込めて反対をしていきたいというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言願います。

中西議員。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 賛成の立場でお話をさせていただきたいと思います。

保険税率は、埼玉県は県内どこでも、どこに住んでいても同じ税率になるように令和9年度に準統一、令和12年度に完全統一する方針を示しております。埼玉県が提示している保険税率は、現在の滑川町の保険税率とは大きな差があります。被保険者への影響を考えると、急激に引き上げるのではなく、段階的に見直しをしていくのが適当であると考えます。現在の町の財政状況を勘案いたしますと、国民健康保険特別会計を見ていきますと、来年度の保険税率の引上げは、大変残念ではございますが、必要不可欠な状況であるかと思えます。

令和9年度の保険税率を幾らにするのが適当であるかにつきましては、町からの諮問を受け、滑川町国民健康保険運営協議会にて議論をしております。協議会の委員はいろいろな立場の方がいらっしゃるのですが、委員から出た意見は、現状比微増にとどめるべきというものから、最初から準統一時の保険税率に近づけたものにするべきだというものまで様々なものがありました。健康保険法77条に基づく市町村独自の保険料の減免は赤字補填に当たり、やめるよう国から指示されていると認識しております。現在、町で実施していないこの減免を新たに導入することは、なかなか厳しいものがあるかと思えます。協議会では、今回答申するに当たって、一方的に希望を述べるのではなく、町に努力してもらえば実現可能であるものにしようとの合意の下、議論をしております。最終的には、町の財政状況、近隣市町村での検討状況などを勘案して十分に議論、全員が納得したものを答申としてまとめております。

国保の税率がこんなにも高くなってしまった最大の原因は、1984年に国庫負担が大幅に削減されたことにあります。町長も保険税率の大幅な引上げについては気にかけておられており、一般財源からのできる限りの支援を約束していただいたという経緯もございます。また、補正予算、この後出てくると思いますが、においてもその措置をしていただいているところでございます。このように、町で対応できることは限られておりまして、根本的な解決策は国庫負担を大幅に増額してもらうしかなく、町長にもあらゆる機会に国等への申入れをしてもらっているところです。我々議員も機会あるごとに県会議員ですとか国会議員等に国への働きかけをお願いしていかなければならないことだと考えております。

これらのことから、今回の保険税率についてはやむを得ないものと考え、賛成するものでござい

ます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第9号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第10、議案第10号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第10号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、第9期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、介護保険料の見直しを行った結果、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率等の改正を行いたく、また地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、滑川町介護保険条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めらるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。主な改正点は、第9期介護保険事業計画の計画期間であります、令和6年度から令和8年度までの所得段階別の年額の介護保険料並びに基準所得金額の改正となります。全員協議会の中でも説明をさせていただきましたが、国は第9期の介護保険料標準段階を13段階に設定しましたので、滑川町も国の基準に基づき、所得段階を第8計画の10段階から13段階へ改正いたします。

第2条第1項第1号から2ページの第13号までは、所得段階の第1段階から13段階を示しております。国の見直しの趣旨としては、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低

所得者の保険料上昇の抑制を図るものとなっております。

1 ページ目の第 1 号に示しているとおり、所得段階第 1 段階の年額介護保険料は改正前の「3 万円」から「2 万7,300円」へ、第 2 段階は「4 万5,000円」から「4 万1,100円」へ、第 3 段階は「4 万5,000円」から「4 万1,100円」へ改正しております。第 4 段階から 9 段階までの額の変更はございません。基準額とされている第 5 号にあります第 5 段階の保険料 6 万円におきましても変更はありません。

今回の改正で多くの自治体が基準額の引上げを予定しておりますが、滑川町は今後 3 年間の高齢化率、認定率の伸びが緩やかであり、介護給付費や地域支援事業費等の見込みを推計した結果、変更なしと判断することができました。町民の皆様、介護保険事業関係者、医療関係等の介護保険に対するご理解、ご協力があり、また介護予防や健康づくりに対する町民の皆様の意識が高く、長年にわたる事業の成果と考えております。

2 ページを御覧ください。第 2 項から基準所得金額について記載しております。改正前は、第 10 段階を前年の所得合計金額が 400 万円以上としておりましたが、改正後は、第 4 項以降に示すとおり、第 8 段階を 320 万円、第 9 段階を 420 万円、第 10 段階を 520 万円、第 11 段階を 620 万円、第 12 段階を 720 万円と定め、それ以上を第 13 段階といたしました。

第 9 項から 3 ページの第 11 項までは、低所得者の保険料軽減のため公費軽減割合の見直しが行われたための改正です。

第 9 項は、第 1 段階の年額保険料が 1 万7,100円、第 10 項は、第 2 段階の年額保険料が 2 万9,100円、第 11 項は、第 3 段階の年額保険料が 4 万1,100円となります。第 8 期と比べそれぞれ 900 円の減額となります。

第 4 条は、国の法律の改正に伴う改正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これより議案第 10 号 滑川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （正 午）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第11、議案第11号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第11号 滑川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第243条の2の2が、第243条の2の8に条ずれしたことに対応するため、滑川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

お手元の新旧対照表を御覧ください。表中、第5条の下線部を、改正前の「第243条の2の2第8項」から、改正後の「第243条2の8第8項」に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和6年4月1日とさせていただきます。

以上、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 滑川町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は議案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第12、議案第12号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第12号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が制定され、水道法の一部改正の施行に伴い、滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

お手元の新旧対照表を御覧ください。表中、第5条及び第36条1号の下線部を、改正前の「厚生労働省令」から、改正後の「国土交通省令」に改めるものでございます。

なお、本条例の施行日は、令和6年4月1日でございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第13、議案第13号を議題とします。

事務局長よりを朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第13号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第6号）の議定についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第13号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度滑川町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,370万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,727万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、2ページから5ページにかけては、第1表、歳入歳出予算補正でございまして、歳入及び歳出予算について、款項別の補正額一覧表となっております。

次に、6ページを御覧ください。第2表、継続費補正でございしますが、（仮称）滑川町福祉センター整備事業（設計・監理分）につきまして、事業費の総額及び年割額を変更するものでございします。変更後につきましては、総額1,008万5,000円、年割額につきましては、令和5年度が750万円、

令和6年度が258万5,000円でございます。

次に、7ページを御覧ください。第3表、繰越明許費ですが、令和5年度から令和6年度にかけての繰越事業でございますが、9事業について予算の繰越しをお認めいただきたいと存じます。

事業内容といたしましては、款2総務費、項1総務管理費の住基システム改修業務委託事業416万1,000円、コンビニ交付システム改修業務委託事業66万円、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム改修業務委託事業388万円、戸籍附票システム改修業務委託事業220万円、款3民生費、項1社会福祉費の均等割のみ課税世帯給付金給付事業4,785万円、非課税・均等割のみ課税世帯のこども加算給付金給付事業6,570万円、款4衛生費、項1保健衛生費の新型コロナワクチン接種推進事業473万円、款8土木費、項2道路橋梁費の町道102号線（月輪大堀）物件移転補償事業435万7,000円、款10教育費、項2小学校費の宮前小学校増築校舎事業2億2,440万円でございます。

次に、8ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正ですが、事業の追加及び変更を行うものでございます。初めに、追加として、水泳指導の充実推進事業（令和5年度追加分）でございますが、令和4年度に設定した限度額である3,575万円を超える事業費が見込まれるため、追加分として、令和6年度から令和9年度の期間で、限度額127万6,000円を新規で設定するものでございます。

また、変更として、スクールバス運行事業でございますが、当初予定の事業内容からバスの増大等が見込まれるため、限度額を2億2,572万9,000円に変更するものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。初めに、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。款1町税、項1町民税でございますが、目2法人において法人税割を1,500万円減額しております。

また、項2固定資産税、目1固定資産税でございますが、節1現年度課税分のうち、償却資産におきましては5,095万2,000円の増額でございます。いずれも今年度の収入見込額を推計の上、現計予算額との差額を補正させていただいております。

なお、固定資産税のうち家屋及び償却資産については、新型コロナウイルス感染症等の影響により、中小企業等が一定の条件を満たして取得した家屋及び設備投資に対して課税標準額をゼロとする特例を講じていることに伴う減収分を見込んでおります。

次に、款2地方譲与税から15ページまでの款12交通安全対策特別交付金までの各種交付金等については、国や県から示された収入見込額や令和5年度の収入実績から、各予算について増額または減額補正をさせていただいております。

次に、款10地方特例交付金ですが、先ほど固定資産税に係る説明の中で申し上げた国からの補填分といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金544万3,000円を計上させていただいております。

次に、15ページを御覧ください。款11地方交付税においては、初めに普通交付税でございますが、臨時経済対策費等の基準財政需要額が追加となったことにより普通交付税の追加交付があったため、5,298万9,000円を増額しております。

次に、16ページの下段になりますが、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金のうち、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金に360万2,000円を計上し、歳出予算の増額に伴う国庫負担金の増額でございます。

また、その下の、子どものための教育・保育給付交付金につきましては、1,549万1,000円増の見込みとなっております。

次に、17ページを御覧ください。項2国庫補助金でございますが、目1総務費国庫補助金について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1億4,661万3,000円を増額させていただきました。先ほど繰越明許費で申し上げた民生費における均等割のみ課税世帯給付金給付事業及び非課税・均等割のみ課税世帯のこども加算給付金給付事業に係る補助率10分の10の国庫補助金でございます。

次に、19ページを御覧ください。款16県支出金でございますが、項2県補助金、目2民生費補助金ですが、節3児童福祉総務費県補助金については、合計122万5,000円増額でございます。子ども・子育て交付金事業として実施している事業について、事業の増減に伴う県補助金額の補正が主なものでございます。また、保育所や認定こども園、学童クラブ等が行う新型コロナウイルス感染症対策の事業や物価高騰対策のための事業に係る県補助金も見込んでおります。

次に、21ページを御覧ください。款18寄附金でございますが、目2総務費寄附金のまちづくり応援寄附金でございますが、604万円増額させていただきました。こちらについては、ふるさと納税に係るものでございまして、令和5年12月までの受入れ実績により増額補正をさせていただくものでございます。

次に、款19繰入金でございますが、財政調整基金繰入金を1億5,116万円減額させていただき、今年度の繰入額につきましては1億円を見込んでおります。

次に、22ページを御覧ください。款21諸収入でございますが、主なものとしては、節15雑入のB&G子ども第三の居場所開設助成金、令和6年度に交付が見込まれることにより1,500万円を減額するものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。次に、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。歳出予算については、3月補正でございますので、不要となった予算の減額や委託料、工事請負費等の契約残金の精算等に係る減額が多く含まれてございます。これらの補正予算の説明につきましては、大変恐縮でございますが、割愛させていただき、増額補正を中心に説明させていただきたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、少し飛びますが、25ページの中段を御覧ください。初めに、款2総務費についてご説明申し上げます。目6企画費、節16公有財産購入費でございますが、月輪六軒集会所用地取得費と

して240万8,000円を計上させていただきました。こちらについては、過去に土地開発基金で購入した土地について、本基金への償還を行うための予算計上でございます。

次に、29ページを御覧ください。款3民生費についてご説明申し上げます。項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。歳入予算で申し上げた国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、次の2事業を計上させていただきました。1事業めですが、均等割のみ課税世帯給付金給付事業でございます。給付費が節19扶助費に計上されておりますが、均等割のみ課税世帯給付金に4,500万円を計上しております。本事業については、基準日に住民登録のある令和5年度住民税の個人住民税所得割が課せられていないもののみで構成されている世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付する事業でございます。2事業めですが、非課税・均等割のみ課税世帯の子ども加算給付金給付事業でございます。給付費については、子ども加算給付金に6,300万円を計上しております。本事業については、住民税の非課税世帯や住民税の均等割のみ課税世帯といった低所得世帯の子ども1人当たり5万円の給付金を支給する事業でございます。

なお、事業の実施に当たっては、令和6年度中においても引き続き給付する必要があることから、予算の繰越しをさせていただきたく繰越明許費にて計上させていただいております。

次に、31ページを御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節18負担金、補助及び交付金を御覧ください。放課後児童クラブや保育所等の運営に係る補助金といたしまして、保育対策総合支援事業補助金に350万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金に1,435万5,000円等を追加で計上させていただいております。

次に、目2児童福祉施設費でございますが、(仮称)滑川町福祉センター設計・施工監理委託料については、支払い予定額が当初予算から減額となったため750万円を減額し、併せて継続費の補正をさせていただいております。

次に、33ページを御覧ください。項5国民健康保険費、目1国民健康保険費でございますが、節27繰出金に国民健康保険特別会計繰出金4,722万4,000円を計上しております。理由といたしましては、今年度の保険基盤安定繰出金の額の確定に伴うものや、未就学児均等割保険料の軽減に伴うもの、また事務費繰出しのほか、国民健康保険特別会計財政調整基金への積立金として4,500万円を一般会計から繰出金を行うため、その所要額も見込んでおります。

次に、少し飛びますが、36ページを御覧ください。款4衛生費についてご説明申し上げます。項1保健衛生費、目2予防費でございますが、事業費の確定見込みにより不用額の減額が多くなっており、節12委託料では、コロナワクチンや乳幼児接種ワクチン等の予防接種委託料を5,797万6,000円減額、また高齢者インフルエンザ予防接種委託料は380万円を減額しております。

次に、39ページを御覧ください。款6農林水産業費についてご説明申し上げます。項1農業費、目5農地費につきまして、節16公有財産購入費1,024万2,000円は、土地開発基金への償還に係る予算でございます。内訳といたしましては、羽尾表前道路用地取得費537万5,000円、両表農村公園用

地取得費486万7,000円でございます。

次に、41ページを御覧ください。款8土木費についてご説明申し上げます。項2道路橋梁費でございますが、目3道路新設改良費のうち、節16公有財産購入費の町道用地取得費69万4,000円につきましては、土地開発基金の償還を行うための予算計上でございます。

次に、42ページを御覧ください。款9消防費についてご説明申し上げます。項1消防費、目3消防施設費でございますが、節18負担金、補助及び交付金に、消火栓設置工事負担金1,870万3,000円を計上いたしました。こちらは、水道管の本管移設工事に伴う消火栓の設置費でございます。

次に、目5災害対策費でございますが、こちらは2月に発生した大雪の影響に伴う職員手当費でございますが、時間外勤務手当等をはじめ、合計20万6,000円の計上でございます。

次に、44ページからは、款10教育費についてご説明申し上げます。46ページを御覧ください。項2小学校費、目1学校管理費でございますが、節16公有財産購入費として、宮前小学校プール等移設用地取得費に172万円を計上し、こちらは土地開発基金への償還に伴う歳出予算の計上でございます。

次に、53ページを御覧ください。項6保健体育費、目3学校給食費でございますが、節10需用費に給食用品費に108万4,000円を計上させていただきました。こちらについては、主に給食の食材料費に係る予算でございますが、物価上昇による食材料費の高騰等の影響により予算の不足が想定されるため、増額補正を行うものでございます。

次に、54ページを御覧ください。款12公債費でございますが、過去の借入金について、利率の見直しがあったことに伴う支払額に変更が生じたことから、地方債元金償還金は9万8,000円の増額、地方債利子は7万5,000円の減額をさせていただくものでございます。

次に、款13諸支出金でございます。項2基金費、目2減債基金費でございますが、積立金を2,170万7,000円計上しました。こちらは、歳入予算で説明申し上げました普通交付税の追加交付分について、臨時財政対策債償還基金費としての交付分がございました。これは、令和6年度及び令和7年度において臨時財政対策債の償還のための追加交付分であるため今年度減債基金へ積立てを行い、今回の積立額の2分の1ずつを令和6年度及び令和7年度において繰入れするものでございます。

次に、目8まちづくり応援基金費について、ふるさと納税に係るまちづくり応援基金積立金に604万円を計上し、まちづくり応援基金に積み立てるものでございます。

次に、目12森林環境基金費については、本年度の森林環境譲与税の交付見込額を基に、森林環境基金積立金に102万5,000円を計上させていただきました。

次に、55ページを御覧ください。最後の款14予備費でございますが、80万4,000円を減額させていただくものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議案第13号 令和5年度滑川町一般会計補正予算（第6号）についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、12ページ、歳入のところなのですが、法人税マイナス1,500万円、見込みとの差額ということですが、その見込みとの差額のところの理由の詳細を教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

法人税でございますけれども、当初予算額より1,500万円減額しておりますが、これといった特定の企業の減額というわけではなく、全体的に減額、減っております。その関係で、法人税割の実績が昨年度の77%ということで数字が出ておりますので、それを見込んだ減額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問です。14ページなのですが、同じく地方消費税交付金（一般財源）のところも2,500万円の減額になっております。こちらの理由なのですが、これは物価高騰等による消費の落ち込みが原因なののでしょうか、理由を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

令和5年度の地方消費税交付金の原資となる地方消費税の税収入が、当初の国による試算と比較して落ち込んだことによって各自治体への配分額も減額となったものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 国の試算によるということなのですが、国がすることとはいえ、減額となったことの傾向や方向性みたいなものは把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

特には把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。22ページです。15雑入のところで、B&G子ども第三の居場所開設助成金雑入（会計課）というところでマイナス1,500万円となります。このところの助成金の動きについて教えていただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁いたします。

雑入で計上しておりましたB&G財団の子ども第三の居場所事業の助成金、こちらにつきましては1,500万円を全額減額とさせていただきます。新年度予算の建設に伴う工事請負費に助成金の最大5,000万円ということで計上をさせていただいたところでございます。

なお、歳出の部分では、これは継続費ということで、まず予算書の6ページにもありますとおり、当初1,852万円の補正をさせていただき、5年度分が1,502万円、6年度が350万円を予定しておったわけですが、設計・施工委託の請負額が決定したことによりまして、補正後が1,088万5,000円で、5年度分が契約の中で取り決めております最低請負金額750万円を残しまして、残りの258万5,000円を新年度の設計費の継続費分として計上させていただいたところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ちょっと言葉が、すみません、よく聞こえない部分があったのですが、次からもう少し大きい声でというか、多分マスクかもしれないのですが、ちょっと細かいところが聞こえないところがあったので、次からお願いします。

ということは、B&G財団からの助成金というのは、今一括で5,000万円というのを来年度に予定している。でも、本当は先行して今年度にも助成金をいただく予定であったところが、計画がずれてきたところでこの動きが出てきているということですか。

○議長（吉野正浩議員） 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁いたします。

上野議員のおっしゃるとおりで、当初1,500万円を設計・施工監理業務ということで予定しておりました、その財源としてもB&Gの助成を受ける予定であったわけですが、請負金額が大幅に予算額よりも低かったということもありましたので、令和5年度の設計の予算につきましては単費で対応するというので、令和6年度の工事請負費に全額の5,000万円の助成を受けるという変更になります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。25ページなのですがすけれども、最下段、10、コミュニティセンター費というところで、コミュニティセンター施設整備基本計画策定業務委託料マイナス555万円となっております。この補正の理由と経緯を教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

このコミュニティセンター施設整備基本計画策定業務委託料につきましては、入札により業者を決定いたしました。その入札価格は、予算で見込んでいた額よりも安価に入札できたということでございますので、その予算残額を今回減額するものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） かなりの減額かと思うのですがすけれども、入札で予定されていた価格、見込んでいた価格というのは幾らだったのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

入札価格につきましては、予算額に近い1,200万円程度の額でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） すみません、ちょっと最後の数字がよく聞こえなかったのですがすけれども、1,000万円超というところで、それが555万円補正でマイナスが出るということは、すみません、ちょっともう一度、数字は細かく言ってほしいのですがすけれども、半分かかなりの減額になるかと思えます。そのような額で、いわゆる安かろう悪かろうのような、見込額に対してあまりにも低い金額だなと思うのですがすけれども、そここのところの質というのは担保されているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

最初予算計上したときには、町で総合振興計画等策定のお願いをしている業者さん等に予算の見積りをお願いしたところ、1,200万円ぐらいの見積額が出てきたと。総務政策課としましては、そのときにどこから見積額を徴したらいいのかというのが当時よく分かっていなかったものですから、そこで見積りを徴しました。今回入札するに当たり指名委員会にかけまして、業者さんを設定

しまして、今回契約を締結しました業者と入札の結果、契約を締結し、650万円ほどの契約額になったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、初めの見込額の1,200万円というところが、別にお付き合いのある会社さんをお願いして、それくらいの額かなというふうに出してもらったということで、例えば町である程度積上げの積算をしてこのくらいということではなくて、もう少し内容が曖昧というか、推測部分が多い形で見込額を出した。その結果、実際委託してくれる会社さんで入札を募ったところ、恐らく質がどうのということではなくて、業務内容的に650万円、このくらいで請け負える内容だった。その結果がこういう数値になってきたという、そういう形で進んでいるということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

経過につきましては、先ほど上野議員が述べたとおりでございます。ただ、予算設定するに当たりましては、職員のほうも素人でございますので、なかなか詳しく、また積み上げるような予算計上はできなかったものですから、ふだん総合振興計画等をお願いしている業者に頼みまして見積書を徴したという経緯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。確かに滑川町には、いわゆる1級建築士等の積算の積上げが正確にできるような職員もいないと思いますので、こういうことに関して町独自である程度精度の高い積算をしていくというのが難しい面もあるのかなというふうに思います。だからこそでもあるのですけれども、どうやってチェックをしていくのか、精度を上げていくのか、外部に委託した、業者に依頼したものの精度を上げていくのかというのは大きな課題でもあるのかなと思います。今、コミュニティセンター施設整備基本計画というものが出てきているのですけれども、私が読んでみても、少しここはどうなのかなというところもあります。なので、業者任せにすることなく、第三者的なものも入れながら精度を上げていくというような仕組みづくりも考えていっていただきたいなと思います。

ここのところで、スケジュール的に厳しかった、専門の職員がいなかったというところで、予算計上として1,200万円をして、結果として650万円、かなりの乖離が出たというところは、業務内容の見込み、そして内容の把握として少し甘いかなというところが考えられますので、こういったところを役場の職員だけとするのではなくて、専門家含め第三者的なものを入れていくという仕組み

を検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。ちょっと同じ話になると思うのですが、先ほどの歳入に対応するところになるのかなと思うのですが、32ページ、児童福祉施設費のところでは750万円減額になっています、(仮称)滑川町福祉センター設計・施工監理委託料、歳入のところとの関係も含めなのですが、先ほど単費で出すというようなこともおっしゃっていたのですが、そのところをもう少し詳しく説明していただいてもいいですか。

○議長(吉野正浩議員) 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁申し上げます。

こちらの750万円の減額につきましては、先ほどと重複するかもしれませんが、9月補正においてB&G財団の子ども第三の居場所開設助成金の最大の5,000万円のうち1,500万円を継続費として計上させていただきました。しかしながら、契約の締結によりまして契約額がコミセンと同じように額が大幅に低かったものですから、契約額の確定により減額をさせていただくこととなります。

以上、答弁いたします。

○議長(吉野正浩議員) 上野議員、質疑願います。

○2番(上野葉月議員) その契約額が低かったからこの助成金に手をつけなかったというところなのですが、その金額なりタイミングなりの判断の基準のようなものを教えていただけませんか。

○議長(吉野正浩議員) 木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、上野議員の質問に答弁いたします。

9月の補正の時点では大幅に金額が張る予算を設計をさせていただいたところ、1,850万円程度予定しておいたので、財源としてB&Gの支援を受けながら進めていこうという予定で計上させていただきました。実際、落札した結果につきましては大幅に安かったため、助成については翌年度の建設費に回そうということで今回の補正で切らせていただき、翌年の工事請負費に5,000万円の計上を今回お願いするところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長(吉野正浩議員) 上野議員、質疑願います。

○2番(上野葉月議員) ありがとうございます。滑川町福祉センターについては、B&Gの助成金を今年度がチャンスで使うのだということで、それに合わせたスケジュール感で進んできております。スピードが速いので、なかなか表に数字が出てくるのも、どちらかというと後手後手というか、先行して十分な期間を持ってスケジュールや金額をお示しいただくことができていない状態かなというふうに思います。今説明いただいたような金額の動きというのも必要だったのかもしれない

ないのですけれども、できればそれを行う段階でこのような状態になって、結果的には先行して町費で出しながら行っているというようなことの説明がいただきたいかなというふうに思います。今後、滑川町福祉センター、コミュニティセンター、進めていくと思われまますので、お金をどういう形で使っているのか、助成金ありきというところでのこの計画が進んでいるところもあると思いますので、ではその助成金とのタイミングであるとか、助成金の使い方も含めて、なるべく早く情報提供していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。36ページなのですけれども、予防費等のところ全てというか、例えばコロナワクチン個別接種促進事業報償費マイナス740万円、それから予防接種委託料全体のところで5,797万円、高齢者インフルエンザ予防接種委託料のところでは380万円と、比較的減額の予防接種が多いのですけれども、この減額の理由というのは何かしら分かりますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

予防接種の減額の理由につきましては、コロナワクチンの、全員協議会のご説明でも申し上げましたが、接種率が低かったこと、これが第一の原因でございます。コロナに関しましては数字が出ておりますので、先日申し上げましたが、高齢者が54%、全体でいいますと17.4%という形で大変低い結果でございました。また、インフルエンザについては、まだ速報値ということで結果は出ておりませんが、一昨年度が54%でしたが、令和5年度につきましては現在50%を割っている状態でございます。また、そのほかの風疹、それから乳幼児用の接種につきましても、軒並み接種率が当初見込んでおったよりも低かったということが主な原因でございます。単価が高いものですから、接種率が落ちますと大分金額的に大きな差が出てしまうのですが、その辺ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。私は、新型コロナワクチンというのは、現在被害状況も大きくて、被害の申請、過去48年間のワクチン関係の被害件数をはるかに超した被害の状況というのが申請されている状況です。そして、健康被害の予算というのも国のほうで当初よりかなり倍額をする必要が出てくるような状態です。なので、コロナワクチンというものはあまり推奨すべきものではない、むしろ避けていくべきものと思っているので、ワクチンというものが接種率が低いというのは、私はいいことかなというふうに思っています。そして、ほかのワクチンについても、必要性のあるもの、必要性のないものとあると思って考えていますので、このワクチンの接種率があまり上がらないというのはいい面もあるのかなと思っています。なので、低いことを特にとかやく言うつもりはないのですけれども、金額が動いているのでお聞きしました。大体数字を把握してくださっていてお答えしていただいたので、特にこれがというのではなくて、全般的な動きな

のかなというところで理解いたします。ありがとうございました。

私の質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありますか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させてください。よろしく願いいたします。

ちょっとお聞きしたいのが、まず13ページの配当割のところですけども、これは株の売買に関わるあれだと思うんですけども、これはなぜ減少になったのか、何か理由は分かりますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

令和5年度の現在までの交付実績から今後の交付見込額を推計の上、今年度の交付実績見込額を算出しまして、現計予算との差額について予算の補正を行ったものでございます。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 次に、21ページ、まちづくりの応援基金、これはふるさと納税のものでよね。21ページは収入ですけども、6年度予算で事務委託料350万円を計上して、補正予算で604万円、新たな収入として予算を組まれていますけれども、事務委託料というのはどういうものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 1時53分）

再 開 （午後 1時53分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

先ほどの阿部さんの件だけども、事務委託料は6年度予算なのですって。今回は補正の中には入っていません。よろしく願いします。

阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） こういった感じでふるさと納税で収入を得るということを町は位置づけられているのだというふうに思いますけれども、この間、何回か質問もさせていただきましたけれども、これの基本的な考え方、ふるさと納税に対する町の考え方、教えていただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

ふるさと納税の考え方でございますけれども、やはり町の財政のほうが、若干というか厳しいものがございます。そういった中で、少しでも町の財政を豊かにするために、ふるさと納税ということで寄附金をいただいているという状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、もうここについているのしか聞けないので、21ページの財政調整基金繰入れでマイナスの1億5,116万円ということで繰り入れているわけですが、今、一般会計予算の概要、令和6年度版で基金の状況について示しているのですけれども、この繰り入れたことによって6年度末の残高見込額というのは幾らになるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

令和5年度末の残高見込みでございますけれども、約11億2,000万円でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 財政調整基金についても同様に考え方をお聞きしたいのですけれども、どの程度が、要するに基金としてあるべき金額かなというふうにお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

町における財政調整基金の目標といいますか保有額の目安については、約9億円から10億円というふう考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。

続いて、54ページですが、基金費の減債基金費ということなのですが、2,170万円を入れるわけですが、これもこの一般会計予算の概要にこの部分を足すのでしょうか。現在残高をちょっと教えていただきたいのと、この減債基金というのは何に充てる基金なのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔「ちょっと……」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 1時59分）

再開 (午後 2時00分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長(篠崎仁志) 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

減債基金積立金の関係でございますけれども、この2,170万7,000円を積み立てますと、年末残高につきましては2億2,700万円程度になるかと思っております。この減債基金積立金の関係でございますけれども、これにつきましては、予算の概要を作成する段階ではまだ通知等来ておりませんでした。その後にこの臨時財政対策債償還基金費ということで、普通交付税の追加交付分として2,770万7,000円の追加交付があったということになります。

以上、答弁いたします。

○議長(吉野正浩議員) 阿部議員、質疑願います。

○5番(阿部弘明議員) ごめんなさい、ちょっとよく聞こえなかったのですが、この減債基金の使われ方というか、何に使うのかというのを聞いたかったのですけれども。

○議長(吉野正浩議員) 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長(篠崎仁志) 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

これにつきましては、令和6年度及び令和7年度の臨時財政対策債を償還するための交付分でございます。町債の償還に必要な財源を確保する目的で設置しています減債基金に積立てを行うものということになっております。

以上、答弁いたします。

○議長(吉野正浩議員) 阿部議員、質疑願います。

○5番(阿部弘明議員) 分かりました。ありがとうございます。

私の質問を終わります。

○議長(吉野正浩議員) ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(吉野正浩議員) これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(吉野正浩議員) 討論なしと認めます。

これより議案第13号 令和5年度滑川町一般会計補正予算(第6号)の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は2時10分をお願いします。

休 憩 （午後 2時03分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第14、議案第14号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第14号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度滑川町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,461万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,585万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

詳細につきましては、6ページからご説明させていただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税でございますが、5,378万5,000円を減額補正して、計3億206万5,000円とするものでございます。当初、県の標準課税率で税収額を算定しておりましたが、年度末に当たり、町の課税率に予定の収納率で算出した額との差分を未収分として調整いたしました。

款5 国庫支出金、項1 国庫補助金、目3 出産育児一時金臨時補助金でございますが、令和5年度に出産育児一時金が42万円から50万円に増額改正されたことに対して、今年度に限り1件当たり5,000円を国が補助するものです。今年度にずれ込んだ前年度分との案分もあり、4.6件分として2万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、款6 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 でございますが、654万3,000円の減額補正です。保険者努力支援分、特別調整交付金分、特定健康診査等負担金分には、額の確定による調整額です。県繰入金2号分は、現在未確定ではありますが、これまでの実績を勘案して不用額が見込めるための減額をさせていただきました。

次に、7ページをお開き願います。款10繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金でございますが、4,722万4,000円を増額補正して、計1億2,412万4,000円とするものでございます。

主なものですが、節6 その他一般会計繰入金として4,500万円を計上し、一般会計からの繰入れを計上いたしました。財政調整基金へ全額繰入れし、今年度及び今後の国保財政において想定される財源不足への事前の備えとして基金の増額を図り、国保財政の安定化を図ります。この基金の増額は、いわゆる法定外繰入れの措置となりますが、国が赤字繰入れと規定しているものではありません。令和9年度に予定されている県内国保税率の準統一における標準税率との差を埋めるまで段階的に、できるだけ緩やかに税率を改正していくために町が独自に一般会計からの繰入れによって枯渇している基金を増額し、今後想定される国保会計の財源不足を補うために積立てを行うためのものです。

節8 産前産後保険料繰入金は、昨年12月議会において条例改正し、本年1月から開始した制度になります。出産に係る保険税軽減制度に伴う保険税の減収分を補うもので、今年度のこれまでの実績から今年度分を勘案し、2万円を計上いたします。

その他のものについては、額の確定により当初予算との差分調整として増減額を計上したものとなります。

同ページ下段ですが、款10繰入金、項2 基金繰入金、目4 財政調整基金繰入金は、本年度当初予算に対して国保会計の年度末での収支見込みに不足が生じると想定されるため、先ほど一般会計から繰入れ、一旦基金に積み立てた中から歳出に充てるために当初予算に4,500万円増額し、合計5,500万円基金を取り崩すものです。

以上、歳入の主なものとなります。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと思っております。歳出についてご説明申し上げます。歳出については、支出額の確定及び今年度の実績から不用が見込める額を計上したものがほとんどでございます。

その他のものとして、12ページを御覧願います。款7 基金積立金、項1 基金積立金、目4 財政調整基金積立金に4,500万円を増額補正いたします。先ほど歳入でご説明いたしました一般会計から

繰り入れた額を一旦基金へ積み立てる手続を経るための歳出となります。

最後に、13ページの款10予備費でございますが、1,731万1,000円を減額し、計230万5,000円といたします。こちらは、歳入歳出の差引きによる調整額でございます。

以上で、雑駁ではございますが、国民健康保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問をよろしく願います。

6ページの、先ほど説明ありましたけれども、保険税の5,378万5,000円、これちょっとよく聞けなかったのですけれども、未収分というふうに言われたので、ちょっと中身を教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんの質問にお答えいたします。

歳入、国民健康保険税の目1一般被保険者国民健康保険税ということでよろしいでしょうか。こちらについては、まず年度額に、収納率が今現在、大体今年度の見込みが出ていますので、今年度の課税の全体に対してどれほどの収納額があるかというのをまず算定しまして、今後望める額を案分して、予算に対して恐らく入ってこないであろうという差分について減額させてもらっております。

それから、当初予算については、県の標準課税率で計算をしていたということですので、かなり実際のものとはかけ離れていますので、その分も含めると減額ということで、実際入ってくるであろう数字に直すために減額ということで数字を上げさせていただきました。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 要するに、見込みよりも少なかったという考え方でよろしいのですね。要するに、入ってくるべきものが、滞納とかそういうので入ってこなかったというわけではないのですか、ないわけですね。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんの再質問にご答弁させていただきます。

もちろん今おっしゃったとおり収納率ということですので、滞納であったりということで見込め

ない額があります。100%を見込んでいますとかなりの差額が出てしまいますので、実際の額としてどれぐらいになるのかということで、あまり差額が出ないように、年度末ということで3月に修正をさせてもらっている額となりますので、中には未収分も含めた率として計算しております。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 令和5年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第15、議案第15号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第15号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第15号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度滑川町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,800万円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,712万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

6ページをお開きください。歳入の項目について説明を申し上げます。全て負担金、交付金の確定によるものです。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金9,048万7,000円の減、項2国庫補助金2,600万5,000円の減額、次に款5支払基金交付金、項1支払基金交付金4,354万2,000円の減額、次に款6県支出金、項1県負担金3,796万6,000円の減額でございます。

次に、7ページをお開きください。歳出の項目について説明を申し上げます。

8ページを御覧ください。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費になります。合計1億7,195万円の減額、項2介護予防サービス等諸費でございますが、合計1,090万円の減額でございます。どちらも今年度の執行見込額の精査によるものです。

9ページをお開きください。項4高額介護サービス等費150万円の減額、項6特定入所者介護サービス等費1,500万円の減額、どちらも今年度の執行見込額の精査によるものです。

10ページを御覧ください。款5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費になります。130万円の増額、通所型サービス利用者の増額によるものです。

最後に、款9予備費の200万円を減額し、2,139万6,000円でございます。今回の補正予算額に関わる歳入歳出の差引きを予備費にて調整するものです。

以上、令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 令和5年度滑川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第16、議案第16号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第16号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

議案第16号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度滑川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ738万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,912万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正につきまして、歳入については、年度末に当たって今年度の実績から残りの月の収入見込額を案分し予算額を調整したものや、収入額の確定によって差分を補正するもので占めております。支出につきましても、支出額が確定し不用となった予算や、本年度の実績から残りの月の支出不用額が見込める金額を減額したもので占めております。これらの説明については、大変申し訳ございませんが、割愛させていただき、その他のものについてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。6ページ中ほどを御覧いただきたいと思います。款6 諸収入、項1 延滞金加算金及び過料、目1 延滞金について、当初、科目設定としておりましたが、本年度の実績から収入額を1万4,000円の増額とするものです。

7ページを御覧ください。款6 諸収入、項5 雑入、目1 雑入でございますが、こちらは人間ドックの受診者数に応じて広域連合から1人当たり1万2,000円の補助が入るものですが、年度当初は補助金の継続が未定であることから毎年雑入として受け入れているものでございます。直近の1月

末時点での受診者数が確定したため61名分73万1,000円を増額し、予算合計73万2,000円とするものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。8ページ中段を御覧いただきたいと存じます。款1総務費、項3保健事業費、目2保養事業費、節18負担金、補助及び交付金の減額についてですが、保養所利用補助金を今年度実績から33万円を減額し、予算合計360万円といたしました。1泊当たり3,000円の補助をしておりますので、120泊分となります。国保会計においても同様の補助をしておりますが、どちらも同じようにコロナ禍の期間中に申請が激減し、回復の兆しはあるものの、なかなか以前の数字には戻らないのが現状となっております。

最後に、9ページの款4予備費でございますが、375万2,000円を減額し、計502万4,000円といたします。こちらは歳入歳出の差引きによる調整額でございます。

以上、雑駁ではございますが、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 令和5年度滑川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第17、議案第17号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第17号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定について説明をいたします。

説明に入ります前に、予算書の1ページ目、議案番号のほうが欠落しておりました。大変申し訳ございませんが、議員各位におかれましては、「17号」と記入のほうをよろしくお願いしたいと思います。おわび申し上げますとともに、今後このような誤りがないように業務のほう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、説明のほうに参りたいと思います。

令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和5年度滑川町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和5年度滑川町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款のみにつきまして、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

収入、第1款事業収益、3億8,452万8,000円、430万4,000円減、3億8,022万4,000円。

支出、第1款事業費、3億7,604万8,000円、1,152万8,000円減、3億6,452万円。

第4条 令和5年度滑川町水道事業会計第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,670万2,000円は、当年度消費税資本的収支調整額2,613万2,000円、建設改良積立金5,057万円で補填するものとする。）

以下、同じく款のみを科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

収入、第1款資本的収入、2億3,904万3,000円、137万6,000円、2億404万9,000円。

支出、第1款資本的支出、3億2,865万3,000円、91万5,000円減、3億2,773万8,000円。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、内容について説明をさせていただきます。予算書13ページの事項別明細書を御覧ください。

初めに、資本的収入になります。款1事業収益は430万4,000円の減額でございます。こちらは、加入金等の金額が年度末にほぼほぼ確定したことによる減額でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。款1事業費1,152万8,000円の減額につきましては、原水及び浄水費、配水及び給水費等の維持管理費に係る費用が確定したことによる減額と、総係費等に係る給与手当等の人件費が確定したことによるものとなっております。

続きまして、17ページを御覧いただきたいと思います。資本的収入についてご説明いたします。款1資本的収入は137万6,000円の増額でございます。項1負担金につきましては1,820万4,000円の増額でございます。こちらは今年度水道管布設替えを実施した消火栓布設替え分の一般会計からの負担金でございます。一般会計の補正を歳出補正に合わせまして、水道事業のほうも今回増額補

正をさせていただきます。

続きまして、支出でございますが、建設改良費91万5,000円の減額は、量水器の購入個数が確定したことによる減額でございます。

大変簡単でございますが、水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 令和5年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第18、議案第18号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第18号 令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第4号）の議定について説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度滑川町下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和5年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和5年度滑川町下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

こちらも款のみ、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

収入、第1款公共下水道事業収益、4億1,876万2,000円、5,933万5,000円減、3億5,942万7,000円。

第2款農業集落排水事業収益、1億3,742万3,000円、1,356万5,000円減、1億2,385万8,000円。

第3款浄化槽事業収益、3,526万5,000円、329万9,000円減、3,196万6,000円。

2ページを御覧ください。支出、第1款公共下水道事業費用、4億1,665万7,000円、5,986万5,000円減、3億5,679万2,000円。

第2款農業集落排水事業費用、1億3,764万1,000円、1,657万6,000円減、1億2,106万5,000円。

第3款浄化槽事業費用3,491万4,000円、329万9,000円の減、3,161万5,000円となります。

3ページを御覧ください。第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

こちらも款のみ、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

収入、第1款公共下水道事業資本的収入、1億4,300万4,000円、5,448万4,000円、1億9,748万8,000円。

第2款農業集落排水事業資本的収入、4,124万円、1,356万5,000円、5,480万5,000円。

第3款浄化槽事業資本的収入、2,715万2,000円、1,132万7,000円減、1,582万5,000円。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。支出、第1款公共下水道事業資本的支出、1億5,089万8,000円、546万9,000円減、1億4,542万9,000円。

第3款浄化槽事業資本的支出、2,760万7,000円、1,486万7,000円減、1,274万円。

令和6年3月5日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。13ページの事項別明細書を御覧いただきたいと思います。

初めに、収益的収入についてご説明をいたします。収益的収入につきましては、第1款公共下水道事業収益で5,933万5,000円の減額補正となっております。こちらは、補正予算（第2号）におきまして、特別会計からの引継金5,938万2,000円を、項2 営業外収益、目6 雑収益に計上いたしましたが、引継金は資本であるとの見解をいただきましたので、今補正予算にて第4条の資本的予算へ組み替えるため減額をするものでございます。同様の理由から、款2及び款3の雑収益につきましても、第4条の資本的予算へ組み替えをさせていただきます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思います。収益的支出になります。第1款公共下水道事業費用は5,986万5,000円の減額でございます。こちらにつきましても、引継金を歳入したものを第4条予算のほうに組み替えるということですので、予備費のほうを同額減額をさせていただくものでございます。同様に、第2款農業集落排水事業、第3款の浄化槽費用の予備費につきましても、同様に減額の補正をさせていただいております。

続きまして、15ページ目の資本的収入及び支出について説明をさせていただきます。公共下水道事業の資本的収入は5,448万4,000円で、先ほど説明しましたとおり、予備費を4条予算に繰り入れる関係で増額となっております。同じく第2款農業集落排水事業、第3款の浄化槽事業の資本的収入につきましても、繰越金のほうを3条予算から4条予算のほうに収入をしてございます。

また、浄化槽事業につきましては、国庫補助金、県補助金のほうが減額になっておりますが、こちらは浄化槽事業整備費の基数が確定したことによる減額となっております。

続きまして、最後16ページになります。資本的支出についてご説明申し上げます。公共下水道事業資本的支出につきましては、市野川流域下水道負担金の額が確定したことによりまして546万9,000円の減額となっております。

また、第3款の浄化槽事業の資本的支出につきましては、先ほど申し上げましたとおり、浄化槽事業の設置基数が確定したことにより1,486万7,000円の減額となっております。

以上、大変雑駁ではございますが、下水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 令和5年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第19、議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定についてから日程第24、議案第24号 令和6年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまでの6議案を一括議題とします。

本6議案につきましては、予算審査特別委員会委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員会、瀬上邦久委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔予算審査特別委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○予算審査特別委員長（瀬上邦久議員） 3番、瀬上邦久です。予算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

今定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託になりました議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定についてをはじめ、特別会計予算の議定について3件及び事業会計予算の議定について2件の合計6議案につきまして、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算審査特別委員会は、会期日程に従い、3月11日、12日の2日間にわたり開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、一般会計予算を所管する常任委員会ごとに、また特別会計予算3件と事業会計予算2件についても、それぞれの担当者から説明を受けた後、各委員の一問一答方式によって細部にわたり審査を行いました。その詳細につきましては、議長を除く13名の委員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることを省略をさせていただき、後刻、会議録によりご承知おきくださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみをご報告申し上げます。

まず、議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度の各特別会計予算でございますが、議案第20号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和6年度滑川町介護保険特別会計予算の議定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和6年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、令和6年度の各事業会計予算でございますが、議案第23号 令和6年度滑川町水道事業会計予算の議定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和6年度滑川町下水道事業会計予算の議定については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。執行部におかれましては、審査の過程で委員各位より提出されました質疑、意見等について十分意を用いられ、事務の執行に当たられますようお願いを申し上げます。以上、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第19号から議案第24号までの6議案に対する討論に入ります。討論ありませんか。
上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。反対の討論を行います。

今年度の一般会計予算、約69億円から78億円、約9億円の増額となっております。今まで滑川町の予算決算は給食費無料、そして18歳までの医療費無償を行う、それを継続してきた代わりに、いわゆる箱物にはあまり手を出さないということでバランスを取ってきたというふうには捉えています。その弊害もあるかもしれませんが、財政の健全性は保たれ、将来世代へツケを回さないという財政の流れができていました。しかし、ここで無償化事業は続け、そして施設建設にも着手することで、そのバランスは崩れます。

コミュニティセンターの建築年度は1979年です。そして、コミュニティセンターと同じく今後10年以内で築年度を同じくするものは、総合体育館1979年、役場庁舎1981年、文化スポーツセンター1982年、図書館1985年、保健センター1988年と、老朽化が進む施設はまとまって大きくなっていきます。これらを仮に再建築する場合、50億円、60億円の費用がかかります。さらに学校施設も別にあります。そのような公共施設についての長期的、総合的な計画が示されないまま、ここで大きな施設計画を進めるといふことに私は反対します。

現在、国民の負担率、税金と社会保障関係を集めました国民負担率は、財務省の2023年見込額で46.1%となっています。1970年のこの数値は24.3%でした。今の現役世代、子育て世代にとって国民負担率というのは50年前と比べかなり重いものになっております。滑川町は、ここで将来世代へ、そして子育て世代へツケを回す可能性のある計画を立てるべきではありません。施設の統廃合を建設的に考え、効率的に考え、長期的、総合的な見直しを立てた上で予算を立てていくことを望みます。そして、無償化事業を続け、公共施設にはあまり手を出さないというバランスを取っていた。そして、そここのところを見直すところで長期的な見直しをせずに、そこに道を切り替えるということとは、今後、財政負担を大きくするというような道へ切り替える起点の年になっているのではないかと懸念をいたします。そこをもちまして、私は本年度の予算には反対をいたします。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

谷嶋議員。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず初めに、予算の歳入を見ますと、町税が前年度比で1,989万6,000円増えており過去最高の町

の収入になっております。歳出を見ますと、注目すべきところは滑川町福祉センター建設工事費用 2億500万円であります。建物ができると、多くの住民にとって社会福祉協議会、家庭支援センターが新設され訪問しやすくなると思われれます。また、B&G子ども第三の居場所ができることにより、困難な家庭の保護者の子どもたちを救えると考えられます。

次に、町制施行40周年記念事業は、今日の町制が先人の理解を基に執行部や議会のご努力により、40年前の人口1万人から現在2万人弱と2倍に大きく発展しております。町制施行40周年記念事業はこれを祝う事業でもあり、いろいろな事業が盛り込まれ、多くの町民、子どもたちに喜んでいただけたと思います。

土木費は、前年度より2億5,956万3,000円増やし、道路、橋、排水路などの整備が進められます。また、伊古の里、二ノ宮山展望台点検委託料並びに産後ケア事業委託料、図書館丸型照明器具LED改修工事など、町民の福祉向上、地域の安定確保に隅々まで行き届いた予算になっております。

令和6年度一般会計予算、前年度より8億9,800万円増になっておりますが、基金取崩し見込額3億3,748万8,000円、地方債発行見込額4億1,880万円となっており、予算が増えた割には取崩しも少なく、地方債発行も少ない予算になっております。また、令和6年度地方債発行残高見込額48億7,716万7,000円で、前年度より1億1,164万円少なくなる見込みです。地方債残高が平成24年度64億7,431万8,000円から、12年間で15億9,715万1,000円少なくなる見込みです。これは、ひとえに滑川町執行部の堅実な財政運営が長年なされてきたあかしだと思えます。

令和6年度滑川町一般会計予算について、執行部が鋭意努力して作り上げた姿がうかがわれ、敬意を表する次第であります。この予算が執行され、滑川町のさらなる発展を願い、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありますか。賛成討論ですね。では、反対はないですね。では、賛成討論をお願いします。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 6番、西宮俊明、私も賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算等ですけれども、町民のために町の発展を目指した、努力を積み上げた予算であり、敬意を表します。特に例年と違うところは、40周年記念事業について予算が計上されています。ともすれば、周年事業については、その年に当たったから無難に仕事をこなすというような傾向があるということも聞きます。しかし、滑川町は若手職員が知恵を絞り企画、調整して、町職員が一丸となって実施をします。これは、本当に私は説明を聞いてすばらしいことだと思えました。滑川町は、この40周年というチャンスを逃さずに、記念事業を起爆剤に、町の発展、町民の皆様を元気づけ元気にしていく、その町の姿勢に私は大賛同いたします。

この令和6年度予算が執行されて町がますます発展していくことを祈念して、私の賛成討論いたします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論はありますか。

井上議員。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議席番号14番、井上章です。私も新年度予算案の賛成意見を述べさせていただきます。

町の新年度予算案は、地域の発展と住民の福祉向上に向けた重要な取組を支援するための資金配分が適切に行われていると思います。道路や公園などのインフラ整備、地域イベントの促進、例えば滑川まつりやさくらまつり、そして町制施行40周年記念事業の実施、地域サービスでは、3月5日から町内に移動販売車が走り出しました。

教育分野では、スクールバスの運行や（仮称）滑川町福祉センターの建設も始まると思います。人口増加により教室が足りなくなり、宮小校舎の増築工事も行われています。町全体の魅力と住みやすさを高める施策に資金が充てられていると思います。町の新年度予算案は、地域の安全と安心を確保するための施策にも十分な配慮がされ、地域防災体制の強化や交通安全対策、住民の安全を守るための予算が確保されています。新年度予算案は、地域経済の活性化を促進するための支援策も盛り込まれています。地域産業の育成や地域観光の振興、地域経済に資する施策が計画されており、町の活力向上につながると期待されます。本予算案は、健全な財政運営を維持しながら必要な投資を行うというバランスの取れた内容になっているのではないのでしょうか。

以上のことから、本予算案は滑川町の地域全体の発展と住民の福祉向上に寄与すると考えます。

最後に、本予算案の実行に当たっては、町議会と行政が一体となって効率的かつ効果的な執行に取り込むことが重要だと思えます。

よって、以上のことから本予算案に賛成をいたします。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより日程第19、議案第19号 令和6年度滑川町一般会計予算の議定についてから日程第24、議案第24号 令和6年度滑川町下水道事業会計予算の議定についてまで、6議案を一括して採決します。

本6議案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本6議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

もう少し行きます。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第25、議案第25号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第25号 小川地区衛生組合の規約変更についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、小川地区衛生組合の共同処理する事務の表記見直しのため、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

お手元の新旧対照表を御覧ください。初めに、第3条の文中「維持、管理」を「維持及び管理」に改め、「し尿の収集処理」の次に「浄化槽汚泥の処理」を加えるものでございます。

現在、池ノ入環境センターし尿処理施設では、管内5か町村で収集されたくみ取りし尿及び公共下水道以外の農業集落排水処理施設合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生した汚泥を共同で処理しております。この実情に合わせた表記にするものでございます。

この規約は、令和6年5月1日から施行するものでございます。

以上、議案第25号 小川地区衛生組合の規約変更についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 小川地区衛生組合の規約変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第26、議案第26号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第26号 工事請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

提案でございますが、現在施工中の宮前小学校増築校舎整備事業において、その附帯工事として学校敷地内にある既存のプレハブ倉庫等の解体撤去及び新設を行うため、当初の契約額に539万円を増額した変更契約を締結したいため、本議会に上程するものでございます。

内容についてでございますが、前回の12月議会定例会及び本定例議会における全員協議会にてご説明させていただいたとおり、今回の増築校舎整備事業における確認申請及び開発行為の許可を受ける際に、学校敷地内に現存する建築物のうち、現行の建築基準法等に合致していないプレハブ倉庫等の5棟の撤去、こちらが必要になりました。また、そのことにより撤去される建築物に収納されていたものを新たに収納するプレハブ倉庫を1棟新設する必要が生じたため、これらを今回の校舎増築工事と一体的に整備するものとし、当該事業の附帯工事として変更契約を行い、法令適合させた施設整備として既存プレハブ倉庫等5棟の解体撤去工事及びプレハブ倉庫1棟の新設工事を追加して施工してまいりたいと思います。

当初契約額が2億2,440万円の変更契約となるため、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本議会において議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

休 憩 （午後 3時10分）

再 開 （午後 3時20分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第27、議案第27号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第27号 滑川町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、滑川町コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、滑川町コミュニティセンターの指定管理者との協定期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、引き続き指定管理者による管理を実施するものです。

管理を行わせる施設の名称については滑川町コミュニティセンター、指定管理者については、公益社団法人滑川町シルバー人材センター理事長小柳博司とし、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。管理者の指定方法につきましては、公募により実施し、指定管理者候補者選定委員会で審議の結果、応募のあった団体は、公益社団法人滑川町シルバー人材センターのみであったため、指定管理者候補者として決定したものでございます。

施行は、令和6年4月1日でございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

採決の前に、議場内に関係者であります小柳副町長がおられますので、退席をお願いいたします。

〔副町長 小柳博司退席〕

○議長（吉野正浩議員） これより議案第27号 滑川町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

小柳副町長の入室をお願いいたします。

〔副町長 小柳博司入場〕

◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第28、議案第28号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

服部産業振興課長に提出議案の説明を求めます。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、議案第28号 滑川町伊古の里の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、滑川町伊古の里指定管理者を指定することにつきまして、議会でご承認いただきたく提案するものです。

それでは、内容について説明させていただきます。伊古の里の指定管理期間が令和6年3月31日に終了するため、令和6年4月1日より令和11年3月31日の5年間においても指定管理者における管理を実施するものです。

管理する施設は伊古の里、指定管理者の指定方法については、公募後に指定管理者候補者選考委員会で審議しており、応募者は伊古の里管理組合のみであったため決定したもので、施行は令和6年4月1日となります。

以上で議案内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 滑川町伊古の里の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第29、議案第29号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第29号 町道路線の廃止についてご説明いたします。

提案理由でございますが、土地改良事業地内等の道路台帳整備に伴い町道路線を廃止するため、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回、廃止をお願いする32路線の詳細は、別紙の路線網図等を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第30、議案第30号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第30号 町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、土地改良事業地内等の道路台帳整備に伴い町道路線として認定するために、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回、認定をお願いする34路線の詳細につきましては、別紙の路線網図等を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時29分）

再 開 （午後 3時31分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま大塚町長から議案第31号から議案第48号まで追加18議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第18として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第48号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第18を議題とすることに決定しました。

◎議案第31号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第1、議案第31号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第31号 名誉町民の決定については、前滑川町長である吉田昇氏を名誉町民に決定したいので、滑川町名誉町民条例第3条の規定に基づき、議会の決定を求めるものでございます。

なお、経歴、功績につきましては、添付してあります経歴書及び功績調書を御覧いただきたいと思っております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより議案第31号 名誉町民の決定についてを直ちに採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決決定しました。

◎議案第32号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第2、議案第32号を議題といたします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第32号 滑川町教育委員会教育長の任命については、現在の教育長である馬場敏男教育長が令和6年3月31日をもって退任するに当たり、後任に上野修氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより議案第32号 滑川町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第32号はこれに同意することに決定しました。

◎議案第33号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第3、議案第33号を議題といたします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第33号 滑川町教育委員会教育長の任命については、滑川町教育委員会教育長である上野修氏の任期が、令和6年4月1日をもって満了するに当たり、上野氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより議案第33号 滑川町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第33号はこれに同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 3時38分）

再 開 （午後 3時40分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

ただいま任命同意いただきました上野修氏がお見えになっておりますので、ここで挨拶をお願いしたいと思います。

上野修氏、登壇でご挨拶をお願いします。

〔上野 修氏登壇〕

○（上野 修氏） 上野修でございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

先ほどは、町長よりご提案のございました教育委員会教育長の任命につきまして、町民の代表でいらっしゃいます議会の皆様のご同意をいただき、深く感謝申し上げます。

「人間は教育によってはじめて人間となる」、カントの言葉です。また、タゴールは、「子どもは未来からの使者である」という言葉を残しております。教育は、次代を担う子どもたちを励まし成熟に導くという、困難ですけれどもとても大切な営みです。私、もとより浅学非才の身でございます。

す。教育長職は身に余る重責であります。日々研さんに励むことで職務を全うする覚悟でございます。

皆様には、今後とも特段のご指導とご鞭撻をお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。(拍手)

○議長（吉野正浩議員） ありがとうございます。

ここで、上野修氏におかれましては退席いたします。

〔上野 修氏退席〕

◎議案第34号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第4、議案第34号を議題といたします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由を説明いたします。

議案第34号 滑川町教育委員会委員の任命については、現在滑川町教育委員会委員である岩崎千恵子委員の任期が令和6年4月1日をもって満了するに当たり、岩崎委員を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより議案第34号 滑川町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員であります。

よって、議案第34号はこれに同意することに決定しました。

◎発言の訂正

○議長（吉野正浩議員） 先ほどの件につきまして大塚町長より発言を求められておりますので、これを許します。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、町長、先ほどの議案について訂正を申し上げたいと思います。

岩崎千恵子氏の任期を「令和6年4月1日をもって満了」と申し上げましたが、「令和6年3月31日をもって任期満了」となりますので、訂正をしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議案第35号～議案第48号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第5、議案第35号から追加日程第18、議案第48号を一括議題といたします。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、追加日程第5、議案第35号から追加日程第18、議案第48号を一括議題といたします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第35号から議案第48号までにつきましては、滑川町農業委員会の委員の任命についてでございます。

現在の農業委員の任期が令和6年4月11日をもって満了するに当たり、後任として次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第35号は杉田京子氏、議案第36号は能見義夫氏、議案第37号は大嶋剛氏、議案第38号は賛田基司氏、議案第39号は齋藤哲男氏、議案第40号は飯塚久雄氏、議案第41号は石川光男氏、議案第42号は北堀高茂氏、議案第43号は赤沼裕氏、議案第44号は井上茂昭氏、議案第45号は吉田昇氏、議案第46号は吉田利好氏、議案第47号は齋藤美津子氏、議案第48号は田幡只夫氏、以上14名でございます。

なお、経歴につきましては、添付しております経歴書を御覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎会議時間の延長

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議はありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

○議長（吉野正浩議員） これより議案第35号から議案第48号 滑川町農業委員会の委員の任命についてを採決します。

なお、採決については議案ごとに行います。

初めに、議案第35号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第35号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第36号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第36号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第37号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第37号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第38号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第38号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第39号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第39号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第40号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第40号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第41号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第41号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第42号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第42号はこれに同意することに決定しました。
次に、第43号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第43号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第44号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第44号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第45号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第45号はこれに同意することに決定しました。
次に、議案第46号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第46号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第47号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成する方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第47号はこれに同意することに決定しました。

次に、議案第48号の採決をします。

本案はこれに同意することに賛成する方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第48号はこれに同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時57分）

再 開 （午後 3時59分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま大塚町長から諮問第1号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第19として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を日程に追加し、追加日程第19として議題とすることに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第19、諮問第1号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提出諮問の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、追加提案いたします諮問の提案理由の説明をいたします。

諮問第1号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦については、現在滑川町人権擁護委員である吉野晴夫委員の任期が、令和6年6月30日をもって満了いたします。つきましては、新たに森田耕司氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、経歴につきましては、添付してある経歴書を御覧いただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出諮問の説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより諮問第1号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第31、発議第1号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

提出者の松本幾雄議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 松本幾雄議員登壇〕

○1番（松本幾雄議員） 議席番号1番、松本幾雄です。議長の命によりまして、発議第1号 滑川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提出理由及び内容説明を申し上げます。

発議第1号

令和6年3月5日

滑川町議会議長 吉野正浩様

提出者 滑川町議会議員 松本幾雄

賛成者 同 上 瀬上邦久

賛成者 同 上 内田敏雄

賛成者 同 上 小澤 実

滑川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び滑川町議会規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由を申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化、緩和がなされたことに伴い、滑川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めます。

次に、内容説明を申し上げます。この条例は、1条から5条で構成されております。

1条は、目的について記載され、請負の状況を公表すること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを定めるものです。

2条は、報告について記載され、議長に対し報告しなければならない事項について定めるものです。

第3条は、報告の一覧の作成及び公表について記載され、議長は請負の状況の報告一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものです。

4条は、報告等の保存及び閲覧について記載され、保存期間は5年を経過する日と規定するものと、保存されている報告等の閲覧及び写しを交付請求できることを定めるものです。

5条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることになっております。

附則においては、条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するとします。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号 滑川町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 4時06分）

再 開 （午後 4時08分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま松本幾雄議員外3名から、議員提出議案発議第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第20として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第20として議題とすることに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第20、発議第2号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

提出者の松本幾雄議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 松本幾雄議員登壇〕

○1番（松本幾雄議員）

発議第2号

令和6年3月13日

滑川町議会議長 吉野正浩様

提出者	滑川町議会議員	松本幾雄
賛成者	同上	瀬上邦久
賛成者	同上	内田敏雄
賛成者	同上	小澤 実

国立女性教育会館の存続を求める意見書（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨説明。昭和52年に設立された嵐山町にある国立女性教育会館は、滑川町民にも幅広く様々な形で利用され、親しまれている大切な施設です。滑川町議会としても、これからも国立女性教育会館の存続を強く願い、本意見書を提出します。

国立女性教育会館の存続を求める意見書（案）

昭和52年に設立された嵐山町にある国立女性教育会館は、滑川町民にも幅広く様々な形で利用され、親しまれている大切な施設です。

滑川町議会としても、これからも国立女性教育会館の存続を強く願い、下記について要望します。

記

現状どおり、国立女性教育会館として継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月13日

埼玉県比企郡滑川町議会議長 吉野正浩

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより発議第2号 国立女性教育会館の存続を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、よって意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第32、請願第1号 国に対して「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

請願第1号について、総務経済建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会、内田敏雄委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 13番、内田敏雄です。議長の命により、請願審査報告を申し上げます。

総務経済建設常任委員会に付託された請願第1号 国に対して「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」の提出を求める請願の件について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査結果を報告します。

3月8日午後2時40分より、議場において総務経済建設常任委員会を開きました。出席者は、議長を含む総務経済建設常任委員6名の出席の下、紹介議員の上野葉月議員にも出席をいただき、慎重に審査いたしました。

提出された請願の最低賃金の引上げと格差是正について、心情的には理解するものの、賃金はその時々雇用情勢や景気動向等を踏まえて決定されるべきものであることから、最低賃金を急激に上げるようなことをすべきでないとの結論に至りました。

このような意見を踏まえ、総務経済建設常任委員会に付託された請願第1号 国に対して「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」の提出を求める請願について、審査の結果、不採択とすべきと決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより請願第1号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。賛成の立場ですね。どうぞ。

〔「反対ですね」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） それに反対ですね。要するに委員長報告に反対。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。最低賃金の引き上げと格差是正を求める請願に賛成をし、委員長報告に反対の立場で討論を行いたいというふうに思います。

まず、格差の問題について述べていきたいと思います。現在、埼玉県最低賃金は1,028円、東

京都は1,113円と、この差は85円あります。これを1か月で換算すると1万2,750円もの差があるということになります。多くの働く人たちは、この一月の差で労働人口が移動してしまうというような結論、結果を招いているのがこの格差の問題であります。

次に言いたいのは、この格差が一番高い東京都と一番低い地域最賃の岩手県では220円もの差があります。時給で220円。これが一月にすると3万3,000円もの差になるということです。この差は決して少なくはないというふうに思います。盛岡市の生計費、生活するのにどうしても必要な金額から比べると、9万4,650円も差があるというふうに計算をされております。こういった格差が生まれてくるのがこの地域別最低賃金の仕組みだというふうに思います。決して田舎だから賃金は安くてもいいというわけではありません。生活費は、時給で換算すれば1,500円以上全てかかっているということになります。そういった意味で、格差の是正はどうしても今、必要だというふうに思います。

次に、大幅な賃金の引上げにとってこの最低賃金の引上げは、今、待ったなしだというふうに思います。先ほども言いましたけれども、生活費に充てる賃金、それを計算した生計費調査というのがあります。これに従って、各都道府県の25歳の男性の生活費を比べても、全てやはり1,500円以上だということが分かりました。こういった問題を克服するためにも大幅な賃金の引上げ、それを底上げする最低賃金の引上げがどうしても必要だというふうに思います。

私は、最低賃金を直ちに1,500円以上の実現と、全国一律最低賃金制度の確立を求めるこの請願に賛成の立場で討論に参加いたします。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

赤沼議員、お願いします。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、委員長の報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

個人的な理由によりまして、委員会のほうに私は出席ができませんでしたが、今回のこの意見書、拝見をさせていただきました。そういった中で、委員長の報告の中にあつたとおり、確かに委員長も報告の中で心情は分かるというような言葉を使われておりました。確かにそのとおりだと思います。ただし、この意見書の内容を見ると、その内容は地域間格差が後になってしまって、後になってとは言い方がおかしいのですけれども、賃金水準が低いままではその地域の経済は発展しないと、だから賃金水準を上げてその地域の経済を発展させるのだというような意見の内容になっております。

地方におきましては中小企業が多い中、それを第一義的に考えて賃金だけを上げているというのは、やはりその企業が果たして発展していくのかと、逆に衰退もあり得るのではないかとというふうに思われます。

ですから、意見書の中でも触れておりますけれども、この地域格差の是正、産業格差の是正、こ

れに取り組んで地方の産業をしっかりと、東京都並みまでいかなくても近くにしていくと。それによって賃金の格差を是正していくと。意見書の中身を見ますと、賃金を何しろ上げて、それによって地域間格差がなくなるのだと、そういう考え方だと賛成はできない。

そういう意味で、私は委員長報告に賛成の立場を取ります。よろしくお願いをします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありますか。

上野議員、委員長報告に反対の意見ということでよろしいですね。よろしくお願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書に対し、賛成の立場で討論をいたします。委員長報告には反対の立場で討論をいたします。

現在、非正規雇用が増え、そして賃金は増えていないというのが社会の現実です。そして、国民負担率は46.1%、50%に近づいている状態です。これは、可処分所得が低くなっていることを意味します。

若者、現役世代は非常に生活が苦しい、そして貯蓄に回す余裕がない。その中で、例えば結婚ができない、生活が苦しい。結婚ができない、そうなりますと出生率が上がらない、少子化という社会がますます進む、このような悪循環をもたらしています。やはり賃金を増やし、そして生活の苦しさを、負担感を減らしていくというのがこの出生率を上げ、人口をある程度保っていくということも考えますと、真っ先にしなければいけない優先的な課題と考えます。もちろん最低賃金を引き上げることで企業、特に中小企業の運営が、経営が厳しくなる、そのようなことも考えられますが、そういうところにおいては別の解決策を用意し、まずとにかく優先して所得を上げるということとは優先すべき課題だと考えます。

したがって、最低賃金の引き上げと格差の是正を求める意見書に賛成いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、委員長報告に賛成の方の発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより請願第1号 国に対して「最低賃金の引き上げと格差是正の実現を求める意見書」の提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。

請願第1号を不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 起立多数であります。

よって、請願第1号は不採択にすることに決定しました。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第33、請願第2号（仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求める請願を議題とします。

請願第2号について、文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会、小澤実委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔文教厚生常任委員長 小澤 実議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（小澤 実議員） 議席番号8番、文教厚生委員会委員長の小澤実です。議長の命により、請願審査報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会に付託された請願第2号（仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求める請願書の件について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告します。

3月8日午後3時より、議場において文教厚生常任委員会を開きました。出席委員は、文教厚生常任委員7名のほかに、議長、紹介議員は上野葉月議員でした。

委員からは、この案件については、既に9月議会で建設予定地も含め補正予算で議決されており、非建設的な話であるとの意見も出ました。

そのほかに、この予定地は滑川町ハザードマップでは浸水地域と指定されているとあります。役場周辺は、滑川と中堀川が合流する地点の上流にあり、支流の逆流氾濫の可能性もある場所なので建設場所としてふさわしくない場所だ、見直せと言われてはいますが、この地点から約150メートル下流には市場堰があり、この堰は自己転倒自動堰であり、水位が増すと自動的に倒れ、今まで満水の滑川の状態が一気に下流に流れ、川底が見えるくらいになります。

また、この建設場所は水害も少なく土砂災害もない安全な場所で、町の中央でもあり、コストや利便性、町全体の公平性が保たれ、最も適切な場所であり、議決されて進捗状況にあり、子どもたちが早くこの施設の利用ができ、また社会福祉協議会の職員の職場環境改善のため素早い建設を望み、今回、高額補助金を出していただけるB&G財団に感謝する意見等が出されました。

このような状況を踏まえ、文教厚生常任委員会に付託された請願第2号（仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求める請願を審査した結果、不採択とすべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより請願第2号に対する討論に入ります。討論ありませんか。

上野議員、委員長報告に対する反対の発言でよろしいですね。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。（仮称）滑川町福祉センターの建設計画の見直しを求める請願に賛成し、委員長報告に反対をする立場から討論を行います。

先ほど滑川の下流、市場堰というものが絶対に安全というなお話がありました。福島の原子力発電所の事故を思い出してください。絶対に安全と言われていた原子力発電所は、津波の前にもろくも崩れ去り、重大な事故を引き起こしました。そして、いまだ手をつけられず、原子力発電所、まだまだ復旧の見込みが立っておりません。

自然災害に対する人工物の力というものは、完全というものはないと考えます。昨今、想定外の災害が起こり、そして想定外のものに対応できない状態で被害が増大しております。人工物に対する過大な信頼というのは被害を大きくするおそれがあると考えます。

ハザードマップ浸水区域というものに対する考え方ですが、滑川町は比較的自然災害のリスクが少ない場所で、浸水区域が多い町ではありません。確かに自然災害が大きい市町村から見れば、30センチの浸水区域というのは非常にリスクが低いというふうに考えられるかもしれませんが、でも、滑川町の多くの住民は、浸水リスクのある場所に住んでおりません。その人たちが果たして30センチの浸水がある場所に向かって逃げてくるのでしょうか。

私は、滑川町、自然災害リスクの少ない町であるからこそ、よりリスクの少ない、ハザードマップで色のついていない浸水区域外に公共施設を建てるのが、税金を有効に使い、住民の安全を守るための責務だと思います。町に対し滑川町福祉センター建設計画の見直しを求めます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 次に、委員長報告に賛成者の発言を求めます。

井上議員。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議席番号14番、井上章です。請願第2号に対する不採択に賛成の意見を述べさせていただきます。

まず、見直し意見の中で、滑川町ハザードマップ浸水区域に指定されているとありますが、確かに浸水想定区域の中でございます。ハザードマップの薄い黄色い部分に当たりますが、万が一浸水しても0.5メートル未満の浸水、長靴で歩ける程度かなと思います。同じような条件で、東松山消防署滑川分署も、確認申請も取り建設をされています。ハザードマップの薄い黄色の部分、浸水想定区域から避難してくる人を受け入れる位置づけになっているのではないのでしょうか。このようなことから役場自体も緊急避難場所にも指定されており、過去に一度も役場自体に水害がなかったことを鑑み、公共施設の長期利用も心配のない安全な建設場所だと思います。

また、請願の意見書に、台風19号による東松山市の早俣地区の水害のことが書かれています。確かに堤防決壊が5か所発生し、決壊は川の合流部に近い地点で目立っており、急激な増水で本流の

水位が上昇し、水をはけ切らず、堤防の能力を超える水が押し寄せ決壊したと見られます。荒川上流域の三峰山頂で595ミリの想定を超えた雨が降り、バックウオーター現象ではないかと、国土交通省と関東地方整備局で調査をしていましたが、はっきりとした結論が出ていないのが現状でございます。

役場周辺は、滑川本流に中堀川支流が合流する地点の上流にあり、支流の逆流、氾濫の可能性もある場所なので、建設場所としてふさわしくない場所だと、見直せと言われますが、この地点から約150メートル、委員長の報告と重複しますけれども、自己転倒自動堰、これが倒れまして、水位が増して堰を越水すると自動で倒れ、満水だった滑川が一気に下流に流れていくと。水はあっという間に下がり、川底が見えるぐらいになります。堰が倒れたままだと、台風の降雨で比企地区に200ミリ以上の降水量を記録しても滑川の水位は1メートルぐらいで、増水することはありませんでした。私も長年消防団活動をしてきて、台風の風水害警戒活動に当たっていましたので、滑川のどの場所で水害が発生するかは全て分かっております。堰自体も数メートルの段差があり、堰下流がかなり低くなっているのです。この設計上、役場周辺への逆流や氾濫はまず考えられないと思います。むしろ浸水区域以外での道路冠水は多数発生していました。現在は、市野川や滑川の河川改修も進んだことから、むしろこの建設場所は、水害もなく土砂災害もない安全な場所で、町の中央です。コストや利便性、町全体の公平性が保たれ、最も最適な場所だと思います。子どもたちが早くこの施設を利用できるように、先ほども出しましたが、社会福祉協議会の皆さんの職場環境改善のため、いち早い建設を望みます。

私は、以上のことで不採択に賛成意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありますか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。委員長報告に反対の立場で意見を述べたいというふうに思います。

本計画は、大塚町長の選挙公約で出されたというふうに言われております。その公約には、新福祉センター建設として、超高齢化社会を見据えて福祉活動拠点として、社会福祉協議会と連携して事業展開をというふうになって、見込みが2,750万円というふうになっております。

私は、この計画を、町が進めるこの新福祉センターについては、町長公約どおり社会福祉協議会の事務所として建設すべきではないかというふうに思います。その建設に当たって、今、社会福祉協議会は、超高齢化社会の中でその役割がますます大きくなっているというふうに思います。高齢介護、様々なボランティア、民生委員や事業団など高齢者を支える拠点として、また災害時には福祉避難所などとの連携も必要になります。そのためにもこの事務所をどこに造るといふことの検討

も必要なものではなかったかというふうに思います。

また、この公約を掲げて当選されたわけですけれども、この福祉センター構想がB&Gからの補助を受けるということから、子どもの第三の居場所支援事業を兼ねるということになって、今年の補正予算で基本計画づくりの予算が生まれ、年度途中で新たな新規事業ということで、住民や子育て世代、利用者の声などを聞かないまま走り出したということになったというふうに思います。

現在、この子どもの第三の居場所問題については、こども家庭庁は子どもの居場所づくり支援体制強化事業を令和5年度の補正予算に組み、令和6年には地方財政へ地方が独自で子ども・子育て政策を実施できるよう一般行政経費を1,000億円増額し、普通交付税で措置するという一方で子ども・子育て支援事業債の創設を行ったところであります。

この地方債は充当率90%、交付税措置が30から50というようになっております。令和10年末までが期限、したがってもしこの子ども第三の居場所づくりを含めて考えるということであれば、この国の支援事業を活用すべきではなかったかというふうに思います。それも、利用者や住民、子育て世代、また子どもたちの声も聞きながら進めるべきではなかったかと思えます。

先日、議会報告会が行われました。住民の方から、「この問題で町に質問をしたら、「議員に説明してあるから議員に説明を聞いて」と言われた」ということをおっしゃってございました。もし本当にこのような説明をしたとなると、二元代表制である町長と議員が一体化してしまっていることになってしまいます。原則を踏み違えた議論ではないかというふうに思います。町は、多くの住民が疑問に思っているこの件に関して、きちんと説明責任を果たすべきではないかと思えます。

説明会もやらないというような町の姿勢は正すべきであり、この計画については見直すことを強く求めて討論といたします。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより請願第2号（仮称）滑川町福祉センター建設計画の見直しを求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。請願第2号を不採択とすることに賛成の方の起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第34、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出

書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎教育長挨拶

○議長（吉野正浩議員） ここで3月31日をもちまして、5年間にわたり滑川町教育委員会教育長としてご尽力いただきました馬場教育委員会教育長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

馬場教育長、よろしくお祈りします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 議長のお許しをいただきましたので、お時間を頂戴いたしまして挨拶をさせていただきます。遅い時間なのにお時間を頂戴すること、大変申し訳なく思っております。

3月31日をもちまして退任することを議会の皆様にご同意をいただき、後任としてすばらしい新教育長に引継ぎができますこと、大変うれしく思っております。2期5年、吉田町長、大塚町長の下で、滑川町の教育に教育長職で関わらせていただいたことに感謝を申し上げる次第でございます。

まず、町の子どもは町で育てるの基本理念の下、チーム滑川で町の教育をつくり上げてきた前小澤教育長の成果である、人づくり、環境づくりのおかげで、たくさんの児童生徒の笑顔と成果、たくさんの町民の優しさに出会うことができました。小澤教育長の功績により、どうにか職を務めることができました。この場をお借りしまして、改めて志半ばでご逝去された小澤教育長に感謝を申し上げたいと思います。

次に、議員の皆様方の滑川町への教育への温かなご支援の下、人に恵まれた5年間でございます。課題が山積している中、やりたくてもやれないコロナ禍、日々話し合いながら工夫を凝らし、教育委員会事務局職員や教職員、そして他課の職員の皆様、町民の皆様、子どもたちとともに学びを止めないための努力をしてきたことが心に残っております。しかし、私の実力不足から、職員や教職員の努力を生かせず、形にできず、成果と言えるものがなかったことに、ここでおわびを申し上げます。

議員の皆様には、困難のときに支えていただきました。心から感謝を申し上げます。今後におきましても、厳しく険しくある難問が幾つも押し迫る滑川町の教育への叱咤激励、そして引き続いての温かなご支援を何とぞお願いを申し上げます。

最後に、滑川町、そして滑川町議会のますますの発展を心からご祈念申し上げ、意は尽くせませんが、退任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（吉野正浩議員） 大変ありがとうございます。お疲れさまでした。

◎退職者挨拶

○議長（吉野正浩議員） 続いて、今年度3月31日をもって役職定年制度により課長職を退任します木村福祉課長にご挨拶をお願いします。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長の木村でございます。吉野議長をはじめ議員の皆様方のご配慮をいただきまして、私、役職定年を迎えるに当たりまして、議場にて挨拶をさせていただく機会をいただきましたことに深く感謝申し上げます。延長時間中ではございますが、少しお時間をいただきまして、お礼をさせていただければと思います。

私は、昭和62年に入庁させていただきました。最初の職場は現在の産業振興課であります経済課の土地改良係に配属をされました。新農業構造改善事業による農作業の受委託や外郭団体の事務局としてお世話になりました。同じ係に大塚町長もおられ、公私ともに多くのご迷惑をかけながら、他方面にわたりご指導をいただきましたことに、この場を借りて御礼を申し上げます。

その後、課内での内部異動で農林係に配属をされまして、稲作ですとか夏の空中散布、酪農協会、養豚協会等を担当いたしました。記憶に残っておりますのは、豚コレラのワクチン接種のため獣医さんと一緒に豚舎に入りまして、足をかまれながら接種済みの豚の背中に赤いマジックをつけるという、大変貴重な体験をさせていただいたことが思い出されます。

その後、経済課に新設の農業集落排水係が設置されまして、伊古、広瀬地区、さらには和泉・菅田・両表地区の集落排水事業を担当させていただきました。地区内の全世帯を訪問させていただき、宅地内の配管の工事等を担当させていただきました。

平成11年には企画財政課に異動し、こちらも新設の情報管理係に配属され、庁内のネットワークの構築、パソコンの1人1台体制の整備を担当させていただきました。その中で、OAフロアの整備も実施いたしまして、ゴールデンウィークを利用し、1階の事務室内の机ですとか椅子ですとかキャビネット等、全ての重機を2階、3階の廊下や会議室に移動し、1階の事務室を更地にしてのフロア整備をしたことを思い出します。

平成15年9月からは、比企地域3町3村合併協議会へ事務局として勤務となりました。合併に向けての事務事業のすり合わせ作業を担当させていただきました。合併には至らなかったわけですが、ほかの市町村の職員との交流を通じて大変貴重な経験をさせていただきました。

合併協議会から役場に戻り、建設課の都市計画係に配属となりました。開発許可申請等の許認可の受付事務や月輪区画整理事業の最終段階で町名の変更等の事務を担当いたしました。開発の窓口は、知識の十分でない私にとりましては大変つらかった記憶が思い出されます。

その後、産業振興課土地改良担当に異動いたしまして、羽尾表前土地改良区、山田土地改良区を

担当し、土地改良区の事務局として、夜間の理事会、幹事委員会等に出席をさせていただきました。その際は、地元の農家の方々に大変お世話になりました。

その後、環境課下水道担当の1年を経て、健康福祉課の福祉担当の配属となりました。生活困窮、児童虐待、DV、子育て支援等を担当し、人口増で活気あふれる滑川町の裏側では、様々な課題を抱える方々が非常に多いことを実感させていただきました。

その後、平成29年度から令和2年度まで4年間、議会事務局でお世話になりました。その間、慣れない私でしたが、多くの議員さん、監査委員さんにお世話になりました。特に記憶に残るのが、当時の上野廣議長が比企郡町村議会議長会長、さらには埼玉県町村議会副会長となり、事務量は多少増えましたが、他市町村の議長さん、事務局長さんらとの交流も夜遅くまでさせていただき、個人的にも有意義な経験をさせていただいたところでございます。

次の年には、比企都市監査事務研究会の事務局が回ってきて、当時の稲葉代表監査委員が会長となり、監査委員研修会等の企画をする中で、様々な方との交流をさせていただき、大変勉強になりました。

その後、健康福祉課に課長として戻りまして、社会福祉、子ども福祉、さらにはデマンド交通の運行管理等多岐にわたる事務を、コロナ禍でなかなか思うようにはいきませんでした。各担当職員力を借りながら進めることができました。

以上、入庁以来37年の月日が過ぎようとしております。この間、様々な機会において多くの方との出会いがございました。特にこの場にいらっしゃいます議員さんとは、事務局での出会いのほか、消防団、PTA、青年団、青少年相談員、スポーツ等を通じ、つらいことも楽しいことも分かち合い、貴重な体験をさせていただいたことも思い出されます。改めて深く感謝申し上げます。

4月からは、定年延長制度の移行期間の初年度ということで、役職定年となりますが、1年間定年を延長させていただきます。課長として議場でお世話になることは本日が最後となります。議会では皆さんから多くのご質問やご要望をいただいたところではございますが、なかなか満足のいただけるような回答ができなかったことに対しまして、この場をお借りしておわび申し上げたいと存じます。4月からも引き続きご指導、ご鞭撻をいただければと存じます。

終わりになりますが、議員の皆様方のますますのご健勝とご活躍、さらには滑川町、滑川町議会の発展を心よりご祈念申し上げまして、言葉は足りませんが、御礼の挨拶とさせていただきます。長い間、大変ありがとうございました。(拍手)

○議長（吉野正浩議員） 木村課長、大変ありがとうございました。今後も頑張ってください。

◎閉会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉

会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願い申し上げます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼の挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、令和6年度一般会計予算をはじめ、人事案件を含む全49案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして深く感謝申し上げます。会期中に議員各位より多くの提案、意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の行政運営に当たってまいる所存でございます。

厳しい財政状況の中ではありますが、住民福祉の向上に私が先頭に立ち、職員一同と真摯に取り組んでまいる決意でございます。

議員各位におかれましては、年度末を迎えますますお忙しいこととは存じますが、お体には十分にご留意いただき、ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正浩議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第240回滑川町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午後 4時57分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年3月13日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員